

予算特別委員会

3月11日（月）午前9時30分開議

議題1 「議案第23号 平成25年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（１３名）

1 番	森	一	人	委員	2 番	大	野	敏	行	委員	
3 番	佐久間	孝	光	委員	4 番	青	柳	賢	治	委員	
5 番	小	林	朝	光	委員	6 番	畠	山	美	幸	委員
7 番	河	井	勝	久	委員	8 番	川	口	浩	史	委員
9 番	清	水	正	之	委員	1 0 番	安	藤	欣	男	委員
1 1 番	松	本	美	子	委員	1 2 番	渋谷	登	美子	委員	
1 3 番	吉	場	道	雄	委員						

○欠席委員（なし）

○委員外議員

長 島 邦 夫 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事 務 局 長	杉 田 豊
主 席 主 査	岡 野 富 春

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
井 上 裕 美	総 務 課 長
山 岸 堅 護	総務課庶務・人事担当副課長
伊 藤 恵 一 郎	総務課財政契約担当副課長
中 嶋 秀 雄	地 域 支 援 課 長
内 田 恒 雄	地域支援課地域支援・人権推進担当副課長
中 西 敏 雄	税 務 課 長
中 村 滋	税務課課税担当副課長
田 畑 修	税務課収税担当副課長
新 井 益 男	町 民 課 長
山 下 次 男	町民課戸籍・住民担当副課長

村	上	伸	二	町民課保険・年金担当副課長
岩	澤	浩	子	健康いきいき課長
高	橋	喜代美		健康いきいき課社会福祉担当副課長
杉	田	哲	男	健康いきいき課健康管理担当副課長
田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長

◎委員長挨拶

○吉場道雄委員長 おはようございます。一言ご挨拶を申し上げます。

本日は予算特別委員会のご案内を申し上げたところ、ご出席いただき、まことにありがとうございます。

審査は本日から行いますが、慎重な審査をお願いいたします。

委員の皆様に申し上げます。質疑をする場合には、簡単明瞭な形でお願いいたします。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡明な答弁、説明をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(午前 9時27分)

◎議長挨拶

○吉場道雄委員長 それでは、ここで長島議長にご出席をいただいておりますので、議長にご挨拶をいただきたいと思います。

○長島邦夫議長 議員の皆さん、おはようございます。そして、執行部の皆さん、本当にご苦労さまでございます。

いよいよ本定例会も終盤、今週と来週、終盤ということで、きょうは開かれたわけでございます。きょうの予算審査特別委員会が4日間行われますが、この中に一般会計、そして特別会計と、全て入っていると言っても過言ではございません。皆様方におかれましては、きょうのためにいろいろ勉強なさってきょうに臨んでいるというふうに思っております。ぜひ慎重な審査をお願いしたいというふうに思います。

そしてまた、きょうは3月11日ということで、あの痛ましい震災からはや2年が経過しております。そのような中において、新聞またはテレビ等でもいろいろ言われていますが、なかなか復興が進まないというような話を聞いております。違う新聞におきましては、新聞の中で2020年代にならないと地元の人も完全に復興したというふうな気持ちにはなれないのではないかと、そんな話を書かれておりました。とにかくお金も膨大にかかることですし、かなりの金で19兆円というのが25兆円というふうなことも話を聞きました。いろいろな面で、お金は天下の回り物、いわゆるここにかかるお金というのは全て国費でございまして、地方のお金としても国費でございまして、

本当にこれから幾らお金がかかっていくのかわからない、そんな状態ではないかなというふうに思います。

きょうもそういう面におきましては、慎重審査をお願いしまして、甚だ簡単ではございますが、予算委員会に当たっての挨拶とさせていただきます。きょうはよろしくお願い申し上げます。

◎町長挨拶

○吉場道雄委員長 次に、町長からご挨拶をいただきたいと思います。

○岩澤 勝町長 おはようございます。25年度の予算をご審議いただく場になりました。今、委員長さんからお話しありましたように簡明な答弁、そして親切な答弁をするように職員心がけて当たりたいと思います。

日ごろの仕事ぶり、そのままだがこのところに出るわけでありまして、職員がどんな勉強をしているか、仕事に取り組んでいるか、内容を把握しているかということがこのところで見られるわけでございますので、ぜひそういう面でもご指導をいただきながら、職員を育てながら、しっかりとした答弁ができるように、ご指導をいただけるようにお願いします。

なお、今年度のこの予算編成ですけれども、嵐山町だけではありませんが、首長間の話を聞きますと、どこも今年の予算編成では苦心をしたようでございます。嵐山町なんかは特に苦心をいたしました。ゆとりのない予算編成になりました。数値をしっかり見ていただいて、ご指導いただいて、ご審議をいただければというふうに思います。日ごろの仕事の内容がしっかり出ますような答弁になっていきますように、職員一丸となって当たりたいと思いますので、どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○吉場道雄委員長 ありがとうございます。

◎開会の宣告

○吉場道雄委員長 ただいま出席委員は13名であります。定足数に達しております。よって、予算特別委員会は成立いたしました。これより開会いたします。

(午前 9時31分)

◎開議の宣告

○吉場道雄委員長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

委員会の開会日につきましてお諮りいたします。本委員会の開会は、本日3月11日、3月12日、3月13日及び3月14日の4日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 ご異議なしと認めます。よって本委員会の開会は、本日3月11日、3月12日、3月13日及び3月14日の4日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○吉場道雄委員長 ここで諸般の報告をいたします。

本委員会に付託された案件は、議案第23号 平成25年度嵐山町一般会計予算の議定についての件、議案第24号 平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計予算の議定についての件、議案第25号 平成25年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算の議定についての件、議案第26号 平成25年度嵐山町介護保険特別会計予算の議定についての件、議案第27号 平成25年度嵐山町下水道事業特別会計予算の議定についての件及び議案第28号 平成25年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、以上予算議案6件です。ので、ご了承願います。

次に、本委員会の予算審査予定表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、この委員会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

審査の方法についてお諮りいたします。申し合わせのとおり、議案第23号 平成25年度嵐山町一般会計予算議定についての件の審査は、歳出を基本に歳入、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書の添付書類を含め、予算審査予定表に基づき、課局ごとに議会事務局から行い、最後に総括質疑にいたしたいと思います。

また、議案第24号 平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計予算の議定についての件から議案第28号 平成25年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件までの審査

は、歳入、歳出を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号 平成25年度嵐山町一般会計予算議定についての件の審査は、歳出を基本に歳入、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書の添付書類を含め、予算審査予定表に基づき課局ごとに議会事務局から行い、最後に総括質疑を行うことに決しました。

また、議案第24号 平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件から議案第28号 平成25年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件までの審査は、歳入、歳出を一括して行うことに決しました。

なお、議案第23号 平成25年度嵐山町一般会計予算議定についての件から議案第28号 平成25年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件の6議案につきまして、総括質疑をする委員は3月12日の午後1時30分までに委員長へ届け出てください。

傍聴について申し上げます。当委員会への傍聴の申し出がある場合は、原則許可いたしたいと思いますので、ご了承をお願いします。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第23号の質疑

○吉場道雄委員長 議案第23号 平成25年度嵐山町一般会計予算の議定についての件の議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

まず、議会事務局に関する部分の質疑からお願いします。

なお、質疑がある委員は挙手により委員長の指名後、ページ数をおっしゃってから、簡潔に、またはっきりとお願いいたします。

また、質疑の回数は1課局1回で3回までとしますので、ご了承願います。

また、この委員会の会議録を調整するため、発言はマイクを通してお願いしたいと思いますので、質疑者、答弁者とも着席のまま発言するようお願いいたします。マイクのスイッチは発言をする前に入れていただき、発言が終わったら切ってくださいようお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 質疑がないようですので、議会議務局に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午前 9時37分

再 開 午前 9時38分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、税務課に関する部分の質疑を行います。

それでは、どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 16、17ページの法人税の関係なのですが、この伸びは、今大変株が上がっているわけですが、こうしたことを反映して伸びるだろうという予測で伸ばしたのか、伺いたいと思います。

それから、87ページの御当地ナンバーなのですが、これは何ccのバイク、軽も対象なのでしょうか。それをちょっと伺いたいと思います。

それと、もう見本はできているのか。できているのであれば、後で結構なのですが、見せていただきたいと思います。

それから、資産税賦課事業の標準宅地・路線、同じページです。路線価鑑定評価業務委託料、これは結果はいつごろで、公表はいつごろになるのか伺いたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えいたします。

法人税の伸びですが、24年と比較して伸びているという理由ですが、24年度は東日本大震災、あと計画停電、タイの大洪水等を勘案して、低く見過ぎて積算しました。その影響があるということで。それで、今回、3月の補正で1億4,000万円ほど補正増をさせていただきましたけれども、まず25年度も本来でしたら実効税率等下がりますので、その分というのはそれもちょうと勘案して見ているのですけれども、大体このぐらいの調定額だろうということで見込みました。

それと、御当地ナンバーの関係ですが、これはナンバーは50ccのみです。90cc、125ccは、全体の課税台数も100台に満たないことと、年間でも10台とか20台ぐらいしか出ていませので、50ccは100台ちょっと出ています。

それと、ちょっとデザインしてもらったのですが、これなのですけれども、緑と清流とむさし嵐丸ということで、ちょっとこれ回します。

嵐丸がちょっとバイクに乗っている図柄なのですけれども、これを4月に発注して7月か8月ごろに発行しようかなと思っています。それと、そのナンバーも余りかわいいということで嫌がる人がいるので、今までのナンバーも併用して50ccのナンバーについてはその御当地ナンバーと普通の今までのナンバー、2種類でいきたいと思っています。

それと、固定資産税の標準宅地の関係ですけれども、27年の評価替えに向けて26年の1月1日現在の鑑定評価を委託します。これは、3年に一遍の評価替えに向けて事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 法人税の関係なのですが、そうしますと今の株が大きく伸びているというのは、特別この法人税が伸びるというものには入れていないということでよろしいのでしょうか。それくらいでいいです。

○吉場道雄委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 実は、予算を積算するときにはこんなに株が上がってくるとは予想していませんでしたので、いずれにしても法人の実効税率は下がるということで押さえてあります。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 16ページ、17ページなのですが、個人町民税ですけれども、均等割のみの世帯というのはどれぐらい予定しているのか、伺いたいと思います。

それと、同じく16ページなのですけれども、国有資産等所在市町村交付金ですが、これはどこどこが対象施設になっているのか。平成24年でも224万1,000円減でということなので、2カ所既に嵐山町からそういった施設が対象からなくなっているとい

うことで、それを伺いたいと思います。

同じくこの下のたばこ税なのですが、たばこ税が2,637万6,000円の増です。これは、たばこ税を値上げしたというのは、喫煙者の減少を求める効果があるということをやったわけですが、結果としてたばこ税の増があったので、本数的にはどうなのか。具体的にたばこ税の増で健康への影響というのは効果があったのかどうか、伺いたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

個人の町民税ですけれども、均等割のみという方というのはちょっと出しづらいのので、24年度の。個人町民税の積算は、24年度の当初課税、これをベースに所得階層ごと、だから農業所得、給与所得者とか営業所得者とか、それをベースにその課税標準の大体2%減、それを2%減ということで積算しています。これは、まず団塊の世代が退職していくということと、それと去年の勤労統計調査によると、夏のボーナス等も1.4%減ということで少ないということで分析しておりますので、そういうのを勘案して24年度の当初調定の2%減ということで積算を組ませていただきました。

それと、市町村の交付金との関係なのですが、これについてはまず、これは県営住宅と、川島と平沢にある県営住宅、それと嵐山郷、これが対象になっているのですけれども、初めは工業団地の武蔵野フーズ等も対象になっていたのですけれども、それが会社の所有になりましたので、今度固定資産税のほうで入ってくる形になります。それで、嵐山郷なのですけれども、嵐山郷にも今まで課税していたのが今度は入居している人たちのための施設になったりすると非課税扱いなのです。今までは、職員の寮とかに使っていたものが、今度は入所している方の施設に変わったりなんかしますと、その分が非課税になりますので、そういうのが減になったりする原因になっています。

それと、たばこなのですけれども、たばこにつきましては、法人の実効税率が引き下げになることによって、都道府県と町の法人住民税はやっぱり下がるのですけれども、ただ都道府県の法人事業税、これが課税ベースの拡大で、その分というのは上がるのだそうです。その上がった分を町のほうは、市町村は下がりますので、都道府県が法人事業税が上がった分、それをたばこ税、都道府県のたばこ税を市町村に税源移

譲するという形で、その分がふえてきますので、今までのこれが4月1日の改正になります。

旧3級品以外が1,000本当たりの価格なのですけれども、4,618円が5,262円、644円増になります。それと、旧3級品ですが、2,190円が2,495円、305円の増となります。本数自体は減らして積算しているのですけれども、この税源移譲があるために2,000万円ほど税額をふやしております。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。国有資産等所在市町村交付金ですけれども、これそうすると嵐山郷の確かに住宅の方がいなくなってって、その部分が減っているということで、県営住宅が減っているということで、今回は前年に比べると336万8,000円減額になっているのですけれども、その対象分がそれになっているということでいいのでしょうか。県営住宅に関しては多分変わらないと思いますので、武蔵野フーズに関しては、ちょっとまだよくわからないのですけれども。というふうなことで、そのような金額ということでもいいのか、伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 お答えします。

花見台の工業団地に武蔵野フーズの第2工場と、あと東洋ハウジング、東洋粘着と前言っていましたけれども、ちょっと社名を変更しまして東洋ハウジング、これが県から借りていたのです、土地を。それが今度は会社所有になったということで、その分はその2社というのは、今度は固定資産税で納めるということになります。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 全協でも話があったのですが、コリンズの関係なのですけれども、競売が成立をしたということで、当初予算の中では保有税が科目設定になっているわけですけれども、この保有税の流れがどういうふうになるのか。あるいは、落札した人の固定資産税というのはいつごろから入ってくるのか、その辺をちょっと聞いておきたいと思うのですが。

○吉場道雄委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 お答えします。

この間競売がありまして、鶴ヶ島の方が、これは農業をやっている方ですけども、農地を含めての競売だったものですから、そこの方が落札しました。ただ、まだお金の払い込みが済んでいるという確認がまだありません。それがお金を払い込んだという確認がとれますと、今度裁判所のほうから配当の関係が通知が来ます。恐らく配当はないと思います。その後に、今度は所有者がかわりましたから、コリンズの保有税は不納欠損の形をとらざるを得ないという形になります。

それと、固定資産税は1月1日現在で課税しますので、新しい所有者については今後、これから登記が終わると26年度から課税になります。今現在固定資産税は、24年、今度25年がまだコリンズの名前で出てしまうのですけれども、ただ、あとは前も申し上げましたとおり、その線価保証がどんな形で、新しい人にその線価保証が行ってしまうのか、それがちょっと今後、多分線価保証36万ぐらいあるのですけれども、それは今まで固定資産税とかに充てていたのですけれども、それが所有者が変わってしまうと、その線価保証がどういう状態になるか、それを確認しながらもし大丈夫なようでしたら、24年、25年の固定資産税に充てられればいいなと思っております。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 質疑がないようですので、税務課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午前 9時55分

再 開 午前 9時59分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課及び会計課に関する部分の質疑を行います。

それでは、どうぞ。

青柳委員。

○青柳賢治委員 まず、48ページ、諸収入の中にあります区画整理関係の収入ですけれども、一応予算ですから、収入されるべきもの、一応計上されるでしょうけれども、

この金額については予定をされている収入の時期があると思うのですが、それはいつになるのかということです。1点。

それから、75ページ、ここにある提案型の団体補助ですけれども、5万円をめどに3団体ぐらい予定していると。町とすると、どのような提案、それから団体を予想、予定しているのか、この事業について説明いただきたいと思います。

もう一点、67ページ、戻ってすみません。平和事業というのが新規でここに10万円計上されています。これはどのような事業になっていくのか。

以上、3点です。お尋ねします。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えします。

まず、48ページの関係の諸収入ですが、平沢土地区画整理組合からの償還金、返していただくお金でございます。これは、年に2回返していただくことを予定しておりまして、半年、前期と後期というような形で、なるべく早く返していただければ、もちろん早く返していただくことにこちらのほうは都合がいいわけでございますけれども、一応予定しているのは、前期、後期の2回ということでございます。

それから、67ページの関係でございますが、平和事業といたしまして広島県の平和資料館からパネルを借用しまして、展示会、そういった事業を予定しております。その運搬にかかる経費をこの10万円ということで載せさせていただいております。時期につきましては、まだ未定でございますが、町民ホールあるいは交流センター、そういったところを利用させていただきながら平和事業を行ってまいりたいというふうに考えております。

75ページでございますが、提案型の関係の。この提案型事業につきましては、公募を行いまして、事業提案により決定した新たな団体に対して補助をする予定でございます。それで、予算の説明のときにもお話ししましたが、5万円の3団体分、上限は10万円というように考えております。

3月の広報にお知らせしました募集事業の内容、3月の広報を見ていただきますと細かい内容が1番から8番までございます。防災、防犯、防火、交通安全、そういったものに関する事業、子育て支援、青少年育成、そういったものの事業、それから高齢者、障害者、環境衛生、農林業の振興、文化歴史、国際交流に関する事業、そういったようないろんな事業に関しまして公益性の必要性が高い事業、そういったものに

交付してまいりたいというふうに思っております。

とりあえず以上です。

○吉場道雄委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 ちよっときょう委員会冒頭にも非常に苦しい、ゆとりのない当初予算になっているということがございました。やはり町長の施政方針にも町政の編成等を含めて、これにバランスが維持されたということで、今までの流れが長い間できなかったことができたようになったのでしょうかけれども、その辺の一角の中に今の貸付金などのこともあるでしょう。

ただ、余りにもこの予算が厳しい状況になってきている中で、嵐山町のゆとりといえますか、例えば緊急時のようなものが発生したときに、どの程度の余裕が保たれているのか、町としてもその備えに対してはどうなっているのか。

〔「総括質疑」と言う人あり〕

○青柳賢治委員 それは違う。一応、総務課として一応、その辺のことを準備できているのかというようなことがあれば、財政調整基金なども含めて説明していただきたいと思います。

○吉場道雄委員長 大丈夫ですか。総括的。今の質問が総括的だったから。

○青柳賢治委員 答えられるところだけで結構ですから。

では、ちよっと絞りましょうか。すみません。

一応、そういう町債のことにちよっと触れなかったものですから、あれですけども、一応そういう備え的なものというのはどうなのでしょうかというようなことで答えていただける部分だけで結構です。

それと、まだありますので、ちよっといいですか。あと、提案型の事業というのは、広域的な高いものが選ばれていますけれども、これについてはどのような審査というか、今、区長がコミュニティ事業で出しているようなものの中のどんな形になるのかどうか、ちよっとその審査方法というのですか、そういったものがありましたらお尋ねしたい。

以上です。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えします。

財政状況、当初予算つくる段階で大変厳しいものでございました。そういった中で

緊急時の対応、こういったものも当然考えていかななくてはならないということは当然あるわけでございます。平成25年度の当初予算をつくるに当たって基金を取り崩したわけでございます。財調では2億200万円、最終的に3月の補正予算で幸いにして法人税が伸びてくれましたので1億4,100万円積み立てができました。最終的には1億6,700万円超える数字になりました。とりあえず1億6,700万円というのは余り財政調整基金としては、私のほうにとっては心強い金額というわけではございません。本当でありますと当初予算の取り崩し後、3億から5億、これぐらいの金額が常にあれば、次の年の予算編成する上でも財政担当課としてはありがたい。そういった中で約半分ぐらいでございますけれども、それをいかに有効かつ適切に利用していくかというのは今後の課題だろうというふうに思っております。緊急時には財調を取り崩しながら、いろんなことがあった場合には対応してまいりたいということでございます。

それから、提案型の関係でございますけれども、提案型事業ということで広報でお知らせをいたしました。3月広報、もう一度改めて見ていただきたいと思いますけれども、その中に補助事業の対象となる経費でありますとか、あるいは内容、それから補助額、提出書類等々を載せてございます。その中で出していただきまして、それぞれの関係する分野がございますので、それぞれの例えば防災、防犯、防火だったら地域整備課、そういうところで審査をしていただきながら判断をしてまいりたい、審査をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、区長さんのコミュニティー事業、そういったものはそちらのほうの補助金があるわけございまして、ダブルでは支給できないということで、今まで町が補助金として支出していないようなものを提案していただくというふうになると思います。

以上です。

○吉場道雄委員長　ほかに。

畠山委員。

○畠山美幸委員　今の67ページの新規平和事業に関してなのですが、こちらは運搬費が10万円ということですので、先ほどパネルとかの展示をするというお話がございましたけれども、あくまでも運搬費のみでよろしいのでしょうか。

それと、75ページの平成23年度終了した都市再生整備計画嵐山中央地区の計上のフォローアップを行うための経費ということで、こちらに271万円、166万円、105万円、

いや10万5,000円です。それで、昨年24年度は嵐山北部地区をやったわけですが、今回この内容は昨年と同じようなやり方で行うのか、内容をお聞きしたいと思います。

その2点です。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えします。

まず、67ページ、平和事業の関係でございますけれども、これはパネルをお借りして、通信運搬費ということで、その費用でございます。会場につきましては町民ホール、交流センターを予定しておりますのでかかりません。運搬費のみでございます。

75ページの都市再生整備計画の検証アンケートの集計委託料でございますが、10万5,000円ということで嵐山中央地区の検証のフォローアップということで1,000件アンケート調査を予定しておりますので、その調査委託でございます。

中央地区については、一応検証事業は終わったのですが、まだ菅谷3号線とか完成していない段階での検証でしたので、それが終わった後、もう一度検証させていただくと、そういう費用でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 67ページの平和事業のことなのですが、例えば町民の方で広島県、長崎県、原爆の例えばDVDを持っているとか、そのときの遺品を持っているとか、そういう方がいた場合にそういうものと一緒に展示してほしいとか、見せてほしいとかという要望があった場合には、のんではいただけるかどうかの確認をさせていただきたいと思います。

それと、75ページのほうはホームページのみでこれはやるのか、アンケートを1枚ずつ配るのではなくて、ホームページ上でやるのか、確認したいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 平和事業の関係でございますけれども、そういう方がいらっしゃいましたら見せていただいて、そのときにまた判断をさせていただきたいというふうに思います。

それから、都市再生整備計画の集計結果につきましては、ホームページ上でまた公

開をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

河合委員。

○河井勝久委員 74、75ページ。この企画総務事業のうちの東上線東松山寄居間複線化促進。

〔何事か言う人あり〕

○河井勝久委員 すみません。

○吉場道雄委員長 いいですか。ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 14、15のうちで、その前の町債と公債費の関係なのですが、14、15ページの町債と公債費で。参考資料では20ページに起債残高があるのですけれども、この起債残高で質問したいのですが。24年度末が一番高く70億あったと。これが68億に25年度末は減るということですね。

この公債費の今後の推移がちょっと知りたいので、伺いたいのですが、最高でどのくらいになるのか。何年間ぐらい続くのか、最高額が。そういったことを伺いたいと思います。

それから、67ページの先ほどの平和事業なのですが、この事業を行おうとした背景は何なのでしょう。

それから、75ページの先ほどの提案型の件なのですが、そうしますと提案されたものは各課内で、各課で審査をするという、そういうことなのですか。それで、最終的に幾つも上がってきた場合、三つに絞るのはどこでやるのかなと思いましたので、しかもその基準は何なのかなと思いましたので、伺いたいと思います。

それから、その上の検証アンケート、都市整備、まち交でやった分ですね。このアンケートの生かし方、どういうふうなことを考えているのか。

以上です。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えします。

起債の残高あるいは公債費の推移につきましては、伊藤副課長のほうからお答えをさせていただきます。

それから、平和事業の関係でございますけれども、平和事業につきましては町史の中にも平和事業を行っているというふうな形で載せております。それに基づいて事業を実施していくということでございます。

それから、提案型の関係の事業補助の関係でございますけれども、これはそれぞれの事業内容によって担当課で審査をしていただきながら、最終的には補助金適正化委員会もございますので、そういった中でもう一度判断をし、補助決定をしてまいりたいなというふうに思っております。

予算上は3団体を5万円というような予算計上をさせていただきました。仮にこれがもっとたくさん多かった場合に、それにつきましては、また補正予算なり等でお願いをして、その部分については提案がたくさんあった場合に、いい事業がたくさんあった場合には、補正予算でも対応してまいりたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

アンケートでございますけれども、アンケートにつきましては、検証結果というのは大事なことでございまして、それはこれからの町づくり、嵐山中央地区の町づくりに反映をさせていくということでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 伊藤副課長。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 それでは、今後の公債費につきましてご説明させていただきますと思います。

今後の公債費につきましては、事業が確定しないとなかなかどれだけ起債をするかというのがわかりませんので、何とも言えないのですが、仮に今年度、平成25年度と同様な起債をした場合、一番起債残高が多いのは平成24年度、ですから昨年の数値です。前年度数値の70億2,551万3,000円というのが一番多く、ピークになるというふうに今現在は予想させていただいております。その後、順次、起債残高は減るというふうにこちらのほうでは考えさせていただいております。

以上です。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 ちょっと補足をさせていただければと思いますが、去年というか今年度が一番起債残高は多いわけでございますけれども、仮に今年度が3億9,800万円、25年度、起債するわけでございます。その後、仮に4億円ずつ起債をしていった

場合の平成30年度の起債残高は大体59億6,000万ぐらいになります。ということで、大体10億円ぐらい減るだろうという見込みでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうしますと、公債費はどういうふうになるのでしょうか。一番返済が大きい時期、金額、ちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 伊藤副課長。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

先ほど課長から説明させていただきました起債の予定でいきますと、平成29年度が一番多くて6億8,000万程度になるというふうに予想しております。

元利合わせて6億8,000万で、25年度と比較しましても2,000万程度しか増加しないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 施政方針の中にもありましたけれども、県内市町村のクラウドの具体的な対策事業というのは、対象事業というのは何件あるのか、例と、それと幾つかあるのですか。それについて伺いたいと思います。

〔「地域支援課になる」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 クラウドは地域支援課になってしまう。総務課ではないのだ。ごめんなさい。

そうしたら、次に行きます。69ページになります。68、69なのですけれども、一つは文書送達事業というのがあるのですが、これは総務ですよ。文書送達事業なのですが、これは昨年が662万8,000円が530万2,000円というふうに減額になっているのですけれども、実績に基づいているのか、それとも通信運搬のことにに関して新たな工夫をしてこれだけに減額しているのか伺いたいと思います。

それと、同じく69ページなのですが、会計管理総務事業の中の需用費なのですが、これが363万7,000円になっていて、23年度、24年度、25年度と、それぞれ減額になっているのですけれども、需用費を減額していく算出の基礎というのはどのようなもの

でこれだけ減額されていくのか、伺いたいと思います。印刷費が減額になっているのか、製本するもの自体が少なくなっているのかということです。

それと、次に75ページなのですが、これはちょっと私もびっくりしたのですが、提案型の団体補助金事業、3月号の広報で掲載されていました。予算が決定していない段階の3月号の広報で出されるというふうに急がなくてはいけなかった理由というのを伺いたいと思うのです。4月に出すことでも十分間に合ったのではないと思うのですが、そこのこの理由というのはなぜこんなに1カ月も早く、普通、予算が決定してから出すのがと思うのですが、そこの理由というのを伺いたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 文書送達事業の通信運搬費につきましては山岸副課長からお答え申し上げます。

75ページの提案型団体補助金の関係でございますが、3月号の広報でお願いしました。その中には、もちろん本事業は平成25年度当初予算成立が条件となっております。何とぞご了承くださいというような一文も当然入れてございますが、4月早々になってすぐ始めたい、そういったようなところもたくさんあると思います。そういったこともありまして、平成25年の4月上旬には審査のほうをいたしまして、なるべく早く決定をしたいということもございまして、3月号の広報でお知らせをいたしました。

以上です。

○吉場道雄委員長 山岸副課長。

○山岸堅護総務課庶務・人事担当副課長 それでは、69ページの文書送達事業の関係につきましてお答えを申し上げます。

対平成24年度予算に比較しまして132万6,000円の減額となっております。こちらの理由といたしましては、24年度は各課、各所のアンケート分というのは80万3,000円計上をさせていただいておりました。そのほかに毎月かかる通常分でございますが、24年度については月45万円、25年度につきましては月41万円ということでトータル48万円の減額となります。この通常分の減額ですが、郵便料につきましては、町内の同じ郵便を100通以上発送いたしますと割引制度がございます。定型の封筒で言いますと80円が65円、定型外などですと、例えば120円が100円というような割引制度がございます。

現在も発送日については毎日ということではなくて、火曜、金曜という形で決めて町内の場合は発送しておりますけれども、こちらの割引制度を利用するためにこの発送日の徹底をしていただきながら財政に大変厳しい折ということでございますので、節約をしまいたいと考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 田幡会計管理者兼会計課長。

○田幡幸信会計管理者兼会計課長 会計管理総務事業の需用費ですけれども、この中で消耗品費、この中で一番特に消耗品の中で多いのが、県の収入証紙の購入というのが300万5,000円ほどありまして、これが去年は323万円ということで証紙の在庫が少しありますので、本年度はその在庫を落としたということです。

また、この中では、行事用の袋だとかそういうものも買っていて、買う年と、まだ在庫があるから買わない年というのがありまして、それで若干の変動があるということでもあります。

また、印刷製本費は2万円ほど減額なのですが、これもこの中では決算書の印刷、それから給与支払い報告書、それから口座振替の依頼書となりまして、決算書につきまして昨年より若干1万円ちょっと安くはなっているのですが、そのほか給与の支払い報告書、口座振替の依頼書等は、これも先ほどの話のように在庫を抱えていたりによって年度によって若干の変動があるということでありまして、本年度はちょっと下がっているということでもあります。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 これはちょっと気になっているものですから、提案型の団体補助金ですけれども、3団体を募集するわけですが、既にもう決まっているということではないですか。そのようにしか4月の月上旬に始めたいということであって、提案型の団体をというふうな形で新たに、4月から始めたいというふうな形で思っているというふうには、私はこの内容を見てちょっと問題が大きいかなというふうに思いました。

議決されていたらよいのですが、議決されていないものをこのような形で出されてきていることに関しては、ちょっと提案型の団体補助金が公募で新たな団体というよりは、あらかじめ予定している団体があるというふうにしかならないという

ふうに感じたのです。ちょっと問題があるかなと思うのですが、これ4月1日に出したとしても、4月から事業を始めたい人は4月の広報を見て初めてやるわけですね。そして、その間に仕事をしたい、何かやりたいと思う人たちは自分で何らかの収入を考えているはずなのです。そして、たまたまそれを見て、次の段階で、ではもしこれを利用できるのなら利用しようというふうに出してくるのが普通だと思うのです。

それが、4月1日から始めたいというふうな形で出してくるというのは、既に団体が、提案型の団体補助金の人が決まっているというふうにしかな考えられないのですが、どうしてこんなことをするのかというのが私としては納得できないですね。これ議決されていた後だったら、少なくとも4月1日号だったら問題ないと思ったのです。

ですけれども、3月1日号で出していくというのは、これ考え方として、これはあらかじめ決定するというふうな形であると思うのですけれども、逆に言えば団体がある程度決まっているというふうを考えざるを得ないのです。しかも、それも担当課でそれぞれ審査して、最終的には適正化委員会というふうになってくると、問題は大きいかなと思っているのですが、その点についてはどのような判断があって適正化委員会と、そして総務課で出されたのか、伺いたいと思うのですが。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えします。

新たに補助をする、助成する団体がもう決まっているのではないかなというようなご質問でございますけれども、それは決まっておりません。

一つの理由としては、基本的に事業費補助にしようということでございまして、今までの団体も、もちろん代替事業をやっている団体については団体の補助要綱をつくって補助をさせていただきます。そのほかの補助団体については、この事業費提案型の補助をするということに決めましたので、今までの団体についても交付申請をしていただく。そういうこともありまして、なるべく早く出させていただいたと、そういうことでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 今までの団体補助金というのも見てみますと、補助金団体を見ますと4月ぐらいから出されますよね。4月ぐらいから出されるのに4月1日の広報で十分間に合ったのではないかなと思うのです。なぜ3月1日になってくるのだろう

というのは、私はこれはやっぱり議決の前の、議決されていたら別に、4月1日号でも準備するのは3月4日までに出さなくてはいけないので、準備されていないといけないと思うのです。これは、予算のこととは違うとは言えないと思うのです。これかなり議会の問題として、議会と行政の問題として大きいなと思って、ここのところをちょっとひっかかっていたのです、3月号の広報を見たときに。

それで、普通の団体補助金でも4月に出しますよね。自分たちで考えていて、そして、これを見て、よし、それなら提案しようというふうな形で出せると思うのです。あらかじめ補助金団体とは話し合いをしているわけですから、3月1日号で出さなくてもよいだろうというふうに感じがするのです。その問題を伺いたいのです。

だから、了承するとかそういう問題ではなくて、これはやっぱりちょっと議会と行政との関係で大きな問題かなと思っているのです。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 新しい事業でございますので、こちらとしてはなるべく早く町民の皆様にお知らせをしたかったということがございます。それで、もう何回も繰り返して申し上げますけれども、あらかじめこの団体があるから、この時期に、3月の時期に広報に載せたということは絶対にございません。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかにございますか。

質疑の途中ですが、ここで休憩したいと思います。おおむね10分。

休 憩 午前10時34分

再 開 午前10時43分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、どうぞ。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、質問させていただきます。

ページ数ですけれども、46ページ。物品の売払収入というものが前年度並みに計上されているわけですけれども、インターネットオークションというふうに歳入概要ということでは載っておりますけれども、もう少し内容的にどのようなものがネットオークションで売り払いをされるのか、お尋ねをさせていただきます。

それと、もう一点、すみませんが、71ページになりますけれども、公用車の管理事業ですけれども、7万1,000円ほどの減額ということですから金額的にはさほどのということではないのですけれども、これの公用車のリースにかかるわけで、大分リースで使用しているというふうなことは承知しておりますけれども、これは前年度とどのくらいのリースの台数が変わっていくのか、お尋ねします。

以上です。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 47ページの物品売払収入の関係でお答えします。

これにつきましては今年度、平成24年度予定しておりました給食調理場の釜ですとか蒸し器、こういったものがちょっと延びてしまいまして、そういったオークションに出せませんでした。そういったものを25年度は持っていきたいなというふうに思っています。

24年度はハイエース、これを廃車したわけでございますけれども、ハイエースをこのオークションにかけました。ハイエースにつきましては、111万1,000円で売却することができました。予定は50万ぐらいで売ればいいのかというように思っていたのですけれども、これが倍以上の値段で売れたということがありまして、そのほかに一眼レフのカメラとか、ボーズのスピーカーとか、2～3万円だったですけれども、そういった24年度はそちらのほうのオークションに参加しました。25年度は24年度本来やろうと思っていた給食調理場のほうの釜ですとか蒸し器とか揚げ物器、そういったものがありますので、それを売っていきたいなというふうに思っております。

71ページ、公用車管理事業の関係でございますけれども、公用車につきましては全部で今43台ございます。25年4月1日で43台。そのうちのリースが29、所有が14でございます。このほかに上下水道課で5台所有しております。この台数につきましては今年度と変わらない台数でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 物品の売り払いですけれども、24年度のハイエースの関係はこれはずごくいい値でよかったなというふうに思います。

また、25年度、これで予算ですけれども、そうなりますと給食調理場の関連のものは幾つか品物も述べていただきましたけれども、こういった中で同じ予算で売れると

いうか、品物が特別にいいのかわかりませんが、何かあって同じ計上ができたということでしょうか。

以上です。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えします。

給食調理場、菅谷小と志賀小の2つの調理場の中に釜がありまして、この釜というのがまだ新しい、新しいと申しますか、比較的度数がいい釜でございまして、この釜が高く売れるというふうに一応考えております。そういったことで100万円という、100万円以上で売れるかどうかは、これはふたをあけてみなくてはわからないわけでございますけれども、一応100万円の予算を計上させていただいたということでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 これは、先ほど釜とか蒸し器とか、あるいは揚げ物器とかといってありましたけれども、数的には幾つぐらいずつあるのでしょうか。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 申しわけないです、正確には数字を今持っておりませんが、菅小に釜が4つあったと思います。それから、揚げ物器や蒸し器につきましては各1だと思います。そのような形で志賀小学校にも同じぐらいの釜があると思います。

そういった釜については、先ほど申し上げましたように、比較的新しくて度数がいいものですから、その辺が売れていくものだというふうに思っております。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

安藤委員。

○安藤欣男委員 ページは68、69。法規管理事業が224万4,000円ふえているのですが、使用料が特別ふえているということで、これのデータ化したということで説明が出ているのですが、これについてもうちょっと詳しく説明をいただきたいと思います。

それから、広報の発行、広報が大分充実はしている。

〔何事か言う人あり〕

○安藤欣男委員 ごめんなさい。これは、その下も地域支援かな。これも聞きたかった

のですけれども。すみません。

それから、もう一点、今何人かからも出ましたが、提案型の、75ページです。新しい事業なものですから、早目にということで出してしまったという、3月の広報で出されたということで。私もその広報を見まして、その下には予算の関係がありますのでというふうには書いてあります。一連のやりとりを聞いてもおりました中で、やはりこれはちょっと私も勇み足ではないかなというふうに思います。早目に年度いっぱい活動してもらおうというものがあるのかもしれませんが、そうは言いながら新しい事業だからといって、予算が通らないうちに掲載してしまうというのはいかがかなとは私も思います。今後そういうことがあるとますます困ってしまうわけなのですが、これについて町長の考え方を少しお伺いしておきたいと思います。

議会とすれば、議会を通らなければだめですよと書いてはあるけれども、議会が通らないものを出したのだというふうに、今一般町民の方は見るわけですから。捉え方いろいろあるのですが、その辺はちょっとお伺いをしておきたいと思います。

2点です。

○吉場道雄委員長 山岸副課長。

○山岸堅護総務課庶務・人事担当副課長 それでは、69ページの法規管理事業につきましてお答えを申し上げます。

平成24年度に比較いたしましたして、使用料が269万8,000円増額になっております。この内容でございますが、現在使用しております例規のシステム、こちらが平成14年から使用しております。既にこちらのシステムにつきましては、今のウインドウズの7以降、対応ができないというようなシステムになってしまっております。また、こちらの業者に確認をしましたところ、開発の予定もないということでございます。

このようなことがございまして、新たに例規のシステムを入れていくということのようなことで計上をさせていただきました。

予定といたしましては、5年のリースで使用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 新事業についてのご質問が各議員からされております。課長答弁で報告をさせていただいてきましたが、新しい事業が新年度にスムーズにスタートができ

るようにということで、この補助制度が団体補助から事業費補助というようなこともありましてスムーズにという、担当課とするとそういうような考え方のもとにこういう措置をとってきたと思うのですが、いろいろご指摘をいただきましたように、まだ予算の前の状況でもございますので、今後については慎重な取り扱いをしていきたいというふうに思っております。

○吉場道雄委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 この法規の関係ですが、古くなったので新しくリースにするということです。そうしますと、5年間のリースで今度5年間毎年この276万2,000円、これは毎年かかっていくのですか。その辺をちょっとお伺いしておきたいと思います。

それから、町長さんから今後気をつけていくということでございますので、議会は議会の立場がありますのでよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 山岸副課長。

○山岸堅護総務課庶務・人事担当副課長 こちらにつきましては、リース料の関係でお答え申し上げます。

この中には、初期導入費用と、もう一点、あと例規システムの使用料、更新データ作成費、それからその他オプションが若干ついております。このような形になっておりまして、5年間同様な額が必要になるというようなことでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 私もちっと広報を見たときに少し違和感があったのですよ。課長のほうからは、要望があれば補正でも対応するというお話がありましたけれども、当初予算の中で3団体5万円、上限10万円というふうに規定した根拠というのは何かあったのですか。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 本当でしたら、もうちょっと多くの団体数を見込みながら、そして予算措置もとっておきたいなというふうに思っておりました。しかしながら、当初予算を編成する段階で大変厳しい財政状況というのがございまして、とれたのがこの金額ということでご理解をいただきたいと思います。

一度募集をしまいいりまして、たくさん提案がありまして、いい提案だった場合にはまた改めて当初予算、先ほど申し上げましたように補正予算等でお願いをしまいいりたいというふうに思っております。

以上です。

○吉場道雄委員長 清水委員。

○清水正之委員 ちょっと総括的な話になってしまうかもしれませんが、町長が地域力を引き出すのだということで私はつけた予算だろうなというふうに感じたのですよ、当初聞いたときに。だから、そういう面では、非常に町長の姿勢そのものと合ってくる事業なのかなというふうには思っていたのです。

何で違和感を感じたかというのは、先ほど課長が言われたように当初予算が通ってからという項目があえて書いてあると。だから、そういう面からすると、先ほどの話ではないですけども、その事業を徹底をしていく中でそういう団体が手を挙げてくるのだろうなというふうに思うのです。そういう面では、なぜ3団体5万円、この根拠がどこから出てきたのか。まして、そういう町長の姿勢がある中で3団体というのは余りにも少ないのではないかなと。

そういう点で、どう地域力を高めていくかというのは、非常にこれからの町政を担っていく上では大切になってくるのだろうな。だからこそ、きちっと事業を地域の中で説明をし、徹底していく、そのことによって補正増も図られてくるのかなと。なぜあえて広報に載せたというのは、先ほど課長が言うように4月からの実施をしまいいたいという町の意向はあるにしても、そこの部分が余りにも前面に出過ぎている。変な意味で言えば、既にこの団体は手を挙げて3団体がもう決まっているのではないかというふうに勘ぐられても仕方がないのではないかなというふうに思って、あの広報を見たのですけれども。

そういう面では、住民要望をどう町政に反映していくかということは、もしそうであれば、一部の利益に偏ってしまうのではないかなというふうに感じるのですけれども、その辺の考え方というのは、この新規事業をつくるに当たって、町の執行部というのはどういう議論の中でこの新規事業を立ち上げたのかどうかをお聞きをしまいいたいと思います。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えをいたします。

一つには、この事業を立ち上げた理由の中には、団体補助金を見直してきたわけでございます。団体補助金の検討委員会の報告書は、これが提出されたわけでございますけれども、その中には一つ公募方式の採用というのがございました。そのことが常に頭にあったわけございまして、公募方式の採用、これをまずしようではないかと。そういったことの中の一つとして、今回3月号でお知らせしたこの公募になったというものでございまして、渋谷議員さんにもお答え申し上げましたが、既に3団体が決まっているということは絶対にございません。

そういった中で、なるべく早く申請をしていただければ早く決定もさせていただける、事業も早く始めていただけるかなということで、町としてはご指摘いただきましたようにちょっと安易な部分があったかもしれませんが、その辺はぜひご理解をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 清水委員。

○清水正之委員 提案型の事業というのは、まさに先ほど言ったように、町長が目指している町政の地域力をどう高めていくかという、そのことそのものは町長の施政方針の中でうたわれているわけですが、とりあえず広報に載せたから、そこに手を挙げてくれよと。提案型の事業をどうでは住民に徹底するかというと、もう既に4月からそういう形であるとする、手を挙げる団体が出てくる。また、広報の中身を十分理解されないまま3団体が決まってしまうのだとすると、課長のほうは補正でもという話はしていましたけれども、それは団体の査定というか、それはあるのでしょうか、その範囲というのはどのくらいの範囲まで許容範囲として認めていこうと、もう既に4月の中旬ごろまでには決めていきたいというような話がある中で、この事業を各地域に徹底するという、その方法も考えていかなければいけないのだと思うのです。

そうなってくると、どうも考え方として地域に十分徹底できないまま3団体が決まってくるといことで、これはまた事業の趣旨からして違うのかなと。では、その4月の中旬ごろまでに決めたいというのであれば、この事業をどう地域の中で徹底をして手を挙げてもらうか、検討して手を挙げてもらうかという期間が余りにも短過ぎるのではないかなというふうに感じるのですけれども、そういう面で、先ほどの議論の中身からもちっと違和感があるなというふうに感じるのですけれども、その

辺はどのようなのでしょうか。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 まず、一つは、今までの補助団体のことがまずございまして、ございましてというのは、町の代替団体以外の団体ですよね。補助団体。こういった団体には基本的に補助金を、今まで支出してきた補助金をまずリセットしましょうということが一つです。新たにここに予算書に載せさせていただいた予算上は3団体ですが、それを予算化したということもございまして、そういう今までの基礎の団体についても新たに基本的に提出をしていただくということでございます。

それは、それぞれの団体にはこの広報とは別に、個別に通知を差し上げて、それから昨年から23年から24年にかけて全ての団体にヒアリングをしておりますので、そういった中でお話をし、ほぼ了解をいただいているというような状況でございます。

周知につきましては、確かに3月のこの広報だけでいいのかということではないと思いますが、これを載せさせていただいた後、ホームページ上でも当然アップさせたいと思いますし、続けてまた3月だけではなくて年度の中間でもやることも考えなくてはいけないかもしれません。ただ、一応この3月の広報で載せて、ある程度の周知はできたかなというふうには思っています。

どの範囲まで採用するのかなというようなこともございましたけれども、どれぐらい、まだ公募をしたわけですが、どれぐらいの数が来るかということは全然不確定でございまして、一つも来ない場合のほうが私はむしろ多いのかなというふうに思っています。今までの24年度の補助団体については引き続き、この事業提案型ということで事業費の補助の申請をしてくると思います。この予算、今審議をいただいております75ページの提案型についてはたくさんは来ないだろうというような、私のほうの感覚としてはそのように思っております。たくさん来ていただいたほうが本来ですと協働のまちづくりを進めていく上でありがたいわけでございますけれども、その辺がちょっとまだ不確定ということでございます。

何回も申し上げますけれども、本当に3団体、もう決まっているということは絶対にはございません。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 質疑がないようですので、総務課及び会計課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午前１１時１１分

再 開 午前１１時１２分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、地域支援課に関する部分の質疑を行います。

それでは、どうぞ。

河井委員。

○河井勝久委員 74、75ページ、2目の企画総務事業の関係で、東上線東松山・寄居間複線化促進期成同盟負担金、定峰峠トンネル開削促進期成同盟負担金、それから（仮称）明戸橋建設促進期成同盟負担金、この3つの関係で、これも長い懸案で事業計画があつて、促進の事業があるわけでありますけれども、かなり長期化していて、全てのこの3つの事業を可能事業として進んでいるのかどうか、この辺のところがあるのですけれども、今の進捗状況というのはどうなっているのでしょうか。

それから、もう一点ですけれども、76、77ページでコミュニティ推進事業のうちの古里獅子舞保存会の補助金の中で250万、これは獅子頭を作成するということでありますけれども、幾つの獅子頭を新たにつくり直すのでしょうか。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 75ページのいろいろなこの期成同盟、会の進捗というか、今後の進みぐあいという話ですが、全て大変厳しい状況です。しかし、それぞれその地域からすると、大変な熱意、これにかけているものというのは多くて、県会議員の広範囲の人たちが総会には参加をして、いろいろ応援体制をとっていただいているわけですが、なかなかスムーズに進まない。

例えば東上線寄居間の複線化なんかを例にとりましても、東上線東武のほうの返答とすると、寄居まで複線化というのは考えていない、現状では。それで、寄居から嵐山町のそのところから複線が小川のほう、向こうへ行っていないわけですが、そのところを複線にしてくださいと毎年上位の要求でお願いしているのですが、乗降客がふえないとか、いろんな状況を勘案をして、そういうことは当面はできないという

ような、毎回そういうような返事が来るのですが。

そういう中でも、東武との話し合いの中で、議会からも話が出ております森林公園のホームに待合室をつくってくださいですとか、ホームガードレールというのですか、ホーム何というのですか、ホームに手すり、境のこの地下鉄の駅に行くとありますよね、ああいうものをつけてくださいとかいう話。私のほうも池袋駅につけてくださいと2年続けて言っているのですが、そういうような東上線を使う嵐山町の乗降客の危険を少しでもというようなことだとか、細かいとか、大きなことですが、そういうようなことを各市町村からいろんな意見は出ております。

しかし、そうは言っても、なかなかできるものが少ない。東武線で今年やっていただけるのが、ダイヤの改正に合わせて本数がこちらのほうが少しふえるとか、東武ライナーというのですか、特急電車、あれも本数がふえるとか、そういうような話がありましたが、一番上の問題についてもそういうような厳しい状況で、そのほかについてもこれといった進捗は現状では見られません。しかし、やめてしまおうという話は参加団体からは出ておりません。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 獅子頭の数についてお答えをさせていただきます。

獅子頭につきましては3個ということで要望をしております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 河井委員。

○河井勝久委員 このそれぞれの促進会議なのですけれども、まずはちょっと東上線を中心にお話ししていただいて、さらに私も相当厳しいのかなと、金額的にも、これただ促進のための会議のその継続だけでこの金額がされていっているのかなというふうに思っているのですけれども。東上線、それから定峰峠、定峰峠も既に寄居から皆野までは新たにトンネル道ができて、バイパスができたと言われているのですけれども、そうなるのとかなりますます厳しい状況になるのかなというふうには思っているのです。

東秩父、それから向こう側の皆野町では、嵐山町のほうがむしろ利便性はもう増しているのかなと思っているのです。あの道路がバイパスができたことによって。それと、あとは東秩父、小川町の関係があるのですけれども、嵐山町もないとは言えない

のでしょうけれども、そういう面でいくと、定峰峠のあの下を、何億かかるかわかりませんが、そういう形でのトンネルというのはどうなのかなと思っているのです。

それから、明戸橋の関係ですけれども、これについては畠山重忠のところから向こうへ、深谷ですね。あっちへ行く橋だと思うのですが、もう既に完成しているのではないですか、あの橋は。

〔何事か言う人あり〕

○河井勝久委員 それとは違うのですか。ちょっとその辺は勘違いしていると申しわけないですけれども。そういう面でいくと、この橋についてもどういうふうにこれからしていこう、そういう考え方を持ってここに参加しているのでしょうか。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

東武の話なのですが、その下の例えば定峰の期成同盟会とかあるのですが、このところでもいろんな話が出るというのは、嵐山町なんかは意見を言うというのはほとんどないのですが、ほかのところは秩父のほうは、東松山土木事務所の範囲外のところについては全く県道の舗装率というか、道路改修というのがこっちと向こうでは格段に違うんですね。何10%も、場所によっては50%だとか70%、こっちは99%だとかいうような状況なのですか、そういうようなものをトンネルに合わせて、この道路改修がどうだ、小川から東秩父を通していく道路はどうだとかいうようなことというのがトンネルの前の話でいろいろ出ている。下の話にしても、交通量、それから渋滞、そういうような話が出てくる中で、そこのところのスムーズに動けるような形の道路整備を県道整備をやってくださいというようなことで、トンネルだとか橋だとかという、そういうこともあります。それに付随した道路全般についていろんな意見が出されているというようなことでして、トンネルだとか、橋だとかというようなことになる、ちょっと遠い話なのですが、もっとその前の段階で切実な状況のところの地域の意見が出ている。ですので、これをやめてしまおうという話はないということ、現状では。

○吉場道雄委員長 河井委員。

○河井勝久委員 金額的にただその会議に参加しているという形だけであるのですけれども、ある程度やっぱりそこに参加するには、一つの意見を述べると。全体的にやっ

ぱり議論してみるということも必要なのではないかと思いますので、そこら辺については参加する嵐山町も、やっぱり何らかの発言はあっていいのかなと思っているのですけれども、その辺を頭の中に入れておいていただければというふうに思ったのですけれども。

○吉場道雄委員長 ほかに。

大野委員。

○大野敏行委員 ページ、75ページ、広域路線バスの負担金及び補助金の800万円ですけれども、実際に利用されている乗降客の数、どのくらいであるのかということ。

それから、ページ、77ページの原材料費160万円、具体的には何に使ってよろしいのか。

それから、同じように先ほど河井さんから出ました獅子頭の3個を購入するという事ですけれども、大変地域の文化芸能を伝承していくということは大事だというふうに思います。実際に活動している中で、継承者といいますか、どのような状況で活動されているのか、後継者がどのくらいいらっしゃるのか、もしわかれれば教えていただきたいと思います。

以上、3点です。

○吉場道雄委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 それでは、まず初めに広域路線バスの利用者の関係についてお答えさせていただきます。

ちょっと手元にございます資料が今年度、平成24年度の資料ということで、4月から2月までの乗車数ということでございまして、まず花見台線、これが年間の合計で2万4,848名、それから嵐山循環器線、こちらのほうが2月までで5,927名、市街循環線、こちらが331名というような状況になっております。

それから、77ページの原材料費でございます。こちらは花いっぱい運動の花の購入の費用ということで計上させていただいているものでございまして、こちら全て花の購入。それから、一部栽培していただいているところの種ですとか、土ですとか、肥料、そういったものに充てるということで、その購入に充てる費用として計上しております。

次に、獅子頭の後継者ということについてのご質問ですけれども、古里獅子舞保存会、こちらの活動は、主に古里踊り子、踊り手が小学校5年生から高校生までの子供

たちということで、代々笛やおはやしなどを受け継がれておりまして、古里地区全体で子供たちの指導を含めてやっております。ですから、古里地区のお子さんたち、そういった方々が代々、今言った踊り子、それからおはやしですか、そういったものも引き継いでやっているということで、そういった方が後継者という形で今も続いているものでございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 大野委員。

○大野敏行委員 まず、広域路線バスでございますが、花見台線に関しましては通勤をされる方々が利用されているのかなというふうに思うのですが、通常昼間、私も見ていて、ほとんどからの状態で走っているというのがよく見受けられます。広域路線バスですから嵐山町だけでなく、当然関係する他町村との連携もあると思うのですが、あれだけの大型バスが必要なのかと。場合によっては、それこそワンボックスカー程度の小さなバスでも十分使用に足るのではないかなというふうに見られるわけなのですが、そこに変えたとしても経費的にはそんなに変わらないよということであった場合には、そうわざわざ小さなものにする必要はないと思うのですが、その辺のところもしわかれば教えていただきたいなというふうに思います。

それから、花いっぱい運動の160万ですが、以前は町のほうで花を買っていただいて、運動場のところにみんな地域がとりに行ったような覚えがあるのですが、今は各地域で買っていいよというふうに変わっているのかどうか。そこいらもちょっと教えていただきたいと思います。

あと獅子頭の小5から高校生までということで古里の方々が本当に頑張っていると思います。子供の数がどんどん、どんどん少なくなってきて、この先、小学校4年以降の子供たちがどんどん減少傾向にあった場合には継承していくことも大変かなというふうに思いますので、何らかの手当てが打てるのであれば、例えば古里ですが、七郷小学校の子供たちが仲間に入ってもできるのであれば、そういうことを少し奨励していくとか、そんなことも必要かなというふうに思っております。

以上、その3点お願いしたいと思います。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えをさせていただきます。

まず、路線バスの関係でございます。路線バスの関係につきましては、今大野委員

さんがお尋ねいただきましたように、車両の維持経費等も当然それが維持経費がありまして、加工費、それに営業の収入、それを差し引いた分がいわゆる減収分です。その部分を赤字補填分という形で町が補助金を出させていただいているというものでございまして、車両の経費については算定基準になっているということでございます。

そういった中で、イーグルバスの路線の運営、そういったものと関係してくるわけでございまして、その車両については今どんな車両を使うということもこちらから指示をしているわけではございませんので、その辺の維持経費に関して、今後、イーグルバスと車の大きさ、そういったものも協議をさせていただく機会はあるかというふうに考えております。頭の中に入れて、今後の中で話をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、続きまして花いっぱい運動の関係でございますが、花いっぱい運動については以前は、補助金としてふるさとづくり推進協議会というところに補助金を支出をさせていただいて、ふるさとづくりの推進協議会が中心になって苗等の購入をしていただいて、各地域に配布をしていただいたという形でございました。今現在は、町のほうで直接苗を購入をして地域のほうにお配りをさせていただいているという状態でございます。

最後に、獅子舞の関係でございます。大野委員さんがおっしゃられますように、やはり後継者問題というのは、この古里の獅子舞に限らず、どこの地域でも子供さんが少なくなっているという中で、やはり今後の一つの課題であろうと。やはり後継者を育成していくということは、それぞれのこういった団体の一つの課題になってきているのだらうというふうにも考えております。そういった中で、また町としてできること、そういったことについてはご相談をさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 大野委員。

○大野敏行委員 イーグルバスさんが提供されて行っているということなのですがけれども、企業にしてみても自治体にしてみても、経費がより少なくて済むのであればそれにこしたことはないので、継続してそういう相談をしていただければと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

畠山委員。

○畠山美幸委員　まず、75ページの嵐山町ホームページの運営管理についてというところで、きのう、昨晚、ちょっとホームページ、どのように変わったのかなと思って確認をしました。そうしましたところ、嵐丸君が出ていて、とても見やすく変わったなという印象と、色使いもとてもきれいに使っているなというのを確認しました。しかしながら、バナー広告のところが以前は何社か入っていたと思うのですが、バナー広告が一点も載っていなかったのも、今回バナー広告幾らぐらい予算、このくらい入るかなというのを見込んでいるのか、確認したいと思います。

それと、95ページの商業統計調査事業ということで新規で2,000円、金額はうんと小さいのですが、商品販売額などの調査に要する経費ということで、普通旅費で2,000円、43ページのほうには、その統計の交付金として1,000円入っているわけですが、この調査の内容をちょっとお伺いしたいと思います。

以上2点です。

○吉場道雄委員長　内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長　それでは、ホームページのバナー広告の関係ということでご質問いただきました。

バナー広告、今現在はG o G o B B Qという観光に特化したサイト、そちらのトップページにバナー広告を載せているのが現状でございまして、まだそちらのほうには載っておりまして、継続して今8件ほど載っています。

それで、25年度、ホームページを3月以降にリニューアルいたしまして、G o G o B B Qのサイトの内容は、新しいホームページのほうにある程度移していくと。G o G o B B Qのサイトは閉鎖するという予定でありますので、バナー広告につきましても、今掲載していただいている広告主さんのほうに意向確認をいたしまして、継続するという意向と、これでやめるという意向を確認させていただいて、ひとまず半年単位で申し込まれているところもございまして、継続されるというようなお話を6社ほどいただいております。

また、新たに募集は当然随時しておりますので、その辺でどの程度になるのかどうか、その辺ははっきりしませんけれども、今現在の広告主さんは8社中6社が継続という形でお話しているのが今現在の状況で、予算的には昨年と同じような形で歳入のほうは出させていただいているというような状況でございまして。

商業統計の調査の関係でございます。25年度は、平成26年の商業統計調査に向けた会議が予定されていると。市町村対象としては1回の会議が予定されておりまして、予算上はその旅費分、そういったものを計上させていただいております。

調査の内容につきましては予算書にございますとおり、全国の商業に関する施策の基礎資料を得るため商業を営む事業所の産業別、従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等の調査を行うというのが商業統計調査でございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 バナー広告は私の見方が悪いので、ホームページの下のほうに載っているのかなと思っていたら載っていなかったのです。わかりました、G o G o B B Qのところに載っているということで。

それで、今の商業調査の件ですけれども、これに参加される町内のメンバーは、対象者は一応ここには書いてあるけれども、何人ぐらい町内で出ていらっしゃる方がいるのでしょうか。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 商業統計調査については、今ちょっとご説明をさせていただきましたように、25年度においてはその26年度に実施する調査の内容について説明があるということで、まだ詳細についてはわかっておりません。

今、委員さんのご質問の中で何人ぐらいの方がこの調査に携わるかということで、基本的にその調査員が何人になるかというのは、ちょっとまだ詳細はわかっておりませんが、嵐山町には統計調査員さんという方を依頼しておりまして、その方の中からその調査員としてその調査に当たっていただくという方を選定をしていくという形になると思います。ちょっと人数についてはまだはっきりしておりません。

○吉場道雄委員長 ほかに。

森委員。

○森 一人委員 ページ、155ページの一部事務組合非常備消防負担事業、拡大分の第1分団第2部消防自動車更新2,570万円だと思ったのですが、その車の仕様及び納入時期が大体わかれば教えてください。お願いします。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えをさせていただきます。

平成25年度におきましては、第1分団の第2部の消防自動車の更新を考えております。こちらにつきましては、更新車両を乗車定員は7人乗り、車両の総重量は8,000キロ未満、8トン未満ということです。予算額が2,570万円ということで、水槽が1,500リッターの積水車両という予定でございます。納入の時期については、26年3月の予定ということで考えております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 67ページの住民・税情報システム運用管理、ここには住民情報と税情報を処理するということであるわけですが、拡大ということですから、今までもやってきているわけですが、ちょっとどんな拡大をここでは考えているのか、伺いたと思います。

それから、その下の情報システム共同化、いわゆるクラウドですね。クラウドの負担金を納めるということですので、全部そこに任せてしまうものなのではないでしょうか、25年度はどこまで進むのか。

それと、この前もお伺いしましたが、安全性についてはどういう点が考えられているのか、伺いたと思います。

それから、75ページの先ほどの広域バスの件なのですが、昨年と金額同じわけですよ。イーグルさんからは同じでいいですよということで、きちんと確認はとっているのかもしれませんが、燃料費の高騰があるのではないかというふうに思うのですが、イーグルさん、それでも大丈夫だよということでこの金額になったのか、伺いたと思います。

それと、消防の関係で、157ページの防災情報システム負担金になるのでしょうか、町長の双方向通信整備というのが施政方針でうたわれているわけですが、これはどういう内容のものなのか。それと、比企広域でアナログからデジタルに今かえてきているわけなのですが、その点がこの辺の部分になっているのか、伺えればと思います。

○吉場道雄委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 それでは、67ページ、住民・税情報システム管理事業。拡大分という、共同化に伴う拡大分ということでよろしかっ

たでしょうか。25年度につきまして来年度のみかかる部分といたしましては、現行のシステムから共同化のシステムに中のデータを移行する費用、こちらのほうがデータ移行費用といたしまして予算上で2,415万円ほど見込んでおります。

それから、当然データセンターから町のほうにデータをやりとりする回線を構築しなければいけないということで、初期の構築費用、そういったものが120万程度かかります。そのほか、現在自庁内のサーバーにある各システム、そのうちで共同化の対象とならないもの、サーバーが減ってきますので、そういったものを例えば統合したり、そういった残るシステムの設定にかかる費用、そういったものが210万円程度かかると。この辺が、平成25年度共同化に伴って単年度で拡大といいますか、かかってくる部分ということでございます。

それから、共同化が25年度、どこまで進むのかというようなご質問でございます。こちらにつきましては、平成25年10月に共同化がスタートするわけですが、嵐山町は、参加する全18町村のうち嵐山町と吉見町がトップでございます。25年10月からということで、もう嵐山町はここから開始ということで、その間、各業務につきまして、もう既にいろんな部会ごとに調整なり、そういった会議が持たれておりまして、10月スタートを目指して現在進んでおるところで、25年度に入りましても同様に進んでいくことになります。

次に、安全性という点ということでご質問なのですけれども、先ほど拡大分といたしましてご説明させていただきましたネットワークの構築、新たに専用ネットワークを構築するということでございます。通信における安全性というものにつきましてはそういったネットワークを使うということでございますので、確保はできるというふうに考えております。

また、データの保管、通常の管理等につきましても、役場の庁舎内のサーバールームに現在データ等をいろいろシステムも含めてございますけれども、それがいろんな災害ですとか、その他さまざまな危険に対応できるような堅牢なデータセンター、専用のデータセンターに機器ですとか情報が保管、管理されていると、24時間常駐管理されているという面において、安全性は格段に増すというような認識を持っております。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 続きまして、イーグルバスの負担金の関係お答えをさせてい

いただきます。

イーグルバスの負担金につきましては、今年度予算は前年度と同額で計上させていただいておりますが、実質的には平成23年度におきましても523万円ほどの補助を行ったということで、500万円ですり足るかというイーグルバスとのそれで足りるというイーグルバスの確約をとっているわけではございません。

一応、予算上500万円ということで、こちらで計上させていただきました。この以内でおさまることを、乗車数がふえれば当然営業収入がふえるということになりますので、その補助金額も少なくなるということでございまして、その予算以内でおさまればいいなというふうに考えておるところでございます。

続きまして、防災情報システムの関係でございすけれども、こちらについてはこの負担金につきましては、埼玉県防災情報システムの回線の使用料、これを負担するものでございまして、双方向通信システムというのは、これは24年度におきましても町の防災の本部と、それから小学校、中学校等にあります子機、そういったものをつなぐ回線の工事を国の補助金をいただきながら実施をさせていただきました。そういった中で考えているところでございまして、この9万円の負担金というのは県の防災行政無線とのシステムの回線使用料ということで、その負担金だということでご理解をいただければと思います。

それから、最後に、デジタル化の関係でございす。デジタル化の関係につきましては、比企広域消防本部の3カ年の事業計画の中にございまして、平成24年度、今年度はそのデジタル化のための設計を行っている。25年度につきましては、消防無線のデジタル化の工事が組み込まれておりまして、その事業費としては3億8,500万の事業費で消防組合のほうの常備消防費として予算化がされております。そのうちの特定財源、これは起債になると思いますけれども、2億3,500万円、一般財源の1億5,000万円、こういったものが町のそれぞれの負担金に計上されてくるというふうに考えております。そのような予定ということで聞いております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 クラウドの件なのですが、ネットワークだから安心というような説明だったのですけれども、前にも質問したのですけれども、名立たる大企業に入り込まれているわけですね。この前は、三菱銀行がたしか12月にあれ桁が大きいと思っ

たのですけれども、何10万件だか何100万件だったかの顧客名簿が流出したというのが報道されましたけれども、そのほか国の関係も、つまり相手から攻撃をされたら、もうこの安全性というのは言えるのか。ちょっとこれは言いたいと思うのです。

それから、バスの件はわかりました。

消防の関係なのですが、そうしますと町長のおっしゃった、この双方向通信整備、これはどこに入るのか。予算化はされているわけなのでしょうか。町、学校などがそうなのだとすることで今説明を受けたわけですが、これもうというか、いつから開始になるのか、伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、安全性ということでございます。私も川口委員さんがおっしゃるようないろんな情報が漏れて、そういったような危険性があるというのは今までの事件もございましたし、そういったことは承知いたしております。

しかしながら、このクラウド化に伴いまして、町のデータ等がデータセンターという専門の機関に委ねられるということでございまして、その建物の耐震化、あるいはさまざまなデータ流出への対処、そういったものはデータセンターにおいて格段に町等の、はっきり言えば町で単独で持っているサーバー等から比べれば格段に安全性は高いというふうに考えておりまして、そこでの安全性ということに関してはそれなり保たれる。今までのシステムで、それぞれのサーバー等で管理をしている以上には必ず保たれるだろうというふうに考えております。

それから、双方向通信の関係につきましては、24年度の中でその双方向通信を確立するということで考えておりまして、その運用開始については既に25年度に向けてもされてくるというふうに考えております。

○吉場道雄委員長 ほかに。

質疑の途中ですが、ここで暫時休憩とします。午後の再開は1時30分とします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時28分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域支援課に関する部分の質疑を続行いたします。

それでは、どうぞ。

松本委員。

○松本美子委員　それでは、質問させていただきます。

77ページですけれども、地区集会所の補助金というものが3点ほど出ていますけれども、特に掲示板の種類というようなものがありますが、内容をちょっと3点についてお尋ねさせていただきます。

それと、その下の地域コミュニティ事業で補助金がありますが、今年度も例年どおり同じ内容での補助金を対応するのか、あるいは幾つか新しい団体にも登録をとっていただいて補助金団体になっていただくということで、それには何団体ぐらいの件数を見ているのか、お願いします。今現在やっているのもあると思いますので。

それで結構です。

○吉場道雄委員長　中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えさせていただきます。

まず、地域集会所の補助金の内容でございます。千手堂構造改善センター、こちらが網戸の改修ということで、3万3,200円の2分の1ということで予算化しております。それから、古里の尾根の公民館、こちらにつきましてはトイレの改造工事でございます。177万7,000円。その金額の2分の1ということで予算計上させていただいております。

それから、掲示板の修繕につきましては、具体的なところはまだ新年度でございますけれども、一応修繕工事として3カ所の1カ所5万円ということで15万円を計上させていただいております。

こちらが集会所等の修繕工事の内容でございます。

続きまして、地域コミュニティ事業でございます。こちらにつきましては、内容については特に内容を見直したということはございません。一応24年度が21団体の申請を受けておりまして、22年度につきましては22団体、1団体ふやして22団体ということで予算計上させていただいております。現在の地域コミュニティ、継続中のところもございますし、また新たに1カ所でもふやしていただければということで10万円の増加をさせていただいて補助金申請、予算計上をさせていただいているというものでございます。

○吉場道雄委員長　ほかに。

小林委員。

○小林朝光委員 72ページのステーションホールアイプラザの管理事業なのですけども、これが前年度と全く同じ金額でなっています。今、コーヒーショップで利用していますけれども、もう少し利用頻度というか、それを上げられるような方法、またそのほかの今、利用方法は何かやっているのでしょうか。

それと、74ページのホームページ運用管理の関係なのですけども、去年はかなりシステム改修とかで費用がかかったみたいですけども、今年は170万円ですか、予定が。私は、もうちょっとホームページが更新がちょっと遅いように感じるのですけども、もう少し更新を早める方法とかで費用がかかるとか、そんなことは考えているのでしょうか。

その2点をお願いします。

○吉場道雄委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 それでは、ステーションホールアイプラザの利用頻度を高めるといいますか、上げる方法について何かということでございます。

今現在、ステーションホールアイプラザの奥の集会用の施設につきましては、今まで使っていた団体が主に使っていらっしゃいます。実際のところふれあい交流センターがオープンしてアイプラザの駐車場がないというそういった面もあわせてみましょうか、若干利用団体がふれあい交流センターのほうに利用の主体を移しているような、そういった団体もございまして、若干利用数が減っているのは事実でございます。

しかしながら、嵐山郷さんですとか、独自の事業といたしまして、あそこの集会施設を使いながら、身障者の方なり交流ができるような、そういった事業も独自に展開していただいております、町で具体的なというのが実際のところはないのですが、アイプラザの集会施設とカフェパステルを一体とした利用方法を嵐山郷さんのほうでちょっと考えて企画していただいて、現在ある程度定期的というほどではないのですけども、開催していただいているというような状況でございます。

それから、次のホームページの更新を早目にするということでお話いただいたのですけども、午前中にもお話しさせていただいた3月1日で新しいホームページにリニューアルしまして、今度のホームページにつきましては、今までは地域支援課の

ところにある端末に専用のソフトが入っている端末がございまして、そこにわざわざ職員が来て、あいていなければ順番待ちという形で更新をするような、そんな状況だったわけなのですけれども、今度はCMSという形の方式で各職員の自分の机のところのパソコン、そこから各課に割り振られておりますIDとパスワードを入れることによってホームページの更新が可能となりました。全職員、出先の図書館ですとか、交流センターの職員も含めてホームページの更新が可能となりました。それから、公開する情報につきましては、公開の開始日、それから公開の終了日、そういったものも個々のコンテンツ、個々のページですけれども、それごとにそういった期限を定めてという、そういう機能も当然ございまして、古い情報がいつまでも載っているとか、そういったことが極力ないような形の利用ができるシステムになりました。

そんな形で、極力、今現在、全てが移行できている状態ではない状態で公開になっているわけなのですけれども、早目に必要な情報、特に年度末、年度初め、引っ越しシーズンを迎えて、生活に密着した情報等につきましては、各担当課に必要なものは最低限、見やすい形で表示する順番等、一番最初は直す必要がありますので、そういったことも含めて、忙しい中でもちょっと見てくれという形で各課にお願いしているところございまして、今までのホームページに比べれば探しやすいような形、それから情報がある程度更新をどんどん、どんどんしているような形で職員のほうにお話をしているところございまして、それをこれからも心がけていければなというふうに考えております。

○吉場道雄委員長 小林委員。

○小林朝光委員 あと、そのホームページのほうですけれども、メールを使って多分質問する方もいるのではないかなと思うのだけれども、それに対する回答については、どのぐらい回答を出すとか、そういうことは考えていないのでしょうか。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 どのくらいで回答するかという、そういった基準というのはございせんけれども、いずれにしてもそういった形でメールでいただいた提案あるいは要望、それについてもですし、またそれ以外の要望等につきましても、とにかくなるべく早くということ考えて回答するように指示をいたしております。

ですから、当然要望の担当課としますと地域支援課になるわけございまして、こちらに参りました情報については、それぞれの担当部門に速やかに送らせていただい

て、そして回答を起案していただくという形で、速やかに対応するということを基準といたしております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 80ページ、81ページになります。1点、人権対策費は最後のほうですね。それで、その次に83ページにまたがっているわけですが、一つは人権対策推進費のさまざまな費用がありますけれども、各種研修会負担金、これは各種研修会負担金は今までと同じように同和事業に関しての負担金になって、研修会に参加することになるのか。それとも、別の新たなNGO、NPOのつくっている研修会ありますよね。さまざまな研修があります。それについて参加することになっていくのか。それを伺いたいと思います。

それと、もう一つ、部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部の補助金ですが、45万円に一応減額にはなっていますが、私は基本的にこの補助金は必要ないものだと思いますので、この算出の基礎を伺いたいと思います。

これは、特別補助金要綱をつくったということですが、それ自体はまだ見ていないので、こういった視点でこの45万円が算出されてきたのか、伺いたいと思います。

次に、95ページです。95ページの住宅・土地統計調査の中で住生活基本法に基づいて策定する住生活基本計画、土地利用計画などの諸施策の企画立案評価の基礎資料にするため、住宅や世帯の居住状況、世帯の共有する土地等の実態調査に関する経費ということで、これは平成23年度に住生活基本法が追加になったのですか。改定になって、都道府県計画には義務があるのですが、市町村では施策の基本的方向を示す、住生活基本計画を策定する努力義務があるというふうになっています。これについては、策定するという形で進まれるのであるならば、今後はどのような形でそれが展開されていくのか、これを伺いたいと思うのです。

これは、ストップ温暖化にしても、それから耐震にしても、それからバリアフリーなどの問題にしても、とても重要なことであると思いますので、それについて伺いたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えをさせていただきます。

まず、人権施策の研修会の関係でございます。こちらにつきましては、一応、去年と同様な研修に参加をするということで予算を立てております。ただ、具体的にはまだ、どのような研修が新しく組まれてくるか。その中には、渋谷議員さんがお話しのように同和対策だけではなくて、それ以外の人権研修、そういったものについても研修についてあれば参加をさせていただくということで考えておりまして、一応予算上は前年と同額ということで計上させていただいております。

続きまして、支部の補助金の積算の基礎ということでございます。この支部の補助金につきましては、今年度、他の団体補助も含めまして事業費補助ということを原則とするという考え方がとられております。

そういった中で、支部の補助金に対する補助金につきましても、事業費補助を原則とした補助要綱に見直しをさせていただいたというものでございます。その基本的な考え方でございますけれども、事業費補助ということでございますので、今までは団体補助として定額で支出をさせていただいておりました。今回につきましては、補助要綱を定めまして、その中で対象となる事業、それから限度額等も設定をさせていただいております。

その内容でございますけれども、名称としますと嵐山町運動団体活動事業費補助金交付要綱という形で、今内容について詰めておるところでございます。

対象となる事業につきましては、その活動費といたしまして、補助対象事業としては講演会や研修会等の開催する場合の事業費、それから講演会や研修会等への参加するための事業費、それから啓発資料の作成をするための事業費、それから団体を最低限運営するための経費というものを補助対象とさせていただくと。ただし、その中でも、旅費等につきましては町の職員の旅費条例等も参考にしながら限度額を設定させていただいたというものでございます。

なお、この積算の根拠といたしますと、嵐山支部のここ数年の活動実績、そういった内容を見させていただきまして、この補助要綱に当てはめさせていただいた金額、それプラスアルファ、例えば研修会等を開催するという場合については、その部分も若干見させていただいて45万円という予算を計上させていただきました。

なお、これにつきましては、活動実績に応じて補助金の金額は決まってくるというものでございます。

統計の関係につきましては、内田副課長から説明させます。

○吉場道雄委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 住宅土地統計調査の関係でご質問いただきました。

ここにあります住宅土地統計調査の活用方法といたしまして、その中にあります住生活基本法に基づいて作成される住生活基本計画、それから土地利用計画、こういったことについてはこの法の中で全国計画及び法の中で規定する都道府県計画、そういったものを言っているものでありまして、そういったもの、国の計画なり、県の計画、そういったものに基づいて、町のほうでという話になってきた段階の話ではないかなということで、直接的に関係してくるのは国の住生活基本計画と都道府県の計画というようなものになるかと思います。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 まず、人権対策費なのですが、各種研修負担金ですけれども、これには施政方針には、「平成24年度に策定いたしました嵐山町人権施策基本方針に基づいて差別をなくし」というふうな形になっていますので、この人権対策費の各種負担金、研修会に関しましては、そのようなものを中心にするという、同和対策といいますか、部落解放同盟が主催している講座でも、今はDVだとか、児童虐待だとか、それから貧困についても入っています。そうではない形で嵐山町は事業参加していかないと、嵐山町は部落解放同盟埼玉県連合会の言いなりの人権政策をする形になりますよね。その問題を言っているのであって、こんな人権対策各種研修会負担金、部落解放同盟関係にかかわるものに関してはもう一切、この補助金だけで十分だと思うのです。それと、比企郡市同和対策協議会負担金だけで十分であると考えます。

これに関しては、部落解放同盟埼玉県連合会や、それから2つある同和団体に関係する研修会には参加せず、本当に人権施策基本方針、これも非常に同和に偏ったものですけれども、女性や、それからブラック企業の問題や貧困の問題にかかわっていく、そういったふうな各種研修会負担金にしていけないといけないと思うのです。

今回の24年度の第2次市町村交渉の会議録も見ましたが、それには部落解放同盟が開催する各種研修会に必ず参加するように求めている、その要請に応じますというふうに、町長ですから嵐山町側は答えています。ですけれども、それに各種研修会負担金を使ってはいけないと思っています。こんなことをやっていたら、嵐山町

は嵐山町人権施策基本方針に基づく、少なくとも今後10年間の最初の年になりますが、これについてはどのように考えていくのか。私は、はっきりした考え方を伺いたいと思います。これは、ちょっと総括でもやりますけれども、ここははっきり伺いたいと思います。

〔「総括だろう」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 両方でやります。だって、さっきもそうだったのですから。

それと、もう一点、それと先ほどの事業補助なのですけども、これは結局事業補助ではなく、団体補助を事業補助にという名前に変えただけにすぎないなと私自身も読んでみました。ですけども、部落解放同盟埼玉県連合会の嵐山支部に関しての特別補助金要綱をつくるというふうになっていたんで、それを待っていたのですが、それも出てきませんでした。

それで、今の状況の中で、このようなものをやっていたら、ほかの団体との差があり過ぎるでしょう。

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員 ほかの団体は、やっとな提案事業をやるのでも3件5万円ですよ。1件5万円で3団体で10万円未満ですよ。それが、この団体だけ研修会の負担金や、それで部落解放同盟埼玉県連合会が企画する研修会に参加する研修会のとき、普通の場合は自分の団体が企画する研修会に参加する者は行政の補助金で出ていくなんていうことはあり得ないですよ。それを嵐山町はずっと続けていて、それでやっとな45万円にしました。

ですけども、これは全然、今後も事業費の補助としてやっていくのであれば、事業費の補助もしっかりした形にしていけないといけないし、こんな事業費の補助って私にはあり得ないなというふうに読んでいて思いました。これ団体補助金の形を変えたものであるとしか思えないのですが、それについての考え方、この45万円の積算ですよ。この積算が非常に曖昧だというふうに考えます。

大体、どの団体、どの研修会に行くのがよいのかわからなくて、研修会の負担金ですよ、ほとんど。それと旅費。そして、今までは新聞費、新聞のお金なんか、それはなくしてしまうのかもしれないですけども、上部団体への負担金、そういったものですよ、これは。それを45万円、69万円から45万円にして24万円減額になりました。ですけども、ほとんど内容的には変わらないですよ。なぜ内容的に変わらない

いかというと、その中には役員の役員手当やなんかがあった、それぐらい旅費があった。そういうふうなことを差し引いた段階でそのくらいの金額になるからです。だから、内容的には全く変わらないものを、ほかの団体には出していない補助金の内容をここに出しているのです。それをまた予算化してきている。

町長は、これに対しては算出の基礎というのはあると思うのです。でも、この算出の基礎は余りに曖昧でいい加減で、そして部落解放同盟埼玉県連合会との2次交渉での要請事項に沿い過ぎていると思うのですが、それについていかがですか。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○渋谷登美子委員 ごめんなさい。もう一つです。

住生活基本計画なのですけども、これは県や国のものをつくるための統計的な資料を出すということだけで、嵐山町の市町村での施策の基本的方向を出すということにはならないということですか。

私はこれ住生活基本計画というのが出てきましたので、住生活基本法を全部調べてきました。そうしたら、その中に市町村の中であつたので、これは今の状況の中でも大切な町づくりの中では一つの大きな計画になるなと思って、町ではどのような展開をしていくのかと思って伺ったのですけれども、国の単純な資料を提供するだけのための事業ということですね、今の話だと。というふうに思ったのですが。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 まず、私のほうから住宅土地統計調査事業についてお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、今渋谷委員さんからお話がございましたように、町がこれ独自で行う調査ではございませんで、国からの委託を受けて行う事業でございます。ただ、そこで出てきた資料については当然国が取りまとめてその資料を町が使わせていただくということは当然あると。ただ、現実的にこの調査については町独自の調査ではございませんで、国の調査資料を提出するというような形のものとございます。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 人権政策事業に対する予算の組み方といたしますか、考え方。基本的なことというのは、前からお話をしていますとおり嵐山町の町内、また関係する地域で尊厳されるべき人権が侵害される事象が起きないこと、そういうことを目指して事業を行っている、啓発事業を中心に行っているわけであります。

そういう中で、前々申していますけれども、同和対策の特別事業が終わってからもう長く時間がたってくるわけですが、それらに沿って嵐山町だけでなく県内でいろんな市町村でも取り組んでいる状況に照らし合わせて、それとまた、嵐山町が今までかかわってきた状況というのを、近隣の市町村と調整、話し合いをしながら現在の体制をとっているということでございます。

それで、今もお話ありました45万円に減ったということですが、これらについても嵐山町もちろんその主体的な考え方を持っていますけれども、近隣との調整をしながら、それからほかの市町村というか、市の取り組み状況等を勘案をしながら、今までやってきた状況を今の状況に合った形に嵐山町ではどうやったらいいのかという方向を考えながら対応をとってきているということでございます。

それで、積算ということですが、これについても積算をする前に他の市等の状況等を勘案をして、嵐山町にはこんな感じが今のところ適当だろう。そしてまた、隣接をする市町等も連携をとりながら、嵐山町だけではなくて、さらに効果が上がる体制をとるのにはこういう形で今年は行こうということで決断をして、こういう方向をとっているということでございます。

詳しい積算ということですが、これらは川越市等を、ほかのところでもいろんな対応をとり始めてきているものを嵐山町でも倣ってきているということございまして、基本的には申し上げたとおり粛々と事業を推進をしているということでございます。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 嵐山町にも人権問題というのはいろいろ抱えていると思うのですね。それを、この団体だけ特別にこれだけの金額を出すという理由はないと思うのです。それが過去にあったとしても、それについて今までの積算をずっとやっていて、今までやってきたことの中で、そしてこの補助金を出すことによって差別が、啓発事業をしたという効果がないというふうに思っています、私は。なぜならば、研修会に参加するという効果ですよ。研修会に参加する以外は何もしていません。事業自体は。本を読む。そして、あと本を、雑誌を購入する。新聞を購入する。そして、部落解放同盟の嵐山支部の支部会を行う。だけれども、研修会というのはご本人たちの研修会であって、嵐山町には何もない。

そういったものを、ほかの団体に比べて余りに嵐山町に公益のない団体にこれだけ

の補助金を出す算出の基礎というのですか、ほかの団体に、ほかの市町村と比べてみてというふうに比較してみても、ほかの市町村でどのようなことをやっているかわかりませんが、そういうふうな基準、今までとった情報公開の中からそういったものは出てきていません。全くない中でこの中でやっていて、この45万円という数字ですよ。この45万円は、このくらいならば3分の1ぐらい減らしたから、何とか予算として認められるのではないかという感じの数字だと思うのですが。

基本的に、この事業自体がもうなぜ嵐山町に必要であるか。ほかの市町村と比べてというふうな、歩調を合わせてということなのですが、歩調を合わせる必要があるのか。なぜあるのかというと、嵐山町はその団体の長が議員であること、そして年に3回も市町村交渉を常にやっていて、そして職員が毎回毎回、各種研修会と言いつつも、部落解放同盟関係の研修会に参加せざるを得ない状況をつくられているから。そういったおかしい関係ができていて、特殊な団体を嵐山町がつくってしまったのだと思うのです。ほかの団体に対してこんなことをやっていない。

そういうふうなことを嵐山町は今の財政の非常に厳しい状況の中で、やっと何とか提案型補助金についても5万円から10万円のを組むことができて、3団体とったというふうな状況で、それは15万円ですよ。その15万円というのは、69万から45万引いて24万円の中にやっと入っているぐらいの状況ですよ。そういうふうなものを嵐山町が行っているということを。町長は、この算出の基礎が、私は全く算出の基礎ができていないと思うのです。

というのは、今まで見た感じのものの中では年に2回か3回、2人か3人の人が研修会に行っています。研修会に行く費用を、全額の中に宿泊費が含まれています。その宿泊費のほかに、旅費というのは嵐山町の職員と一緒にいるから入っていません。そうすると、わずかな金額ですよ。1万5,000円掛ける3掛ける2、9万円か10万円の金額ですよ、研修費というのは。そういったもののほかに、どうやってこの金額を出してくるのか、わからないのです、私は。研修会の負担金といいましたら、宿泊費は入っていますよね。そのほかに職員の旅費規定を加えて、それに加えた金額が45万円になるということはあると思います。

ですから、おかしいと言っているのです。算出の基礎がおかしい。少なくとも研修会に参加するということを事業にするのであるならばおかしいです。そういうふうな

形のことを、予算算出の中でそれをやっていない。そういうふうに思いますけれども、その点についてはいかがですか。算出の基礎が全くできていない。ほかの団体に比べて余りにこの団体ひど過ぎる。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 基本的なことを重ねて申しますけれども、今まで嵐山町で、人権施策を行う、人権教育を行う、同和対策事業を行う、そういうようなことを行ってきて成果が出てきているというふうに思うのです。それだけ嵐山町の中では問題事象が起きていないということは、この成果が出ている。そういうものを、ここのところでぱさっと渋谷委員さんが言うように断ち切って、そのままそれでいいのかというふうには、嵐山町を含めて、この近辺で一緒に事業展開をしている市町ではそういう判断をしないわけです。今の状況に合った形にソフトランディングといいますか、今の状況に合った形に変えながら事業展開をやっていこうということで、今年度こういう予算を組ませていただいたということでございます。

○渋谷登美子委員 事業費補助ではないよね。団体補助だよ、結局。

○岩澤 勝町長 事業費の補助をするということで見直しをして、こういう形に変えてきているわけです。

○渋谷登美子委員 事業費補助ではない、団体補助ですよ。

〔何事か言う人あり〕

○吉場道雄委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 67ページの先ほどから出ていますけれども、今年のここのところが前年対比でも4,231万2,000円ほど増額になっております。そして、先ほど述べられた内容を聞きましたらデータ移行、大体2,415万だと。そうすると、今年の初期にほとんど投下していく資金は済まされるのか、今後もここには費用的なものがやはり出てくるものかどうか。

それと、我々支払いのほうの話をよく聞いていますけれども、補正のときにも出ていましたように、この電算化の共同化ということによってどのような、25年の場合ですと効果が出てくるのかな。10月から運用してくるということの中で、お尋ねいたします。

○吉場道雄委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 それでは、今後の共同化の費用というような面につきましてご説明させていただきます。

先ほど委員さんのほうもお話しになったとおり、午前中説明させていただいたとおり、25年度につきましてはデータ移行費用をはじめとする最初の年のかかる費用というものが非常に大きく拡大といいますか、追加になってございます。25年度は、それ半年分が既存のシステムを使わなければいけないということもありますし、正式に共同化が始まる、年間を通して始まるのが26年度からということになりまして、その時点でかかってくるのはシステムの使用料ですとか、いろんな台帳関係の委託、アウトソーシング経費と言っていますけれども、データセンターなりで計算していただいて、帳票を打ち出していただくという委託費。それから、当然事務局費もかかってきます。そのほか、ネットワークの維持費ですとか、そういったものがもろもろかかってきまして、当然24年度に比べての予算といたしましては減額してくるという形で、それが5年間という形で考えておりますので、5年間の効果が、減額が出てくるというような形でございます。

それから、共同化の効果といたしましては、まず今現在の状況の中で、自治体の状況、この参加する自治体全てに言えることなのですけども、定員管理等で人員が減っていくと。それから、財源としても限られた財源の中で多様化、高度化する住民ニーズに応えなければならないと。また、情報システムの費用につきましては、いろいろ近年新たな制度改正等でそのシステムの大規模改修ですとか、今後予定されていますけれども、そういった経費もかかってくる。また、セキュリティ対策というのもさらに強化していかなければならない。そういった課題を各自治体が持っております。

こういった課題を解決する方法といたしまして、この情報システム共同化、そういったものが必要ではないかということで進んできているわけで、今言った問題を、今お話ししました幾つかの問題を多くの団体が、結果的に今回18団体ですけども、参加することによってそのスケールメリットとして費用の財源ですとか、クラウド技術を活用した、そういった導入によりまして、災害とか、そういった危険性に強い体制を構築するというような効果、それから目に見えないところでもそれにかかわっている職員の負担、そういったもの、それが障害に切り分けですとか、本当に細かいことでは幾つもあるかと思うのですけれども、主なものとしては今言ったような大きなもの、そういった効果が見込まれるというふうに考えています。

○吉場道雄委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 大体効果的なものも把握させていただいたつもりですが、この使用料1,381万7,000円、これはこの515万3,000円ぐらいが金額で出ていましたけれども、今年この運用にかかっていく経費が半年分ぐらい上乗せになっているということです。そうすると、5年間ぐらい使用料的なものはこの金額で大体進んでいく、推移していくのだということになるのでしょうか。

それと、あとこれが吉見、嵐山町が先駆けて進んでいくことになるのですけれども、データ移行に係る、ここらあたりは県下がやるのでしょうかけれども、職員の負担とか、そういった部分については研修等なども必要になってくるのではないかと思います、どんな状況ですか。

○吉場道雄委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 まず、使用料につきましては、共同化後の使用料というものはデータセンターのシステムを使う使用料という形になってくるものでございます。今年度ふえている使用料の関係なのですけれども、基本的にそういった今言ったデータセンターを使う使用料、そういったものが主なものになってくるかと思いますが、今後、使用料という形で毎年かかってくるもの、具体的に言いますと大体システムの使用料として26年度以降、毎年2,100万程度を予定をしているところでございます。

もう一点。

〔「10月からこれが開始になるということの中で」「こっちを通して」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 では、3回目。

青柳委員。

○青柳賢治委員 10月から開始になるという中で、いろいろとデータ移行なんかも大変なことだと思うのだけれども、職員の皆さんの研修とか、そういう体制はどうですかということなのです。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 すみません。聞き漏らしていました。

職員の負担につきましては、現在共同化を受注する業者が決まりまして、幸いにも嵐山町の今使用している株式会社TKCが受注することになりました。結果的にシス

テムとしては、今使っているシステム、それがクラウド化になるというような形で、当然データ移行は当然必要になってきますが、システムの使い勝手、こういったものにつきましては極端な話をすると全く変わらない。そんなことでございます。

ただし、他の市町村とのすり合わせみたいなものがございまして、その辺を今、負担といいますと、これから稼働までの間、そういった全市町村が使うすり合わせ作業を今行っていますので、そういった負担はあると思います。操作につきましての研修は改めてする必要は出てこないのではないかなという状況でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

安藤委員。

○安藤欣男委員 広報広聴の関係から聞きたいと思うのですが、51ページで広告料36万円です。これがほぼ固定化されているのかなと思っているのです。この積算の根拠といたしまして、この広告主の傾向的なものがどうなっているのか、ちょっとお伺いします。

それから、55ページでは、粗収入で宝くじの獅子頭の関係で、55ページ。獅子頭の関係で10分の10ということの補助事業を受けられたということです。これ越畑も受けられたのですが、それは返したと思います。古里の獅子頭で出していただきます。大変あそこは地元でございますので、ありがたく思っておりますが、この事業の内容的なもの、縛りというようなことがどんなふうになっているのか。

まるっきり新しいものをつくらなければだめなのとか、修理はとか、そうしたものの地元とのあれはどういうふう to 今後やっていくのですか。宝くじで250万もらえるということで、その内容的なものがわかりましたらお願いしたいと思います。

それから、もう一点、69ページ。広報広聴の中で、広報の発行が38万2,000円、増額になっております。これの広報も大変いろんなものを載せていただいておりますが、これの積算の根拠的なものが、世帯もふえているということもあって増額になっているのか。ページをふやすのか、これなんかどうなのでしょうかとということでお伺いします。

それから、その下、広聴ですが、これは広聴極めて重要なことだとは思っているのですが、この概要のところにはいろいろ書いて、しかしながら、7万2,000円、これ計上はあったのだけれども、委員の報酬、しかも9,000円減額になっているのですね。今後この広聴の関係につきまして、ここには町政懇談会等というふうにも出ているの

です。これの内容的なものがありましたらご説明をいただきたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、51ページの広告料の関係でございます。この広告料につきましては、町の広報誌に、ここに備考欄にも書いてありますように掲載1題について2万円、半分の場合は1万円という、こちらの広報への広告料。それから、先ほどこっちとご質問いただきましたバナー広告ですね。こちらの広告料、これはホームページになりますけれども、そのバナー広告、その広告料を計上させていただいております。実質が23年度が一応36万円ほどの収入がございました。そういったことで当初予算では36万円という予算を計上させていただいております。

先ほどの畠山議員さんのご質問にお答えしましたように、ホームページの掲載するバナー広告等についても募集をしておりますし、また広報についても積載のもし希望があれば、そこに積極的に載せさせていただくということで予算計上させていただいているものでございます。

続きまして、55ページの宝くじの関係の助成金でございます。内容につきましては、今議員さんお話しいただきましたように、先ほどございました古里の獅子舞保存会、獅子頭3個、こちらについての補助金という形で申請を、これは町から申請をさせていただいて、町が補助金を交付を受けまして地域のほうに、先ほど20何ページだったでしょうか、古里の獅子舞保存会への補助金という形で同額を補助金として支出をさせていただくというものでございます。

ですから、事業主体は古里の獅子舞保存会が事業主体になりまして、町がこの宝くじの助成金を申請をし、それを受けたものをそのまま補助金として出すということでございます。ですから、地域とのお話ということにつきましては、十分その発注についても打ち合わせをさせていただいて、申請をさせていただくという関係になります。

それから、続きまして広報誌の増額の関係でございます。実は、この広報誌の印刷製本費なのですけれども、当初予算で247万5,000円、24年度が209万3,000円でございますので、議員さんご指摘のとおり増額になっております。24年度の補正予算で実は増額をさせていただいておりまして、現在の24年度予算では254万2,000円というふうになっております。

その内容でございますが、単価というよりもページ数がふえました。そのページ数のふえた原因は、まず一つには、今年度、24年度から地域瓦版という形で毎回2行政区の活動を紹介させていただいております、あの分が1ページふえている。それ以外に各団体等から広報への掲載依頼がありましたらば、できるだけ内容は審査をいたしますけれども、載せさせていただくということでやらせていただいていた結果が、当初の予算よりもページ数がふえている傾向にありまして、そういった関係で24年度も増額をさせていただきまして、25年度についてはその補正後の金額、それをちょっと参考にさせていただいて247万5,000円という金額に計算をさせていただいております。

この内容につきましては、ページ1枚当たりの単価と、それから差し込みの関係と折り込み広告というのですか、広告ですか。そういったものの手数料、そういったものをトータルして金額を出させていただいているというものでございます。

それから、最後に、この広報広聴の広聴の関係でございます。ご質問いただきましたとおり、ここに引用広聴として出させていただいておりますのは、町政モニターさんの8人分で、8人掛ける9,000円という根拠で7万2,000円を計上させていただいております。町政モニターさんに関しましては、今、年2回ほど会議を開かせていただいております。それ以外に、メール等でモニターの提案という形で随時いただいているということで活動をしていただいているものでございます。

この事業概要のところでございますように町政モニター制度の活用、それから町民の声ボックスやメールによる意見募集、こういったものについてもホームページで今回、簡単申請という形で出させていただくような形にしております。

それから、町政懇談会等の広聴活動とありますが、町政懇談会、具体的に今、いつやるという計画はございませんが、町政懇談会という中で例えば自主防災会ですとか、地域支援課で言えばそういった地域の皆さんのお集まりいただいているところ、あるいは防災訓練、そういった中でもいろんな機会を捉えて意見を聞きたいということの内容でこの町政懇談会等というふうに記載をさせていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

○吉場道雄委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 はい、ありがとうございます。獅子頭については10分の10ということで、まるっきり新しくした場合にどのくらいかかるのか、ちょっと想定できませんが、

上限250万まではいいですよという捉え方でいいのですか。

要するにトンネルの補助ですよ。ですから、町がこれでいいということになれば、宝くじのほうはこれはだめだとかということは出てこないのですかね。その辺をちょっと聞いておきたいのですけれども。地域的なものはどんなことになっているのか。25年度中に仕上がればいいのか、支払いまで済まなければだめなのか。その辺をちょっと聞いておきたいと思います。

それから、広告料についてはわかりました。

それから、広報についてもいろんなものが入ってきて、町民の声だとかいうか、今説明がありましたが、各区の活動状況とか、やっぱり双方向的なものが広報でも出てきているのかなというふうに思っているのですが、やはり身近なより広報を町民を見やすいとかいうか、あるいは見たいというような雰囲気をつくっていくことは大事かなと思っていますが、今後とも町民の意見、声というような欄をつくってもらいたいかなと思います。広報の充実を一層、ひとつお願いをいたします。

もう一点のこの町政モニターだけの委員報酬だということで、この町民懇談会については町長が町民懇談会をやるという、町長が行ってやるということはこれには想定はされていないということなのですか。単なる課の、今の課長の説明だと、防災会の関係なので町民懇談会をするとか、そういうことは別ですか。

町政に対する町民の町政懇談会というのは、この予算では到底やるとすればできないで、ここに書いてある、この捉え方がちょっとわからなかったのでお聞きするのですが。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えをさせていただきます。

まず、宝くじの250万円の関係でございますけれども、こちらについては一応限度額という捉え方でございまして、250万円が申請できる限度額。ですから、それ以上に例えばお金が地域のほうでかかってしまいますと、補助申請できるのは250万円までという形になります。ですから、その辺250万で何か済むような形で地域のほうとも話し合いを進めてまいりたいというように考えております。

なお、続きまして、広聴の関係でございますけれども、こちらにつきましてはこの事業概要のところの書き方が広聴事業という形で捉えて、この事業概要を書いておりまして、予算上は委員報酬しか載っておりませんので、その事業概要としてはこの委

員報酬の中身を載せればよかったのかなというふうにも今ちょっと反省はしておるところなのですが、広聴事業全般として町の考え方としては、こういったものを通じて広聴活動をやっていききたいということでございます。

今、町政懇談会については、先ほどもちょっとお答えさせていただきましたように、具体的に町政懇談会を今、町長が主催で行うとか、その辺のところまで考えているというものではございません。大変この事業概要の書き方が広聴事業全般という理念みたいところまで踏み込んで書いてしまいましたので、そういったふうなところがちょっと説明不足だったのかなというように考えております。どうぞご理解をお願いいたします。

〔「あと25年度中に獅子頭の関係で支払いの関係があったみたいなのですけれども」と言う人あり〕

○中嶋秀雄地域支援課長 大変失礼しました。獅子頭の事業年度は25年度ということでございまして、25年度中に契約をし、そして支払いまで終わるということがこの補助事業の対象になる条件でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

ここで休憩いたします。次の再開は、本会議場にて黙祷が終わり次第いたします。

休 憩 午後 2時29分

再 開 午後 2時51分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域支援課に関する部分の質疑を続行いたします。

それでは、どうぞ。

清水委員。

○清水正之委員 町長が施政方針の中で、24年度に人権施策の基本方針を決めたということで、その施策を25年度に実施をしていくと、その基本方針に基づいた実施をしていくというふうに述べられているわけですが、まず策定した基本方針の基本的な概念というか、基本的な目的というものはどういうものなのか、それに基づいた施策がどこにどういう形で盛り込まれているのか、お聞きをしておきたいというふうに

思います。

それから、地域防災の関係、157ページなのですが、昨年は南部の防災訓練が行われたわけですが、今年度はその部分がなくなるというふうになっています。同時に、自主防災組織の育成についても減額になるという関係では、自主防災組織に対する支援というのですか、基本的な考え方をお聞きをしておきたいと思うのですが。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 町政運営の基本的な考え方というご質問でございます。前から申し上げておりますように、町民福祉の向上というのを基本的に考えております。町民福祉の向上というのが、ちょっと言葉が漠として難しいかもしれませんが、町民の幸せということだと思っております。町民の幸せはどうやったら図れるかということが一番の基本的なことでございます。それには、町政の中期計画でございます、この中でそれぞれの分野はこう行っていくべきだということを決めていただいて、それらに沿って各分野のことを進めていくということでございます。

そして、何より基本は、町民の幸せを求めるわけですが、これが持続可能な体制をどうとっていくか。これには、財政がきちんとそれに沿った形でついてこなければいけない。それがついてくるのには、財政運営ができるような人口構造といえますか、人口のピラミッドというものが富士山型の形でないと不自然な形で持続可能な形にはいかないのではないかとということだと思っております。ですので、人口の構成が、以前のような人口ピラミッド体形に、人口が多い少ないというのは別ですが、形とすると構造とするとそういう人口ピラミッドが必要なのではないかなというふうに思っています。それには、現状では人口がふえていくほうがいいのではないかと。それには、そういう対応をとっていく。そのほかのことについては、各町政の長期の基本方針に沿った形で各分野の事業を粛々と行っていく。こういうことかなというふうに思っています。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、人権施策の基本方針でございます。こちらにつきましては25年の4月からの目標を立てさせていただいたものでございますが、この中のこの基本理念というお話をいただきました。こちらのほうでは、人権施策の今回の基本方針の目標というものを立てさせていただいておりまして、人権施策の基本理念ということで本町は嵐山

町人権尊重都市宣言に掲げているように、あらゆる差別をなくし、一人一人が人権を尊重しあい、自由と平等に溢れた平和で明るい社会をつくることを基本理念として人権施策を進めますというふうにうたっておりまして、その中に3つ大きくこの基本理念をうたっております。(1) が一人一人が個人として尊重される社会、(2) として機会の平等が保証され、一人一人の個性や能力が発揮できる社会、(3) といまして一人一人の多様性を認め合い、ともに生きる社会というこの3つの理念を定めております。

その中で、それぞれの人権問題に対して、項目を挙げて各項目についてそれぞれの目標掲げております。その大きな分野別の施策といたしますと、女性、子供、そして高齢者、4番目に障害のある人、5番目に同和問題、6番目に外国人、7番目に犯罪被害者やその家族、遺族。そして、8番目にインターネットによる人権侵害、9番目に災害時における人権への配慮、10番目にそのほかさまざまな人権問題という形で、5つの項目に分けてそれぞれの目標を設定しているところでございます。

今、議員さんのご質問の件につきまして、その予算につきましては具体的に予算化をしているもの、各範囲にあるわけでございますけれども、同和対策につきましては先ほど渋谷議員さんのお話にもございましたような予算化がされております。それ以外に予算化のされていないものもたくさんあるわけございまして、それぞれの担当する部門において、例えば地域支援課であれば、男女共同参画の推進、これも大きな問題で、やはりこれも人権を考える上では大きな問題であろうと思いますし、それぞれの担当部課の中で事業を進めるということになっておるところでございます。

続きまして、自主防災組織の関係でございます。

まず、防災訓練につきましては議員さんのお話にございましたように、町では総合防災訓練を2年に1回という基準で行っていくという基準を持っております。そういったことで25年度については総合防災訓練の予定はしておらないところでございます。

ただ、自主防災組織の補助金を今削減されているという中でのご質問かというふうに思うのですが、まず自主防災組織につきましては平成24年度、今年度、県の補助金を当て込んだところもあるのですが、各自主防災会に対して20万円を限度とした機材等の購入の補助を行わせていただきました。その中で、各自主防災会、12団体ございますが、ある程度24年度に必要な備品等はそろえていただいたというふう

に考えております。

25年度につきましては、この補助金の中身を一部見直しをさせていただきたいというように考えておりまして、と申しますのは、今までは各自主防災会運営費という形で一律3万6,000円、そして12団体という形で予算計上をさせていただきました。しかしながら、自主防災会の中にありましても、防災訓練を積極的にやられているところ、あるいはその資機材等を見直されているところ、そういった形で活動にある程度のやはり温度差がございます。これは、決して悪い意味で温度差があるということではあるわけではございませんで、やはりその市街地における自主防災会の訓練と、それからあるいはそういった違う地域での防災訓練は内容も違っておりますし、また、必要な備品等もこれは違ってくるということは、これは当然のことだというふうに考えております。

そういった中で、今回の自主防災組織への補助金に関しましては、一律的な運営費的な補助というものは、今まで一律3万6,000円といったものを基本的には2万円というふうに見直しをさせていただきまして、それ以外に事業費補助というか、自主的な機材等の整備、そういったものについてはそれぞれの申請に基づいて一定の額を出させていただくというような形で見直しをさせていただきたいということで、この予算額を計上させていただいたものでございます。

総体的には減になっておりますが、それは先ほど申し上げましたように24年度に機材等については、ある程度その20万円の限度額の中で必要備品は整備されているというのを前提にして、一定の金額が結果的に減になっているということでございます。

○吉場道雄委員長 清水委員。

○清水正之委員 ということは、各防災組織については、備品等の必要な資機材については十分整ったという判断で、今後行っていくものについては、どうその事業、各防災組織がどういう事業をやっていくかというものについて支援をしていくということではないのでしょうか。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 まず、1点目の各自主防災会について資機材が十分整ったという判断かということではございますが、整ったということで判断はしておりません。今後も例えば防災訓練をやったり、自主防災会の中でいろんな今度は想定したシミュレーションをして防災訓練を行っていくと思います。それは期待をしていると

ころなのですけれども、要は現実に即して、例えば避難所にどのような形で避難をするかとか、あるいはその避難所に行った場合の、今回は避難所のいわゆる運営マニュアルというものも今後つくりたいというように考えております。そうしますと、避難所の運営については当然自主防災会あるいは区、そういったところで自主的な運営をしていただくということが前提になってまいりますので、その際にこういった備品が改めて考えたときに必要になってくるのか、そういったことは当然出てくるというふうに考えております。

ですから、今現在での防災倉庫に置いておくもの、これについてはある程度、今考えられる範囲では想定するものがそろえられたのかなと。ただ、今後そういった訓練を実施していく上においては、いや、こういったものが必要だったとか、ある面ではこういった備品あるいは備蓄品が必要だというような、個々の自主防災会独自のそういった要望が出てくるだろう。そういったものについては、資機材の補助という形で出てきたところへある程度の補助ができるような、そういった態勢をとっていきたいという考え方でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 質疑がないようですので、地域支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。おおむね10分間。

休 憩 午後 3時05分

再 開 午後 3時14分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、町民課に関する部分の質疑を行います。

それでは、どうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 31ページと35ページになって、これは国保にかかわるので質疑はと思ったのですが、一応一般会計に入っていますので。

民生費国庫負担金の減です。保険基盤安定分負担金が402万5,000円から389万円、そして35ページ、民生費県負担金の減が1,631万3,000円が1,592万6,000円、保険基盤

安定分保険者支援負担金が201万2,000円から194万5,000円なのですが、それぞれ減額になった理由というのを、する理由を伺いたいと思います。

それと、88、89ページです。電算委託料というのがあるのですが、353万5,000円。戸籍事務事業なのですが、そして、戸籍データ管理システムの拡大分というのなのですが、この拡大分というのはどのようなものを示すのか、伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 それでは、戸籍事務に関しては山下副課長に、保険年金に関しては村上副課長に、それぞれお答えしていただきます。

○吉場道雄委員長 村上副課長。

○村上伸二町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

基盤安定事業、31ページの国庫負担分、こちらについては国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の分。また、35ページの保険基盤安定のこれは、1,592万6,000円、これは税軽減分でございます。その下の保険基盤安定（保険者支援分）負担金が194万5,000円ということで、渋谷議員さんのほうから前年度に対して減となっている。その理由ということでございますが、当初予算を編成する平成24年11月段階の国保の所得の状況、これに金額に実際に合わせまして、軽減となる被保数、世帯数等を出しております。その結果、24年度当初よりも若干減という形になっております。

以上です。

○吉場道雄委員長 山下副課長。

○山下次男町民課戸籍・住民担当副課長 それでは、私のほうからは88ページ、戸籍事務事業の委託料の電算委託料の戸籍副本データ管理システムの拡大分とは何かということでの質問に対しましてお答えさせていただきます。

戸籍の副本というのは今でもあるのですが、戸籍の届け出書とかが原本が出て、それともう一つ副本というのをつくるのですが、それは今つくってあります。それを今つくってあるものにつきましては、年数回、電子媒体といいましょうか、そういうふうにして今は松山の法務局のほうに持って行ってこれの管理もしているのですが、これがデータ管理システムになりますと、これは皆さんご存じのとおり東日本大震災があって、宮城県とか岩手県の4市町村の役場が津波の被害を受けて、戸籍等が滅失してしまったと。幸い法務局のほうに副本がありましたので、副本デー

タを再生することができたのですけれども。

そういったことがあって、今後もそういったことが起こる可能性がありますので、その近く、役場の近くのある法務局等にデータを管理しておくとなると、一緒に滅失してしまうおそれがあるということで、このデータ、管理システムを構築して、東日本の市町村は関西にあるデータセンターのほうに送ると。関西方面といいましょうか、西日本の市町村は北海道に今度管理センターができますので、そちらのほうに送ってその滅失を防いでいくということなのですから、それを一応今年の10月までに構築をして、12月までに対応していくということで求められています。この副本管理データシステムにつきましては、一応金額的には152万2,500円ということのあれなのですけれども。

それで、一応今度導入をしますとどうなるかということなのですから、現在は今も言いましたとおり副本というのは年数回持っていつているのですが、それが今度は業務日ごとに、今役場のほうにL G W A Nというのが入っていて、通信でメール等をやりとりしているのがあるのですけれども、官公庁なのですけれども。それを介してそのデータセンターのほうに送っていくということになります。

ですから、タイムラグができないような、今までは数回、年数回ですから、もしその間に何かあった場合にはなくなってしまうけれども、これからは業務日ごとに送るので、その辺が心配がなくなってくるというようなシステムでございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 ちょっと国保のほうに行ってしまうので申しわけないのですけれども、国保というのは低所得者層が多いというふうに思っていたのですけれども、平成24年度に関しては低所得者層は思っているよりもカウントが少なく計算されたというふうに考えて、支援分が少なくなったということは、その分低所得者層が少なくなったというふうに考えるということなのではないでしょうか。その点を伺います。

次の電算委託料ですけれども、これはクラウド化の一つですよ。そういうふうは今思ったのですけれども、そうではないのですか。

○吉場道雄委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 基盤安定の関係、所得が少ない人が減っているかという話だと思うのですけれども、前年に対してそれぞれ少しずつ6割軽減の方、4割軽減の方、い

らっしゃって、その6割軽減と4割軽減の方、どういう形になるかということ、医療分と、それから後期高齢者支援費分と介護納付分、それぞれに分かれて6割軽減、4割軽減。世帯割、平等割と均等割の6割軽減、4割軽減の方に分けられるのですけれども、その合計額がここにあらわれてくるということです。その合計額が25年度の積算では6割軽減の方は少し減ってくる。4割軽減の方はちょっとふえている形ですけれども、6割軽減の方は少し減っているという形になっております。積算上はそういう形になります。

それから、戸籍の副本データは住基ネットとは関係ございません。あくまでも法務省だけの考え方でございまして、住基ネットは全国市町村つながっていますけれども、戸籍は住基ネットとは連動しておりません。戸籍は戸籍のデータだけで動いています。戸籍は住基ネットと直接はつながりませんので、改めて今度は副本データシステムというのを国が入れて、東日本大震災の影響で同時に滅失するというのを今副課長がお話ししましたが、それを防ぐために今回法務省がデータを吸い上げるというような意味があるのだと思いますけれども、リアルタイムで同時にデータを持つという性格ですけれども、L G W A N を介しますけれども、L G W A N を介すだけで住基データと連動するというようなことは考えていないというふうに聞いております。

それから、データセンターにつきましては、保守管理と、それからいろいろな攻撃ではないですけれども、何かあったときに困るので、そのデータセンターの位置は教えられないというふうに聞いております。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうしますと、クラウドとはまた違うものを法務省のほうでつくっているという形で、それに入っていくという形なのですか。わかりました。

○吉場道雄委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 戸籍の今の件なのですが、地域支援課がクラウド化をしようとしていますよね。それとはこれは違うと。地域支援課がやろうとしているのは、町民課ではどれとどれが入るのか。ちょっと教えていただけますでしょうか。

○吉場道雄委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 埼玉県の町村会のところで共同化を進められているのが地域支援

課が先頭になってやられていることですが、主に住基ネットと、それから住基情報、それから保険年金とか、そういう国保とか、そういう情報です。基本的な町の情報システムに共同化ということで参加されるということだと思います。

戸籍につきましては、法務局からの委任事務で国の仕事を委任事務で受けているわけですが、基本的には戸籍はデータはつながっておりません。市町村間のデータは連動はしておりません。そういうことでございます。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。この住民基本台帳事務事業、その上も減額ですが、戸籍住民総務事業、住基ネットワーク事業、これがクラウド化による減額というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○吉場道雄委員長 山下副課長。

○山下次男町民課戸籍・住民担当副課長 それでは、お答えいたします。

戸籍住民総務事業につきましては、特にクラウド化の影響というのはございません。その次の住民基本台帳事務事業の中の102万4,000円の中には、クラウド化により電算委託料の住民マスター更新料というのが今あるのですけれども、それがクラウド化によりまして一応、半年分しか見ていません。6カ月分しか見ていませんので、その辺で61万1,000円の減額というふうになってございます。

以上です。

〔「戸籍住民は」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 答弁漏れですか。

○山下次男町民課戸籍・住民担当副課長 戸籍住民につきましては36万5,000円につきましては、クラウド化の減ということではございません。

○吉場道雄委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 29ページですが、使用料及び手数料の関係で戸籍の事務の手数料ということで4,436件を見込んでいるということですが、これは個人的に戸籍をとりに来ているのか、あるいは8業種の方たちがとりに来ているのを見込んでいるのか。割合はどのくらい見込んでいるのか、お尋ねをします。

それから、その下の住民基本台帳の手数料ですが、閲覧の関係が主になっているようで、少し今年度、25年度は8,968件ということになっておりますが、やはり

上と同様に、どのような方たちが主に閲覧しに来ているのか、まずお尋ねします。

○吉場道雄委員長 山下副課長。

○山下次男町民課戸籍・住民担当副課長 それでは、28ページの総務手数料の中の戸籍事務手数料の関係でございますけれども、こちらの4,436件ということで25年度につきましては見積もりをさせていただいているところでございますが、議員さんのお尋ねは、個人で見ているのか、業種別で見ているのか、その割合はどのくらいだということでございますが。これにつきましては、そこまでちょっとしていませんで、一応これを出した基礎というのが22、23、24年度の今までの交付件数をもとにこの件数を出してございます。特に個人なのか業種別だとかというのは出していないのですけれども、個人の方がほとんどだというふうに考えております。

それから、その下の住民基本台帳事務手数料の関係ですけれども。これが8,968件ということでなっておりますけれども、申しわけございません。ちょっとミスでございますして、9,060件ということで訂正をお願いできればと思います。9,060件。

そのうちの閲覧に係る分ということなのですが、これはほとんどが住民票の交付と、戸籍の付票の交付、閲覧については特に初めから以下ということでは見てございませんで、こちらのほうが主という形になってございます。例えば何かの関係で、業者さん等が閲覧に来る場合はその分がふえてくるのかなというようなことで考えてございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうしますと、個人と、戸籍のほうの手数料ですけれども、この件数では22年、23、24と答弁していただいたかと思うのですけれども、その中の交付の関係の中からは出してきたということですが、なぜこういうことを質問するのかと申しますと、やはりこれを交付するときには、もちろん企業主の方ももちろんされるわけですから、その辺のときの気をつけていただいている点が22年、23年のときもあったと思うのです。ですから、この25年度も特に気をつけて出していただかなくてはならないというものもありますので、もしその辺のところがお答えできましたら、お願いします。

以上です。

○吉場道雄委員長 山下副課長。

○山下次男町民課戸籍・住民担当副課長 では、お答えをさせていただきます。

業者の方がとりに来たときの注意点、何をしているかということですが、業務の方が来るのは職務上の請求書で請求をされるわけですが、その中に書かれているようなことが本当にそのとおりかというようなことも確認をさせていただきますし、それからその人の、個人の、一般の方と同じですが、個人を身分を証明するものの確認をさせていただいてやっているということですが。

最近、不正使用みたいなことがございますから、その辺は注意してやらせていただいているという状況でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 それは、確認をしっかりとって実施をしていただくということをよろしくお願いします。

やはり悪用されて転売されているというケースがかなり出ておりますけれども、25年度の予算ですからどうなのかと思いますけれども、では22年とか23年のときにはそういった、町では悪用になった経緯は、ちょっとさかのぼって申しわけないのかもしれませんが、答えていただけるようでしたら。もし外れるようでしたら結構ですけれども。質問させていただきます。

○吉場道雄委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 お答えいたします。

新聞記事に載りました佐藤さんとか、あるいは大沼さんとか、そういう方の件だと思えますけれども、過去3年にさかのぼって調べてございます。一件も不正の取得はされた事実はございませんでした。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 質疑がないようですので、町民課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午後 3時31分

再 開 午後 3時33分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、本日最後の審査は、健康いきいき課に関する部分の質疑を行います。

それではどうぞ。

畠山委員。

○畠山美幸委員 5題お聞きしたいことがありますので、よろしくお願いします。

まず、最初に、37ページと33ページに新規事業で養育のため病院等に入院することを必要とする未熟児に対しての費用が国からと県からと入っておりますけれども、もし未熟児が生まれたときに入院する費用が今度はいかからなくなるということで、県がこれやる事業ですよ。県の事業だと思うのですが、申請の仕方というか、内容をちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

それと、97ページの拡大分で障害福祉計画評価委員会、こちらの構成者といいますか、その辺をお伺いしたいと思います。

119ページの保健推進員さんが増員になりますけれども、今までと同じような仕事内容なのか、何か仕事がプラスアルファになるのか、その辺をお伺いします。

121ページ、子宮頸がん、HPV検査（30歳代）ということで、町長の施政方針の中にも30歳代の方のHPV検査に対して助成してまいりますということがありますがけれども、この内容についてお伺いしたいと思います。

123ページの「発育発達に遅れのある子どもとその家族に対し、おやこ教室」ということで、こちら対象範囲拡大ということなのですが、今まで24年度の対象年齢が幾つだったのか。そして、今回はどこまでの年齢の方を対象にされているのか。

以上5点、お願いします。

もう一個。すみません。あとトレーニングルームは長寿生きがい課のほうに入りますか。こちらでよろしかったですよ。では、トレーニングルームの機械の充実を図り、利用者からも大好評をいただいておりますというところで、こちらは大変機械が新しくなって、利用度がふえていると思うのですが、今回どのぐらいの利用度を見込んでいらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 それでは、最初に、37ページと33ページだったでしょう

か、養育医療費の関係でございますけれども、これにつきましては今回、県から町に権限移譲になる事業でございます、これまでは保健所のほうで申請手続等、支払い等も行っておりました。これが25年度から町におりてくるというようなことでございまして、対象につきましては、1歳までということで未熟児、体重でいうと2,000グラム以下、または生まれたときにいろいろな機能がまだ未熟で生まれた子供さん、それが入院によって治療する場合、そういった子供さんにかかる費用に対して国が2分の1、県が4分の1、そして今回初めて町が4分の1というふうな負担割合となっております。

個人負担というのも所得に応じてあるわけですが、この個人負担が今までは一旦保健所がやっていたものですから、一部個人負担を保健所のほうに払っていたいて、その領収書をもとにこども医療費のほうでまた後で戻ってくるというようなことだったのですが、今回その事務が町に参りますので、町のほうで一括、こども医療費との相殺をしまして、お金は出ないというふうな形にやっていきたいというふうにやっています。

歳出のほうは、したがって、こども課のほうに予算を組まさせていただきました。そんな内容でございます。

それから、97ページの障害福祉計画の評価委員会の委員さんでございまして、この計画の中にもうたわせてもらっているのですが、この計画を策定したときの委員さんが10人ほどいらっしまして、この策定にかかわった委員さんを中心に評価委員会を立ち上げていきたいというふうに思っております。

それから、次に、保健推進員の関係でございますが、保健推進員につきましては、説明のほうでもさせていただいたと思うのですが、48名から今回67名に増員をするというふうな計画でございます。保健推進員さん、昭和60年に制度が始まりまして、そこから地域と役場のパイプ役というふうなことでいろいろな事業に参加、協力をいただいていたわけですが、昨年度というか、24年度に受診率の向上キャンペーンというのを初めて町のほうで取り組みまして、これについて保健推進員さんにもいろいろご協力をいただきました。

地域の皆さんに健診等の受診の勧奨をしていただくということで、区長さんをはじめ保健推進員さんにもお願いをしていろいろやってきたわけですが、そういった中で世帯のほうが大分増加をしてきておりまして、1人の受け持つ世帯数が大分多

いということで、およそ100世帯をめぐりに1名の保健師さんがいたほうがスムーズにいくのかなということで今回増員をさせていただきました。

特に仕事というのは、昨年度からちょっと始まったことで、25年度に特別ふえるということではありません。

それから、121ページ、子宮頸がんのHPV検査の関係でございますけれども、委員さんからも以前ご質問をいただきましたけれども、国のほうでなかなかこのHPV検査については進めてこなかったところがあったのですけれども、このところ大分その検査の内容が正確性が高くなってきたというのでしょうか、国のほうでそういったことを認めてまいりまして、新年度からこのHPVについて補助金を出すというふうな情報がございましたので、それを受けてこちらでも30代についてのHPV検査を入れていこうというふうなことで予算を組まさせていただきました。

ところが、その後、ちょっと国のほうの動きがございまして、30歳代だけではなくて、なくてというか、30歳代ではなくて30歳、35歳、40歳の節目だけを補助するというふうな形になってきております。したがって、ちょっと歳入のほうは若干、この補正のほうをお願いするかもしれないのですけれども、町といたしましては国の補助金いかににかかわらず、30代の女性についてのそのHPVの検査についてはやっていこうということで進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、123ページのおやこ教室ですけれども、おやこ教室につきましては、ここに書いてありますように発育、発達におくれのある子供とその家族を支援するというところで行ってまいりました。対象児については、1歳6カ月児を対象に、1歳6カ月から2歳児ぐらいまでを対象に行ってきたわけですが、なかなか子供が発達していく段階で、おくれがあるというのをなかなか親としては認めたくないというふうな部分があって、この教室に参加をいただけないというふうな状況がございました。

本当はそういった方に参加をずっとしていただきたいのですけれども、なかなかそういう親の思いから参加をしていただけないということがあって、今回は特に発育、発達のおくれがある子供さんだけではなくて、全体の子供さんを対象にこの事業をやっている、特に障害を持つというのも関係なく進めて、みんなで集団になれていければということで、その対象の子供さんの範囲を拡大をさせていただくものでございます。

それから、最後に、トレーニングルームの充実の関係でございますけれども、24年

度に予算化をしていただきまして、昨年7月に機器の充実を図ったところでございます。おかげさまで7月に新しいトレーニング機器が入って以降、大変利用者のほうが伸びてまいりました。全体では、特に今年の2月については過去の最高になるような記録になっていまして、延べの利用者数ですけれども、479人、2月で。利用者というふうになっていました。昨年の2月は273人ということで200人ぐらいの伸びというふうになっております。

これには、広報を通じて、なるべく皆さんにこの新しい機械も入ったことですので、健康づくりに使っていただくように毎月機械の紹介をしがてら広報をしていった結果がこういうあれかなと思っているのですけれども、この利用の見込みというのはちょっと何人というのはなかなか目標はないのですけれども、こういうふうに好調になってまいりましたので、これを維持できればいいかなというふうに思っています。

以上です。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 先ほどの未熟児の件ですけれども、きのうちょっと県のホームページを見ましたら、県に今まで、だから24年度は県の事業で、今度は町に移ってくるということで新規という形で載っていたのですね。わかりました。

対象、これ何か病院が県内指定養育医療機関ではないと診ていただけないということでホームページに載っていましたけれども、町に今度変わってもその辺の病院はふえることはないのでしょうか。その辺を確認したいと思います。

それと、障害福祉計画の委員さんというのは内容がわかりましたけれども、これはいいです。これは飛ばします。

119ページの保健推進員さんの仕事は、では別に仕事がふえるとかということではないというお話でしたけれども、本当に世帯がふえて、私も議員になる前にこれ保健推進員をやらせていただいたことがありまして、本当に皆さんを集会所で検査があるから来てくださいますとか、そういう呼びかけをしたり、あとヘルスアップクッキングに参加しましょうとかと呼びかけたのですけれども、長野県が大変長寿国ということで、減塩の栄養指導をしたら非常に元気になられているというような内容で、この間テレビでも何か減塩のお料理のヘルスアップクッキングをやっているということなのですから、嵐山町も減塩のヘルスアップクッキングの内容をやっているのかどうなのか、お聞きしておきたいと思えます。

それと、おやこ教室の件ですけれども、では今度は全体の1歳6カ月のお子さんから2歳児の方を対象に、年齢は上がらずに、その2歳までの全体のお子さん来てくださいということでよろしいでしょうか。いや、私的には5歳という年齢が非常に発達障害の分岐点というか、学校に入る前とか、5歳児というのが少しいろんな面で発達障害を調べるのにいいのではないかというのをちょっと聞いておりましたので、そこまで広がったのかなとお聞きしたのですけれども、今後そういうお考えがあるかどうか、お聞きしておきたいと思います。

あと、先ほどの頸がんのHPVの検診のことですけれども、そうすると30、35、40というところはクーポンで来るということになるわけですね。それで、しかしながら、嵐山町としましては30代ということは30歳から39歳までの方を対象にやっていただけるのか確認していきたいと思います。

それと、トレーニングルームですけれども、大変に私も利用させていただいてよろしいのですけれども、トレーナーの方というか、トレーニングルームにいるインストラクターというのか、あの方がいつも1人必ず常駐していただいて、聞けばこういうのをやったほうがいいですよとか、いろいろアドバイスをいただけるのですけれども、やはり余手を煩わせては申しわけないかなと思いますので、できれば今、女性だけの健康フィットネスというのがありますけれども、あそこでメニューができています、大体の。です、インストラクターの方にできれば、ダイエットしたい人にはこういうメニュー、例えば自転車こぎを何分やってウォーキングは何分やってというようなメニューを何個かつくっておいていただけると、一タインストラクターの方の手を煩わせなくても大丈夫なのかなと思うので、何かそういったメニュー、あと機械に乗る前に事前運動といいますか、そういうものの簡単なこういう写真で、こういう順番で運動をしてからこういうマシンに10分ずつかかりなさいとか、そういう形でやっていただけるともっとニーズが上がるかなと思いますので、その辺のちょっと検討についていかがか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 杉田副課長。

○杉田哲男健康いきいき課健康管理担当副課長 それでは、1点目のヘルスアップクッキングの件でございます。こちらにつきましては、管理栄養士のほうが嵐山町のほうで特定健診等、健診結果等のデータがございます。減塩等々にかかわらず当然減塩の

部分も含めますけれども、やはり食育の観点からメニューをおつくりをさせていただきまして、塩分、糖分等々、その地域に合ったものの食育の料理教室を実施しているというふうな内容でございます。

続きまして、おやこ教室でございます。おやこ教室につきましては、1歳6カ月児健診で全ての対象のお子さんに声かけをさせていただきます。おおむね1年を目安に行っていくわけでございますけれども、保健師等々が気になる児に対しては、その後のフォローも引き続き行っていくというふうな計画でございます。

どうしても、やはり集団生活に入っていくお子さんもいます。保育園に入所、また幼稚園等々にも入所の児がございます。そういった方々につきましては、入所の前に3月に各保育所並びに幼稚園等に連絡調整会議を行いまして、その児の状況等を報告、連絡調整をさせていただきまして、スムーズに集団生活に行けるようにという形で連絡調整をとらせていただいております。

続きまして、HPVの検査でございます。こちらにつきましては、まだ国のほうから、おおむね今、情報の中ですと、夏ごろに詳細なものができ上がってくるというふうに連絡をいただいております。まだクーポン券を出すような形になるのか、またどういうふうな形で費用負担をしていくのかという部分につきましては、詳細なことについてはまだこちらに連絡等は入ってきてございません。

ですから、先ほど課長が申したような形で30歳代並びに国庫事業で対象となる見込みの部分につきましては30歳、35歳、40歳というふうな形を考えてございます。

続きまして、トレーニングルームでございます。こちらにつきましては、トレーニングルームを利用される前に機器の説明と健康管理の部分、また体力測定というものを実施させていただいております。体力測定の結果に基づきましてインストラクターのほうで、やはり下肢の部分の運動、トレーニングをしたほうがいいのか、また上肢、また先ほどのお話のダイエット等の目的にしたほうがいいのかという形で、紙ベースのものではお出しはしてございませんけれども、ある程度のメニューをお話をさせていただいて運動機器のほうを利用させていただいているというふうな状況かなと思います。また、その各種簡単なメニュー方法につきましては、またインストラクターのほうと協議をさせていただきまして、ニーズによってより利用者が利用しやすいような形ができればというふうに考えてございます。

あと、未熟児の1点目の病院でございます。こちらにつきましては、指定養育の医

療機関につきましては埼玉県で指定をしてございます。今現在埼玉県につきましては、23の医療機関ということでございます。こちらにつきましては、近隣の病院でござい
ますけれども、小川赤十字病院が入ってございます。産科等で出生して未熟児に対象
になったというふうな場合につきましては、そこの医療機関からこちらの指定の医療
機関のほうに転送という形になって、そこで入院がこの事業につきましては対象とな
ります。おおむね6カ月ないし最長1年というふうなことになるわけですが、
そちらのほうの入院に限りの医療費が該当になるということでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 ありがとうございます。トレーニングルームなのですが、確
かに始める前には全部検査、いろんな注意事項を受けながら検査してやったわけなの
ですが、しかしながら、やはり若い部類だから放っておけばやれるからいいと
思っているのかもしれないのですが、やはりメニューがある程度この人、その
結果に基づいて、この人がでは下肢を、上肢を、ダイエットをというような形になっ
たときのある程度のメニューが、何をどの機械をどのくらいかかればというようなも
のが示されればとってもやりやすいと思うので、やっぱりその方向でぜひお願いした
いと思いますので、よろしくお願いします。

あとは大丈夫です。ありがとうございました。

○吉場道雄委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 障害者総合自立支援法と障害者総合支援法と25年度で切りかわるの
ですが、31ページですと民生費の国庫補助金が415万1,000円が389万円、33ペ
ージですと県支出金が5,258万6,000円が4,973万円に。そして、97ページにそれぞれ
の事業が展開されているわけなのですが、それぞれが全て減額になっているのです。
1項の8、9、10、11、12、13、14。これで、支援メニューの違いによってこういう
ふうな減額が出てきているのか、利用対象者が違ってくるのでこういうふうな減額に
なっているのか、まず伺いたいと思います。

それと、先ほど聞いていまして、平成25年度に関しては乳幼児医療費については、
未熟児養育医療費については窓口払い廃止になるわけですね、結果として。そうい
うふうになるということに考えるとしますと、そうすると障害者に関係するものでも、

そういったものが例えばあるなと思ひまして、それについては窓口払いの廃止という形にはなっていくのでしょうか。

例えば自立支援医療給付事業なんかだったら、拡大分として18歳未満でというのですから、15歳までの子供はそういうふうな、少なくとも対象になりますし、重度心身障害者医療費支給事業でもちょっと負担金がある部分とない部分がちょっと私がよくわからなかったのもので、そのところが検討ができないのですけれども、それは未熟児の養育医療費が窓口払い廃止になるのであるならば、嵐山町でも15歳未満の子供のそういったものに関しては、当然廃止にできるなと思ひますので、その点について伺ひたいと思ひます。

それと、先ほどの障害者福祉評価委員会なのですけれども、これは障害者総合支援法によって評価していかななくてはいけないことになっています。私もちょっと障害者総合福祉支援法がどのような形でやるかというのを見ていたのですが、具体的にはどのような手続で評価を行っていくのか。そして、それが次の計画に反映できるようにするわけですから、それについて伺ひたいと思ひます。

先ほどの話の地域療育事業ですけれども、これ1歳6カ月健診でというのはとても有効で、ここのところでチェックできるかできないかで、2歳児ぐらいまでにそれに対応できるとかなり健康な子供になっていくというのは、知的なものとか発達障害にはなるというのはいろいろところで読んでいますので、それはいいのですけれども、地域療育事業と、それから子育て広場というのですか、おやこ教室事業と子育て広場とがどのように兼ね合っていくのか。こども課になっていくからわからないのですけれども、そのところはリンクしていくのかどうか伺ひたいと思ひます。これかなり重要な事業だと思ひます。

○吉場道雄委員長 岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 それでは、最初に、自立支援法の関係から総合支援法に変わって、いろんな事業がマイナスになっているけれども、何か対象者がというふうなお話ですよね。個々にちょっと見ていかないとわからない部分もあるのですけれども、全体的に言えば、今回のこの予算は大変厳しい予算の中で、今まで若干余裕を持った予算も組ませていただいていたけれども、本当に実績に近い形の予算を組ませていただいた関係で全体にマイナスというふうになっております。したがひまして、特に対象者が減るとか、そういうものではありません。

それから、養育医療の窓口払い廃止の関係でございますけれども、これは今まで保健所でやっていたものですから、保健所のところで自己負担分は払っていただいたと。それで、それを一旦払って、それを今度はこども課のこども医療のほうでその分を返すというような形をとったわけです。ただ、今回の場合は同じ町の中でできるわけですから、一旦払ったものを返すと、同じそこの中でやりとりするのはちょっとおかしいことになりますので、委任状や何かをいただいて一旦払ったことにしまして、それで相殺するというふうな考え方なのです。

ほかの自立支援医療の例えば厚生医療、育成医療とかございますけれども、こういったものにも自己負担の部分があります。所得の区分によってあるのです。そういったものは、個々にお支払いをしていただいております。

ただ、ちょっと話が飛んでしまうのですけれども、こちらでは重度医療の関係がございまして、重度心身障害者の医療費の関係がやはり3医療の中で窓口払いの廃止をしておりません。そういった中で、今回、重度の障害をお持ちの方が窓口で医療費の請求に見えるというふうなことで、ちょっとご負担があるのかなというのを考えまして、これは希望者に対してなのですけれども、手を挙げた方に対して一括郵送でも請求ができるような形にしようということで、25年度からそれに取り組もうというふうに思っています。

それから、障害者計画のほうの評価委員会の関係なのですけれども、どんなふうな手続で行っていくのかということでございますけれども、障害福祉計画のほうで3年間の目標に向かって計画ができております。それを1年ごとにどのくらい進捗状況を見られるようなものの資料を出しながら、その委員さんに評価をしていただくと。それから、そのほかにいろんなご意見をいただきながら、次の年度に進ませていただくというふうな形でできればいいかなというふうに思っています。

○吉場道雄委員長 杉田副課長。

○杉田哲男健康いきいき課健康管理担当副課長 続きまして、おやこ教室と子育て広場のほうの関係でございます。

おやこ教室につきましては、先ほどお話をさせていただいたような形で、1歳6カ月児から集団生活をということでございます。子育て広場につきましては、これはこども課のほうで子供の居場所づくりというふうな形で、役場の町民ホール並びに北部交流センター等と実施をしているものでございます。

趣旨的なものが基本的に子育て広場につきましては、居場所づくりというふうな観点から、当然おやこ教室のほうで保健師とこども課のほうにも保健師のほうがございます。健診等々でも幼保児童の関係で連絡調整をとってございますので、どこまで情報が共有できるかということにつきましては今後の課題かなと思うのですけれども、一応おやこ教室と子育て広場のほうの関係につきましてはそのような関係を考えてございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。未熟児医療費のほうが保健所から町に変わったから窓口払いが直接できるということですね。そうすると、重度障害児に関しては、やっぱり医療機関なのでそれはできないというふうな形で考えるということでしょうか。これは、すみません。重度ではない、重度の場合は郵送で手続きができるようにしていくということですが、郵送でというのは、考え方としては一旦支払ってからそれをとという形になりますよね。

そうではなくて、重度の方こそ窓口払いの廃止のほうがありがたいかなというふうに思っているのですけれども、それはそんなに考え方としては難しいことではないだろうなというふうに。ちょっとこの未熟児養育医療費の話がありましたので、これは、それはもともと考えていたことなので、それは可能性としては、郵送ではなくて窓口払いの廃止という形に持っていけないですか。子供の場合に関しては、負担金のない、自己負担のある人に関しては、そういうふうな形は、とりあえず全体でとってあげたいのですけれども、それはできるのではないかなと思ったのですが、まだもう少し、これ検討していただければいいかなと思います。それでいいです。

それで、次の子育て広場とおやこ教室の中にお互いに保健師さんがいるということなのですが、これは私は、どこだか浦和のほうの教育機関に行って1歳半ぐらいの子供で、ちょっと危ないかなという子供は言葉かけのやり方でかなり違って、2歳ぐらいまでにほとんど、発達障害の子でかなりよくなっていくという例が多いというのを、今発達障害の子ですが、それを聞いていますので、それは何という本だったか。かなりしっかりしたものらしいのですけれども、そういった保健師さんのほうで1歳半の健診で見つかった子供の言葉かけのあり方とか、遊び方とか、そういったことを研修していただくと、そこでかなり解決する部分もあるのだと思うのです。そういった保

健師さんの研修というのはどのくらい進んでいるか、伺えればと思うのですが。

○吉場道雄委員長 杉田副課長。

○杉田哲男健康いきいき課健康管理担当副課長 先ほどの保健師の研修でございます。

こちらにつきましては、県の機関等々と年間何度かの研修の案内が来ますので、そういったものに参加をさせていただきながら見聞を広めていくというふうな方向で研修をさせていただいてございます。

あと、その連絡の関係でございますけれども、今現在24年度の状況でお話をさせていただきますと、今現在、おもちゃ図書館で子育ての相談窓口を行ってございます。そちらにもやはり子供の居場所づくりということで、今社会福祉協議会のほうで実施をしているわけでございますけれども、そちらのほうの相談員さんと2カ月に1回程度、気になる児等々の連絡調整ということで情報共有をさせていただいてございます。引き続きそのような形が今後もその子育て広場等と連携の機会が設けられればなというふうには考えてございますけれども、まだ具体的にどういうふうな形で情報共有をするかということにつきまして、まだ詳細はできてございません。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 未熟児、25ページにもあるのですが、25、33、37、113とあるわけですね。質問の内容は、各委員がやっていただきましたので。

補助金は、負担金は健康いきいき課、支出はこども課と。何かこの辺、前も同じようなことがあって質問したことがあるのですが、やりづらさというか、1つにまとめたほうが私はいいいのではないかなと思うのですけれども、ちょっと考え方を伺いたいと思います。

それから、119ページの保健推進員の関係もするのですけれども、生活習慣病予防事業、私も食事の指導などを受けたことがあるのですけれども、時がたつとまたもとに戻ってしまうのです。多分ほかの人もそういう方が多いのではないかなと思うのですけれども、今回何人ぐらいこれは予定をしているのか、伺いたいと思います。

それで、国保の医療費の伸びが大きいと町長の施政方針でも書いてあるわけですが、健康いきいき課として、今年はどういうことまではやっていきたいというのがありましたら伺いたいと思うのです。それで、健診率などをどのくらい引き上げた

いのか、その中でちょっと伺えればと思うのですが。保健推進員を100世帯に1人ということでこういうお話でしたので、ちょっと今までとは違う活動を求めていきたいのだというのがあるのか。ちょっと伺えればと思います。

○吉場道雄委員長 岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 それでは、最初の未熟児の養育医療の関係の歳入歳出の関係でございますけれども、今年初めて、今年というか平成25年度に初めてこの事業に取り組むわけですが、先ほどもちょっとお話が出ていたのですが、窓口のほうの支払いの関係がどのくらいの人数が来て、どのくらいの費用がかかるかというのが余り把握できておりません。

そういった中で、こども課のほうはこども医療のほうを予算を持っておりますので、その中で先ほども申し上げましたけれども、自己負担の部分を本来は一旦払うものをそのところで相殺をするというふうな形になりますので、同じ予算の中に持っていたほうがこども課のほう把握もしやすいですし、漏れもないだろうということで両課で話し合った結果、そういった方法を考えてみました。やり方としては、特に問題はないのではないかというふうに思っております。

それから、もう一点目の生活習慣病予防の関係でございますけれども、保健推進員さんとの関係の絡みもあってということであれなのですけれども、町でも本当に何回もこのことで答弁させていただいているのですけれども、なかなか住民健診、がん検診ですとか、特定健診、こういったものの受診率がなかなか上がらないというのが本当に悩みでございまして、これが上がっていくことによって予防もでき、ひいては医療費の抑制につながっていくのかなというふうには思っているのですけれども、なかなか町がいろんな事業の中でぜひ健診を受けてくださいよというふうに町民の方にも申し上げているのですけれども、思うようになかなか上がらないというのが本当に悩みの点です。

そういった中で、昨年ちょっとアンケートをとらせていただいたのです、未受診者の方に。そういう中で、一つには身近な人に声をかけられて勧められると受けるというふうな傾向もございましたので、行政側が一方的に受診を勧奨するだけでなく、地域の保健推進員さんですとか、区の役員さんや何かにぜひこの健診の受診についての意識を高めていただいて、地域ぐるみで受診率をアップさせていただけたらということで、昨年度、副課長のほうでいろいろ資料をつくってくれまして、各字ごとの

健診の受診率やなんかを棒グラフや何かであらわして区長さんにお配りしたのです。中には、それに大変反応していただいて、区長さんもこんなことではしょうがないというので、区に帰っていろいろ取り組んでいただいたというか、声かけしていただいたところもあるようですので、これから自分のためになることですし、町のもちろんためにもなるわけですから、身近な人同士でお互いに誘い合って受診やなんかをしていただけるように持っていったらなというふうな考えが一つございます。

そんなことで、1回こういうふうにやってみて、また、効果がなければまた違うやり方を考えなくてはいけないとは思っているのですけれども、昨年度から今年にかけてはその辺を少し重要視してやっていったらというふうに思っています。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 質疑がないようですので、健康いきいき課に関する部分の質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了しました。

◎散会の宣告

○吉場道雄委員長 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時15分)

予算特別委員会

3月12日（火）午前9時30分開議

議題1 「議案第23号 平成25年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（１３名）

1 番	森	一	人	委員	2 番	大	野	敏	行	委員	
3 番	佐久間	孝	光	委員	4 番	青	柳	賢	治	委員	
5 番	小	林	朝	光	委員	6 番	畠	山	美	幸	委員
7 番	河	井	勝	久	委員	8 番	川	口	浩	史	委員
9 番	清	水	正	之	委員	1 0 番	安	藤	欣	男	委員
1 1 番	松	本	美	子	委員	1 2 番	渋谷	登	美子	委員	
1 3 番	吉	場	道	雄	委員						

○欠席委員（なし）

○委員外議員

長 島 邦 夫 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事 務 局 長	杉 田 豊
主 査	久 保 かおり

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
井 上 裕 美 総 務 課 長	
伊 藤 恵 一 郎 総務課財政契約担当副課長	
青 木 務 長寿生きがい課長	
戸 野 倉 弘 美 長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長	
近 藤 久 代 長寿生きがい課包括支援担当副課長	
大 塚 晃 文化スポーツ課長	
植 木 弘 文化スポーツ課生涯学習担当副課長	
金 井 敏 明 文化スポーツ課交流センター館長	
船 戸 豊 彦 文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長	
簾 藤 賢 治 環境農政課長	

村	田	泰	夫	環境農政課みどり環境担当副課長
強	瀬	明	良	環境農政課農業振興担当副課長
木	村	一	夫	企業支援課長
内	田	孝	好	企業支援課企業支援担当副課長
田	邊	淑	宏	まちづくり整備課長
根	岸	寿	一	まちづくり整備課管理建設担当副課長
菅	原	浩	行	まちづくり整備課区画整理担当副課長
大	澤	雄	二	上下水道課長
山	下	隆	志	上下水道課下水道担当副課長
加	藤	信	幸	教 育 長
内	田		勝	教育委員会こども課長
藤	永	政	昭	教育委員会こども課学校教育担当副課長
田	中		守	教育委員会こども課学校教育担当指導主事
前	田	宗	利	教育委員会こども課こども担当副課長
奥	田	定	男	教育委員会こども課嵐山幼稚園園長
小	林	一	好	教育委員会こども課学校給食センター所長
新	井	孝	行	農業委員会事務次長

◎開議の宣告

○吉場道雄委員長 出席委員は、13名であります。定足数に達しておりますので、予算特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時29分)

◎諸般の報告

○吉場道雄委員長 ここで報告いたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第23号の質疑

○吉場道雄委員長 議案第23号 平成25年度嵐山町一般会計予算の議定についての件を議題といたします。

既に健康いきいき課に関する部分までの質疑が終了しております。

本日は、長寿生きがい課に関する部分の質疑から行います。

それでは、どうぞ。

畠山委員。

○畠山美幸委員 3点についてお伺いします。

まず、施政方針の中に、高齢者の方に助成しております肺炎球菌、これ肺炎球菌というのはいきいき課ですか。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員 では、わかりました。これはいいですから、2点お伺いします。

25年度から新たな介護予防事業として、脳の健康教室事業が行われるとあります…

〔「ページ数は何ページ」と言う人あり〕

○畠山美幸委員 ページ数は見つからないのです。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員 介護保険、ではこれ一般予算ではないのですね、ちょっと見つけたのですけれども、見つからなかったの、それはでは介護のところでお伺いします。

〔「あと1点」と言う人あり〕

○畠山美幸委員 では、1点だけです。

高齢者の外出支援でタクシーの……

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員 ページが107ページです。一般予算の107ページの高齢者の外出支援のタクシー実施委託料ですけれども、昨年に比べて減っているのです、予算額が。大体見込み数といいますか、どのぐらいで見込まれたのか、お伺いしたいと思います。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、107ページの高齢者外出支援タクシー実施委託料につきましてお答えをさせていただきます。

平成25年予算額につきましては、昨年の当初額よりも60万程度減額ということになっております。ご案内のとおり、さきに議決をいただきました平成24年度補正予算の中では200万円程度減額をさせていただいております。平成25年の予算につきましては、今年度の実施状況を踏まえた見込みということで計上させていただいた関係上、若干昨年よりは減っております。ただ、平成24年の予算現額から比較をいたしますと、150万円程度ふえているかと思います。この分に関しましては、かねてよりこの事業の問題点として認識をしておりまして、やはり地域によっての利用の状況というのでしょうか、そういったものが少し何とかならないかというようなことがございましたので、平成25年につきましては若干これまでの制度の見直しをいたしまして、タクシープールがある駅から離れたところの方でも使いやすいような形で見直して、その分を150万円程度見込んだということでございます。

なお、その制度を見直した点につきましては2点ほどございまして、まず1点目は、迎車、タクシーに迎えに来ていただく場合に、2キロを超えて迎えに来ていただいた場合には、自宅に来た時点で既に料金が発生をするというような内容になっておりました。これが問題かなというふうに認識をしておりまして、そういったケースについては、通常1回で1枚の使用ということで限定をしておるのですけれども、迎車の部分で料金が発生するような場合には2枚お使いいただけるということで見直しを行いたいというふうに思っております。

もう1点は、やっぱり遠方の方の利用促進をするという観点から、この利用券、助成券の支給を受けている方が相乗りでタクシーをご利用される場合には、それぞれの

方が1枚ずつご利用をいただけるというふうはこの2点について見直しを行い、よりこの事業の促進を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 今回2点の見直しをしていただけるということですがけれども、やはり迎車、前も私も一般質問で何度かやっていますけれども、嵐山町という地形が南北に長い地形であって、ちょうど真ん中あたりに駅があって、今タクシーがプールしている場所があると、そのプールしているところから2キロという円を描いたときに、そこから外れるところにはタクシー券以外に、迎車分として別のカードとか券を入れてあげるとか、何かそういう対策。使わない方は使わない方でいいと思うのですがけれども、今初乗り分の710円分がタクシー券で、ピンクだの何だの色になっていますけれども、それプラス迎車の分の黄色い紙を入れるとか何かそういうような、2枚使ったらもうそのときに、迎車の分があるから2枚使ってしまうと、もう出かけられるのがあと1回しか残っていないことになってしまいますので、何かそういった工夫というのはお考えになっていただけないのでしょうか。そういうのを聞いてもいいのですか。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

本事業につきましては、平成23年7月から試行ということでさせていただいております。2年近くやってきまして、平成25年につきましては、ただいま申し上げたような形でやっていきたいと思っております。25年についても試行ということでございますので、今後の状況を見た中で、今委員さんご提案の内容についても踏まえて、今後どういった制度にしていくかということを今年度実施する中で、また検討をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 やはりこの制度は、大変高齢者の方からお喜びの声を伺っておりますので、より使いやすい形で枚数を、2枚一遍に使ったら本当に出かけられる回数が1カ月3枚、全部で36枚配っていただけているわけですがけれども、1カ月に分担すると1カ月3回使えるというのが半減してしまうのは、ちょっとやっぱりかわいそうかなと思いますので、今後検討していただきたいと思っております。

以上で、答弁は要りません。

○吉場道雄委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 105ページの地域包括センター事業分の拡大分ですけれども、臨時職員の賃金と、それからシステムの拡大ということになっていますが、これ具体的な事業展開として何が行われていくのか、伺いたいと思います。

それと、先ほどの106ページ、107ページのデマンド交通事業なのですが、これは試行的なことで、今年度も試行を行うということなのですが、私がちょっと気がかりなのは、デマンド交通、タクシー会社の部分が、この部分でいくと600万円分ぐらいプラス、そのほかの初乗り料金プラスの部分がありますからその部分がふえてきて、事業者にとっては採算のある事業になってきているのかどうかかわからないのですけれども、ある程度の一つの主要な部分になると思うのですが、逆に言えばそれを続けていくことで、嵐山町のデマンド交通というものがうまく立ち上げられないような状況になってくるのではないかというのがとても気になっているのです。そこのところは難しい部分だなと思っていて、試行的なものの判断を行う時期というのは、今年度もやってみてある程度の利用者の方の状況というのは、病院に行くとか、それから買い物に行くとか、どこに行くとかいうのはつかめてきたと思うのですが、その部分を、このままの状況でいるとタクシー会社にとっては、タクシーの方にとっては余りに、どのぐらいの利益の配分というのですか、わからないのですけれども、そういった部分になってきてしまうと、逆に言えば嵐山町のデマンド交通というものを立ち上げることが難しくなってくるような危惧があるのです。その点で、これの判断の基準というのをいつぐらいまで持っていくのか伺いたいと思うのですけれども、このままでやっていると非常に難しい時期が来るのではないかなと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 まず、地域包括支援センターシステムと臨時職員についてお答えいたします。

臨時職員は、介護支援専門員を予定しておりまして、現在要支援の方のケアマネジメントを地域包括の職員が行っております。要支援と認定される方がふえてきている中、居宅支援事業所のほうに委託をしている部分もあるのですけれども、居宅支援事

業所のほうも介護の方のケアマネジメントがふえているものですから、やはりなかなか手に負えなくなっているということで、臨時職員をケアマネジャーとして雇い上げて介護予防支援を実施するというで上げさせていただきました。

それから、包括支援センターのシステムにつきましては、その介護支援専門員がふえた分、ケアプランを入力したりするシステムのパソコンを1台ふやすことによって借り上げ料と、それから保守のほうがふえております。

以上です。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、2点目のご質問につきまして答弁申し上げます。

デマンドの関係でございます。先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、25年度、3年目の試行に入るわけでございます。これ2年やってきまして、やはりよりよい制度にしていくために、25年度からは若干その一部を見直すということで申し上げさせていただきました。

今後につきましては、25年度まず試行させていただくと。そういった中で、この事業どうあるべきかということを考えていくと。いつの時点で、本格的なデマンド交通というのでしょうか、今行っているタクシーの助成券事業というのは、ある意味では町民の方に大変ご理解をいただき、定着をしてきている部分あると思います。果たして嵐山町にとって今後どういった、こういった高齢者の足を確保するというものが適切なのかということは大変大きな問題になるかと思えますけれども、今後この事業に関しては、こういった試行を続けていく中で検討をしてみたいというふうに思います。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうすると、嵐山町の場合はデマンド交通を考えるという形ではなくて、タクシー券の利用という形ですと進むとなると、これ自体で間に合わない時期が来ると思うのです。それについてお助け券でやるというものもあるかもしれないのですけれども、お助け券は多分乗せられないと思ったのです。そういうふうな部分もあって、かなりデマンドをここでやっていくという形、タクシー券の利用という形で進めていく形ではない方向にいずれは行くだろうなと思って見ていたのです。そのた

めの、データの収集のためのタクシー券の利用というふうな感覚であって、そのためにどこに行きますか、病院に行きますか、買い物ですかというふうな形だったと思うのです。それがこの形で進んでいくというのは、すごく地域福祉計画に関して見ても、ここの部分ではちょっと安易かなというふうに思っているのです。

デマンド交通のあり方というのは、本当は交通基本法というのがつくられるべきであつたのですけれども、住民の移動の保障をどうやっていくかというのをつくられるべきであつたのですけれども、それが廃案になりました。そのために、交通に対しての住民の移動の保障権というのがまだ確立できていない中で、嵐山町はやっていかなくてもいけないのだけれども、これこのままでやっていくという決定をしてしまったらどんどん、どんどんこれで拡大していきますよね、そうではない形にできないし、公共交通会議というのを立ち上げるべきではないかという意見があるはずだし、あつたと思うのです、地域福祉計画の中でも。私もそれは話していると思うのですけれども、そここのところがなくて、このタクシー券だけの利用というのはいつの段階で考えるのかなというのは、2年目、3年目になっていますよね、3年目でそろそろある程度の方向を出すべき時期に来ていると思うのですが、それはやっぱり25年度もやって、そして26年度もという形でやっていくべきなのかどうなのかというのをこの時点で考えるべきだと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 デマンドの将来、これからということですが、デマンド交通というのは、名前でも何でもなくて、足を確保して、町民の不便さをどうカバーをするかと、これが一番原点だと思うのです。それで、それをやっていくのにどういう形がいいのか、それで先ほどもちょっと委員さんから話がありましたけれども、嵐山町の地域の特殊性というのがやっぱりあるわけです。それで、例えば病院に行くといっても、嵐山町の町内だけの病院でなくて、北部のほうのところ、江南にも行くだろうし、日赤にも行くだろうしというようなことになってくると、中心から同じ病院を何キロということにはならないわけですし、そういうこともあるので、この試行を重ねてきているわけですが、今も提案がありましたように完璧な状況にまだなっていませんので、いろんな形のものを使っていただく中でご意見をいただいて、それで町民の皆様の利便性が少しでも上がっていく、そういうものをもう少し様子を見ていきたいなというふうに考えております。

そして年々、昨年に比べて今年のほうが利便性が悪くなったということであると困るわけですが、そうでなくて、少しずつでも改善がされて、それで嵐山町の足の確保に向けて少しでも向上していくことであれば、何がどうのと、こういうものをつくらなければいけないとか、バスを走らせなければいけないとかいうことにこだわる必要はないのではないかと、もう少し試行を重ねていって嵐山町に合った嵐山方式を確立していきたい、そういう方向で現在考えております。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 デマンドというのは、ドアツードアの移動を保障するということですよ、ドアツードアの移動を保障するというのがデマンドの原点です。それをタクシーでやっていくということになっていくと、初乗り料金だけでは済まないわけです。初乗り料金とプラス迎車料金を出したとしても、町内でも初乗り料金で行けるというのは非常に限られていて、菅谷から役場庁舎に傍聴に来た方に聞いたのですけれども、もう既にデマンドの初乗り料金ではできないというふうに聞いています。そういうふうに伺っている状況の中で、タクシー券のみでやっていこうとするのか、そうではない形を展開していこうとするのか、そこは大きなところだと思うのです。そこが交通権の保障になってくるわけです。

交通権の保障というのは、タクシー料金の初乗り料金とかタクシー料金を全て保障していくということではとても財政がもちませんから、そうではない形をつくっていくというのが各地で行われているデマンド交通のいろいろな姿で、それをやるために私は、どこに皆さんが行かれるのかというので、大体どこに行っているかというのを使われるたびに、券の中にここに行きましたというふうに書いていく形になっていますよね、それである程度のアンケートみたいな形が進んで、状況把握ができてくるのだと思っていました。状況把握は、いつまでたってもその状況把握の状況が公表されないし、それについて話し合うということもない。どこかの住民との形で話し合うということもなく、単に予算確保、状況の要望によってやっていく。それであるならば、デマンドを使える方はそういうふうな形で要望も出していく。だけれども、75歳以上の方で免許を持っていない方ですよ、基本的に。そうではない形のデマンドを進めていくということで住民の交通権を保障する形になっていくので、将来的なビジョンを持つところで、どこかでもうそろそろ、これ25年で2年目になって、4月から2年半になってくるわけで、そこの終点というのをある程度のけじめを持っていくべきで

あると考えるのですが、このままタクシー券をいかに利用しやすくするかといったら財政がもたないです。その問題を言っているのも、それについての考え方は、タクシー券でやっていくのだったらタクシー会社がずっと常に存在していなくてはならないわけで、タクシー会社はそろそろ高齢化も始まっていて難しい状況になっているというふうに聞いています。タクシー券だったら、車椅子の人は乗れないです。それから、足の悪い人というのか、今の現状では難しい状況になっているわけです。その部分のデマンド交通も含めて考え直す機会を持つべきだと思うのですが、25年度にそろそろやってもいいかなと思っているのですけれども、その点について伺いたいと思います。やらないということならいいです。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 重ねて申しますけれども、町民の足の確保、これが一番の原点、スタート、そして全てだと思うのです。

そして、今もお話ありましたけれども、ドアツードアという話がございました。あちこちのところ、議会の皆さんもそうですけれども、私たちも一緒に勉強させていただいて、デマンド交通というと、何かバスを動かすような……

〔「バスを動かすなんて言っていないじゃないですか」と言う人あり〕

○岩澤 勝町長 バスのほうはだったのです。それで、そういう形で動かすということになると、そのこのところまでとても行けないというようなこともあって、ドアツードアに限りなく近いタクシーを利用する形で試行を始めた、そしてこれをどういう形で嵐山町の地域、そしてこれからの年齢構成等を見の中で、利用者がどういうふうな意向をするかということも考えていかなければいけない。

そして、今実際使っている人と、もう少したったときに使う人というのは、免許証を持っている高齢者の人はこれからぐっとふえるのです。今ない人が多いくらい、それが免許証を持っている人がふえてくる、そうすると動けるまで車に乗ると、この足の確保というのが今の状況とちょっと違う展開が出てくるかなというようなことも予測をされるわけですが、それらを踏まえて嵐山方式はどうしたらいいのかということで判断をすると、研究というか、そして話し合いがないとか、様子を聞かないとかということですが、利用した方からは、どういうところがどうだという話、アンケートといいますか、そういうような利用状況についての利便性というようなこ

とも聞きながらやっていますので、さらにこういうものを試行として続けていきたいというふうに考えております。

○吉場道雄委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、質問させていただきます。

まず、103ページですけれども、やすらぎとなごみの関係なのですが、機械の借り上げのことですけれども、これにつきまして、なごみのほうにつきましては少し金額がふえているということですが、やすらぎにつきましては、前年度と比べますとかなりの金額がふえているようですが、お尋ねをさせていただきます。カラオケの関係かなとも思いますが、改めてお尋ねさせていただきます。

それと、次のページで105ページになりますが、老人クラブの助成金関係なのですが、18万円ほどの減額になっていますが、前年度よりもクラブ数が減ったのか、あるいはどのような形の方法で補助金を出すのか、改定みたいなのがありましたら。ちなみに前年度は19クラブだというふうに伺っていますが、その辺をお尋ねさせていただきます。

それともう1点は、シルバー人材センターの高齢者の就業促進の関係ですが、やはりこれも80万円ほどの減額ですが、嵐山町のシルバーの関係の補助金につきましてはランクというものがあるということは承知しておりまして、本来ですとBランクだということでありましたから、この金額790万円ということで妥当なのかなという点が一つあります。

それと、幼稚園児の運転者の関係が、シルバーのほうへ委託だったものが臨時職員さんのほうにということになったようですから、その辺の金額というものも多少は影響してくるのかなというふうに思うのですけれども、3点お尋ねさせていただきます。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の103ページのなごみ、やすらぎの機械借り上げ料の関係でございます。なごみにつきましては、これは松本議員さんの一般質問のときにも答弁させていただいたかと思いますが、カラオケの機器の更新に伴いまして、新たに機械のリース料が発生するということで増額になっております。

やすらぎにつきましては、前年の当初が121万5,000円、25年が110万5,000円という

ことで若干減額になっております。その内訳を言いますと、23年と比べて、24年は運動機器を入れかえた関係でリース料を計上しておったのですが、契約差金等がございまして、若干それが落ちたということで減額になっております。また、こちらについてもカラオケの機器は新たにリース料ということで、それは増要因、運動器具のリース料の若干の減額においては、これが減の要因ということになっております。

2点目の老人クラブの補助金でございます。平成25年は、補助を出す対象となる単位クラブ数は19クラブということで、24年度と変わってはございません。ただ、金額につきましては若干減少となっておりますが、これは町全体のことににかかわるわけではございますが、平成25年度からこういった団体の補助の基準を改めたということで財政のほうから指示が来てございます。それに基づきまして、老人クラブについては新たに別個の補助要綱を作成いたしまして、新たな基準を設けて支出をするということでございます。その補助基準といたしましては、単位クラブ1団体当たり8万円を上限といたしまして、老人クラブ連合会分、それと単位クラブ分の補助金ということで一括をして、連合会のほうに補助をするという内容になってございます。

3点目のシルバー人材センター補助金でございます。今委員さんのほうから、国の補助基準でBランクというお話をいただきました。嵐山町のシルバー人材センターにつきましては、国の基準で言えばBランクなのですが、かねてより、やはり町として公共的な内容となっている団体ということを勘案いたしまして、国の補助金に上乗せして補助をしてということを続けてまいっております。平成25年につきましても、本来の国基準のBランクに加えまして、若干ではございますが、上乗せをして補助をするということでございます。

なお、このシルバー人材センターにつきましては、新たに補助要綱を別個のものを設けまして、基準を設けて補助をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 やすらぎ、なごみにつきましてはわかりました。

まず、やすらぎの関係につきましてはリース料の関係ということで、カラオケの機械と、両方とも同じことでの借り上げ金だということでよろしいですね、もし間違っていたらご答弁ください、私の聞き間違いかも知れませんので。

それと、1点だけシルバーの関係ですけれども、年々加入者も、募集もふえている

ようですから、多くなっているということも承知しておりますけれども、それとともにけがですか、そういった方がかなりおります。そういった中で、労災の関係がなかなか使えないのだから、しっかり入っているのか、その辺説明があるのだと思うのですが、現実的にけがをなさった方やなんかが使っていないのだというようなお話があるのですけれども、この辺の周知の関係はどんなふうになさっているのかお尋ねをさせていただき、入られているほうもしわかるようでしたら、すみません、教えていただければと思っています。

以上です。

〔「加入……」と言う人あり〕

○松本美子委員 加入者。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、シルバー人材センターにつきましてお答えをさせていただきます。

まず、会員さんの数ということでよろしいのでしょうか、加入者って。最新のデータはちょっとってはおらないのですが、24年の3月末の会員者数はたしか270名だったというふうに記憶してございます。

それと、けがの対応ということでございますが、シルバー人材センターのほうに確認をしましたら、確かにそういったけがに遭われる方も比較的いらっしゃるというお話でございます。そういったけがに対しては、労災ということではございませんで、それぞれの方が加入されている保険、多くは国民健康保険だと思いますが、そういった保険を利用して治療に当たっていただいているというふうに記憶してございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 やすらぎの機械の借り上げについては答弁がなかったようですが、私の質問のとおりだったということでよろしいですね。

では、3回目になります。もう1回すみませんが、シルバーの関係ですけれども、これは労災加入は、シルバーそのものが全体ではやっていないので、個々の保険で対応しろと、そういうようなことでよろしいですか、質問します。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 今にお答えをさせていただきます。

委員さんのご質問のとおり、労災ではなく個々の保険で対応というふうに伺っております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 カラオケの関係はいいですか。

○松本美子委員 ご答弁はなかったのですが、いいですか。

○吉場道雄委員長 では、答弁漏れだけちょっと言ってもらっていいですか。

○松本美子委員 いいですか、では。委員長から指名がありましたので……

○吉場道雄委員長 ちょっと答弁漏れがあったので、カラオケの関係のほうで。

では、あと1回言ってもらっていいですか。

○松本美子委員 先ほど質問したのは、やすらぎと、それからなごみの関係は、特にやすらぎについては健康器具のリースと、それからカラオケの機械のリースだというふうに答弁していただいたと思ったのですが、確認の意味で、それで間違いないでしょうかということで質問させていただいたのです。答弁がなければそのとおりだったのだということで、ではよろしいのですけれどもというふうにもちょっとつけ加えたかなと思いますが、改めてでは質問ということで、答弁漏れということでお願いします。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 大変失礼をいたしました。

やすらぎの機械器具借り上げ料については、変動の理由としては、運動器具のリース料並びにカラオケのリース料ということでございますが、それ以外に、この価格にはAEDのリース料、あとは高圧電位治療器のリース料、こういったものが含まれてございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 114～115ページの、初めにホームヘルプサービス運営事業があるのですが、これは、この前議案で廃止されたものとは違う内容というふうに理解してよろしいのでしょうか。

それから、老人デイサービス運営事業なのですが、先ほど要支援の方がふえているという答弁だったと思うのですが、非該当は逆に減っているの、予算のほうも減ら

したという理解でよろしいのでしょうか、伺いたいと思います。

それから、次のページの先ほどのデマンドの件なのですが、迎車2キロ超の場合2枚にするということで、具体的にどのくらいの地域の方から何枚にふえるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それと、介護保険利用助成事業ですけれども、これが減っているわけですから、最近の社会的なものを反映するとふえるのではないかなと思っていたのですが、どうして減るのか伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目のホームヘルプサービス委託料でございます。こちらにつきましては、過日条例の廃止をということになりましたホームヘルプサービス手数料条例とは全く別なものでございまして、この事業の運営の根拠といたしましては、嵐山町在宅高齢者生活指導員派遣事業に関する条例に基づきまして行っている事業でございます。金額につきましては、今年度の補正予算のほうでも減額をさせていただきましたが、ここ数年来、利用される方が減少しているということを鑑み、25年の予算額については減額をしたということでございます。

また、同じく老人デイサービス事業につきましては、介護保険の該当とならない方を対象としている事業でございまして、こちらについても実は平成24年度は利用者がゼロということでございます。ということでございますので、補正予算と同様25年は減額をさせていただいたということでございます。

それと、あと3点目のデマンド事業でございますが、先ほど畠山委員さんのご質問に対して、迎車で料金が発生をする場合には2枚のご利用をということでお話をさせていただきました。迎車の場合は、2キロを超えて迎えに来ていただければ、これは全て同じ料金ということでございます。2キロを超えれば、金額にすると800円になります。そうしますと、初乗りが710円ですので、迎えに来ていただいた段階で90円の料金が発生するということでございます。そういった場合には、2枚をご利用いただくということで制度を改めるというような形で、迎車の場合には、迎えに行く場所の一番近い所にいるタクシーを呼ぶというのが基本でございます。通常は、タクシープールがある駅から迎えに行くことになると思いますが、近くを走行中の場合には、その走行中の近くのタクシーが迎えに行くということでございます。駅から迎えに行

く場合に、どのくらいの距離ということでございますが、地域で申し上げますと、北のほうに行けば広野の入口あたりが恐らく2キロに該当するのではないかなと、それより北の方が迎車を利用する場合にはご利用はいただけるのではないかなというふうに思っております。

次の4点目の介護保険利用者負担助成事業……すみません、106～107の介護保険利用料助成事業でございます。30万弱、平成25年度は減額をしているわけでございますが、平成24年度の実績見込み等を勘案いたしまして、平成25年度につきましては計上をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 ホームヘルプサービスはわかりました。

ただ、大幅に減っているというのは、利用する人が少ないということであるわけですね。老人デイサービスは、今年度は今のところゼロということで、こういった方の対策、ほかに何か訪問とか、そういうのを包括のほうでこれはやっているのでしょうか、ただ本人が出たくないということだから、何もしないよというのではどうなのかなと思いました。本人が出たくないのをそのままほっぽっておきますと進んでしまいますので、ちょっとその辺はどのように考えているのか、伺いたいと思います。

それから、デマンドはわかりました。介護保険の利用料の助成なのですが、第1、第2、第3段階まで出ているわけですね、あの方たちは全体的にはふえているのではないかなというふうに思うのです、税金も個人の分は落ちているわけですので。だけれども、人数はふえているのにこちらは減っているというのは、どうもおかしな現象だなというふうに思うのですけれども、何か説明できますでしょうか。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目のデイサービスの関係でございます。こういった利用者がないという状況で、町はそういった方に対してどのような手だてをとっているのかというお話かと思えます。あくまでも、このサービスについてはやはり介護保険の対象とならない方、非該当となった方に対するサービスでございます。1つには、こういった介護保険制度というものが町民の中に浸透してきてご利用をいただけているというふうに考えておりますので、利用者が減ってきているということがあろうかと思えます。

また、その対象とならなかった、例えば申請をされて非該当となった方、そういった方の中で、やっぱり何かしら見守りだとか、あるいはお出かけをする機会だとか、そういったものが必要だなという判断がされる場合には、例えば町の事業の中でもふれあいの会とかそういった、これは月に1回行っている事業でございますが、閉じこもりを防止するために町のほうに、健康増進センターのほうに来ていただいて一緒にレク等を行うだとか、そういった事業に参加をしていただくだとか、あるいは定期的な見守りが必要だというふうに判断をすれば、こちらの職員、あるいは雇い上げの看護師、こういった職員が定期的に訪問をし、その方の状況を確認するというようなことで、必要な方に対しては、町としては最善の手だてを尽くしているというふうに考えてございます。

また、2点目の利用料助成事業でございます。平成25年は、636万という金額を予算計上させていただきました。正直なところ担当課といたしましては、やや今委員さんお話のように、こういった制度というのはだんだんふえていくというのが通例なのかなというふうに思いますが、ただ町全体を考えれば、大変厳しい財政状況の中でこういった予算編成をしなければいけないということもございますので、できるだけ実績見込みに合わせたような形で計上をさせていただいたというのが、25年度予算になっております。参考までに申し上げますと、平成23年度の決算額は617万ということでございますので、何とかこの範囲内でできればというふうに思っている金額でございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

大野委員。

○大野敏行委員 105ページのシルバー人材センターの件ですけれども、先ほども、今質疑出ていましたけれども、シルバー人材センターが労災保険に加入していないわけですね、小さな保険で対応していると。実際に事故が起きまして、労災保険を使えないで、休業補償もなくて、結局仕事を入れなくなって、シルバーにもいれなくなってしまったと、そういう方が実際におります。町がシルバー人材センターを全面的にバックアップして、仕事が定年で終わった人たちにそういう仕事を与えてあげようという組織でございますから、労災にはやっぱり加入してもらいたいと思うのです。そのための経費がかかるのであれば、それは当然町は……

〔何事か言う人あり〕

○吉場道雄委員長 ちょっといいですか、今の法人に対してやっているわけなので、うちのほうはシルバー人材に補助金を出している、その中で言ってもらえればありがたいのですけれども。

○川口浩史委員 わかりました、すみません。

○吉場道雄委員長 いいですか。

○川口浩史委員 はい、申しわけないです。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔何事か言う人あり〕

○吉場道雄委員長 それだけです。いいですか。

〔何事か言う人あり〕

○吉場道雄委員長 いいですか。

では、小林委員。

○小林朝光委員 104ページ、105ページの訪問理美容サービスなのですから、どのような形でやられているのですか。それと、委託者等は決まっているのでしょうか。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

訪問理美容事業につきましては、平成13年から行われている事業でございます。目的としましては、外出が困難である高齢者にこういった理美容を行っていただくと、その事業者が訪問をしていただいて、ご自宅で受けていただくというようなものとなっております。実際に使われている方というのは、本当に少ないような状況が続いているわけでございます。今年度は、たしか登録をしているお二人の方がご利用いただいているというふうに記憶しております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 小林委員。

○小林朝光委員 これは、無料で、無償というか、本人の負担はないのですか。それと、業者は特定のところ決まっているのですか。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

この事業につきましては、あくまでも訪問していただく出張料を町のほうが助成す

るということでございます。1回当たり1,000円を、その理美容店に対して助成をするというものでございます。実際の、例えばカットをする技術料、こういったものはご自分で負担をしていただくというものでございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 小林委員。

○小林朝光委員 では、お店については自分で、自由にどこでもいいということですね。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 大変失礼しました。お店については、事前に町に登録をしていただくことになっております。現在理容店が13店、美容店が8店登録をいただいております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

安藤委員。

○安藤欣男委員 何点かお伺いいたします。

まず、103ページの介護保険関連施設やすらぎの関係ですが、修繕費50万円計上しております。これが、特定のものが想定されているのかどうか、お伺いいたします。

それから、106ページ、老人クラブの関係ですが、積算の根拠は19団体だということです。前年とほぼ同じだということですが、この老人会、今までと一緒なのだと、去年も質問しております。老人会なかなか……いわゆる使っているというか、やめるところがふえたりしてしまして、19団体設立してから、今のところどういうふうに展開されているのか。担当課として、これに対する資料といいたしましうか、それについてはどういう捉え方を今、難しいでしょうが、考えているのか、その点またお伺いしておきます。

それから、デマンド交通の関係ですが、いろいろ何人かの方から出ておりますので、大体概要はわかりました。ただ、試行的な中で、来年度は迎車の部分も負担していただくのを認めるようにしたいということです。ただ、それについては2枚使ってもいいですよというのですが、特に遠方の方、中心から遠い地域の方々の利用が最近ふえてはきているようですが、同じ枚数の発給で、使うのは2枚使ってもいいですよという、そういうような捉え方なのか、遠くの場合には何枚か余計に出しますよとか、そうした部分はどうかのでしょうか、それがちょっと見えてこないのですけれども、そ

このところをちょっとなお詳しく聞かせてください。

それから、シルバー人材センター、これも多くの方が聞いておりますが、このシルバー人材センター、法人格に去年なったのだと思うのですが、それになった後どんな変化が起こってきているのか。仕事は、幸い景気もまたよくなってきそうですので、嵐山のシルバーは働くエリアがふえてきて、そういう面では近隣のシルバー人材センターからすれば先駆的なというか、町が余りお金を出さなくても独立して運営していけるような状態になってきているので、喜ばしいわけですが、法人化した後何か問題が変わってきているとか、そういうのはどういうふうになっているのでしょうか。

その中で、なお具体的に申し上げれば、理事長がずっと無報酬できていると、大変仕事は多いわけですが、現在の理事長は3代目ですが、今でも無報酬。この点について、私はどこかで改善すべきではないかなというふうに、ここで言うのは初めてですが、言ってはおります。ただ、そのまんまで通ってきたのですが、そういうことに対する町の考え方というのはどうなのでしょう。

〔「議会の問題じゃないぞ、悪いけど」と言う人あり〕

○安藤欣男委員 議会の問題ではなくたって……

〔「議会で予算質疑する問題じゃないよ」と言う人あり〕

○安藤欣男委員 シルバー人材センター……

〔「ちょっと問題あるんじゃないか、議会の問題じゃないよ」と言う人あり〕

○安藤欣男委員 シルバー人材センターに補助金を出していて、これは指導的な立場の中で動いてきた……

〔「シルバーへの介入になるよね、今の質疑は」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 いいですか、今の件に対して。シルバーセンターの、やっぱり法人格で自分でやっているわけなので、こっちから指導的な立場というのは言えないと思うので、この件については遠慮してもらってもいいですか、こちら辺の問題は。

〔「ちょっとこれは議会で質疑できる問題じゃないよ」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 補助金のほうは、基準に照らして補助金出していて、やり方に対しては、やっぱりその法人格の中でやってもらうしかないと思うのですけれども、どうでしょうか。さっきの大野さんのようなケースもありましたので、その中でやってもらうようにしてもらいたいのですけれども。

○小林朝光委員 大野さんの関係も、結局は保険の関係です。だから……

〔別団体なんだから無理だよ〕という人あり〕

○小林朝光委員 保険の、そこのところをちょっと聞きたかったのは、独立した場合に、今法人化した中で保険の会計は出てこないのか、できないのかどうかというのが、それがあるわけ。

○吉場道雄委員長 質疑の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。
その問題も含めて話し合いたいと思いますので、よろしくお願いします。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時40分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

長寿生きがい課に関する部分の質疑を続行いたします。

先ほど安藤委員から質疑がありました件ですけれども、シルバー人材は法人格を持っている団体でありますので、規約などに関する問題はここのところでは取り上げられないと思うので、委員にその部分だけは遠慮してもらいたいのですけれども、よろしくお願いします。

○安藤欣男委員 では、残念ですが取り下げます。

○吉場道雄委員長 先ほど質問した、シルバー人材が法人化になってどう変化したかというのは質問してもらいたいと思います。ほかにありますか。

〔「質問してるじゃん」という人あり〕

○吉場道雄委員長 ええ。だからそのほか、これでいいですか。

〔「質問中だったんだよな」という人あり〕

○吉場道雄委員長 ええ、質問中で。

〔何事か言う人あり〕

○吉場道雄委員長 では、質問を続行してください。続けてください、お願いします。

○安藤欣男委員 質問中ということで、今委員長から指摘をいただきました。理事長の

無報酬の件についての見解というか、それについては取り下げます。

以上で質問、ほかにはシルバーセンターだけで、あとは。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の生き生きふれあいプラザやすらぎの修繕料50万の関係でございます。こちらにつきまして、何か特定のものを想定しているのかというご質問でございますが、こちらにつきましては、ほかにお風呂をはじめ、いろんな箇所がここ数年来、修繕を要するような状態になっているということが続いております。平成24年度につきましては、既に100万円近くの経費がかかっているというような状況でございます。そういったことを鑑みまして、平成25年度は特定な場所ということではございませんが、昨年と同額50万円を修繕料として計上させていただいたものでございます。

2点目の老人クラブの関係でございます。こちらにつきましても、地域の状況等々も変わって、変化に伴いましてなかなか存続が難しいというような状況があらうかと思えます。これは、何も嵐山町に限ってこういった状況になっているわけではないというふうに思っております。全国各地で、都市部でも農村部でも、いろんなところで同じような問題が起こっているということでございます。こういった、では原因は何なのかということだと思ふのです。幾つかあるかと思うのですけれども、1つには後継者不足というのでしょうか、若い方でリーダーとなるべく人材というものがなかなか育ってこないということがあのではないかと思います。

こういった状況を打破しようということで、埼玉県では実は老人クラブ健康づくり大学というものを行っております。これは、今私が申し上げたように、若手リーダーを育成するために少し若い方に参加をしていただいて、大学ということでございますから、学んでいただいて勉強していただき、では地域に戻ってリーダーとして活躍してください、老人クラブの活性化を行ってください、こういった事業がございます。

嵐山町では、今年度こちらに参加した方はいらっしゃるというふうに聞いておりますが、事務局が行っております社会福祉協議会と、今後いろんなというのでしょうか、どうしたら現状を打破できるのかということについて話し合いを持てたらなというふうには思っております。

3点目のデマンドでございます。先ほど答弁で申し上げましたが、今年度の見直しは2点でございます。ただ、お一人に交付ができる枚数については、現行一月当たり

3枚、年間36枚を上限としております。この枚数については、今年度は見直す予定はございません。こうした中で、今回の見直しによって、こういった利用の動向があるかということを1年間見てまいりたいというふうに思っております。

最後のシルバー人材センターでございます。法人格を取得して以降どのような変化があったかということでございます。たしか昨年の4月から、公益社団法人というような法人格を取得したというふうに伺っております。ただの社団法人ではなく、公益社団法人ということでございます。その事業内容、あるいは責任と公益的な活動が、より求められるというふうに思っております。

実際どのような変化がというようなお話でございますが、シルバーとしては、今私が申し上げました公益ということに大変重みを置き、日々活動しておるのではないかとこのように思っております。また、これはちょっと話がそれてしまうかもしれませんが、シルバーに対しては国から一定の補助金が出るということになっております。ただ、国の財政も大変逼迫しているような状況が続いていると、こうした中で、やはりこうした団体については、今後自立ということが求められてくるというふうに国は言っています。

平成25年からは、国の補助金というものの内容が一部変わります。基準となる金額は変わらないのですが、その内容が一部変わるのです。これまでは、運営費というものを主体に考えて補助していたと。平成25年は、運営費の額を若干削って、それ以外に事業費に対して補助しましょうよというようなことで見直しがなされるというふうに伺っております。その事業費というのは、やはり今後シルバーが自立していくということを前提に考えた、機能を強化するのだというようなことを行った事業に対して補助を行っていくと、こういった形で補助金というものがシフトしていく、当然平成25年シルバーが国から補助金を受けるには、そういった事業を行わなければならないということもございまして、こういった趣旨を踏まえて、今後自立に向けて公益社団法人としてやっていくのだということをシルバーとして取り組んでいくものだというふうに考えております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 なごみについては特定のものは無いということで、去年とほぼ同じなのですよという答弁でございます。お風呂の問題もそうですが、確かに経年劣化とい

いでしょうか、それが進んで、工事費も少ない、畳なんかも大変傷んでしまっていて、利用者があそこに入って座って利用すると、今度は衣服にごみがついてしまってしまうのだと、そんな声もちょっと聞いたこともあったりしているのですが、あそこはシルバーの方が使うのですが、その方もこれ何とかしてもらったほうがいいのだけれどもね、利用者が気の毒ですよねというようなことが出ております。こういうこともつかんでいるのかどうか、それだけ1点聞いておきます。

それから、デマンドはわかりました。試行的ということでございまして、とりあえずは枚数に変更はないということでございますが、遠方に住んでいる人が住む場所を変えるわけにもいきませんので、どうしても遠くに住んでいるわけです。したがって、それでも同じ町民ではあるわけなので、一定の遠くで、いつも迎車の部分を使わなければならない方については、今後配慮していったほしいなというふうには思うのですが、そうしたことに對する捉え方をどう捉えているのか、その辺をお伺いしておきます。

それから、シルバーにつきましては国のほうも変わってきたということでございまして、ただ仕事も相当嵐山のシルバーさんは、企業へシルバーが独自に働きかけたりして、大変企業に働き場を求めているということが自立していくのに大きなメリットになっているかなと、そこに力が、嵐山のシルバーが自立できているのは、そういうところに理解がされて職場がふえているのかなと思うのですが、今後やはり町のほうとしてもそういう企業に支援を一層働きかけてほしいなというふうに思います。町のほうも、シルバーに町が出す仕事については25年度はどんなふうなことが想定されているのか、前年と同じようにシルバーには出していく予定ですか……

〔「ここでは答えられない、長寿生きがい課では
答えられないよ、それは。それは答えられない、長寿生きがい課では。無理だよ」と言う
人あり〕

○安藤欣男委員 でも、シルバーの関係ですから。

〔何事か言う人あり〕

○吉場道雄委員長 安藤委員、今の問題、総括的な考えでいいですか。

○安藤欣男委員 シルバーで聞き始めてしまったので、こういうふうになってしまったのですが、それは要望にしておきます。

○吉場道雄委員長 では、以上2点でいいですか。

○安藤欣男委員 それから、老人会の関係ですが、確かにニーズが大変変わってきているので、そういうクラブに入らないという人がふえているということは事実です。役員のなり手がいないというようなことで、つながらなかつたりしているところも当然出てきます。ただ1点、農村部にあっては、65歳になると自動的に入ろうやという区の総会か何かで一定の方向が出されて、強制的ではありません。ほぼ強制的、そういうことでつなげているところもあるのです。そこにまた活発なリーダーが出てきて、事業も活発にやっているというようなところも出てきている。杉山あたりも、何かそういうふうなことをするとかと聞いておりますけれども、そういう行政を、老人会の老人が自分たちだけではなくて、地域の一員としての活動の場というか、そうしたのも広げていくというような、そういう指導も大事なかなと思っているのですが、老人の働く場所というのは、パワーを無駄にしない地域づくりというのが大事なかなと思っています。今後の老人クラブの指導について、大変難しいと言いながら、ぜひ指導していただきたいというふうに思いますが、これは要望にしておきます。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

まず、1点目のやすらぎの関係でございます。和室の畳の劣化につきましては、以前たしか安藤委員さんから、ご質問の中だったでしょうか、いただいたことがございます。その後、現地の状況等も確認をいたしまして、実は今年度予算の中で、これは修繕料の中ではないのですが、消耗品の中で薄べりを購入して対処しようということで平成25年度は考えてございます。

2点目のデマンドの関係でございます。その遠方の方に対して今後どう考えていくかというご質問だと思います。何度も繰り返しになってしまつて大変恐縮ではございますが、今年度、本日答弁させていただきました内容で25年度行ってみると、そういった中でどういったことが町としてできるのか、こういったことを今後検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 質疑がないようですので、長寿生きがい課に関する部分の質疑を終

結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時00分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、文化スポーツ課に関する部分の質疑を行います。

それではどうぞ。

畠山委員。

○畠山美幸委員 2点についてお伺いします。

ページ数が27ページ、B & Gのプールの利用者が昨年に比べて800人ほどふえております。たしか施政方針の中に、スポーツ施設の中心的役割を担ってきたB & G海洋センター体育館及びプールは老朽化に伴い、B & G財団助成を受け修繕工事を実施してまいりますという文章があります。プールは、オープンがいつも7月の20日ぐらいだったのでしょうか、ちょっとオープンの日には覚えていませんけれども、7月からオープンすると思うのですけれども、それまでに改修が終わってこれだけの人数が見込めるといった人数になっているのか、改修のことを含めてちょっとお伺いしたいと思います。

もう1点が35ページ、33から35につながるわけですが、文化財保存事業費補助金4,240万円ということで、杉山城の公有化をしていくというお話がありました。

展望についてお伺いしたいと思います。その2点です。

○吉場道雄委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 答えいたします。

私のほうからは、27ページのB & Gプールの改修と人数の関係についてお答えいたします。B & Gのプール、それから体育館の改修につきましては、内容といたしましてはプールの浄化槽の交換、それからプール本体の塗装、それからあと給湯設備の交換、それから体育館の屋根、それから床等の改修を計画しております。プールの改修につきましては、当初プールの閉鎖後に改修工事を予定して考えていたのですけれども、せっかく予算をかけてやることですので、できるだけ改装になったところでオープンしたいということで、新年度になりましたら早々に契約の準備を進めまして、新

しく塗装がされたところでオープンできるように予定しております。

プールのオープンの日程につきましては、毎年海の日が第2月曜日か何かであるのですけれども、その前の木曜日、金曜日ぐらいを予定しております。今年度ですと、多分7月の12日、13日ぐらいがその日になるのかなと思いますので、その前後をオープンと予定しております。人数につきましては、プールにつきましては結構その年の気象状況によりまして入場者数変わってくるのですけれども、改装したところで多くの方が利用されるのではないかなというふうな感じで、若干人数をふやさせていただきました。

以上です。

○吉場道雄委員長 植木副課長。

○植木 弘文化スポーツ課生涯学習担当副課長 杉山城の保存整備についてお答えいたします。

ご承知のように、平成20年の3月に国の指定文化財となりました。町では、平成22年3月に史跡の保存管理計画を策定いたしました。この方針に基づきまして、今後保存整備を進めていくわけですが、国の方針にのっとりまして、まず公有化が最優先をされるということでございます。全ての保存整備の前提として、まず公有化が位置づけられております。国の史跡でございますので、さまざまな事業には国の補助金をいただいて実施することになりますけれども、国のほうの指導で、まず公有化を最優先にしたいということでございます。町としましては、平成25年度より28年度までの4カ年で公有化を完了させる計画でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 そうしますと、プールのほうはオープン日までに改装が終わるということで、できれば、これだけきれいになりましたよということで町民の方々にプレオープンというか、オープンが海の日の前ということですから、その2日間は今も無料開放していたのかな、5日間ぐらい、こんなにきれいになりましたということで、オープンしてからちょっとサービス期間みたいなのを設けながら、利用者をふやしていくという方向性のお考えはあるか、伺ってみたいと思います。

それと、今の公有化の件、杉山城の件ですけれども、施政方針の中に、町の貴重な地域資源である杉山城は、杉山城保存管理計画に基づき国の補助金を活用し、公有化

を図ってまいります。武蔵嵐山駅と杉山城を結ぶ中継地点として堂沼のことがうたってありますけれども、駅から堂沼に寄って、堂沼から杉山城に回っていくという距離が何キロぐらいあるのだろう、5キロぐらいになるのかな、5～6キロぐらいになるのでしょうか。堂沼には、幸いなことに駐車場も完備しておりますので、堂沼あたりからずっと軒並み蘭丸君の杉山城址というような旗をだあっと並べてみるとか、あと鉢形城というお城に行ったことあるのですけれども、あそこは国の指定になっているかどうかは、ちょっと私勉強していないのでわからないのですが、あそこの杉山城址は、植木さんに議会のほうでご案内いただきまして見させていただきましたが、堀があって、橋が何かきちんとしたものがなかったような気がするので、例えばどこまでいじっていいのかわからないのですけれども、鉢形城はその現物を生かしながら木でつくった橋なんかを渡していたりとか、余りお金をかけずに、何か昔の名残を残すような、そういう整備をしていいのかどうなのか。あと、旗をずっとにぎやかにやっていくと。私、文化村を買ったときに、木下工務店の文化村という旗が関越からずっと、それに寄せられて、のぼりがあったので、寄せられて来てしまったのですけれども、やはりそういう割と町を盛り上げていくというのは非常に大切なことなのですから、そういうことを一応考えていただけるかどうか、お聞きしたいと思います。

○吉場道雄委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 私のほうからは、B&Gプールのプレオープンに向けての無料開放についてお答えいたします。

現在も、去年までも海の日につきましては、無料開放しておりました。何日か無料開放を設けたらいいのではないかという質問なのですけれども、海の日については引き続きやっていきたいと思いますが、その他の何日か継続というか、5日ないし無料開放したらいいのではないかということにつきましては、オープンまでにちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 植木副課長。

○植木 弘文化スポーツ課生涯学習担当副課長 杉山城についてお答えいたします。

まず、堂沼から杉山城まで旗を立てたらどうかというようなことでございますけれども、ご意見承りまして、できることは進めていきたいと思ひますし、これは直接の整備ではありませんけれども、有効な、そういったPRの方法というのは十分に検討

していきたいと思います。

それから、実際のお城のほうの史跡の整備についてでございますけれども、寄居町の鉢形城も、実は同じ国の指定史跡でございます、これも公有化が済んだ後に保存整備計画ですとか実施計画というような段階を踏んで、それで整備を進めております。杉山城の保存管理計画の中でも、短期的な計画、それから長期的な計画というものを定めておまして、それからどういう保存整備の方向が望ましいかということも定めてございますけれども、具体的なものについては今後の公有化がある程度進んだ段階で、次のステップとしてそうした諸計画を立てながら決めていくことになると思いますけれども、杉山城については現状でございまして、十分にすばらしいお城だと大体多くの方がご理解いただけるお城なのです。余り歴史的な文献ですとか、いろんな資料というものもございませんので、何か建物を復元するとか、そういった構造物をつくるにしても、その根拠となる資料がすごく少ないわけです。ですから、そういうものも含めてどういうものが復元できるかは、かなり難しい問題を含んでおります。極力そういった上屋というか、地上の構造物というようなものはできるだけ控えた整備というのを進めていくのがいいだろうという方針は保存管理計画の中でもうたわれておりますので、そういう方向で進めていくことになろうかと思われます。

以上です。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 では、プレオープンというか、オープンのその1日はサービスの日があると言っていましたけれども、検討してください。

それから、杉山城の件ですけれども、軒並みにばあっと旗を立ててほしいと言いましたけれども、県道のところに、人の土地に立てるとするのは難しいでしょうから、堂沼のところにはわあっと立てて……

〔「観光協会だよ」と言う人あり〕

○畠山美幸委員 あと、杉山城の周りにもにぎやかに立てていただきまして……

〔「違うよ、企業支援課か何かで……」と言う人あり〕

○畠山美幸委員 杉山城をこれから公有化していくわけですので、しっかりアピールをやっていただきたいと思います。

建物のほうは、全然お考えではないようですけれども、誰でもが見やすく見ていた

だけるように、先ほども言いましたけれども、どこかの間伐材みたいなもので橋をちょっと渡すぐらいはやっていただけるとありがたいと思いますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

要望ですので、答弁は結構です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

大野委員。

○大野敏行委員 2点ほどお伺いします。

○吉場道雄委員長 大野さん、マイク。

○大野敏行委員 すいません、2点ほどお伺いします。

191ページの文化財発掘調査事業224万8,000円、何力所ぐらい今現在調査をされているのかと、その場所。

それと、もう1点目が193ページの拡大のところで、鎌形の八幡神社改善の補修工事の補助金ということなのですが、どのような補修工事をされるのか、その2点をお聞きしたいと思います。

○吉場道雄委員長 植木副課長。

○植木 弘文化スポーツ課生涯学習担当副課長 お答えいたします。

まず、文化財の発掘調査の件数でございますが、これは国の補助金をいただいている事業なのでございますけれども、具体的な発掘調査の計画というのは現在ございません。これは、国の補助金の趣旨が、個人の住宅を建てる際の個人の負担をなくするための措置ということでございまして、個人住宅の申請計画が上がった時点で、それが埋蔵文化財保存地に当たる場合には、まず試掘確認調査を実施いたします。その後どうしても切り土をして遺跡を削らなければ住宅が建てられないという場合には、公費でその事前の記録保存の発掘調査をすると、そういう目的の補助金でございますので、試掘調査に該当する物件が出てくるかどうか、例年ですと5件から10件ほどのそういった試掘調査の件数がございますけれども、それに対応するための補助事業でございます。

続いて、鎌形の八幡神社の改修工事についての補助金でございますが、今回の事業につきましては、指定文化財が鎌形八幡神社の本殿でございます。実際に今神社に行きますと、その本殿を覆う形で拝殿が建っているわけなのです。実際に参拝をしていただくのは、拝殿なのです。あの中に、もう一回り小さな本殿の神社が入っているわ

けでして、それが町の指定文化財ということでございます。

今回の八幡神社の改修は、その本殿を覆う拝殿の改修工事でございます。屋根の部分の腐食の修繕と、それから屋根の瓦のふきかえということでございます。同様に、直接指定文化財ではないのですけれども、保存に極めて影響を及ぼす行為ということで、平成16年度に鎌形八幡神社拝殿の基礎の部分の改修工事を実施しております。そのときの町の対応としましては、一応町の文化財の補助金の交付要綱に基づきまして、事業費の上限が100万円、経費の3分の2を補助という規定がございます。今回の場合、ですから平成16年度の場合には、直接の文化財の保存修理ではないということで、町の文化財保護審議会に諮りましてご意見をいただきまして、上限100万円の2分の1補助が適当であろうということで、当時50万円の補助を実施しております。今回も、ただいま文化財保護審議会のほうで検討いただいておりますけれども、前回と同様の、前例がありますので、前例にのっとった対応がよいのではないかというご意見をいただいております。そういう方向で進めさせていただければと思っております。

以上です。

○吉場道雄委員長 大野委員。

○大野敏行委員 文化財発掘調査事業につきましては了解しました。わかりました。

八幡様の件につきましては、当然地元氏子さんがいらっしゃるし、そこでの相談をしながらだと思っておりますけれども、どちらが主体権を持って、これ町の文化財ですから、今後審議会等もありますけれども、その関係はどのような形でやられているのか、その1点お伺いしたいと思います。

○吉場道雄委員長 植木副課長。

○植木 弘文化スポーツ課生涯学習担当副課長 文化財と申しまして、過去の遺物ということではなくて、八幡神社のような場合は、これは現在でも信仰の対象になっておるものでございますので、神社の改修については、あくまでもその氏子の皆さんが主体となってやる事業、その事業に対して文化財がかかわる部分の支援をすると、そういうような基本的なスタンスでございます。

以上です。

○大野敏行委員 了解しました。

○吉場道雄委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 195ページですけれども、先ほど畠山委員さんからも出ました国指定の公有地化が、思ったよりも早く国の予算がついて、地方債、町債も1,040万ということで進められるということはあるがたいことだと思います。

それで、これが25年から28年度にかけて、25、26、27、5年計画になるのかな、4年か。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治委員 4年ですか、この時間かかると。それで、今回取得する面積が、聞いているところは5万2,375平米だと、そしてこれから4年かけて進んでいくのでしょうか、この面積というのは総体的にこのぐらいの面積の4倍になっていくのか、公有地化を図っていくと、これから4年の中で支障になってくるようなところはないのかどうか。それと、あとさらには国の指定史跡だから、こういう補助金がこの先も4年間続いていくのかどうか、お願いいたします。

○吉場道雄委員長 植木副課長。

○植木 弘文化スポーツ課生涯学習担当副課長 お答えいたします。

まず、公有化につきましては4年間の計画でございまして、そのうちの3年間ににつきましては、指定文化財本体の部分でございまして、最後の4年目につきましては、指定地の外側、指定地外の部分でございまして、これは将来の駐車場ですとか、あるいはガイダンス施設ですとか、そういうものの用地でございまして、指定地の中には、そういったものがつくれないということでございまして、指定地外に確保するという計画でございまして。

そして、国の補助につきましては、あくまでも指定地の中ということでございまして、4年目の指定地の外につきましては補助の対象外ということになります。ただ、起債等の対象にはなりますので、町の負担はかなり軽減されてくるか、こちらのお示した資料にあるとおりでございまして。さらに、面積でございまして、25年度の第1年度目は5万2,375平米をとりあえず計画としては持っております。今後、実際には地権者の方との交渉ということにもなりますので、そのご意向を伺いながらということになります。26年度が4万1,165平米、27年度が4万2,233平米で、最後の指定地外の部分につきましては1,701平米を計画しております。この中には、指定地の中でも実際には山城の頂上付近にお城の遺構がございまして、山の裾まで全体が指定地となっておりますので、実際にお城の遺構のない部分も含んでおります。そ

ういったお城を含む景観というものも大事にしたいということで指定にされているわけですが、山裾の部分には個人のお宅の墓地ですとか、その墓地に入るための参道、それから氏神様ですとか、そういったものも若干指定地の中に含まれております。そういったものにつきましては、今回の公有化の対象から外させていただいております。直接お城の保存整備等に影響がないという判断で、外させていただいております。

そのほか、公有化に対して支障があるかどうか、問題があるかどうかということですけれども、既に24年度、今年度地権者の方に第1回目の説明会を実施しております。公有化の全体計画についてお示しをいたしました。25年度以降につきましては、また地権者の方と個々の用地の交渉、あるいは継続した説明会等を重ねながら、ご理解をいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 町にとっても、この予算では非常に公有地化、これだけのお金が動かされていくわけです。これから、次の時代に町のほうも引き渡していけるわけだから、非常にいいことだというふうに私は思っていますけれども、町の町民の中にはいろいろな考え方の方いますので、やはり丁寧な説明をしていかななくてはならないと思うのです。

それで、この3年間の4万1,165平米、4万2,233平米というところも、この第1回目の今回公有地化される方がほとんどの地権者なのか、それともまだかなり地権者の方が広く広がっているのかどうか、その2つお尋ねいたします。

○吉場道雄委員長 植木副課長。

○植木 弘文化スポーツ課生涯学習担当副課長 町民の方には、今後十分にさまざまな形で周知、ご説明をさせていただきたいと思います。

それから、地権者の方でございますけれども、25年度につきましては3筆ございまして、地権者の方は2名でございます。それから、26年度につきましては10筆ございまして、こちらは7人の地権者の方がいらっしゃいます。それから、3年度目につきましては、8人の地権者の方がいらっしゃいます。それから、4年度目の指定地外につきましては、こちらはお二人の地権者がいらっしゃいます。ちなみに、2年目が10筆、3年目が9筆、4年目が7筆でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、ここは地元の杉山の皆さんが管理してやっていただいておりますけれども、とりあえず今年公有地化になってくる部分、その辺は今まで以上にこちらのほうで奉納されている皆さんが手を入れていくような形がとれるのでしょうか、今までと同じような形なのですか。

○吉場道雄委員長 植木副課長。

○植木 弘文化スポーツ課生涯学習担当副課長 杉山城につきましては、平成20年3月に指定されまして、4月早々に国のほうに史跡の管理者ということで、地権者にかわりまして町が管理者になるということで国に届け出をしております。実際には、地権者の方から負託されるような形で町のほうが管理の責任を負っておりまして、日常の維持管理ですとか、あるいは保存に必要な樹木の伐採等は、町が主体的に予算化して実施しております。そのほかに、杉山城保存会という皆さんが下草刈りをしていたり、それから玉ノ岡中学校の生徒たちが総合的学習の中でさまざまな整備活動に携わっていただくと、そういうような形で進めさせていただいておりますので、25年度以降も整備のそういった方向は変わらずに進めていきたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

河井委員。

○河井勝久委員 1点お聞きいたします。

193ページ、先ほど大野委員からの質問がありました鎌形八幡神社の拝殿補修工事費の補助なのですが、植木副課長答弁しましたけれども、保護審査会でいろいろと議論をされて、これの負担が決まったというお話でありましたけれども、事業を行うには、当然当初見積もりというのはつくるだろうと思います。神社仏閣、これらの補修というのは大体氏子、そういう人たちが負担、あるいは寄附行為等によって事業を進められてくるのだろうと思いますけれども、その辺のところ、当初見積もりを超えた寄附金内容では氏子負担があって、当然この補修あるいは改修事業以上の費用が出た場合に、この補助金というのはどういう扱いをするのでしょうか。あるいは、今後の神社等の建て替えがあって、いろんな問題が出てくる時の基金積立というふうにしているのでしょうか、その辺のところでは、町に返還がされるのかどうかもちよっと聞いておきたいと思います。

○吉場道雄委員長 植木副課長。

○植木 弘文化スポーツ課生涯学習担当副課長 お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、神社につきましては氏子の方たちの信仰の対象という施設でもございまして、あくまでも施設の改修は、地元の区なり氏子の方たちが主体的に進めていただくということでございますので、ほかのそういった地区、施設と同じように、地元の方たちによる積み立て等を行われる場合があるかと思えますけれども、町のほうとしましては文化財に対する補助ということでございまして、それは町の補助金の交付要綱に基づく、先ほども申し上げましたけれども、上限が100万円で補助率については3分の2という規定がございます。

今回の八幡神社の改修工事につきましては、何うところによりますと、概算で600万円ほどの経費がかかるというふうに伺っております。先ほども申しましたように、直接文化財の補修に係る経費ではございませんので、平成16年のときの前例と同様に、上限100万円の2分の1程度の補助が適当ではないかという前例がございますので、今回もそのような形で進めさせていただきたいということでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 河井委員。

○河井勝久委員 難しい判断なのですが、一定の補修料の資金が、あるいは氏子なんかの積み立てによって、別個にしてそういう費用が賄えるからやろうという形での事業で、多分事業計画が進んでいるのだろーと思います。そういう中でいくと、600万の費用がかかるという中で、100万の2分の1という形が補助という対象になるのですけれども、この部分に、では町からの補助金はかけませんよという形で、拝殿のどこの部分が町から出た補助金というのは、これは全くわからないわけでありまして、そこら辺の形での文化財に対する補助の関係は、やっぱり一定の資金を持っているところにさらにその補助というのは、ちょっと町の費用からすると、支出をする方向とすればどうなのかなというふうに思うのですけれども、そこら辺は一般的に、単なる今度は町からの補助でその中に充当してしまってくださいと、あと余ったものについては、それぞれその神社でどうぞどういう形でもお使いくださいという形にしていくのが妥当なのか、その辺をちょっと聞きたいと思います。

○吉場道雄委員長 植木副課長。

○植木 弘文化スポーツ課生涯学習担当副課長 一般的に申しまして、積み立て等があ

る、あるいは資金が潤沢にあるということで、補助金を交付する、しないということにはならないかと思います。これは、あくまでも補助金の交付要綱に基づきまして、文化財の保存のために必要な事業として認められれば、その事業の中の事業費の一部として町の補助金を充当していただくということでございますので、経費が100万円以下であれば、当然その必要な経費の3分の2が上限としての補助になりますので、積立金がそれ以上にあるから経費が余るとかというような考え方ではございません。あくまでも、かかった経費の3分の2が上限、そういう補助のあり方というふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 河井委員。

○河井勝久委員 そうすると、例えば一定の期間を経て修復しようということ、あるいはちよくちよく、ちよくちよく100万円ちょっとぐらいの補修が出た場合の補助というのはどのように考えているのでしょうか。

○吉場道雄委員長 植木副課長。

○植木 弘文化スポーツ課生涯学習担当副課長 文化財の保存のための事業ということでございますので、一定の期間で継続的にとか、具体的にはどういうことかあれなのですけれども、例えば有形の文化財の場合であれば、その補修工事をする、保存のための何らかの措置をするということであれば、今後何十年とか、あるいは何百年とかというようなスパンでその保存が図られるというような事業でなければ文化財のそもそもその現状変更が認められませんので、ちよくちよく保存修理のための事業を1つの文化財で行うということは、通常は考えられないことであります。

今回の鎌形八幡神社につきましても、指定文化財そのものの本体の工事ではないということで、あくまでもその文化財を覆っている拝殿の工事ということでございますので、補助率につきましても3分の2でなく2分の1が適当だろうということで金額的にも低いわけですけれども、たまたま拝殿そのものが江戸時代の恐らく後期の建築だと思われますけれども、平成16年度には床下のほうが、今回は屋根のほうかという形でその建物の耐用年数といいますか、そういうものにたまたま合致したということになるのかと思われます。一般的な文化財の場合には、そう短期間の間に繰り返し事業が実施されるということは、通常はあり得ないことかと考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 197ページですが、質問させていただきます。

ひとり1スポーツの推進事業ということで、拡大分についてお尋ねをしますけれども、高齢者の娯楽ゴルフ大会の費用だということで拡大になっておりますけれども、これにつきましての内容につきましてお尋ねをします。高齢者というと、どうしてもゲートボールというような印象等がありますけれども、なかなか今はグラウンドゴルフのほうへ移行してくる形が多くなってきているということも承知しております。

では、とりあえずそれでお尋ねします。

○吉場道雄委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 拡大分、高齢者のグラウンドゴルフ大会報償品の関係なのですが、このグラウンドゴルフ大会につきましては、5月の町民スポーツの日にもグラウンドゴルフやっております。しかしながら、各地区1チームというふうな出場チームになっております。また、社会福祉協議会でやっているグラウンドゴルフ大会につきましては、老人クラブに入っていないと大会に参加できないというようなことがありますて、最近特にグラウンドゴルフを楽しまれている方が多くいらっしゃいます。

そういった方々、参加したい方については、全員の方に参加してもらおうということで考えて、高齢者を対象に大会について計画したものでございまして、具体的な大会の要綱等についてはまだできていないのですが、今考えているのは、多くの方が楽しまれているので、参加者数もかなり多くなるだろうということで、例えば北部、南部、中部で予選会のようなものを作って、そして最後決勝大会のようなものを行ったかどうかというふうな、こんなことで今考えているところでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうしますと、今の答弁でほとんどわかりましたけれども、これを周知徹底していくためにはどのような方法をとっていくのでしょうか。

○吉場道雄委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 高齢者のグラウンドゴルフ大会の周知の関係なのですが、町の折り込みだとか回覧とか、そういった方法、あるいはまた施設利用をし

ている方の中で、グラウンドゴルフを楽しまれている方も施設を利用しておりますので、そういった団体に直接案内を出したりとか、そういったことを今考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 163ページになります。人権教育推進協議会ですけれども、各種研修会負担金が22万4,000円だと思ったのですが、それは平成25年度からの人権施策基本方針に基づいての各種研修会負担金というふうな形になるのか、また同じく、これ報奨金71万円もそうですが、これも人権施策基本方針に基づいたことになっていくのか、具体的な今後の事業の展開のあり方を伺いたいと思うのです。説明文によりますと、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題を解決するため、集会所事業や研修会等を開催するための経費として、23年度、24年度と同じ説明文になっています。これでは、人権施策基本方針を今後10年間かえたのと、以前と全く同じ説明文になっていますので、これについての事業展開について伺いたいと思います。

それから次、190ページ、191ページ、図書館になるのですが、図書館の購入費のところに図書館購入費は833万6,000円ですが、Lプラン21を目指すため、所蔵資料の購入に対する経費となっております。Lプラン21を調査しました、調べました。そうすると、1万8,000人のところで延べ床面積1,380平方メートル、蔵書数8万1,000冊、開架冊数6万5,400冊、資料費1,544万円、年間増加冊数7,520冊、職員数7人というのが1万8,000人段階のLプラン21の町村段階の図書館の規模になっているのですが、それに対して今回の図書購入費や、それから全ての図書館の管理事業にかかわっているものはどのくらい差があるものか、これ伺いたいと思うのです。833万6,000円というので、年間増加冊数7,520冊を購入するのは非常に厳しいなと思いましたので、その点について伺います。

それから、192～193です。これは、指定文化財管理事業の中で、越畑獅子舞保存会、それから古里獅子舞保存会、古里祭囃子保存会に関してそれぞれ15万円ずつの補助金が出てるのですが、古里祭囃子は5万円なのですが、これ保存会なので、具体的な記録というものはどこら辺まで、記録というのをつくっていかなくてははいけないと思うのですが、それについてはどのような形で考えていくのか、考えているのか、伺いたいと思います。

それから、197ページの先ほどの町民ひとり1スポーツのことなのですが、高齢者のグラウンドゴルフに対しては北部、南部、中部ですか、予選会を行っていくというのはとてもいいやり方だと思うのですが、この報償費が拡大というふうな形で、報償品費の拡大分が具体的に出ていないのですけれども、報償品費を拡大しなくては、この町民ひとり1スポーツ運動で高齢者のグラウンドゴルフ大会というのが進展できないのか、これかなり厳しい問題で、ほかのところで予算を削っている中で報償費をふやしているわけです。ここの考え方はどのように考えたらいいのかなと思っているのですけれども、結構ほかのところがかなり厳しい状況になっているのに、あえて高齢者のグラウンド大会の報償費をふやしていかないと、このグラウンド大会に参加する人が具体的に出てこないという考え方というのは私はちょっと問題あるかなというふうに感じたのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 私のほうからは、初めに負担金の各種研修会負担金22万4,000円についてお答えいたします。この22万4,000円につきましては、前年実績に基づきまして積算しているものでございます。

それから、報奨金の71万円につきましては、ふれあい塾、それからふれあい講座、こういった講座の講師の謝金でございます。

それから、人権教育推進事業の事業展開の関係なのですが、こちらにつきましては、同和問題等をはじめとするさまざまな人権問題をというふうな形で事業概要がありますが、今年につきましてはふれあい講座の中で、女性の人権について考えてみようということで、群馬の縁切寺へ行ったりだとか、あるいは妻沼のほうの道の駅ですか、そういったところでにっぽん女性第1号の展示物の見学をしたりだとか、そういったもの、あるいはまた集会所の事業では視覚障害のある方をお招きして講習会を開いたり、交流会を開いたりすることで、特に同和問題に特化してやるということではなく、様々な人権について研修していくというふうな形で考えています。

それから、Lプラン21の関係なのですが、私が積算したのが1万8,000でなくて、ちょっとデータが古くて申しわけないのですけれども、1万8,627人という形……

〔「じゃ、もっと多かった」と言う人あり〕

○大塚 晃文化スポーツ課長 すいません、今の人口とちょっと違うかもしれないので

すけれども、それで見ますと床面積が1,418平米、これに対して図書館の床面積が1,962平米、それから蔵書の冊数が8万3,195に対して9万4,457、それから資料費が1,586万6,360円に対して、たしか今年の予算ですと……

〔「833万」と言う人あり〕

○大塚 晃文化スポーツ課長 はい、すいません。それから、あと年間の増加冊数が7,702に対して、これが23年度の冊数かと思うのですけれども、4,407冊あるということです。それから、職員数については7人で、現在の図書館の職員数は正職員が2人、それからあと嘱託職員が2人、それからあと臨時職員7人というような形になっております。

それから、あと町民1スポーツの関係なのですけれども、報償品費、こちらの増額分といたしましては約5万円ほどでございます。これにつきましては、盾だとかカップ、あるいは参加賞的なものを考えております。せっかく、多少そういった参加した人に張り合いを持っていただくような形で、盾だとかカップ、そういったものが出せたらいいなというふうな形で計画したものでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 植木副課長。

○植木 弘文化スポーツ課生涯学習担当副課長 私のほうからは、192ページの指定文化財保存管理事業についてお答えいたします。

越畑の獅子舞、古里の獅子舞、古里の祭囃子、この3件につきましては、すぐれた民俗芸能の維持のための指定文化財、町の指定ということでございまして、その後継者養成のための補助金ということでございます。新たに後継者として加わる子供たちの練習が中心となる事業でございます。この事業の記録ということにつきましては、補助金の交付申請を受けて、そして実施していただいた後の実績報告というものを出示していただいておりますので、これが記録になるかと存じます。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 まず、人権教育の人権施策基本方針のことについて先ほどお答えいただいたのですが、22万4,000円は前年度の実績でというふうな形でしたけれども、前年度の実績で見ますと、まず部落解放同盟埼玉県連合会に係る旗開きとか、そういったもの全て研修費、そういった形と、それから同和団体のものと、そのほか

にあったのかどうか分からないのですが、そういったものですが、各種研修会負担金、今年度から、25年度からはそういった予定は考えていない、別な形に展開されると思うのですが、その点について伺います。

それから、報奨金です。各種報奨金、この報奨金に関して言いますと、町がやったものというのは報奨金支払っていないですよね、町が直接かかわって展開したものに関しては、バス代などはあったかもしれないですが、これは吉田1区、2区が対象でした。ですから、人権問題をやったとしても、女性問題に関しての展開をやったとしても、それは吉田1区、2区の人だけでした。それから、もう一つ盲導犬に係る視覚障害の方のお話を聞くというのもやりました。とてもいい事業だと思いました。ですが、これも吉田1区、2区の方だけの事業展開でした。私は、この報奨金で別な形のものが展開できるだろうと思っています。特にふれあい塾に関しては、吉田1区、2区だけの子たちで展開しているわけですよね、そうではない形に人権教育ができるかどうか、今後の平成25年以降の人権施策基本方針にかかわるものですよね、それが展開できるかどうかなのだと思いますが、その点についての考え方を伺いたいのですが、先日吉田集会所の運営委員会の会議を傍聴させていただきましたけれども、今年と同じ展開で事業が展開されるというふうに認識されているなというふうに思ったのです。ですが、そうではない事業展開については考えていく必要があると思うのですが、特に私は一般質問でもやっていますけれども、ふれあい塾はとてもよい講座で、事業であるけれども、ほかのところに、ほかの学校での展開をしていくためには、こういったふれあい講座のお金を回していくような形にしていかなないと、もう人権教育自体がいつも同和にとどまってしまっている。それも、吉田1区、2区だけでとどまっていることに問題があるということを指摘しているわけなのだと思います。その問題が平成25年度は、では解決できるのかどうかの点について伺います。これは、総括質疑でも行う予定なので、それもあわせて伺いたいと思います。

それから、図書購入費ですが、Lプラン21の試算が、本当よく新しいものを買っていただいている、なかなか資料としてはいいものが入ってきているなというふうに思うのですが、具体的にいくとLプラン21の半分ぐらいの金額だから、やはりそういうふうな形になるんだろうなというふうなことは予測されるのですが、それについてはほかの部分ではよいとしても、でも蔵書数というのは結果として古いものがあるということですよね、だから新しい本というのはなかなか入っていか

ないと。今情報がどんどん展開してきているので、そこについて予算がとれないというのはもちろんわかるのですが、そこについてはどうしようもないのですかねというふうな感じでしか言えないのだけれども、どうですか、これ以上は無理なのですよ、きっと。ということと、それと職員数なのですが、職員が7人で、非常によく努力していただいていると思うのです。でも、正職員が2人、それで嘱託が2人、あと非常勤が7人、この体制で図書館をやっていくということについては、町長はどのようにお考えになっているのか、伺いたいと思います。

それから、記録をつくる必要性のことなのですが、具体的に言えば文書ではなくてDVDでどのような形で、映像として残していく必要があると思うのですが、これについてはどのように考えていくのか。この保存会が、それぞれずっと永続的なものであればよいと思うのですけれども、必ずしも永続性のあるものとは言えないので、その点についての考え方は今回の部分ではできないとしても、段階的にそういったものを予算化していく必要はあると思うのですが、それについて伺いたいと思います。

それと、グラウンドゴルフ大会の報償費ですが、盾とかそういうものであるのならば、次からも、次年度からもそういったものは使えるのかなと思うのですけれども、その点について毎年毎年5万円を出していくのか、そういうふうな形の展開の仕方を伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 私のほうからは、人権教育推進事業費の負担金、各種研修会負担金の関係なのですが、先ほどちょっと前年度実績でもって計上したというふうなお話しさせていただいたところなのですが、今年度についてもまだ具体的な研修案内等来ておりませんので、不確定な部分は多いわけなのですが、引き続き研修会等には参加するような形を考えております。

それから、ふれあい塾、ふれあい講座の関係なのですが、こちらにつきましては、確かにふれあい講座につきましては吉田1区、2区対象の形、それからふれあい塾につきましては、こちらのほうは吉田1区、2区の子供たちではないのですが、七郷小学校という形で募集をしてまいりました。今後につきましては、こういった募集の範囲ですか、そういったものも拡大していったりだとか、塾についてもある程度、全部の部分ではないのですけれども、ある一定の事業についてはもう少し範

囲を拡大したりとか、そういった方法も考えながら実施していきたいというふうな形で考えております。

それから、図書購入費、今年度600万円ということなのですが、図書の購入につきましては一定の方針、町立図書館の資料選定収集方針だとか、あるいは図書館の児童資料収集方針、こういった一定の基準がありまして、図書館の職員の司書と、それからあと嘱託職員の司書等で選定をしております、いろんな分野にわたって購入するように、あるいはまた図書館利用者からのリクエストだとか、あるいはまた本の展示会等から町民の方が求められている図書を購入するように、限られた予算の中で考えているわけなのです。

それから次に、町民1スポーツの関係なのですが、予算の計画時に特に考えていたのは、盾だとかカップというふうな形で、一応持ち回りではなく取り切りというふうな形で……失礼しました。持ち回りというふうな形で考えていたので、2年目以降につきましてはそういった部分は削減されるかなというふうな形で考えております。

○吉場道雄委員長 植木副課長。

○植木 弘文化スポーツ課生涯学習担当副課長 文化財保存管理事業につきましてお答えいたします。

ここに挙げた3事業につきましては、あくまでも後継者養成のための事業でございます。ご質問の趣旨を承りますと、まず今回の3事業につきましては毎年予算化しているものでございますけれども、これはいつまでも継続していただきたいための、そのための町からの支援ということでございます。ただ、しかし少子高齢化社会になっておりまして、それぞれの団体、保存会につきましても今後の継続は、必ずしも楽観的なものではありません。映像の記録ということについても、博物誌の編さん等で若干の記録は既に撮っておりますけれども、町が記録保存のために実施した記録映像というのはまだ今のところ実施しておりませんので、これは今後そういったものも必要になるかと思っておりますので、十分検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 図書館の人員配置の件でございますが、ご承知のように町全体の職員の配置というのが、嵐山町の中では限られた状況の中でいろいろ配置を、人事をして

おります。そういう中で、図書館の人員配置についても現状の中ではベターなやり方だというふうに考えておまして、嵐山町の置かれた状況、今の全体の人数的なことを考えて、現状のとおりでやっていただきたいというふうに考えております。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 1点再質問なのですが、人権の問題ですけれども、毎年4月に部落解放同盟埼玉県連合会から1年間の事業計画が出てきて、そしてその事業計画の説明会がありますよね、説明会に参加して、そしてその事業に参加していくというやり方をとっていると思うのですが、それは今回はやめていただきたいのですが、その方法を今回もやっていくのかどうか、伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 解放同盟の年間計画に基づいて、いろいろ研修計画が提出されて、それに基づいて今年もやるのかというご質問ですけれども、25年度につきましてもそういった研修案内等があれば、そういった形で説明会には参加していく方向でございます。

〔「だめだ、こりゃ」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 ほかに。

川口委員、何かありますか。

〔何事かと言う人あり〕

○吉場道雄委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。午後の再開は1時30分といたします。

休 憩 午後 0時05分

再 開 午後 1時28分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

文化スポーツ課に関する部分の質疑を続行いたします。

それではどうぞ。

清水委員。

○清水正之委員 鎌形八幡の改修なのですが、先に一般的な見解をちょっとお聞きしたいのですが、自治体が神社仏閣というか、そういったところに補助金を出すということが認められるのか、もし認められないということであれば、今度の事業の発

注というのは、改築の発注はどこが頼むのかどうか。私は、自治体がそういったところに補助金を出すというのは認められないのではないかというふうに思っているのですけれども、だとすると氏子に直接出すということが果たして正当なのかどうか。私は、直接やっぱり町の指定文化財についての維持管理そのものは、町の責任だというふうに思うのです。そういう面では、町が直接工事をやるということのほうが、むしろいいのではないかなと。いずれにしても、3分の1とか2分の1とかという補助率になってくるわけで、町が直接やるということになれば、そういう形にはならないのだと思うのです。もともと補助金を出す相手先がそういうところ、そういうところと言ったら何が語弊があるのですけれども、そういう趣旨というのを相手先が認められるのかどうかというのは、非常に疑問だなというふうに思うのですけれども、その辺幾つかお聞きをしておきたいと思うのです。

○吉場道雄委員長 植木副課長。

○植木 弘文化スポーツ課生涯学習担当副課長 お答えいたします。

当然町が神社やお寺を所有するですとか、あるいは宗教行為をじかにとり行うということになれば、それは違憲であり、違法であろうと思いますけれども、多くの文化財の場合には、自治体として、午前もちょうと申し上げましたけれども、ある面では現在も現役として信仰の対象物であるという側面は持っているものが多いわけです。そういうことを前提の上なのですけれども、文化財保護法でいう文化財というのは、あくまでも有形のものとして信仰とは切り離れた形で、我が国の歴史ですとか文化ですとか、そういうものを理解するために欠くことのできないものであるというふうに法で定められておりますので、国も県も自治体も、そういう理解のもとに補助金の支出を行っております。

その相手先が、例えば氏子であり、ある宗教法人でありということであっても、その趣旨としては、あくまでも文化財の保存のための経費であるということで、そのような対応をしているところであります。国も県も町も同じ対応でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 清水委員。

○清水正之委員 ということは、文化財に限ってはそういった宗教上の問題は別として、補助金を出せるということでもいいのですね。では、お聞きしますけれども、そうすると事業発注については氏子がやるということですよ、町の指定文化財そのものの維

持管理というのは、町が指定をしているということは、その維持管理の責任が町にあるとすると、全額町が持ってもいいのではないか、あるいは町が直接それを発注しないというものというのは、何か理由があるのですか。

○吉場道雄委員長 植木副課長。

○植木 弘文化スポーツ課生涯学習担当副課長 まず、発注が当然今回の場合には、神社の主体は氏子ですので、氏子が発注ということになります。

文化財の維持管理の責任はどこにあるかということでございますけれども、これは所有者にあるという、これが原則でございます。ですから、町が所有している文化財であれば、完全に町が直営で全責任を負って保存のための措置をしますけれども、今回の場合には、所有者はあくまでも鎌形八幡神社でございますので、その所有者が行う保存のための行為について、その経費の一部を町が支援すると、それが町の考え方といいますか、文化財の補助金の交付要綱にもある趣旨でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 清水委員。

○清水正之委員 もう一回確認をしますが、文化財そのものについては、宗教法人関係なく出せるということは大丈夫ですね、後で問題になるということはないですね。

それともう一つ、所有者が維持管理をするという話ですが、だとすると、鎌形八幡が法人になっているかどうかよくわからないのですけれども、そこに補助金を出すということにはならないのでしょうか、なぜ氏子なのでしょう。

○吉場道雄委員長 植木副課長。

○植木 弘文化スポーツ課生涯学習担当副課長 お答えいたします。

まず、所有者の維持管理につきましては、法令で指定文化財というものを受けますとさまざまな規制を受けるわけなのですけれども、その規制のかわりに、例えば国の指定の史跡の場合ですと固定資産税は非課税というような、そういう見返りの、ですから権利と義務という関係でいきますと、指定文化財に指定したという法令で定めた見返しとしてのそういった優遇も片方であるわけです。

今回の所有者ですが、鎌形八幡神社に例えば宮司さんがいて、その宮司さんが直接その管理をしているということであれば、八幡神社に対する補助ということになろうかと思いますが、鎌形八幡神社の場合には氏子さんが管理をしていると、

所有をしているという、そういう形態でございますので、氏子総代長さん、氏子さんが主体となる事業に対してその補助をすると、そういう形になるわけでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 ちょっと今の質問していたことなのですが、その前に197ページのグラウンドゴルフ、これ高齢者グラウンドゴルフ大会ということで書いてあるわけです。それは、65歳以上の大会を行うということで理解してよろしいのでしょうか。

それと、B & Gの体育館の修繕、プールは多分大丈夫だと思うのですが、一定期間使用はできないと思うのですけれども、それがちょっとどのぐらいの期間になるのか、教えていただきたいというふうに思います。

それで、鎌形神社の件なのですが、宗教法人になっているかどうか私わからないのですけれども、政治が宗教にはお金は出せないと、支持もできないということに戦後なったわけです。ただ、文化財になっているから出せるのだというこの兼ね合いを考えてみまして、町が指定したものは出せる、そういう理解でよろしいのでしょうか。例えば役場の中にも、あれは何という神社なのですかね、神社だか……

〔「あれは文化財」と言う人あり〕

○川口浩史委員 あれは、町が出したというふうには聞いていないのです。当時課長会が出し合って移転をしたというふうに聞いておりますけれども、あれとの関係では今回は明確にこういうふうに違うのだという説明がいただければと思いますけれども。

○吉場道雄委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 私のほうからは、高齢者グラウンドゴルフ大会の年齢は65歳以上かという質問についてちょっとお答えさせていただきます。

高齢者というと、65歳以上というふうな定義かと思うのですけれども、ここで年齢で制限を設けてしまいますと、また出場を制限してしまうことになりますので、年齢については特にはっきり65歳と区切るようなことはなく、例えばおおむね60歳以上だとか、あるいはもっと自称高齢者の方とか、そういった形で多くの方が参加できるような方法を考えております。

それから、あと体育館の使用中止の関係なのですけれども、一応今計画というか、予定では9月中旬ぐらいまでの工期を考えております。そして、床の改修につきまし

では2階のトレーニングルームでありますので、当然床の改修時期にはこれは使用できなくなるかと思います。それから、あと屋根の補修、塗装につきましては、ちょっと実際業者の方とよく相談しながら、また調整しながら、使用できるものか、あるいは使用を中止したほうがいいのか、その辺は具体的に決めていきたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 植木副課長。

○植木 弘文化スポーツ課生涯学習担当副課長 鎌形八幡神社の件についてお答えいたします。

まず、政治が宗教への関与は禁止されているわけですが、先ほどから申し上げておりますように、これはあくまでも宗教への関与ということではありませんで、文化財への補助ということでございまして、例えば文化財保護法ですとか、自治体による文化財の条例による指定、これに基づいて、あくまでもその法令に基づいたものであるということでございます。法令に基づいていない宗教、例えば神社仏閣への補助というのは、一切これは教育委員会から行うものではございません。例えば仏像は、個人で持っている仏像もございますし、お寺で現在拝まれている仏像もあります。それから、自治体がいち買い上げて博物館等で展示している仏像もございますけれども、必ずしも誰が所有しているかということではなくて、指定文化財であるかどうかというのが前提になるわけです。たまたま今回の場合には、鎌形八幡神社の氏子さんがその所有者であると、それに基づいて補助金の支出は正当であるということでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 わかりました。鎌形八幡神社の件についてはわかりました。

グラウンドゴルフの件なのですが、スポーツフェスティバルでやるわけですね、うちのほうの区も40代かな、やっていて昨年まで大会に出ていたわけなのですが、何か60だとかそういう年齢が決まりまして、俺は出られなくなるのかなと思うのですが、そんなことはないのか、ちょっと確認したいと思います。

それと、B&Gの体育館なのですが、9月中旬ごろ改修に入りたいということなのですか。どのくらいの期間かというのは、もう少し詰めないといけないのでしょうか、おおよそのことがもしわかりましたら、9月中旬から1カ月ぐらいだとか、わかりましたら伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 高齢者グラウンドゴルフ大会の関係ですけれども、スポーツフェスティバルのときにやるのかというご質問かと思うのですけれども、スポーツフェスティバルとは別の大会を考えております。

それから、あと体育館の工期、9月から入るのかというご質問かと思うのですけれども、9月中旬までに終わらせたい、工期が9月中旬を考えているということでございます。そういった中で、体育館のトレーニングルームの床だとか屋根の修復時期につきましては、ちょっと業者の人と実際使用ができるかどうか、その辺をよく確認しながら、使用については決定していきたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 B＆Gの件なのですが、いつごろから改修に入るのか、終わりが9月の中旬ごろということですよ、いつごろなのか伺いたいと思います。

それから、グラウンドゴルフはそうですか、別の日に。先ほど5月の中旬ごろとおっしゃったのではなかったのでしょうか。そうではなくて、もう全く別の日に改めてこういったものを設けるということで理解していいわけですか、ちょっと2点だけ。

○吉場道雄委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 高齢者グラウンドゴルフ大会については、別の大会を考えております。

それから、あといつごろから工事が始まるかというご質問だと思うのですけれども、工事の始まりにつきましては、契約に要する期間があります。それから、多分金額的に一般競争入札というような形になると思いますので、ある程度期間が必要になりますので、契約の関係は恐らく5月の中旬ぐらいが契約の時期になるかなと今考えているところです。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

質疑がないようなので……

〔何事か言う人あり〕

○吉場道雄委員長 答弁漏れですか。

〔「うん、そうだよ。工期がどのくらいかって」

と言う人あり]

○吉場道雄委員長 答弁漏れで、工期の関係で答弁してください。

○大塚 晃文化スポーツ課長 工期につきましては、5月中旬から9月中旬を考えております。

○吉場道雄委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○吉場道雄委員長 質疑がないようですので、文化スポーツ課に関する質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午後 1時46分

再 開 午後 1時48分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、環境農政課及び上下水道課に関する部分の質疑を行います。

それではどうぞ。

大野委員。

○大野敏行委員 2点ほどお伺いいたします。125ページ、拡大部分で空き家等管理台帳の整備委託ということで、私一般質問をして、早速もう前向きにこうやって取り組んでいただけるということで大変感謝していますし、評価したいと思います。

そこで、この委託なのですけれども、どちらのように、どのような内容の調査委託をされるのか、お尋ねしたいと思います。

もう一点、同じページで、アライグマの捕獲等の業務委託がございます。こちらに際しましても、町内でどの地域にどれだけの捕獲のわなを仕掛ける予定なのか、その辺もお伺いしたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 それでは、お答えさせていただきたいと思います。

まず、空き家等の整備委託ということでございますけれども、これは担当副課長よりお答えさせていただきます。

それで、私のほうからアライグマの捕獲等の業務委託につきましてお答えさせてい

ただきたいと思います。これは、昨年から業務委託ということで、一番頻繁に出る時期を町単独事業として、業者に委託をしてとっていただくというような内容になるかと思うのですけれども、一応今考えているのは、4月下旬から10月の上旬の週2日ということですね、午後ですね。それぞれ貸し出しをしたものとか、そういったとれたという情報をもとに上げる、または資格を持っていない方が借りたいという希望がありましたら、そういったお宅に設置をするというような業務でございまして、地域的にはご要望があったところに行っていただくというようなことになっております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 村田副課長。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 それでは、空き家等管理台帳業務委託の内容につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

この事業につきましては、ここの拡大部分にも書いてありますように、県の緊急雇用事業で今実施をさせていただいているものでございまして、平成24年度につきましては12月の20日から今月の31日までという4カ月間、来年度、25年度につきましては4月の1日から7月の31日までの4カ月間を今予定させていただいたところでございます。

内容につきましては、今24年度で実施させていただいているものにつきましては、住民基本台帳、家屋課税マスター、あと土地課税マスター、この3つのデータに基づきまして、まず嵐山町に建物がどのくらいあるかというのを抽出させていただいたところでございまして、今大体抽出が終わりまして、軒数としましては1万326軒が今嵐山町に家屋として存在しているところでございます。

その中で、今言った住基台帳と重ね合わせたときに、そこに住所がないお宅というのが今のところ2,075戸というのですか、ですから約2割ほどが空き家候補というのですか、今後その2,075戸につきましては、今緊急雇用の職員、新規雇用が3人、既雇用が1人ということで4人なのですけれども、このメンバーに現地を回っていただいて、実際にそのお宅が本当に空き家なのか、空き家でないのかというのを現地を確認していただいて、今申し上げましたように7月末に一応その空き家管理台帳というのをつくる予定になっております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 大野委員。

○大野敏行委員 ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

早速調べていただいて、実際に建物、実際のものを調査しているということであり
ますので、机上で調査しているのではなくて、しっかりと調査していただいていると。
その中で、住所なし2,075軒あると、住所なしと何かおっしゃったような気がするの
ですけれども……

〔「住基、人が住んでいないということです、す
みません」と言う人あり〕

○大野敏行委員 人が住んでいないということですね。

〔「はい、住所登録はありました」と言う人あり〕

○大野敏行委員 2,075軒あると、そこいらが一番問題になってくるのかなというふう
に思います。これを追跡していくのは大変な労力が要るのかなとは思いますが、ぜ
ひ焦らず、凝らずにちょっと追跡はしていただきたいなというふうに思います。連絡
のつくところは、その持ち主、地主さんと話をして、今後どのようにしていくのかと
いう話はできますけれども、できないところは問題になってくるかなと思います。よ
ろしくお願いします。

アライグマの件でございますけれども、要望のあった地区にこれを置くというよう
なことで、実はこんな話が地域から出ていまして、今委託されているものですから、
月曜日から金曜日の中では置いてくれるよと、金曜日の夜というか、夕方になると引
き上げていってしまうよと。通常は夜出るものですから、夕方置くなり朝置くなりし
て、翌日の朝引き上げるのだと思うのですけれども、そこいらのところが、地元の人
にも何にも聞かないで置いているので、本当に必要なところに置いていないのだよと
いうような話もあるものですから、そこいらのことに對しまして指導を徹底してい
ただきたいなというふうに思うのですけれども、その点ちょっとお願いします。

○吉場道雄委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 お答えさせていただきます。

今まで私どものほうが、町が委託していた業者、それから県が委託、県も緊急雇用
でここ2年ほどやっていると思うのですけれども、昨年、25年の2月ぐらいいまでや
っていたのです、実は。それが金曜日には上げていってしまう、それは1つには、やっ
ぱり土日にかかったときの処分の仕方というのも一つあるのだと思うのですけれど
も、県の場合は情報というか、私どもにも相談があるのですけれども、どの辺に置い

たらいいとか、そういったところで県の委託している部分につきましては、個々の要請というのではなくやっている部分がございまして、そういう事態があるのかなと今思う次第でございまして、私ども町が直接置いたり委託で置いたりするのは、その辺は要望に基づいてですから、よくご説明もさせていただきますし、場合によっては餌のつけ方というか、どんなという話までしていると思います。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 大野委員。

○大野敏行委員 そしたら、ちょっとその地元から話があったのは、県の委託に基づいたところの話が恐らく出てきたのだと思うのですが、情報の発信として町のほうから、県がそうしたことを考慮していただけるのであれば、より効率的なためにこういったところに置くように、地元によく話をして置いてくれとかいうことを伝えてもらえればなというふうに思います。これは要望で結構です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

畠山委員。

○畠山美幸委員 2点についてお伺いします。

今の125ページの空き家対策に関係しているのですけれども、今年の7月31日までに管理台帳を作成するというご答弁でした。施政方針の中には、今後の対策につなげてまいりますということですので、恐らくこの後、空き家条例とか何かお考えがあるのかなと思います。その辺のことを聞きたいと思います。

もう一つが、ページ数はないのですけれども、やはりこれも施政方針の中に、ストップ温暖化推進について、よりよい計画になるように引き続き協力をお願い申し上げますということで、引き続きどういったご協力を求めているのか、確認したいと思います。

以上2点です。

○吉場道雄委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 それでは、私のほうから空き家対策の今後の計画というか、予定というご質問につきましてお答えさせていただきます。

ただいま畠山委員さんお話しいただいたように、条例化に向けて実態調査を今やっていると、簡単に言ってしまうと。それで、どのぐらい本当にだめっていうのも変な言い方なのですが、危険だとか、それを今後ランクづけするかどうかも含めま

して今の台帳を整備して、それに基づいて、結果に基づいて条例文も策定していきたいと、このようには考えております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 村田副課長。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 環境基本計画の策定について、ちょっと私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

125ページにも委託料で今200万円ほどのせらせていただいているのですけれども、これが今畠山委員さんがおっしゃっていただいております環境基本計画の関係だと思っておりますけれども、これは、この事業につきましても平成24年度と25年の2カ年で今計画をさせていただいているところでございます。24年度につきましては、基礎調査ということでアンケート調査等を今させていただいております。25年度につきましては、その今度は計画案を策定させていただいております。来年度の4月には計画を住民の方に説明ができるような準備をさせていただいております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 では、条例作成に向けてということでわかりました。

やはり空き家の問題というのは、草、雑草なのです。文化村の中、午前中も言ってしまったからいいや、空き家の、やっぱり空き地の雑草がご近所の方にご迷惑をかけているということなので、そういう点をしっかりと入れ込みながら、いい条例をつくっていけるようお願いしたいと思います。これは答弁要らないです。

ストップ温暖化推進についてですけれども、来年度中というのは25年度のことですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○畠山美幸委員 25年度中に、計画に向けて進んでいくということで今ご答弁ありました。私、昨年の一般質問でも言いましたけれども、クールシェアとか、そういうことなども検討していただいているのかどうなのか、確認したいと思います。

○吉場道雄委員長 村田副課長。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 畠山委員さんがおっしゃっていただきましたものについても、当然今コンサルと調整をさせていただいております。

まして、来年度計画案をつくる中では、当然シェアを含めまして検討させていただくところでございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

河井委員。

○河井勝久委員 2点ほど質問をいたします。

132～133、農業者支援事業と、それから畜産振興の関係なのですが、まず農業者支援事業のうちの有害鳥獣保護委託料の関係で58万4,000円、先ほど大野委員さんのほうからも出ましたアライグマの関係とあわせて、嵐山町もイノシシの被害が相当出始めているというお話を聞きます。それで、この被害については町のほうは把握をしているのでしょうか。

それから、そのためにイノシシの捕獲委託というのがこの中に入っているのでしょうか、そこをお聞きしておきたいと思います。

それから、もう一つは乳牛の結核予防検査事業なのですが、これ年間の結核乳牛の発症頭数はどのぐらいなのでしょう。それから、その発生した場合の処分はどうやっているのでしょうか。例えばこれは口蹄疫とか、それから狂牛病が発生していたこともあるのですが、改めてそのことについてはなかったと思うのですが、大変な問題があって、これらの検査というのは、結核乳牛とは別の形でされているということはあるのでしょうか、お聞きしておきたいと思います。

○吉場道雄委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 それでは、お答えさせていただきます。

1点目の有害鳥獣捕獲委託料の件でございますけれども、この委託料につきましては毎年9月から10月ですか、秋に猟友会さんにお頼みをして、お頼みというか委託をして駆除をしているというような内容でございます。しかしながら、ここのところイノシシの被害の報告がかなり全町的にお話をいただきまして、農政担当の職員が行って被害状況等も確認をして、今後の駆除のあり方を把握するという行為をしております。

それで、そういった声が多いという現実がありまして、今まで県の農林振興センターとも協議を重ねながら、25年から27年の3年間なのですが、鳥獣被害防止計画というのをこの4月1日から認めていただきましたので、今後はそういった被害に

合わせてイノシシも含めた駆除を、猟友会さんしか今、わなとか銃器が使える方がいらっしやいせんので、お願いしていくということでございますけれども、その金額は含んでおりません。これは、あくまでも今までやってきました秋の駆除の期間のという内容になっています。

それでは、2点目の乳牛結核病検査の補助金の関係でございますけれども、私どものほうでは直接そういった、こういう病気で疾病になったというのはお聞きしてございません。したがって、処分の仕方、何の仕方というのは別に今のところ把握はしていないのですけれども、そういったものが出たときには、もちろんこの結核病の予防注射を打つのも川越の家畜保健所の獣医さんがやっていますので、それでその反応まで調べてございますので、何かあったら私どもよりも家畜保健所のほうに連絡が行くようなシステムになっているのだと思うのですけれども、連絡が改めて来ていないようですから、多分としか言いようがないのですけれども、発症はしていないのかと、このようには考えています。

以上です。

○吉場道雄委員長 河井委員。

○河井勝久委員 そうすると、25年から27年にこの計画があるということなのですがけれども、これはそうすると、あくまでもこの補助金は委託ですね、これはカラスだとか、そういう野鳥の類いでイノシシというのはないと。そうすると、県の事業計画が出てこないと、イノシシの捕獲はできないということになるのでしょうか。

それから、乳牛の結核の関係なのですがけれども、この検査は多分獣医さんがやるのだらうと思うのですけれども、これ血液検査でやるのでしょうか、それとも牛乳検査になるのでしょうか、そこら辺はどうなのでしょう。

○吉場道雄委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 それでは、お答えさせていただきます。

鳥獣被害防止計画、25年4月からというのは嵐山町の計画ということでございまして、これを作成するに当たって農林振興センターと協議を行った結果、それが認められて、してくると。その中には、イノシシとかニホンシカ等も含まれた、駆除できるという内容になっています。ただ、これはやたらに年がら年中撃ったりなんかしていないかというと、これはまた別の話でございまして、先ほど来お話をいただいています被害の状況によって、また近隣にも周知しないとなりますので、きょう出たからき

ようやるというわけにはなかなかいかないのですけれども、そういった内容の計画にはなっております。

それから、2点目の乳牛の関係でございますけれども、血液検査でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 河井委員。

○河井勝久委員 イノシシの関係ですが、これから計画という形になるのですけれども、イノシシそのものは夜行性なのです。それで、1頭ということはなくて、ほとんど集団と、うちのほうでもかなり5～6頭の集団で来るということなので、これ大変なのだろうと思いますし、重いものは100キロを超えるようなイノシシもいるということで、ちょっと捕獲の方法というのを銃以外では、わなというのは、とても暴れてすごいのでだめだという話なのですけれども、そうすると嵐山町でやる場合に、猟友会や何かをお願いしなければならないのかなと思うのですけれども、そうすると相当の費用がかかってくるのかなというふうに思っているのです。1頭や2頭捕獲してもだめなのですが、私はちょっと、あれは毛呂山町ですか、あっちで聞いて、それからときがわ町でも200頭ぐらい年間捕獲するという話を聞いているのですけれども、そういう関係でいうと、今嵐山で1頭や2頭の捕獲ではとても間に合わないというふうに思っているのですけれども、そういう関係でいくと、相当綿密なあれを練らなければ捕獲できないだろうと思うのですけれども、ここら辺の具体的な中身がわかりましたら、ちょっとお知らせ願いたいと思うのですけれども。

○吉場道雄委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 お答えさせていただきたいと思います。

ご存じのように、銃はもちろんくくりわなの許可、資格がないとできないのです。それで、ではくくりわなならどこでもいいのかとかという話になりますと、お子さんの危険、もちろん表示や何かはするわけですが、そういったこともございまして、なかなか置く場所が限られてくるのかなというのは懸念するところでございますけれども、何にもしないというか、できないというわけにも、これだけ被害がありますと。そういった観点からも、急遽この計画の策定を急ぎまして25年からできるような話になったわけございまして、今後これを作成するに当たりまして、猟友会さんとはご相談をさせていただきながらつくった経緯がございまして、とりあえずは計画に基づく駆除に対する経費についてはいいのではないかという話でございます。よ

ろしいでしょうか。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 ただいまのアライグマと、133ページの今の質問、有害鳥獣。これは何で予算を分けたのか、一緒でもいいのではないかと私は思ったのです、これを見たときに。理由があるのでしょうか、ちょっとそれ伺いたいと思います。

それから、127ページの、中部環境とは今度言いませんけれども、負担金を払うことになって、これは町長か、あるいは副町長が出席する会議だけになるのでしょうか。まず、その会議に課長あたりも出席できるのか、ちょっとその辺確認しておきたいと思います。

それと、151ページの都市下水道の件で先にお聞きしたいのですけれども、要はU字溝の掃除ですね、これは上下水道課ではなくても、まちづくりのほうでも私はいいのではないかなとて思ったのですけれども、ちょっと課長の意見を先に伺えればと思います。

○吉場道雄委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 お答えさせていただきます。

1 番目の、133ページの有害鳥獣の予算を分けたというのがちょっと……

〔「アライグマの捕獲と有害鳥獣を」と言う人あり〕

○簾藤賢治環境農政課長 大変失礼しました。被害と駆除の違いというか、アライグマにつきましては、これは特定外来生物ということで駆除の対象なのです、全て。それと、有害鳥獣の関係につきましては、これは許可をとって駆除すると、農作物等の被害想定に見合った端数というか、実際にそれは全部とれたかどうかというのは別としても、こういったカラスとかそういったもの、スズメや何かによって被害をこうむる、それを最小限に抑えるために駆除するということで、片方は原則的にはとれないといったらいいのかな、そういった感覚になるかと思います。私ども、保護もやっていますけれども、被害につきましては最低限の駆除ができるということで、有害鳥獣とアライグマにつきまして分けさせていただいているというのが現実でございます。

それから、127ページの中部の一般廃棄物処理の負担金でございますけれども、西

部協議会とか調整会議とかいろいろな、それぞれの役職に合った協議会等を整備していくと、そういった中で副市町村長が集まって会議をする協議会、調整会議とか、首長さんがお集まりいただいて、会議として清掃協議会とか、私どもの担当課長が集まって会議ができる協議会、幹事会、そういった幾つかに分かれて、それぞれの会議を積み上げていくというような内容になるかと思いますが、それで4月1日から自主的にそういった整備、現実的な施設の関係と法整備、一部事務組合をつくっていくという考え方の、人件費はそれぞれの各市町村で出すわけですが、基本計画とか、そういったものをつくっていくための負担金ということで、構成市町村がそれぞれ負担をするということで、嵐山町におきましては54万3,000円ということで計上させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えさせていただきます。

都市下水道のほう、清掃のご質問でございますが、これにつきましては下水道法の第28条第2項に、都市下水道の維持管理の基準というのが規定されておりまして、そのところに都市下水道についてはしゅんせつを年1回以上行うものとする、という規定がされております。したがって、下水道法により都市下水道の管理について条例化されておりますので、下水道担当が今までも実施をさせていただいていると、このように計画しているところでございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 アライグマと有害鳥獣、ちょっと説明聞いていても、分ける必要はないだろうと思うのです。少なくとも同じ項でしたっけ、同じ欄でやることも可能だというふうに思うのです。そんなに変わった仕事、片方は猟銃で撃ったりするわけですが、その中に入れてもそんなに問題ないというふうには思います。ちょっと今後ご検討いただきたいと思います。

中部環境の件なのですが、今度の構成市町村、ごみの量が270トンと埼玉新聞には載っていたわけです。ですので、今後の人口の状況から考えて、大体今がピークではないかと思うのです。県の指導とか、そういうのは300トンといろいろ言われるのでしようけれども、ぜひ嵐山町としては、そんなにでっかいのをつくってしまったら、

もう燃やせるものは何でも燃やそうというふうにやがてなっていってしまうと思いますので、現状に合ったものでいいのではないかとということを主張していただきたいと思うのですが、これは総括的になってしまったよね、委員長に任せますけれども、返事を求めて、ちょっとご答弁をいただきたいと思います。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 当然この建設するのに、今言ったように270ございます。それで、それが今ピークではないかと、人口がこういう状況ですから、当然そういうふうには推察ができるわけです。それで、このやり方にしても、どういう熱源をとれるようにするのかとか、効率を当然考えていきますので、ばかでかいものをつくってどうするとかというようなことというのは、構成市町村の中で賛成する人はいないでしょうから、しっかり検討はできると思います。

それと、ごみの量にしても3市がまた別でつくるわけですが、大体同じなのです、向こうは向こうで。だから、量的にはかなり、理想とまでは言わないですが、都合のいい量は現状ではあるのかなというような感じがするのです。

あとは、ですからどういう形で減っていくのか、減っていかないのかわかりませんが、それらにどう対応していくかと、そういうことになると思います。

○吉場道雄委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 先ほどの124ページの空き地等管理台帳整備委託のことなのですが、市街地空き家等ですので、上には空き地等管理委託料という形で出ているのですが、市街地の中の空き地というものの把握はこれの中でできていくのかどうか、伺いたいと思うのです。市街化調整区域に関しては、耕作放棄地対策である程度できるのかなと思うのですが、これについてはどのような形になって、台帳整備後に条例になってくるので、当然空き地、空き家管理条例となるのか、空き家管理条例になるとか、そのところがちょっと不明確、難しいなと思っているので、1点伺います。

それと、同じページなのですが、環境基本計画とストップ温暖化計画の関係なのですが、これ一番難しかったのは、CO₂の排出量を把握することが難しかったことと、エネルギー業者が協力できるかどうかというのがかなり難しく、そのところがポイントになっているのですが、平成24年度までの今までの進捗の中で、それについてはどのようになっているのか、平成25年度、それは無事にできるのか

どうか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、130～131です。小さな金額なのですが、131ページ、負担金補助及び交付金で、都市農山村交流活性化機構負担金5万円というのがあるのですが、実は小川町とかではこれを非常に活用していろいろな事業ができていると、住民の方が参加してできているのですが、嵐山町でこれに対して5万円の負担金を出して、いてどういう効果があったかと、これ私もきのう調べていたら、1人の理事さんに対して720万円の報酬が払われる、こういうところに入ってしまったのかなとか思ったりしたものですから、それについて伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 村田副課長。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 私のほうから、空き家の管理台帳と環境基本計画の策定の状況につきまして説明をさせていただきたいと思います。

まず、空き家等の管理台帳につきましては、先ほど畠山委員さんのご質問のときにもお答えさせていただきましたように今策定中でございまして、ただ、その中にこれ空き家等と「等」がついているのは、先ほど渋谷委員さんがおっしゃるとおり、この台帳の中に、上でいう空き地も含めて調査ができればということで、それも今抽出をしているところでございます。ただ、どっちにしても主体としましては空き家が頭についていますので、空き家の関係で、関連その前後を見たときに、候補地というのですか、空き地があった場合にはそこで拾うということで、空き地というのが、先ほど一番初めにご説明を申し上げた住民基本台帳、あと家屋台帳、土地家屋マスターというこの3つをあわせることによって、空き家というのは出るのでございますけれども、空き地というのはそこに住所がなくても、土地があればそこが全て空き地になってしまうので、そこが実際にどういうふうに絞り込むかというのが問題になっていまして、ちょっとそれは今課題になってはいますが、一応今回の委託の中で空き家と空き地につきましては、絞り込みをするような予定でございまして。

あと、環境基本計画の策定状況の中で、渋谷委員さんが条例をつくっていただいたときにも多分課題になっていましたCO₂をどういうふうに把握するかという中で、埼玉県は騎西町ではなくて、加須市にあります元騎西町にありました埼玉県環境科学大学というのですか、そこで今研究をされていて、そこに市町村別の温室効果ガスの排出量が全部出ております。これは、工業出荷額をもとに出しているのですが、それで嵐山町も今CO₂がどのくらい出ているかという情報をいただいております。

まして、先日その説明会もございまして、そのときにも出席をさせていただいて、より具体的なデータとして私もいただいたのですけれども、今それを活用させていただきながら、あと事業所、特に花見台工業団地の事業所さん等にご協力をいただきながら、今後そのCO₂をどういうふうに把握していくかというのをちょうどコンサルと調整をしているところでございまして、条例には多分25年の3月までに一応CO₂を把握するということでたしか附則のところに出ていたと思うのですけれども、それにつきましては申しわけないのですけれども、ちょっと1年遅れになってしまいますけれども、来年度には確実にその数字をもとに、この環境基本計画をつくらせていただいて、今後につきましてはそういう実態把握をどういうふうにしていくかという方針もつけさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 強瀬副課長。

○強瀬明良環境農政課農業振興担当副課長 131ページの都市農山漁村交流活性化機構負担金の関係ですが、嵐山町では平成11年に農産物の直売所、あるいはふるさとブルーベリー農園、それから農園しかむらの整備の際に補助事業を導入し、それから会員になっているというふうに聞いておりますが、先ほどお話のありましたように、今後すぐここの機構から補助金をもらって事業を展開というようなことは今のところありません。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません、エネルギー事業者についてというのは、具体的に言うとなら東京電力とガス会社になるのですけれども、それについての協力というのはどのぐらいいただけたものか、伺いたいと思うのですけれども。

○吉場道雄委員長 村田副課長。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 すみません、ちょっと答弁が漏れまして申しわけございませんが、エネルギーにつきましては、今東京電力とお話をさせていただいているのですけれども、埼玉県には個別に各町村ごとのエネルギー量というのは何か把握をされているようなのですけれども、ただ町村が個別に東京電力等に問い合わせをさせていただいても、今のところ出ないという回答をいただいています。ただ、それは先ほど言いましたように、騎西にあります環境大学を通じて、今データの

ほうはある程度把握はできる状況になっておりますので、その辺はまた今後ちょっと検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 何点かすみません、質問させていただきます。

まず、127ページですけれども、ごみ減量化の推進ですが、生ごみの処理機というものは何年か先からコンポスト、あるいは電気式処理機ですか、そういうものの補助金が出ておりますけれども、減額になっていますが、余り申込者が少なくなってきたために減額していつているのでしょうか、1点です。

それと、続けて133ページなのですけれども、農業者のフォローアップ事業の補助金関係ですが、前年度に比べますと減っていますが、これは電気柵や何かの関係につながってくるのかなというふうにも思うのですけれども、内容的にもう少しご答弁いただきたいと思います。

それと、もう一点ですけれども、153ページになりますが、保護樹木等の管理に係るものですが、その補助金ですが、保護樹木あるいは保護樹林の関係なのですけれども、これは助成金ということになりますけれども、どのくらいの報酬、どのくらいのものがあるのか、お尋ねします。

以上です。

○吉場道雄委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 それでは、順次お答えさせていただきたいと思います。

まず、127ページの生ごみ処理機の関係でございます。私どもも、広報等を通じて補助が出ますよというような広報等を昨年2回ほどしたかと思うのですけれども、そういった努力はしているのですけれども、申請が少ないということで、今年度また減額をさせていただいたということでご理解いただければと、このように考えます。

それから、133ページのフォローアップ事業でよろしい、これは若干ふやさせていたいただいたと思うのですけれども、去年は百二十……

〔「増額ですね」と言う人あり〕

○簾藤賢治環境農政課長 増額で出ています。

〔「すみません」と言う人あり〕

○簾藤賢治環境農政課長 はい。そういったことも含みまして、増額させていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

それから、153ページの、まず保護樹木でございますけれども、これは実際には14本でございます。内容といたしますと、菅原神社とか八幡神社、または個人の申請に基づいて、これはずっと変わっていないのですけれども、1本5,000円ということで、内容とすると杉とかケヤキとかヒノキということで全部で14本でございます。

それから、樹林の保護樹林、この件につきましては前から変わってはいないのですけれども、鎌形とか千手堂の嵐山溪谷に関するところとか、トラスト土地の周辺のところのお話ししたらよろしいのですかね、トラストになるときに仕掛けたというものもあるのですけれども、いずれにしても全部で5万7,759平方メートルで、単価は8円ということでお借りしている内容でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 ちょっと答弁が、私の聞き違いかわからなかったのですけれども、生ごみの関係は申込者が少なくなっているということは、やはり集積場のほうへどうしても、週2回やっていますので、出す機会が多くなっているかなというふうにも感じていますけれども、できれば堆肥化にもなるので、多くの皆さんが実施できるような方法でやればいいのかというふうに思っています。広報のほうにもやはり出していただいているということです。それは承知しておりますから、それは引き続きそういった形で、できれば農作物のほうにも堆肥という形で使えますので、お願いをしたいというふうに思っています。これは、答弁は結構です。

フォローアップの関係を少し、さっき私どのような事業のものに対して補助金を出すのでしょうか、1つには電気柵というものがあるのでしょうか、予算的には33万ほどの増額ですけれどもというような意味で尋ねたのですけれども、すみません、少し聞き方がまずかったかもしれませんが、もう一度ご答弁をいただければというふうに思います。

では、これだけ1点すみません。

○吉場道雄委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 お答えさせていただきます。

大変失礼いたしました。ご存じのように、パイプハウスとか、また野菜とか花卉の

種代、苗代というのも含んでございます。結果的に、パイプハウス、電気柵、どのぐらい利用があるかわかりませんが、楽らくんという、県の農林振興センターではなくて、研究所が開発した電気柵もありますので、そのモデルも昨年、千手堂地区ですか、遠山道のところで実施したり、そういったこともやっておりますので、ふえるのかなというのもございます。いずれにしても、そういった農業者に対する苗とか、そういうのを含んでいると、施設ももちろんそうですけれども、そういったことでフォローしていきたいということで考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

小林委員。

○小林朝光委員 131ページの拡大分なのですが、農地制度実施円滑化事業とはどのようなものなのですか。

それと、133ページ、青年就農給付金支給事業ですが、どのようなときにどのような割合でこれが支給されるものなのですか。

以上です。

○吉場道雄委員長 篠藤環境農政課長。

○篠藤賢治環境農政課長 それでは、2点目につきましては私どものほうからご説明させていただきます。

青年給付金制度、昨年の12月にも補正で75万いただいたかと思うのですが、これは45歳だったと思うのですが、未満の方が新規に就農したときに補助をするという国の制度でございまして、前半、後半分けて75万、75万ということで、今お一人分ということで計上させていただいた内容になります。

今後そういった、やるということでお一人、昨年の暮れに手を挙げていただいたので、補正をしたのですが、まだ書類的に上がってこないということで心配はしているのですが、辞退という可能性もあるのかなということで今ちょっと不安なところがあるのですが、本人申請なものですから、ただ補正と当初を組ませていただくときには、本人が受けたという希望の持てる予算措置をしたという経緯がございますので、そんな概要になるかと思います。

それから、1点目につきましては……

○吉場道雄委員長 挙手してお願いします。

新井農業委員会事務局次長。

○新井孝行農業委員会事務次長 それでは、農地制度実施円滑化事業につきまして、お答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、農業委員会交付金と一緒に来るものでございまして、これは毎年農業委員会と環境農政課で実施しております農地の利用状況調査に基づきまして、その数値を農地基本台帳というのがございますので、そちらに遊休農地等のデータを打ち込む作業に使用する補助金でございます。こちらにつきましては、一応臨時職員をお願いいたしまして、10月から3月までの半年間、週3日程度によりまして入力作業をしたいと考えております。

なお、この農地制度円滑化事業につきましては、補助金といたしましては10分の10ということでございまして、実際は49万かかるわけでございますが、2,000円ほどちょっと半端が出ますが、2,000円が町負担で、あとは10分の10の補助金でございます。

あと、ほかにデータ、農地台帳の入力でございますが、農地転用許可ですとか農地の権利移動、所有権移転ですとか、そういった情報もあわせて入力する予定であります。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 質疑がないようですので、環境農政課及び上下水道課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。おおむね10分。

休 憩 午後 2時44分

再 開 午後 2時53分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、企業支援課に関する部分の質疑を行います。

それではどうぞ。

青柳委員。

○青柳賢治委員 139ページです。中心市街地の活性化の補助金ということで、町長の公約にもあったように買い物難民対策事業、50万計上となりました。

それで、私たちも1度商工会の役員さんというのですか、話し合いがありました。何か女性からは非常に厳しいような意見が出されていたように受けとめているのですが、この補助金ですが、まずどのようにこの後使って進んでいくご予定でしょうか。

○吉場道雄委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えいたします。

中心市街地の50万の買い物難民の関係なのですけれども、今女性からの大変厳しいという、最初の取り組みのときに女性の声、会議のときに集まらなかったというのがまず第一の原因だったということなのです。その後、女性の方も集まってきて会議に参加してきて、今度18日の日もこの会議あるわけなのですけれども、それで進めているという段階で、毎月月1回のペースで、この買い物難民のための事業を今打ち合わせをしているという段階です。この50万で、要は昔の商工会が入っていた建物をどんなふうの中をリフォームして、そういうお店なりなんなりが使えるかというようなための設計費、そういうものを検討するための50万ということで考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、今年のスタートはその50万をかけて、あの建物を使ってどのような設計していこうというようなところまでいければいいというような滑り出しなのでしょうか。

○吉場道雄委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 今言われたように、そこまで持っていければ幸いなことなのですけれども、今のところ委員さんに、自分たちでレイアウトしたものを持ち寄ってというふうなところまでの話は来ているわけなのですけれども、まだそれが詰まるという段階まで来ていませんので、それを詰めた段階までできれば最高で、そういうものを、それではこういう形でしようというところへ今年度持っていければ一番いいのかなというふうに考えております。

○吉場道雄委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 なかなかその難民の皆さんを守っていくということは本当に大事なことで、地元の皆さんも、何とかそういう場所をやっぱり確保してほしいという声は強く聞きます。ただ、やはり町の金がどんどん、どんどんそういう形で、その状況が好

転しないような状況で入れていくということも考え物だから、その辺はしっかりとその辺に携わっている役員の皆さんに、いい知恵と、何とかとんとんになっていけるような状況を絞ってもらいながら進めていただきたいと思います。

結構です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

畠山委員。

○畠山美幸委員 今の139ページの市街地活性化の件なのですが、これは国からの補助金をいただいてやっている事業かなと思うのですが、マニュアル使用方法というものをちょっと入手したので、ここにマニュアルの使い方ということで商店街の……

〔「入っていない」と言う人あり〕

○畠山美幸委員 入っていない、かかっているから。

〔「いやいや、補助金が入っていない」と言う人あり〕

○畠山美幸委員 入っていないのだ、そうなのだ。でも、ちょっと確認したいのですが、商店街の今後のあり方を考え、元気な商店街づくりに向けて動き出していただくきっかけとなることを目的としていますということで、商店街の診断シート、あとそういう商店街の人たち盛り上げようということで、何かアンケートとか診断みたいなものを商店街の方々が、商工会の方々がやったのかどうか、確認したいと思います。

○吉場道雄委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えします。

補助金の関係なのですが、町のほうとすると全部補助金を入れて、本年度は補助金で進めていきたいという当初の計画を持っていたわけなのですが、会議を進める中で、補助金を入れて事業がそこまで成果が出せないということで、本年度の補助金については断念したという段階で、50万の部分については、だから単独事業ということで、いずれそういうものがはっきりしてきた段階で、いろんな補助がありますので、そういうものを使って建物の改修なりなんなりできればというふう考えております。

あと、アンケートの関係なのですが、これについては以前、菅谷地区の区画整理のアンケートとか、そういう中心市街地のアンケートをとったものがあって、その中でも商店のお店がなくなっていくとか、いろんなそういう文言が入っていますの

で、そういうものを参考にしながら進めているという段階です。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 それで、そういうアンケートをとった結果が、あすこの商工会の空き家というか、空き場所でお店をやる方向性に、今話がこの間の会議では何か向いているようなのですけれども、一応そのアンケートをとった結果が3パターンありまして、地域密着型商店街にしていくのか、近隣広域型商店街にしていくのか、あと広域観光型商店街にしていくのかということで、地域密着型というのは、地域の生活に密着した商店街で、買い物代行や子育て支援などのコミュニティービジネス、生活のインフラを支える取り組みということ、だからうちの嵐山町はこれに当たるのかなと思えますけれども、2つ目の近隣広域型というのは、地域住民に限らず周辺地域から来街、町に来て、来訪者のある商店街にしていくか。というのは、B級グルメや産直市場などの独自性を生かした特徴ある取り組みにしていく。最後の広域観光型というのが、遠方からの来客者の多い商店街で、観光とかロケ地誘致にするとか、地域グラウンディングなど地域資源を生かした取り組みという、そういう3パターンがあると書いてあるのですけれども、うちの場合は、一番最初に言った地域密着型で考えていくということによろしいのでしょうか。

○吉場道雄委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 今言われたように、3つの方法はあると思うのですけれども、とりあえずあそこところで進めるとなると、地域密着型という形以外は考えられないということで考えております。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 地域密着型というお話なのですけれども、やっぱり選ぶ楽しみがないとお客様って来ていただけないと思うのですけれども、あの中には商店街何件かございまして、そういう方々が持ち寄ったり、あと農直の方々のお野菜を持ってきたりとか、そこまでちょっと詳しく決まっているのかどうなのか、どんな格好で考えているのか、お聞きしたいと思います。

○吉場道雄委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お店の中のレイアウトの関係になるわけなのですけれども、この事業を進めるに当たって、昨年8月ですか、9月のときに先進地である野田市を視察に行ったわけなのです。そういう中では、ほとんどの商品があそこに並んで、

来た人が買い物するというような形になっていますので、多分進めるに当たっては、大概のものはあそこで、多い品ではなくてもみんなそろっているというような形をとらないと、お客さんが来てもらえないというようなことを皆さんは目で見ているという状況なので、そういう形で取り組んでいくのだと思います。

また、範囲については宅配も考えなければ、その店の近所だけで営業していると成り立たないということで、町内全域、やはりそういう宅配も考えたほうがいいのかとか、そういうことも今相談の中では出ていますので、これから細かい部分を詰めていくという段階です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 2つあるのですけれども、まず136ページのほうの、これは無理やり予算書に入れた工業総務事業にかかわるものなのですが、25年度、企業誘致に対して嵐山町としてはどのような活動を行っていくのか、伺いたいと思います。

それと、139ページの先ほどの中心市街地活性化の形で買い物難民対策事業の部分なのですが、私はなぜここに、中心市街地活性化事業の中に買い物難民対策事業を持ってきたのだろうかというのがそもそも疑問でした。というのは、それは結局中心市街地活性化事業にかかわる国の補助金をとるためにここに持ってきたというふうなことで、結果としてそういうふうに感じたのですが、今の話を聞いていて。これ買い物難民対策というのは地域福祉の問題なので、今の形でやって始めからあそこに、商工会の場所を使って、そしてレイアウトについて考えていくというのは、ちょっと一歩先に進んだ状況なのではないかなというふうに感じています。

それで、もう一度、企業支援課がそこのところで中心になっても構わないと思うのですけれども、中心市街地というふうな形で考えてもいいと思うのですけれども、最初からもう一回やってみたほうが、どのような形で、この場所でいいのかという適地というものから考えていかないと、難しいかなというふうに思っています。というのは、野田市のことなのですが、野田市の話を聞きましたら、いつでしたっけ、6月、7月、聞きましたら野田市は、結局そこは商店街に任せるほかに、生協の宅配というので引き売りをお店の中で入れて、商店街の人たちが行うのではなくて、千葉生協というのですか、その生協がそれを行う形になったというふうに聞いたので、これちょっともう少し何が本当に必要なのか、住民の方というのかな、買い物難民の方が入って

いこうと、そこに行くためにはどのようなニーズが必要なのか、人と出会う場が必要であるということとか、それで実際に品ぞろえが、商工会の今の方たちで済ませることが出来るのか、これから今度多分いろいろなお店も、大きな大店舗街も宅配的なことをすると思うのです。それから、コンビニも宅配的な事業を行っていくことが当然考えられるので、そうしますとここに関しては、やはり最初にここに持ってきて、それでレイアウトを決めていくという形というのはちょっと難しいのではないかなというふうな気が、私自身は思っていて、この50万円は使って構わない、ここで企業支援課でやられて構わないと思うのですけれども、ゼロベースでやっていったほうが話が将来的なものも考えられると思うのですが、その点についてはいかがなものなのでしょうか。

○吉場道雄委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えします。

136ページの企業誘致の関係なのですけれども、企業誘致については今までやってきているわけなのですけれども、どうしても年収の部分だとか、いろんな法手続の関係で、途中で断念されてしまうというようなことで進まないというのが現状です。今になりますと、太陽光ですか、そういうものもこういうところでできないかというようなご相談が来ています。太陽光についても、川島だとかそういう部分についても、うちも熊谷の、東電さん行って相談したのですけれども、事業者にもまず予備設計をしてもらうのにお金を払って、このくらい東電さんに売の場合に設備投資をしてかかるのですよというようなところまでで、やるという段階になれば本当に先が見えるような事業になりますので、町のほうも地権者に相談しながら、ぜひそういう形でまた議会にお願いをしながら土地利用を考えていきたいということで、今太陽光の話が大分そういうところで出てきているというのが現状なのですけれども、そういう部分もありますので、そういう部分をいまし、事業者がこれだけの設備投資できるというようなことであれば、また議会にお願いして土地利用を検討してもらうというような段階に今来ているというものでございます。

それと、139ページの中心市街地の買い物難民の関係なのですけれども、これについては24年度予算にないわけですが、8月ごろからいろんな検討を商工会のほうにしてもらいたいということで投げかけてあります。それで、コミュニティービジネス検討委員会というのが商工会の中でできているわけなのです。その中で、委員さ

んが入って検討してきている段階で、いろんな会議を月1回ペースでやってきている中で、予算的に一銭もないという段階で進めるというのも、ではこういう家をつくらう、何をつくらうといったときに、一銭もないという段階では前に進まないということで、ここへ中心市街地の補助事業の中に50万円を入れさせてもらったというのが一つの考え方です。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうしますと、私もこの前、商工会との話し合いという形でこまめ話が進んできていて、いきなりその話を聞いたものですから非常にびっくりしたのですけれども、コミュニティービジネスという感覚である程度のものがあって、コミュニティービジネスを立ち上げていきたいというグループがあって、そしてここに中心市街地ではなくて、買い物難民事業がそこにたまたまあってという形なのか、それとも町長の公約の中にそれがあったからここに出てきたのか、そのところがわからないのです。それで、私自身は本当にニーズ調査というか、どのようなものが住民の方たちにとって必要かというふうな十分な協議がないところで、その場所にこのレイアウトからというのはかなり危険というか、商工会の女性たちもおっしゃっていましたが、かなり危険というか、気になるというのかな、自分たちがどうせ引き受ける形にならざるを得ないので、そこに関しては問題があるのではないかというのが、その会議ではない場でのお話というか、いろいろお話を聞いたときにはそういう話で、いきなり男性の側からこういう話しかけがあって、実際に引き受けるのは女性の側になってくるのに、その場ではコミュニティービジネスで立ち上げようというグループがあったという話もなかったわけなのですけれども、コミュニティービジネスを立ち上げようという場合には、コミュニティービジネスを立ち上げたいというふうなグループが、ある程度商工会という形ではなくて、自分たちでやっていこうというふうな思いがあって進んでいくわけですね、それに対して補助を出して、どんな助成の方法があるかということを考えていくというのが一つの方法だと思うのですけれども、これは初めから、ゼロベースでもう一回見直していくということではなくて、そのところを私は伺いたいのですけれども、店のレイアウトとか、そういうふうな形の話になっているのですけれども、そういうふうなお話だったのですけれども、どこにどういうふうな形でというふうなものを最初からもう一回コミュニティービジネス

をやろうとしている人たちがゼロベースで考えていくのか、そうではなくてあそこにある商工会の建物を利用して、コミュニティービジネスとして買い物難民事業をしていこうとするのかだったら、全く住民に対してのニーズ把握というのが違ってきますよね、そこの部分をもう一回ゼロベースでやることができるのか、それともあらかじめそこに商工会のもののプレハブの建物があるから、それを利用してやっていこうとするのかでは違ってくると思うのですが、その点はゼロベースに戻っていくのか、その点を伺いたいと思うのですが。

○吉場道雄委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えします。

建物を、まずあるものを利用してということで、コミュニティービジネスの検討委員会の中では考えているということです。そういう中で、いろんな買い物に困っている人なんかのアンケートというのも、商工会で中心市街地活性化委員会の中で朝市というのをやっているわけです。朝市の中でアンケート調査をした、何かそういうものを集計して今までの会議の中で発表になって、そのものの中を入れて取り組んでいこうということで今事業を進めているということで、これが建物の設計をその中で取り組むのか、それともまたこういうものを進めていくのかということで、委員さんの中では建物のレイアウトを今考えてもらっているという段階で、商工会の検討委員会で進めてもらっているというのが現状です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 最初に建物があって、そしてコミュニティービジネスという形になりますと、しかもそれが朝市に来た方のアンケートとなりますと範囲が非常に狭いです。そして、その中でやはり商工会の女性たちの話を聞いていて感じたことは、その範囲の中では経営ができないのではないかとということだったのです。そうすると、経営ができないのではないかとということで非常にリスクを伴うわけで、そのリスクに対して町から補助金を出して、その経営を安定させていくというのでいいのだろうかというふうな感覚があったと思うのです。その問題があるので、実際には買い物難民というのは嵐山町全体を見ますと、それこそデマンドではないですけども、非常に広い範囲で買い物難民がいるわけです。そこのところをカバーするような、初めからそれを視点に入れて買い物難民というのを考えていくのか、そこにある建物を利用してコミュニティービジネスを考えていこうとするのかでは、ちょっとだから全然違って

くると思うのです。そこの部分で、1度含めてゼロベースで考えてみたときに、この買い物難民というのが初めて嵐山町の中でどのような形でつくって、買い物難民対策といえますか、将来的にはもっと地域福祉という、将来的にはなくて、もっと広い範囲で地域福祉的な考え方をしていくべきであると考えているのです。そうすると、企業支援課が窓口になっても構わないと思うのですけれども、もう少し広い範囲で考えていって、商工会の中心市街地活性化事業として行っていくべきものなのか、そうではないものなのかというのが、ちょっともう一度見直してみたほうが、この事業が10万円の補助金になりますけれども、生かされるのではないかと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えします。

今の検討をしている中では、中心市街地の周りだけということではなくて、町内全域を考えていこうというような案がかなり出ております。それは、もう宅配でしかないわけですから、宅配なりそういうものを使って、そういう宣伝をして物を運ぶというようなことも進めていくということで今考えているわけです。その市街地の中というのは、本当に市街化区域なんかにお店がないということで非常に困っているということで、商店街の方もそこで何とかそういうものがつくれないかということで今検討を重ねている段階ですので、それについての50万円の予算をのせさせてもらって、それが設計分にかわるのか、それともまた違うものに使うのかというのは、補助事業で考えていくものだということで考えています。

○吉場道雄委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 1点、137ページ、住宅リフォームの件ですが、200万円の減になっているのですけれども、これは実績による減額という理解でいいのでしょうか。

○吉場道雄委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 当初予算は500万で、昨年度、24年度は進んだわけですがけれども、25年度についてはどうしても予算が非常に厳しいということで、300万の予算でスタートしていくということで予算を立てるときに言われて、この金額になっているということです。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうすると、これを超えた要望があった場合には補正をしていくと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○吉場道雄委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 補助要綱の中では、予算の範囲内とうたっていますので、とりあえず範囲内ということで考えて、そういうものが大分要望が多いことであれば、また長なりなんなりお願いをするというような段階なのかなというふうに思っております。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 質疑がないようですので、企業支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

これで休憩いたします。

休 憩 午後 3時17分

再 開 午後 3時19分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、まちづくり整備課に関する部分の質疑を行います。

それではどうぞ。

畠山委員。

○畠山美幸委員 2点お伺いします。

1つが、151ページの平沢土地区画整理事業、東原土地区画整理事業、こちらは今販売しているやつのことで、ここのページでいいのですか、今販売していますよね、東原の。もう東原は売ってしまったのですか。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員 すみません、ちょっとページがもしかしたら違うかも。右側に補助金と書いてあるけれども、私が聞きたいところは、今東原と平沢に売り地がありますよね、保留地というのだっけ、それがどのくらい今売れているのか、確認したくてお聞きしたいと思います。何%くらい売れているのか。

それと、もう一つは通学路の関係ですけれども、もう通学路は菅谷の埼信のところから菅谷小学校に向かって、今歩道の整備を行っていただいていますけれども、25年

は2カ所道路の工事が入っていますけれども、これは子供たちの安全とかとは関係ない道なのか、ちょっとどういう工事なのか確認したいと思います。

以上2点です。ページ数は、ページ数さっき見つけたのだけれども、どこか行ってしまったから勝手に見つけてもらってください。

○吉場道雄委員長 わかりますか。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員 さっき見つけたのだけれども、ちょっと待ってください。145の(3)、(4)でした。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 平沢と東原の区画整理の關係の保留地の關係でございますけれども、保留地につきましては、東原につきましては全部売れております。ありません。

○畠山美幸委員 全部売れたの。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員 売れてありません、売っていない。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 もう販売というか、保留地はもう全てないと。

〔「保留地はない」と言う人あり〕

○田邊淑宏まちづくり整備課長 平沢につきましては、保留地の關係でございますけれども、一般保留地が74.3%、特別保留地が83.7%売れております。売れているというか、もう処分されています。全体でいうと76.3%ということになります。

それと、道路の關係でございます。145ページですか、その下の326号線、これについては狹隘道整備事業ということで、国庫補助の歳入のほうにも見てあるのですけれども、要は4メートル以下の道を4メートル以上に広げましょうという道路でございまして、歩道設置ではございません。

それと、將軍沢については、これについても現況4メートル以下なのですけれども、それを4メートル以上に広げるということでございまして、特に通学路等は位置づけておりません。

以上です。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 すみません、そうしたら再質問をします。

東原はもう完売で、平沢は合わせて76.3%ということで、あと23.7%売れば完売ということなのですけども、きのう、おとといたったかな、ホームページを見ましたら、交渉中とかもいっぱい載っていましたし、いい団地なのかなと思っておりすけれども、やっぱりどうしても売れないときには値段を下げるとか、そういうことはお考えなのでしょうか。

それと、あと道のほうは今回これは歩道というか、子供たちの通学路とは全然関係ないということで、もう通学路のほうは危険性のあるような場所は、大蔵のところはどうしようもないけれども、どうしようもないというか、まだちょっと難しいと思うのですけれども、ほかはほとんど安全を確保できたのでしょうか、確認したいと思います。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 保留地の関係でございますけれども、この関係につきまして組合のほうも十分協議していると思うのですけれども、それについては価格を下げるとか、いろんな方法を今後考えていくと思います。

それと、道路の関係でございますけれども、通学路の安全確保ということでございますけれども、とりあえず25年度は予算上、計上していません。今後しなくてはならないようなところというのは、たくさんあると思います。それについては、また折を見て計画的に整備していく必要があると思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 最初に、道路の整備状況なのですが、道路整備費なのですけれども……

〔「ページ数が……」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 147ページになるのです。というのは、当初予算に計上する予定であったけれども、まちづくり整備課で予定であったけれども、落とされた道路整備事業というのはどのぐらいあるのか、伺いたいと思います。

それと、次ですけれども、150ページの東原区画整理事業が240万円の補助金という形になっても、最終段階に来ていると思うのですが、これはもうほとんど終わった状況になってきているのか、あと精算時期になってきているのか、ちょっとすみません、

東原のほうがよくつかめないなので、その点について伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

予算的には、要請というか、1―15号だとか、1―3号だとか、特に平沢都市計画道路の平沢―川島線、それについても何とかしなくてはということを含めて要望というか、担当課からは出しております。

それと、先ほどの東原の関係でございますけれども、最後の関係でございまして、今回240万計上してございます。これについては、委託料として210万、それと事務費として30万を計上させていただいております。委託については、これから換地作業に向けての、要するに準備ということで、その委託料をのせてございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません、東原区画整理事業に関しては、そうすると関係ということで委託と事務費ということで、もうほとんど終了になってきていて、建設工事、造成工事は終わったということですよ、造成工事が終わって、そしてどのぐらいの段階になっているのか伺いたいと思うので、もう完成して最終段階になっているのか、そういうふうなところを伺いたいです。町としてはどのくらいかわっていくのか。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 東原の関係でございますけれども、これについては面整備という形で、工事の関係についてはもう終了しております。要は換地処分するための、要するに手続的な委託作業ということで考えていただければいいと思います。実際に、換地には結構いろいろ調査とかの関係で業務があるわけなのですけれども、その関係については、ちょっと2年ぐらいはかかるのかなと思っております。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 東原区画整理組合事業に関しては、あと2年ぐらい町がかかわっていったら、それで町は職員の方も東原区画整理組合事業から手を引くという形になっていくのですか、それとももうちょっと時間がかかるということなのか、伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 事業を完全に終わらすには、換地処分から清算までという事務があると思います。ですから、この段階で何年とはちょっとはっきりは言えないのですが、要するにそういうものに関しては、町の職員がかかわっていかなくてはならないかなと考えております。ですから、そこで町の職員がかかわる部分というのは大きくはかかわらないけれども、細かい部分でかかわってくるというふうに考えていただければいいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 県営事業は143ページになるのでしょうか、橋梁の長寿命化をやったわけですね、23年度、24年度で。その対策費用というのが載っていないみたいなのですが、点検の結果、全部安全だということで載っていないのか、予算がとれなくて載っていないのか、伺いたいと思います。

それと、さっき通学路の問題が出ていて、通学路は優先度としてはどの程度の優先度になっているのか。これちょっとこの前言われたのですが、遠山に行く道路のところに歩道がないわけです。あれ何でできないのですかということで聞かれましたので、ちょっと優先度を伺えればと思います。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 橋梁の長寿命化修繕計画の関係でございますけれども、これにつきましては一応23年度に点検、それで当初の計画だと23、24で点検して、25年度に計画策定する予定でございました。それを前倒しできまして、23年度に点検が終わりました。24年度にその修繕計画をつくって、今作業をしております。その作業が済んで、その後どういうふうにしていくかというのを決めていくのだと思います。ですから、25年度の段階ではまだその辺の予算的なものは上げてございません。

それと、遠山の遠山道だと思うのですが、遠山道については多分ほとんど歩道はついているのかな……

〔「一部ない」と言う人あり〕

○田邊淑宏まちづくり整備課長 一部ついていないところがあると思うのですが、それについては今まで何か経過があってつけられなかったという部分、要するに地権者との関係でつけられなかったということも聞いております。ただ、それについ

では実際にその部分が今後、本当ならばつけていきたい部分でございませうけれども、その辺についても交通量等を見ながら十分考えていきたいと思ひます。

以上です。

〔「優先度は」と言う人あり〕

○田邊淑宏まちづくり整備課長 優先度的には、遠山道については、まだほかの部分で危険な部分がちょっと多いかと思ひますので、そちらのほうを優先してやっていければいいかなとは思ひております。

以上です。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 橋梁のほうの関係は、そうしますと今年度の補正の中で出てくる可能性が高いということによろしいのでしょうか。

それから、予算が大変厳しいというのはわかるのですが、私も言われた手前、あそこは早期の設置が必要だと思ひますが、ほかがもっとあるのだよと言われると、そうですかというふうにもなるのですが、ぜひ努力をしていただき、早期の設置をしていただきたいと思ひます。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 さっき言った橋梁の点検等の計画の策定の関係なのですけれども、これについては24年度に計画を策定するということで、今その策定をしているのです。ですから、実際にその段階でどこがどういふふうには修繕しなくてはならないか、また応急的にする必要がある部分があるのかどうかという部分も含めて、まだ成果が上がってこない状態です。ですから、その辺についてはこの成果をもとに、25年度はどういふふうには今後整備していかなくてはならないかと。また、これは当然この事業を入れたということは補助事業の対象になるわけでございますので、そういうものを含めて今後検討していかなくてはならないかなというふうには思ひております。

先ほどの遠山道の関係なのですが、そういうところ一部残っているわけでございますので、その辺についてもなるべく早い時期に実施できるようにということでは検討していきたいと思ひます。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 119ページで、フィットネスパークの工事の内容なのですが、3年間計画の中の今年は2年目になるのですかね、どのような内容が予定されているのか、わかりましたらお願いします。

それと、145ページの一番上にある（2）の道路の修繕事業なのです。これが、破損などにより危険となった道路の補修及び側溝などの維持管理に要する経費ということで、また私のところなんか側溝ががたがたするということで、脇に早速もうすぐ四角にとめてもらったりしてもらって、非常に区長さん方も喜んでいるのです。この修繕工事が、また厳しい中で150万となっているわけです。その辺のところは、対応が今までの中で大体やってきている部分があるのかどうかとか、含めてお尋ねしたいと思います。

そしてもう一点、153ページになるのですが、公園整備事業、（6）のトラスト地の下にあるところなのですが、設計の委託料というのが60万出ているのです。公園の整備をするための経費というこの内容についてお尋ねいたします。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 では、まずフィットネスパークの関係についてちょっとお答えさせていただきます。

フィットネスパークの工事費として379万円計上してあります。これについては、一応この前も申し上げましたように、3カ年で整備していこうではないかということで考えておりまして、24年度、25年度、26年度、3カ年で計画しようかなというふうに考えているところでございます。それで、25年度についてはどういうものをつけていただくかということでございますけれども、一応幼児用のブランコ、それとうんてい、それと滑り台といったもの、ひとつアスレチック的なものをつけていきたいなというふうに考えております。一応今年度については、児童を対象ぐらいにしたらいいかなというふうに考えておりまして、最終的には、26年度については混合的な考え方というか、していければいいかなと思っています。

すみません。25年度については幼児と児童を対象、26年度に児童を対象にした遊具を整備していきたいというふうに考えております。

それと、修繕の関係でございますけれども、150万の計上をしてあります。実際には、多分150万だと年間を通して今後やっていくのには足らなくなると思います。そ

れは、その都度補正等をさせてもらって対応していきたいというふうに考えております。これは、結構舗装の傷みだとか、路肩が傷んだとかということで傷みが結構ありますので、とりあえず今150万でありますけれども、そういう形で対応はさせていていただきたいと思います。

それと、153の測量設計委託料で60万計上させていただいております。これについては、公園を整備するための経費ということで載せてあります。これについては、川島天沼を考えております。天沼を今後はどういうふうに整備していったらいいか、それについての基本的な設計というか、考えております。それで、それに基づいて今後どのような補助金がもらえるかどうかというものを検討していく材料として、とりあえず基本設計を考えているわけでございます。その分が60万計上させていただいております。

以上です。

○吉場道雄委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 本当に厳しい中で、フィットネスパークもこの予算をとってもらっているのですけれども、子供はこれから伸び盛りで、町の宝でもあり、そういう意味で遊び場というのは非常にやっぱり、我々も総務経済で回っていろいろ聞いてきましたけれども、そういうのが、なかなか適切なものが嵐山ないのだよという声が出ているので、費用もかかることですが、対応していつてもらいたいというふうに思います。

それから、修繕についての部分については、そうすると厳しい中でこの金額になってきているのでしょうけれども、例えばそういう今までのような区長要望みたいなのが出てきたときに、ある程度その都度その都度修繕というか、そういった形には極力やっていただけるといようなことで確認をさせていただいてよろしいのかどうか、お願いいたします。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 修繕工事については、本当に安全を確保しなくてはならないという部分から、どうしてもこれは早急にというか、区だとか通行人の方から、要するにこういう危険な箇所があるよということで、対応しなくてはならないということございますので、これについては、その都度本当に対応しなくてはならないというふうに考えておりますので、またその節はよろしくお願いしたいと思います。

○吉場道雄委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 嵐山町の土地区画整理は、歴代組合施行という形でやってきましたが、今度の予算の中で、事業費のための補助が1億円、同時に返済金が1億3,300万という予算が計上されているわけですが、事業費よりも組合のほうからの返済金が多いという状況があるわけで、東原のほうはもう完成に向けてというか、清算に向けて進んできているという形の中で、平沢の土地区画整理については、今後そういう見通しというのはどういうふうになってくるのですか。今まで、こういう形で予算にあらわれたことはなかったかと思うのですが、事業費よりも返済金が多いという中で、組合として今後の完成に向けての見通しというのはとれていくのでしょうか。先ほど安く売ってという話もあったのですが、そうすると余計借金がかさむのかなというふうに思うのですが、その辺の見通しというのは、町のほうではどのくらい考えているのでしょうか。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 平沢の土地区画整理の関係でございますけれども、実際にもう面整備的なものというのは全て終わってきております。ただ、一部残っている部分が、多分事業費にすれば工事として5,000万ぐらい残っているのかなと思います。それについては、当然最終的にはやらなくてはならないという部分はあります。実際に、今保留地として持っているお金というのが約2億円あります。その2億円は、要するに町のほうに無利子貸付の関係がございまして、それに返済する部分、そうするともう組合として、要するに費用を生み出すものはないのです。そうなってくると、当然それについては今まで抱えている負債というか、借りているお金なのですが、それについては先行して投資してしまったという部分で、そのお金が残っているわけでございます。それについては、本当に今後町としてどういうふうにそれを終結させていくのかというのを考えていかななくてはならないかなと思っております。ですから、これも皆さんのお知恵を拝借しながら、どういうふうに処分を今後やっていったらいいのかという部分を含めて考えていかななくてはならないかなと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 清水委員。

○清水正之委員 ということは、町が補填する部分も含めて今後考えていかざるを得な

いという状況に今なっているということですか。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 当初の事業計画の中では、要するにそれが保留地処分したり、町の補助だとか、国の補助をもらって収支が落ち着いていたと思います。ただ、今までの経過の中で、保留地が思ったより処分できなかったり、価格が下がってしまったという事で、組合としてプラスになる部分がなくなってしまったという事で、要するにその事業費を生み出すものがなくなってきたのですけれども、それは何としても終結しなくてはならないという事で交付金事業を入れたり何かして、今まで一気に進めることができました。そういう面では随分助かっていると思います、組合とすれば。ただ、実際にはその原資となるものが、要するに保留地として2億円ぐらいしかないわけです。それで、実際に残っている部分が約6億ぐらいあると思います。それをどうするかということになってくると思います。そうすると、それについては組合員の方、また町民の方、理事者の方々、皆さんにも、その辺のところ先行して投資して、実際この事業でどれだけの効果があったかという部分を含めて十分検討してもらって、これを終結させていくしか方法はないかなと思っています。

以上です。

〔「区画整理組合の人にやってもらうしかないよ」

と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 145ページですけれども、幹線道路の関係なのですが、將軍沢の2ー26ということですが、土地購入、あるいは物件補償というようなものが250万円なり200万というふうに出ていますけれども、物件補償はどのようなもので、購入についてはメーター数、あるいは平米単価どのぐらいなのかということをお尋ねさせていただきます。

もう一点ですけれども、次のページで147ですが、道路照明灯の関係なのですが、工事費につきましてだけお尋ねしますが、100万というふうに出ていますけれども、この内容につきましてはどのような工事の内容、あるいは新設なのか、あるいはLEDの分なのか、お尋ねさせていただきます。

以上です。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 最初に、2—26号の関係についてお答えさせていただきます。

用地交渉ということで今回計上させていただいております。用地については、生活道路の整備と同じ価格で考えておりまして、田んぼ、畑、山林、雑種地、原野、それについては平米当たり1,300円で考えております。宅地用地については2,500円を考えております。調整区域の買収単価、地域振興的な道路ということで考えております。

それと、147ページの道路照明灯の設置に要する経費ということで、今考えているのはLED、全てこれから新しくつくるものについてはLEDをつけようということと考えておりますので、これについては新しい新設のものでございまして、一応今考えているのが、共架が5基、それとポールが5基、計10基考えております。それについては、実際に工事発注してどのぐらいの単価になるか、それによって基数が変わってくると思いますけれども、この100万の中で設置していきたいと考えております。この設置については、区からの要望等も含めて考えていきたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 ちょっとすみませんが、土地購入の平米単価数をお答えいただきたいのですけれども。物件補償は聞いたと思うのですが、すみませんが、もう一度お願いします。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 まことに申しわけございません。

補償の関係でございますけれども、一応工作物等、立ち木の補償を考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 2回目の質問になります。

松本委員。

○松本美子委員 物件補償については、細かくて申しわけないのですが、工作物はどのようなものがあるのか。これ立ち木も結構こういう工事をやるときにはかかわってくるのですけれども、基準というか、何かそういうものがもし、勉強不足でわからないところもあるのですけれども、あるようでしたらお尋ねします。

それと、道路照明ですが、全体で10基と言ったのでしょうか、ちょっとごめんなさい、

5基の5基ということだったのだから、もう一度すみませんが。そうしますと、これ区の要望で、区長さんということでは承知していますけれども、対応し切れなかった部分についてはどのような考え方を25年度は持っているのか、お尋ねします。

以上です。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 物件補償の関係でございますけれども、これについては埼玉県で、要するに物件補償に関する移転の工法だとか、単価だとか、そういうものが決められておりまして、その中で対応させていただいております。しかし、ただこの地域振興的な道路については、立ち木の補償についてはちょっと100%は見えていないのです。実際にはその、今ちょっとはっきりしないのですが、30%ぐらいしか見えていないのです。ですから、その70%については地権者の負担になってくるということで、地域振興的な道路なので、それだけのもの、要するに受益者として免除するわけでございますので、その辺については何とかお願いしたいということでお願いしております。要するに立ち木のほかにはどういうものがあるかということでございますけれども、それについてはブロック塀だとか石積みだとか、そういったものでございます、工作物といったものは。

それと、道路照明灯の関係の5基、5基ということで計上させていただいております。これについては、区からどれだけの要望が出てくるかという部分を含めて、まだ実際にはわからない状態です。ですから、この段階で必要に応じては、これも補填させていただく部分は出てくるかなと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 道路照明の関係ですけれども、今年度については出てくるものはわからないということは理解しました。ですけれども、前年度、まだ24年度ですけれども、までの部分で残っている部分が多分あるかなというふうに思いますけれども、その辺の整合性はどのようなのでしょうか。早いものからというふうな形で対応していくのか、あくまでもこの100万円については25年度対応できるのか、すみません。

○吉場道雄委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 基本的には、前年度残ったやつを優先的にやっていきます。そうでないとちょっと調整とれませんので。しかし、今回の24年度については

ほとんど要望どおりできると思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 質疑がないようですので、まちづくり整備課に関する部分の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。おおむね10分間。

休 憩 午後 3時53分

再 開 午後 4時04分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、本日最後の審査は教育委員会こども課に関する部分の質疑を行います。

それではどうぞ。

青柳委員。

○青柳賢治委員 184ページ、185ページになりますが、幼稚園の園児の送迎バスの運行事業なのですけれども、これは何か今年から、聞くところによると今まではシルバーのほうに委託ということでした。今年から、25年度から臨時職員さんの採用で252万というふうな予算になっております。前年は、委託で323万2,000円となっているのです。シルバーのほうに委託していたほうが高かったことになりますよね、この辺の外部にそこを委託するのだから、普通であれば外部委託のほうが安いのではないかと思います。それなのですけれども、今年のこの部分が安くなっている、これは幼稚園に入園する人数が移動することによってこのような形になっているのかどうか、その辺だけ1点。

それから、あともう一つすいません。その下にある幼稚園の奨励費909万ですけれども、これは幼稚園の園児の保護者に経済的負担の軽減のために補助を行うための経費となっています。入園している園児の全てが対象になってくる補助金であるのでしょうか。

その2点だけお尋ねします。

○吉場道雄委員長 内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、お答えいたします。

まず、幼稚園のバスの運行事業についてですけれども、こちらにつきましては青柳

委員さんがおっしゃるとおり、昨年度はシルバー人材センターのほうに委託としておりました。今年が臨時職員ということで応募しまして、勤務時間も以前は6時間ということだったのですが、今度は5時間ということで時間を短縮した関係で安くなっております。

それから、もう一つ幼稚園の就園奨励費の関係につきまして、これにつきましては保護者の所得といいますか、市町村民税を納める額によって補助される金額が違ってきます。場合によっては、補助が受けられない方もいらっしゃると思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、運行バスのほうですけれども、今までの6時間が5時間になってきたということで、それでその運行面については支障がないのかどうか、バスの。

それと、あとこの振興事業のほうですけれども、一般的に今嵐山の幼稚園の場合だと、もらっていない方のほうが多数なのかどうか、その辺がわかりましたら聞きたいと思います。

○吉場道雄委員長 内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えします。

まず、幼稚園バスにつきましては5時間で対応できると考えています。

それから、就園奨励費につきましては、平成24年度で申請が90名ぐらいございましたけれども、実際には60数名が補助金の対象になっております。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

畠山委員。

○畠山美幸委員 何点かお伺いいたします。

ページ数、115ページの家庭保育室運営費補助金、24年度は138万2,000円、今回7万4,000円ということで、この間議場で補正予算のときに家庭保育室がなくなったというお話、4つの家庭保育室が認可保育園というのかな、何か変わったというお話がありましたけれども、その関係でこれ減っているのか、確認したいと思います。

それと、あと上の拡大分で地域子育て支援拠点事業、これが社会福祉協議会ということで、子育て支援の事業が何かいろんな名前がついているので、どれがどれだかよ

くわからなくなってしまうのですけれども、これどんな内容なのか確認させていただきたいと思います。

それと、歳入のところで理科の関係の予算がついているところのページだったのですけれども、これがどういったものをお買い求めになるのか、もしかしたら歳出のほうに入っていると思うのですけれども、そのページちょっと見つけていないので、すいません。ページ数が、ちょっと探してみます。すいません、見つけたのだけれども、そこに印をしておかなかったので、見つかったら教えてください。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員 33ページに5万円、そして歳出のほうが73ページ……

〔「173」と言う人あり〕

○畠山美幸委員 173ページにあります。助かります。

そちらの173ページに書いているのですけれども、何をお買い求めなのか、お伺いしたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員 書いてある。理科支援員の配置、就学援助費、教育の振興に関する、では支援員が七郷小学校……理科支援員の配置ということなので、どこに配置されるのかお伺いしたいと……

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員 では、何時間授業をされるのか、お伺いしたいと思います。

それと、補正予算のほうでも、補正予算と予算とに絡んでなのですけれども、町長の施政方針の中には、3年も前倒して学校の施設の耐震化がもう終了したとうたっています。本当に安心、安全な建物にはなっていますが、しかしながら非構造物の部分ではまだ危ない部分が、ガラスの破片防止の膜を張るとか、体育館の電気が落ちないようにするとか、そういうようなものが今回25年の予算に入っているのか、お伺いします。

それだけでいいです。

○吉場道雄委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 それでは、私のほうから1点目の家庭保育室と、2点目の地域子育て支援拠点事業についてお答えさせていただきます。

家庭保育室の減につきましては、補正予算でもご説明させていただきましたが、嵐

山町には家庭保育室はございません。認定外の保育室なのですが、滑川町、東松山市、ときがわ町にあるのですが、そちらに行っているお子さんがいらっしゃいました。それで、今年度につきましては、つきのわ保育園と白い馬保育園、この2つが認可外だったのですが、つきのわ保育園につきましては4月1日から、白い馬保育園につきましては11月1日から認可をとりました。なので、そこに行っているお子さんたちにつきましては、通常の保育園と同じ運営費の支弁になってございます。それで、実際には今年度ゼロになってしまったのです、認可外、家庭保育室に行っているお子さんが。ただ、今年の1月から1人また入園する方がふえまして、新年度につきましては1園分、1名分ということで予算計上をさせていただいております。

続きまして、地域子育て支援拠点事業の関係でございますが、この拡大分につきましては、現在社会福祉協議会のほうでもちや図書館を運営してございます。来年度、25年度につきましては、この運営の形態を地域子育て支援拠点事業の補助金に該当するような運営形態にさせていただいて、補助金の対応をさせていただこうということで考えて計上させていただきました。

内容といたしましては、ひろば型という形状がございまして、5時間以上週3日開室をして、常時2名の子育ての経験がある方とか、そういった専門の方を置いて開室すると、その事業に該当するということでございまして、そういった事業展開を社協のほうをお願いをして、補助金の対象にしていこうということで予算の計上をさせていただきました。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、私のほうから理科支援員の関係につきましてお答えさせていただきます。

配置する場所は、七郷小学校を予定しております。それで、1時間1,000円で1日4時間、それで25回で10万円を考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 藤永副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 私のほうからは、非構造物の耐震化についてお答えさせていただきます。

非構造物の耐震化で予算化はされていますかという内容だったと思うのですが、

25年度には予算化というのは反映されておられません。しかしながら、今年度耐震化工事というのが、菅谷小と志賀小の体育館をもちまして夏休みに終わりました、校舎、体育館については全て終わりました、教育施設につきましては100%耐震化完了というふうになっております。終わってから、今度は今おっしゃられました非構造物の耐震化、ここをやろうということで、たしか11月ごろだったかなと思うのですが、各幼稚園、小中学校、学校の職員と私どもの職員で、全て点検のほうは実施しております。その点検の結果報告書というの、国のマニュアルというのがありまして、それに基づいて点検をしているのですけれども、そういったものもあわせてやっております。

天井の、実際につてある構造的なものというのは、天井点検口というものもあるのですけれども、そこから中に入っていくと、実際にどの程度天井が大丈夫な状態なのかというのはわかりませんので、そういった点検と、あとは体育館の天井、これはちょっともう高過ぎて、とてもではないですけれども無理がありますので、それに関してではできていないのですけれども、そのほかに関しましては普通の照明灯とか、そういったものにつきましては脚立に乗りまして、ちゃんと固定されているかどうかというのを確認したりとか、あとは備品等が並んでいる棚、そういったものも危険性はないのか、テレビとかも学校に今置いてありますので、それがちゃんと固定されているかどうかとか、そういったものは全部チェックさせていただきました。一部、場合によっては危ないからここはちょっとこういう対応をしてくださいとか、そういうことはありましたけれども、見た感じでは大丈夫なのかなと。あと触って、天井についている蛍光灯とか、そういった照明はぐらぐらして危ないというような状況のものも確認はできませんでしたので、大丈夫かなと。ただ、天井材がちゃんと固定されているかどうかの調査というのはできていません。この調査につきましては、やっぱり秋ぐらいなのですから、国から県を通じまして、そういった非構造物の専門的な調査を、派遣して調査しますよという照会文が県を通じて来ました。これにつきまして、町のほうは幼稚園と小中学校全てお願いしますということで申請のほうは上げてありますので、25年度のどの時期になるかというのは具体的にはまだ通知文は来ていませんけれども、1日1校もしくは2校あたりの検査をやりますよという照会文が来ましたので、それには手を挙げさせていただいて、申請のほうも済ませていますので、来年度どこかでやりますという話が来ると考えています。

以上です。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 そうしましたら、家庭保育室の件はわかりました。

おもちゃ図書館の件なのですが、こちらはでは今度週に3回で、ひろば型というようなお話がありましたけれども、その資料ちょっと私置いてきてしまったみたいだな、あそこは、では補助金をいただいてやる事業ですか、そうではない、補助金はもらわないのだっけ……

○吉場道雄委員長 質問してください。

○畠山美幸委員 おもちゃ図書館なのですが、私も何度か足を運んで現場を見ていますが、ここに敷いてあるようなマットが床に敷いてあるのです。あれがちょっと何か汚いということと、あとトイレが子供たちが使いにくい、汚いのだというお話をちょっと受けましたので、そういう面の改修工事みたいなものはできる……した。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員 した、本当に。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員 そうだったのですか。では、ちょっとその辺を確認させてください。

それと、理科のほうは七郷小学校のみということで、ほかに志賀小、菅谷小があるわけですが、そちらはやっているのでしょうか、やっていないのでしょうか、お聞きしたいと思います。

今の非構造物の件は、もう点検は去年やったださっているということで国のほうに提出してある。また、今年の秋にはその天井の部分とかが見られなかったから、それは依頼してやっていただくというお話になっていますから、もうこれしっかりと取り組んでいただいて、笹子トンネルのような、ああいう天井が落ちてきたりしたら本当に大変なので、よろしくお願ひしたいと思います。これまだ先の話なので、結構です、答弁は。ありがとうございました。

では、おもちゃ図書館と理科のことだけお願ひしたいと思います。

○吉場道雄委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 おもちゃ図書館の件につきましてお答えさせていただきます。

この補助金の対象なのですけれども、こちらにつきましては運営費の補助金という

ことでございますので、人件費、需用費等ですから、改修費になりますとちょっと該当しないのかなという形で考えてございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 理科支援につきましてお答えいたします。

理科支援につきましては、七郷小学校は先生の数が少ないということもございまして、学校のほうから要望がございまして手を挙げております。それ以外の菅谷小学校、志賀小学校につきましては、そういう要望がございませんので、配置はしておりません。

○吉場道雄委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 33ページの、先ほどの社協のおもちゃ図書館に持っていったという子育て支援交付金なのですけれども、全体的にはどのような事業にこちら使われているのか、伺いたいと思うのです。

それで、おもちゃ図書館なのですけれども、社会福祉協議会は今後その場所にはない、2年後ぐらいには多分移転せざるを得ないと思っているので、それだけにおもちゃ図書館をどのようにしていくのかというのが一つ気がかりなのと、それと私自身はおもちゃ図書館というのは、本来障害者、障害児の子のための図書館だったので、これ子育て支援交付金は障害児のほうの部分のところで入っているのが、これが114～115にどのような形に出てきているのだからさっぱりわからないなというのが実はありまして、全く見当が付きませんでした。これについてご説明していただければと思います。

それと、同じく114ページと115ページに、この場所なのですが、保育所保育事業なのですが、国ではこれは、歳入のほうでは7,172万5,000円、県が5,216万3,000円、保護者の負担分が6,028万9,000円、過年度分が191万5,000円で、残額が1億8,609万2,000円で、よくわからないので、具体的に保育料に対して町の法定規定以外分の持ち出し分というのはどのくらいがこれに入っているのか、これ何かさっぱりわからぬなという感じで見ていました。

また、特別保育補助事業も5,124万9,000円なのですけれども、県が1,630万1,000円、国は交付税措置で、私これ町はどれだけ出しているのか、これに対してはどのような

形で実際に行われているのかわからない。これは全くわからない、この予算書はわからないというのが私の感想なのです。それについて伺いたいと思います。

それと、163ページになります。これは、教育委員会になるのですが、親の学習支援実施事業が12万5,000円で増額になっているのですけれども、細かい金額なのですが、これは増額にして何をしていくのか、伺いたいと思うのです。

それと、発達障害児等早期支援対策事業、これないのですが、これについてもこども課ではなくて、今度健康いきいき課の事業があるのですけれども、ごめんなさい、これちょっと今ずっと出てこないのですが、1歳5カ月健診からずっときていて、そして子供の事業に、ひろば事業とかにつなげていくらしいのですが、学校教育ではそれとの関係で、発達障害児等早期支援対策事業は巡回相談等とどのようにつながっていくのか、伺いたいです。

地域ふれあい推進事業に関しても、これは80万円で前年度と全く同じなのですが、これは地域に根ざした学校運営に努めるための経費ですけれども、実際に本当に地域に根ざした学校運営にかかわるものというのに行われているのかどうか、これは環境整備等であって、人的な支援というのはすごく少ないのかなというふうに感じているのですが、それについての今後の展開を伺いたいと思います。

それと、182～183ページになります。これは、幼稚園事業になるのですが、正規職員が4クラスで5名、そして賃金が1,019万8,000円、ごめんなさい、そのほかに臨時職員賃金として767万8,000円で、具体的に幼稚園はどのような形で運営されていくのか、されていこうとしているのか、伺いたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 それでは、私のほうから子育て支援交付金の件と、あと保育所運営費の件、それと特別保育事業の3点お答えさせていただきたいと思います。

一番最初の子育て支援交付金の内容ということでございますが、これメニュー化されてございまして、子育て支援交付金の中には幾つかの対象事業がございます。25年度対象としてございます事業が、保育所でやっております一時預かり事業、それと健康いきいきでやっておりますこんにちは赤ちゃん事業、こども課でやっております育児支援家庭の訪問事業、それとファミリー・サポート・センター事業、それと地域

子育て支援拠点事業、以上が子育て支援交付金の中の補助事業として入ってございます。

次に、保育所の運営費の件でございますが、こちらにつきましてもさつき町で徴収する保育料と、国、県から来る補助金の関係ということでございましたが、まず国、支弁額の総額がございまして、それが多分、先ほどありましたが、歳出でございます2億3,648万1,000円だったのですか……保育所の運営費、保育所保育事業にございますけれども。

〔これに一時保育も入るということですよ〕と

言う人あり〕

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 こちらの運営費から、国基準の保育料、国基準で嵐山町が保育料を徴収した場合に幾ら入るかという額を引いたもの、その2分の1が国から来る補助金になります。なので、実際その額が9,300万ほど、国基準で保育料を取りますと。実際に嵐山町の保育料、25年度につきましては約6,000万ですから3,000万ほど差があるのですけれども、その支弁額から国基準の保育料を引いたものに対して、残った額に対して国の補助金が来て、またそのうちの4分の1が県から来ると、残りが町の持ち出しということになってございます。算定基準が、あくまで国基準の保育料で算定をしていくというところがちょっとわかりづらいのかなと思っていますけれども。

続きまして、特別保育対策の補助金でございますが、こちらにつきましても幾つかメニューがございまして、25年度の対象事業としておりますのが、まず保育所でやってございます延長保育、通常の時間以外のという部分で延長保育やっておりますけれども、その延長保育をやっている部分についての事業費の補助。それと、低年齢児の保育の事業費の補助ということでございます。主には、特別保育の歳入につきましては、その2つが補助対象事業として入ってございます。ただ、歳出のほうには町の単費として載っている部分がございまして、それ以外に民間保育所運営改善費の補助というのが、町の単独の費用として歳出のほうでは載ってございます。

また、障害児の……歳出のほうに載ってございますのは、延長保育の部分と低年齢児の分、それと地域子育て支援拠点事業の費用につきましても、この特別保育の対策事業費の中に入ってございます。ですから歳入では別なところなのですけれども、歳出のほうでは、保育対策促進事業の中で計上させているものがございます。もう一回言

いますと、歳出のほうでは先ほど言いました延長保育の部分、延長保育の部分と地域子育て支援拠点事業の部分、それと町の単費として民間保育所運営改善費の補助等が入ってございます。ちょっとわかりづらいので、もしあれでしたら要綱等ございましたので、資料お渡ししたいと思いますので。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、私のほうからは、まず親の学習講座につきましてお答えいたします。

昨年度までは、就学時の健康診断のときに町の職員と、あとボランティアの方で親の学習講座をやっておりました。それと、全体研修ということで町民ホールで、こちらにつきましてはキャプトライアングルをお願いして、こちらで劇を交えた公演とかやってもらっていた。そうしましたところ、町民ホールで単独で、日にちを設定して声をかけてもなかなか集まってこないのです。そういうことがございまして、就学時の健康診断のときに、3校ありますけれども、3校それぞれにキャプトライアングルの方に来ていただいて、親の学習講座をしようと思っています。そういう関係で金額がふえております。

それから、地域ふれあい推進事業につきましては、まず取り組みとしては、学習支援としては読み聞かせですとかゲストティーチャー、それから菊づくりの指導とか、あと田植えや稲借り体験、それから学校ファームの支援等、学校応援団の方に来ていただいています。そのほか、安全安心支援としまして登下校の見守り、それから授業参観時の託児などをお願いしています。それから、環境美化支援としまして耕地の草刈ですとか樹木の剪定、それからあと資源回収のときの協力、そういったことを地域の方に支援をしていただいております。

それと、あと幼稚園の関係ですけれども、幼稚園につきましては正規職員が幼稚園教諭4名ありますが、実は1人、昨年12月に出産されまして、それで今年の2月から育児休業に入っています。そういう関係がございまして担任が1人減ってしまうということで、臨時職員の方を1人ふやさせていただいて、それで臨時職員の方に担任を持っていただくようにしております。それで、幼稚園の正職員が3名と臨時職員の1名で、4人の方に年長、年中、それぞれ2クラスずつありますけれども、担任を持っていただいて、それ以外に臨時職員の2名、年長2クラスに対して臨時職員を1名、

それから年中2クラスに対して臨時職員を1名つくように考えております。それと延長保育の関係で、延長保育の時間の臨時職員をお願いしております。それとあと事務職員、以前は事務職員は幼稚園教諭が、クラスを、担任を持っていない者がいましたので、1人事務を兼ねていたのですけれども、数年前から事務につきましては臨時職員をお願いしておりますので、そういう関係で幼稚園教諭が1人ふえたことによって金額がふえております。

以上です。

○吉場道雄委員長 田中指導主事。

○田中 守教育委員会こども課学校教育担当指導主事 私のほうは、発達障害等早期支援対策事業についてお話をさせていただきます。

これは、昨年度まで埼玉県委の委嘱で、特別支援教育就学支援対策事業というものを受けておりました。それを引き続き、町のほうで行っていただいております。内容といたしましては、立教大学のほうから2名の臨床心理士の専門家の先生のほうにお願いをいたしまして、嵐山町の幼稚園、小学校、中学校のほうに巡回相談をしていただいております。専門家の目で児童生徒の様子を観察していただいて、指導のアドバイスを的確にいただいて、児童一人一人の支援の充実を図っております。このことが就学支援のほうにつながっている事業になっております。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 まずなのですけれども、ちょっと難しいのですけれども、社会福祉協議会の中の、おもちゃ図書館に地域子育て支援拠点事業を一つ位置づけるわけですよ、その中で、あそこの場所というのは今後も、1年、2年、25年度はまだ安泰なのですけれども、26年、27年ですか、動かざるを得ない、動くというふうに私自身は認識しているのです。そのところに地域子育て支援事業を持ってくるということは、位置づけとしておもちゃ図書館事業をどのように位置づけていくのか、これを伺いたいと思うのです。もともとおもちゃ図書館というのは、障害児のための図書館という形でやってきたのが、このような形で嵐山町の場合は、おもちゃ図書館自体が子育ての広場事業になってきているわけです。広場事業になってきているのは全然構わないと思うのですが、それと一連の発達障害的な子供たちの部分と、先ほどの発達障害児早期支援事業ですか、これ幼稚園も入ってくるというお話でしたので、そうするとそういった一連の流れを考えていくときに、てんでんばらばらに動いていて、統一

的なものがなかなか見えてこないなと思ってまして、その統一的部分をどのようにして考えていくのかというのがあると思うのですが、それはどこで考えて、私はこども課になったので、そういった部分に関してはある程度しっかり位置づけられて予算組みもできるかなというのはあったのですけれども、なかなかそのところはうまくいかないのかな、実際にはうまくいっているのかどうかも、かかわっていないので見えてこないの、その点を伺いたいと思います。

保育料のことなのですが、結局よくわからなかったの、また資料をいただくのですけれども、保育料に対して法定外の町の持ち出し分というのはどれになっているのか、地方交付税措置がされているものもあるのかもしれないし、国庫補助金で出している部分もあると思うのですけれども、では医療費の代替事業に関して、この保育料に対しても入っていますよという部分がありますよね、その部分が一体どの程度の金額になっているのか、これでは全くわからないという状況です。

あと、親の事業なのですけれども、キャップトライアングルというのですか、私キャップというのは1回7万円だと思っていたのです。これ12万5,000円で3回というのはあり得ない金額だなと今聞いていたのですけれども、1回7万円ではなくて、うんと安く金額的に下がって3回で12万5,000円とか、そんな感じでできるものではないというのを私自身は感じていたので、それについてはどういうふうな形で。私の情報が、もう既に違っているのかもしれないのですけれども、2～3年前の話なのですが、キャップでは、ぜひやってもらいたいというふうな感覚があったのです。キャップに関して、とても各学校1年生に対して3回やるなんていうのはできないなと思っていて、なかなかいいことをなさるなと思うのですけれども、それについてこんな金額でできるのというのが一つあります。それちょっと伺いたいのですけれども、1回幾らでお願いできているのか、これなかなかすごい。

それともう一つ、地域ふれあい事業なのですけれども、地域ふれあい事業に関しては、いろいろやっていらっしゃると思うのですけれども、私は放課後子ども事業とか、そういったものが地域ふれあい事業的な形で展開されているのが昔というか、かつてなのですけれども、やりたいなというふうな形で、嵐山町でも生涯学習の部分でやろうとしていたのですけれども、実際にはできていないのですけれども、今後もこれは発展できないのですか、そういったものに。放課後子ども事業を各学校で行うというふうな形にできないのか。これだと、やっぱり環境整備とか小学校の、いろんなこと

をしていただいてとてもありがたいと思うのですが、実際に多分学校に対してはもっといろいろな地域支援が必要だと思うのですが、これについての発展的な事業は、やっぱり80万では無理なのかなとかいうふうな感じがあるのですけれども、その点について学校としては発展的にできるようなものは考えられないのか、伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 それでは、おもちゃ図書館の件について、ちょっとご説明をさせていただきたいと思います。

基本的に、こども課でやっています広場事業につきましては、子供さんとか親御さんの交流の場、あとは情報発信の場ということで今は実施をしてございます。ですから、発達障害のお子さんとか障害児のお子さんが来る場合もございます。一般のお子さんも、そういったお子さんもみんな来ていただいて、楽しく過ごしていただくような場の提供ということで考えております。ただ、そういった場に行ったときに相談があったり、ちょっと気になるお子さんがいたりした場合については、当然健康いきいき課のほうでいろんなそういった事業、特別な事業をやっていますので、そういったところにつなげるようなことは今やっております。なので、とりあえず広場事業でそういったお子さんたちを見つけられると言うとおかしいですけれども、そういったところで見てあげて、それをちゃんと専門的なところにつなぐというような務めとして、ちょっと広場事業は今考えて実施をしているところでございます。なので今後も、おもちゃ図書館は確におっしゃるとおりなのですけれども、ただその中で、事業で障害児は除くんだよということでもないのです、どうやって今後運営していくかということといいと思っておりますので、一般の方も来ますけれども、ではこの日については障害児の方を呼びましようとか、いろんなメニューを持ってやって運営していければという形を思っておりますけれども、今後その辺につきましても検討をして、社協のほうとも相談をしながら運営のほうについて考えていければと思っております。

それと、保育料でございますけれども、よろしいですか。ちょっと数字をもう一回お話ししますと、支弁額の総額が、国庫のほうでもらえるものについては2億3,648万1,000円、国基準の徴収金を計算しますと9,303万1,000円、その差が1億4,345万円。この1億4,345万円の2分の1が国から来ます。それが7,172万5,000円。また、その4分の1が県から来ますので、それが3,586万2,000円、残った分が保育料と町の負担

金ですから、残った分が1億2,889万4,000円なので、そのうちの保育料の収入が、予算書でいきますと……

〔「6,028万9,000円」と言う人あり〕

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長　そうですね、6,028万9,000円。それを引いた部分が町の負担ということになります。ですから、国基準で見た9,300万と、実際の保育料6,000万の差、3,000万ほどあるのですけれども、その3,000万の2分の1が国で、4分の1が県ですから1,500万円、大体1,000万ぐらいが余計な持ち出しかなと……

〔「750万円ですね」と言う人あり〕

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長　と思っております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長　内田こども課長。

○内田　勝教育委員会こども課長　それでは、お答えします。

まず、親の学習講座なのですけれども、実は平成24年度、こちらにつきましては形を変えてというか、各小学校3校の就学時の健康診断のときに、実際にキャプトライアングルの方に来ていただいてやっております。そのときは、多分最初の1回だけということもあったのかと思いますけれども、ある会社にというか、その補助金がもらえるというか、補助金がつくということ、それはキャプトライアングルさんのほうから実際にやったことであれば、直接トライアングルさんのほうに補助金がつくということがございまして、実際に24年度は7万5,000円で3回できました。そうということがございまして、再度また25年度も補助金がもらえるというのはちょっと難しいと考えているのですけれども、1回4万円で3校考えています。

それから、地域ふれあい推進事業なのですけれども、地域ふれあい推進事業を使って、放課後に勉強を教えるようなことができないかということかと思うのですけれども、実際に学校が終わって、放課後の時間に学校に残してやるというのはなかなか難しいのかなと思っております。

以上です。

○吉場道雄委員長　渋谷委員。

○渋谷登美子委員　2点なのですけれども、放課後の子供の居場所というのは、今いろいろ伺っているとかなり課題があるというふうに考えているのですけれども、その課

題について町のほうで把握されていないのかなというふうに私は思っています。それは、放課後子供を残して学校でというのが難しいという感覚が一つあることと、実際に親御さんはどこで、学童保育と違って、子供たちが遊ぶ場所がないというふうなものとかうまく合致していかないというので、これは学童保育事業とはまた違う形のものが求められているにも関わらず、その課題について把握できていない状況があるのではないかなと思います、一つ。それで、地域ふれあい事業というのをもう一度見直してみてもいいのかなと思いますが、これについては課題把握について考えられるかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

それと、発達障害児等早期支援事業と、それからこれまでの嵐山町が行っている幼稚園以下の発達障害児の関係とのリンク、それができるようになると、これは専門性のある方が来て、幼稚園までは来るということですね、保育園にも行くのかどうか知らないのですが、保育園に行ってという形になると一つの流れができてくと思うのですが、そこら辺は可能性として、発達障害の子供がチェックされて上がってくるとなると、1歳半から2歳ぐらいの子供が1年間か2年間広場事業の中で過ごすとして、そこへのリンクで発達障害児等早期支援体系の人たちが入っていけると、専門家が入っていかれると割とスムーズにいろんなことができるかなと思うのですが、そこら辺の可能性的なものはあるでしょうか。

○吉場道雄委員長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 いろいろご質問あったのは、前半の子育ての部分については、予算が民生費であったり保健衛生費であったり児童福祉、きのうも健康福祉課から1歳から5歳児までの拡大云々というようなお話、そこでこの委員会にいるわけですが、予算も入れ込んでいますので、関係課と情報を共有して整理していく必要があるかなというふうには一つ思っています。

それから、今ご質問の放課後子ども教室については、これは文化スポーツ課、何かごちゃごちゃ、ごちゃごちゃしてしまっているもので、まだ組織が立って2年目ですので、ここら辺も整理していかなければいけないのかなというふうに考えております。

それから、今いろんなご質問が、一般質問、それから予算審議の中で出てきたもので、その中では幾つか絡みがありますものですから、少し整理して、どこが担当して、どういう線引きをしてというのは必要かなと考えております。

それから、発達障害云々については、おっしゃるとおり県から委嘱を受けて、おかげさまで発達障害児の教室もつくることができました。それを機会に、先ほど立教大学云々というお話もありましたように、加えて嵐山町には就学指導員の先生に、専門家のらんざん苑の部長さんを入れてご指導いただいて、就学前のお子さんについても就学委員会で、こういう心配のお子さんがいるのですけれども、どうでしょうかというのをそこで審議していくから小学校1年生の受け入れ体制できていますので、この辺はいい形でできるかなと思っています、連携は、就学前と就学後について。

○吉場道雄委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 すみません、貴重なお時間を。

先ほどの保育料の計算の関係なのですけれども、私ちょっと勘違いをしております、国の徴収金が9,303万1,000円、町の保育料が6,028万9,000円、その差が3,000万円ほど、その2分の1が国からというお話をいたしましたけれども、これ丸々3,000万円は町の持ち出しということでございますので、訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○吉場道雄委員長 では、ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 23ページの保育料負担金なのですが、これ一般質問でも生活保護基準の引き下げによる影響が出るということで答弁あったわけですが、町は、この点については何の補助の体制もとっていないということでよろしいのでしょうか。要保護はいないのでしょうかけれども、準要保護についてもちょっと同じ質問です。

それから、保育園の待機児童、実数で全部割り振るといけませんよということが今までの答弁でしたが、実際もう希望どおりに入れるぐらいまで、要は子供が減ってしまったのかなということでお聞きしたいと思います。

それから、学校関係なのですが、いじめ、体罰というのが社会問題になったわけですが、いじめの対策何かあるのかなと思って見ていたのですけれども、ちょっと私の見方ではなさそうなのですが、特別嵐山では対策をとるほどでもないということとっていないのか、あるのでしたらちょっと教えていただきたいのです。

体罰の件も、これは先生の研修という形になると思うと、町より県の研修になるのかなと、県であるのか、その点確認したいと思います。確認させていただきたいと思っています。

○吉場道雄委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 私のほうから、保育料の関係と待機児童の関係についてお答えさせていただきます。

保育料の関係につきましては、一般質問で課長のほうから答弁がございましたように、生活保護に該当するかしないかというところで保育料が発生するかしないかという関係は、影響は出てございます。ただ、生活保護費の額が減少するしないの部分につきましては特段影響ございませんので、今のところそれに対する影響についての対策は考えてございません。

次に、待機児童の関係でございますけれども、待機児童の関係につきましても、今年度につきましてもほぼ申し込みの児童については、入所が決定できている状況でございます。先ほども川口委員さんからありましたように、大体保育園の入所の児童につきましても、横ばいで推移をしている状況でございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 内田子ども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、私のほうから準要保護の関係につきましてお答えさせていただきます。

準要保護の関係につきましては、とりあえず25年度につきましては、25年度の住民税の課税の状況をもとに認定になりますので、今のところ生活保護の関係で影響が出ることは、25年度についてはないのかなと思っています。ただ、人数の関係で、年々準要保護の該当者ふえてきておりますので、若干人数面では人数をふやさせていただいています。

それから、今年度から、25年度からPTA会費、そして生徒会費を支給対象にしましたので、この分につきましては増額をさせていただいております。

以上です。

○吉場道雄委員長 田中指導主事。

○田中 守教育委員会こども課学校教育担当指導主事 それでは、いじめ対策、体罰についてお話をさせていただきます。

まず、いじめの対策につきましては、さわやか相談員の運営事業というものがございまして、中学校2校にさわやか相談員を配置しております。週に1回なのですけれども、1日各小学校のほうに、菅谷中学校の相談員は菅谷小学校のほうに、玉ノ岡に

いるさわやか相談員のほうは七郷小学校と志賀小学校に、これは隔週になるのですが、1日配置しております。また、スクールカウンセラーという者が月2回～3回、各小中学校のほうに来て、その辺のケア等をしております。

あと、体罰につきましては予算化しているというものはございませんが、今アンケート等を取りながら、そちらのほうは把握に努めております。また、体罰をしてはいけないというものは、初任者研修のときから研修のほうは出ておりますので、こちらのほうで教員のほうは全て把握していると思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 保育料、そうすると、保護者からの意見というのは、今のところないということでしょうか、まだ実際に負担になってみないとわからないということで、保護者の方もいらっしゃるのかなと思うのですが、そういったことで保護者からの直接的な意見はないということでしょうか。

それから、いじめの件なのですが、さわやか相談員、若干厳しい予算の中でふやしてもらっているわけですので、よかったなというふうに思っております。ただ、いじめがあった場合に対してこうした制度が生きるわけです。いじめを起こさせないための何かの対策というのは、必要ではないかなと思うのですけれども、ちょっと全県的にもそういうのはないのでしょうか。もしあれば、事前の措置といいますか、そっちのほうが重要になるというふうに、やっぱり傷を負ってしまっただけからは、なかなかカウンセラーを受けても治らないということがあると思いますので、ちょっと全県的なことであれば、嵐山町の動向といいますか、お聞きをしたいと思います。

○吉場道雄委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 現在のところは、生活保護の方で保育所に入ってる方、影響があって減額になるという場合についての保育料の関係については、特段意見はございません。ただ、保育料につきましては収入の変動がある場合には階層の見直しができるというようなこともございますので、もしそういう場合にはそういったご相談を受けて、その辺で対応もできるのかなという考えもございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 いじめ等について、川口委員さんから12月、それから今回一般質問も出していただきましてありがとうございました。その関係で、では町としてということですが、当然町がやらなければいけないことたくさんあります。

最初に、全家庭に教育委員会で、「いじめはしない、させない、許さない」というリーフレットをつくらせていただいて、せんだって配付しました。その中で、お子さんがこういう悩み事があつたらという電話の相談窓口の一覧もそこに付けました。これが1点目です。

2点目は、全児童にアンケート調査をとりました。それから、保護者にもアンケート調査をとりました。この結果については、一般質問でもお答えしましたが、大きいいじめは、学年の発達段階で違いますけれども、緊急的なものはなかったものの、学校へは通知を出しまして、どんな小さなものでも目を光らせてくださいということ。

3つ目は、相談というお話がありました。さわやか相談員、スクールカウンセラーありますけれども、実態はさわやか相談員にどんな相談がありましたかということで、いじめについてという相談は極めて少ないです。極めて少ない、それはなぜかということ进行分析をしながら、やっぱり相談体制というか、相談方法もやっぱり検討しなくてはいけないだろうということでお話をしてあります。

それから、4つ目は家庭での親子の話し合い、それが一番大事だと思います。これは、倫理観とか規範意識にかかわることですので、これについてはアンケートをやってよかったと思います。アンケートの内容は、保護者の方に、「あなたのお子さんはいじめられたことがありますか」とか、「そのときどなたに相談されましたか」とか、そういうのを全部とったのです。そうしましたら、いじめられただけではなくて、「あなたのお子さんはいじめなんかをしている様子がありますか」という、そういう調査もしてくれというお話があつたのです。それも一つの成果だと思います。学校では、何か特別な対応はあるかと言ったら、特にこれといった決め手はないわけです。ただし、いじめがあつたら組織で対応しましょうと、全職員でということ。それから、原則は早期発見、早期対応ということ。それから、いじめのない学校をつくりましょうということ。この2点を中心にやっていますけれども、特段これといったいじめ対策のための指導法というのは、私はないと思うのです。やっぱり一人一人の子供の目線に立って活動を、一人一人の子供の目線できめ細かく配慮していくというのが基本だなというふうに思っています。

それから、体罰のお話がありましたけれども、県教委等のお話がありましたけれども、任命権者は、教職員は県ですけれども、サービスを監督するのは市町村教育委員会なのです。これは服務にかかわるので、これは何回も、こういうときですので、学校の指導体制を固めるというか、自分自身を反省するということで、これについてのアンケートをとっています。それは、保護者にもアンケートをとっています。子供自身にもとっています。それから、先生自身にもとっています。これらの結果が出たら、また新たな対応、対策ができるのではないかなと思っています。

以上、いじめと体罰について、今後の対応も含めましてお話し上げました。

○吉場道雄委員長 ほかに。

河井委員。

○河井勝久委員 1点お聞きいたします。

ページは、180ページから181ページにかけてですけれども、中学校の施設改修事業のうちの菅谷中学校の舗装工事でありますけれども、この舗装範囲というのは、町長の施政方針の中では、体育館の周辺という形になっているわけでありますけれども、この舗装範囲というのはどのぐらいの範囲になっているのでしょうか、例えば校舎のほうまで及ぶのでしょうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○吉場道雄委員長 藤永副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 それでは、お答えいたします。

今回予定されている菅谷中の舗装は、普通教室棟と管理棟の間に、砂利になっていると思うのですが、そこからグラウンド。グラウンドから、あとは普通教室の裏側に社会体育施設の柔道場とか木造の校舎があると思うのですが、そこの間に給食の調理場の受け入れ口があるのですけれども、前回体育館つくったときに受け入れ口まで舗装されていますので、そこから東側の部分というのはですか、その校舎の裏側、東側の部分の裏側ですから、ほとんどもう舗装化されるという予定をしております。

以上です。

○吉場道雄委員長 河井委員。

○河井勝久委員 そうしますと、この舗装ですけれども、舗装には3通りあるというふうに言われてるのですけれども、砂利舗装と、それからコンクリート舗装、アスファルト舗装と、この舗装はどれになるのでしょうか。あるいは、芝生の関係については考えないのでしょうか。

○吉場道雄委員長 藤永副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 今現在予定していますが、透水性のアスファルト舗装、要は水がしみていくというタイプ、道路でいうと歩道と同じようなタイプ、その一応車道タイプ、車が乗っても大丈夫なような、そういった舗装を考えております。今芝生化ということもございましたけれども、現在は芝生化については、今計画しているところについては考えてございません。

○吉場道雄委員長 河井委員。

○河井勝久委員 舗装ですと、かなり耐熱性の問題がいろいろと出てくるのだと思います。反射熱というのが、コンクリートと普通の土と、あるいは芝生とでは全然違うという関係があって、授業でも、昨年みたいな暑いときには、コンクリートや何か、あるいはアスファルトの反射熱というのは相当なものだろうと思うのです。そこら辺のところの調査はされたのでしょうか。

○吉場道雄委員長 藤永副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 委員さんおっしゃるとおり、反射熱というのはかなりあると思います。ただ、調査のほうは特にしてはございません。

今現在の使用状況といいますか、その辺が、雨が降ると結構砂利をならして平らにしても、すぐ大きい穴ができて水たまりができる状態ですので、舗装化して透水性で水がたまらない、そういった舗装をするのが一番有効なのかなと。あとは、校舎前にも排水溝というのがありますので、そういうところから水もまたはけるかなというふうな形で考えておまして、熱のことにしましては特に考えてはいなかったのですが、一番いいのは舗装しているのがほこりも立ちませんし、学校との相談の中でも、やっぱり舗装が一番いいかなということで今回計画させていただいております。

○吉場道雄委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 1点だけお聞きしておきたいと思うのですが、保育園の関係です。

通常入所申請を9月ごろやるかと思うのですが、新システムとの関係で、今年はどういう形の方になるでしょうか。

○吉場道雄委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 25年度につきましては、新システムの施行は27年度からになりますので、25年、26年につきましてはニーズ調査、計画の

策定をして、27年度の4月1日からの入所については、新システムの影響が出てくるのかなということで考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 質疑はないようですので、教育委員会こども課に関する部分の質疑を終結いたします。

◎散会の宣告

○吉場道雄委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 5時11分)

予算特別委員会

3月13日（水）午前9時30分開議

- 議題1 「議案第23号 平成25年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について
- 2 「議案第24号 平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について」の審査について
- 3 「議案第25号 平成25年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について」の審査について

○出席委員（１３名）

1 番	森	一	人	委員	2 番	大	野	敏	行	委員	
3 番	佐久間	孝	光	委員	4 番	青	柳	賢	治	委員	
5 番	小	林	朝	光	委員	6 番	畠	山	美	幸	委員
7 番	河	井	勝	久	委員	8 番	川	口	浩	史	委員
9 番	清	水	正	之	委員	1 0 番	安	藤	欣	男	委員
1 1 番	松	本	美	子	委員	1 2 番	渋谷	登	美子	委員	
1 3 番	吉	場	道	雄	委員						

○欠席委員（なし）

○委員外議員

長 島 邦 夫 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事 務 局 長	杉 田 豊
主 査	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
井 上 裕 美 総 務 課 長	
中 嶋 秀 雄 地 域 支 援 課 長	
中 西 敏 雄 税 務 課 長	
中 村 滋 税 務 課 課 税 担 当 副 課 長	
田 畑 修 税 務 課 収 税 担 当 副 課 長	
新 井 益 男 町 民 課 長	
村 上 伸 二 町 民 課 保 険 ・ 年 金 担 当 副 課 長	
岩 澤 浩 子 健 康 い き い き 課 長	
青 木 務 長 寿 生 き が い 課 長	
大 塚 晃 文 化 ス ポ ー ツ 課 長	

簾	藤	賢	治	環境農政課長
木	村	一	夫	企業支援課長
田	邊	淑	宏	まちづくり整備課長
大	澤	雄	二	上下水道課長
田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長
内	田		勝	教育委員会こども課長

◎開議の宣告

○吉場道雄委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、予算特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時26分)

◎諸般の報告

○吉場道雄委員長 ここで報告いたします。

本日の委員会次第はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○吉場道雄委員長 議案第23号 平成25年度嵐山町一般会計予算の議定についての件を議題といたします。

既に全課局に関する質疑が終了しております。本日は、歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けします。

総括質疑者につきましては、前もって届け出をいただいておりますが、4名であります。

最初に、第13番委員、渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 それでは、6点ほど総括質疑を行います。

今回、今年度にクラウドが始まって、実際に3.11以降、各自治体で戸籍などが紛失してとても苦勞をしたというものがあります。今回の25年度予算の中で、クラウドの対象事業がどの事業であるのかわからないこと。それについて伺います。どの事業にどれだけ予算を使っているのか。クラウド対象ではない情報の安全性の確保については、どのようにしていくのか。例えば情報自体がなくなるといったことなども含めて伺いたいと思います。それが1番目です。

2番目ですけれども、ふれあい交流センターの完成から2年経過しました。そして、今回の質疑の中でも、アイプラザの利用が少なくなったとかいろいろありまして、ふれあい交流センターを皆さんが利用なさるようになって、北部交流センター、南部交

流センター、アイプラザ、図書館多目的室、そのほかの公共施設についての利用状況の変化と、今後のこととして、事業配分を考え直していかなくてはならないかなと思っていますので、その点について伺いたいと思います。

3 番目です。団体補助金のあり方を、21年1月の団体補助金検討委員会の報告書にのっとなって事業補助に変更したということなのですが、当初予算を実際に見てみても、補助金適正化委員会の議事録を見ましても、団体補助金検討委員会の報告書にのっとなって、それに変更していったというふうには感じられないところが多く、団体補助金を事業補助金という名称に変更したにすぎないというふうに私自身が感じています。それは、今までの既得権維持を踏襲するために事業補助金というふうな形に名前を変えたというふうに考えられます。特に補助金適正委員会が嵐山町の職員のみによって構成されているために、行政と団体との関係、それを新たな視点で構築することが、検討することが、難しいと考えられます。どのように具体的に変更したか。

嵐山補助金適正化委員会の報告の第1番は、補助金の長期化による既得権化を防ぐこと、交付団体の自立を図ること、といった補助金執行の適正化を掲げて、その上で新規団体補助金を確保していくというふうなことが挙げられていました。その中で、基本的な公募、新たな補助金団体を公募方式として採用すること、事業費を対象にして補助をしても事業評価を行うこと、補助金の期間の周期の設定、補助金限度額の設定、補助金事業の情報公開と評価基準シートの作成があります。補助対象とならないものとして、人件費、会議費、研修費、視察費、慶弔費、食糧費、積立基金というふうな形で検討委員会の報告書には載せられています。そして、ずっと補助金適正化委員会の会議録を読んでいますと、人件費や研修費等につきましては、該当できないので個別要綱をつくって対応をしているというふうになっていますので、むしろ既得権の永続化が、この補助金要綱の改正、新たなものによって進んだというふうに考えられると思います。私としては、このままの形であってはいけないと思いますので、補助金適正化委員会は、再度、住民の方も加えて行っていくこと、そして補助金については、3年、5年のスパンでもう一度見直していくことが必要であると考えていますので、その点について伺いたいと思います。

特に私が問題にしていますのは、嵐山町の議員が代表としている団体補助金のものが高額であること。それに対しては、ほとんど永続的に行われていること。昭和59年に設立されました嵐山町土地改良組合協議会ですか、嵐土連ですけれども、それにつ

いていいますと、平成5年から平成11年に関しましては、5万円ぐらいに一時減額されていたことがありました。それは、その当時は、長島宗作さんが代表でした。関根昭二さんと長島宗作さんの選挙があって、その2年後に5万円に減額されていて、その後2期目立ったときの町長選挙で関根昭二さんのときに、またこれが54万5,000円ですか、そういうふうに復活していて、それが人件費の半額補助という形で出てきて、現状になっています。こういうふうな形のものがあること。部落解放同盟嵐山支部については、何が何だかわからないけれども、とにかく補助金がずっと出されていて、何に使っているか事業も何もわからないという中でやっとわかってきたことは、研修費や役員費や、それから新聞費や雑誌、会議費、旅費、そういったものに使われていること。それは、一部の人のものであったことなどがわかってきました。

こういった中で、既得権の永続化、特にこの場合は問題なのは、その補助金についての申請をするたびに、嵐山町の行政と交渉するのが補助金団体の代表であることが議員であること、その議員がしかも運営委員会でまたそれを諮ってつくって行って、そこで了承させて、それをまた議会で議決していくというふうな、この3段階の、3重の問題があるのです。それについて、またこのような形で既得権の永続化のような補助特別要綱、個別要綱、これに関しては、部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部に関しては、まだ個別要綱がつくられているのかわかりません。そのような状況の中で、このような団体補助金の変更があった、事業対象にしたというふうになっています。でも、実際に見ていると、それは事業補助にしたというふうには考えられないと思いますので、その点について伺いたいと思います。

4番目です。都市公園、スポーツ広場、児童遊園地、地区公園、ゲートボール場等、各外での住民の施設がありますが、それについての総合的な把握をして、それぞれにどのような形で整備していくかという方向が必要だと思うのですが、その総合的な把握についてまず伺って、それから方向性について伺います。

次、5つ目です。平成24年度に策定した人権施策基本方針の今後と予算措置についてということなのですが、これもずっと人権施策の基本方針についても、パブリックコメントなど出してかかわってきたのですが、同時にこの人権施策基本方針の中と、それから部落解放同盟埼玉県連合会との嵐山町行政のかかわりを見ていますと、部落解放同盟埼玉県連合会は、埼玉県の人権施策基本方針に沿った各市町村の人権施策基本方針をつくることというふうになっていて、それは要請にももちろん応じますという

形で、パブリックコメントをとるという形で進んできました。その中に、実際にドメスティックバイオレンスや児童虐待について、それから貧困についても対応するようというふうな形の問題が部落解放同盟埼玉県連合会から出されていて、実際にそのようなものも加わってきています。ですけれども、これを見ても、嵐山町と部落解放同盟埼玉県連合会との市町村交渉を見ても、これらの各人権問題が大切なことであって、それに沿って人権問題を解決するために、部落解放同盟埼玉県連合会が主催する研修会に参加をすることというふうな申し入れがあったりします。その申し入れに基づいて、今回の当初予算の研修費もできています。そして、そのほかに、この基本方針に基づいて啓発事業を行っていくことということも要請事項の中にあって、それはそのようにしていきますというふうに書いてます。ですけれども、その人権施策の展開場所は、結局のところ、今の状況では、吉田集会所事業にならざるを得ないというのが、平成25年度の当初予算の中でわかってきました。そうであります、これは、吉田1区、2区を対象にした人権問題の講座を行っていくことというふうな形になっていかざるを得ない。それと、子供の貧困に関してのことでもここでは当然取り上げているわけなんですけれども、子供の貧困の問題に関して、嵐山町では七郷小、志賀小、菅小、玉ノ岡中、菅谷中学というふうな形で見てきますと、七郷小で現在子供のふれあい塾が行われているわけなんですけれども、その部分が一番子供の貧困率が低い。菅谷小が最も高い。といってその部分に対しての予算配分が、子供の貧困、少なくともそういったことに対しての予算配分ができていない状況にあります。

ですから、この部落解放同盟埼玉県連合会の大もとの主張は、基本的な人権施策として展開している部分というのは、私は正当な部分だと思うのです。ですけれども、実際に嵐山町で展開するときには、それは部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部の行う、そして人権教育の展開の場所として、拠点場所として吉田集会所事業を求めているというふうに、この会議録などをずっと読んできますと、出てくるのです。それは、吉田集会所事業は、部落解放同盟埼玉県連合会のほとんど要請事業を行う場にすぎないという形になってきて、嵐山町の人権施策を展開するというのが、現実的には予算どりでできていないし、人材としてもそのとこに確保できていけない、そういうふうな状況になります。

特に、町長のお話ですと、比企郡市の統一施策に合わせていくということですが、これも、統一施策に合わせていくということが何であるのか、それを伺いたいと思うの

です。この統一施策を合わせていくということが、比企郡市部落解放同盟の協議会と、それから比企郡の各市町村との回答によるものであるのならば、それは嵐山町独自の人権施策を展開することができないということになりますので、その点について、特に予算とそれから今後の方針、この人権施策基本方針の今後の予算措置の展開について伺いたいと思います。

6 番目です。こども課の事務分掌についてです。こども課になってから3年を経過しました。私は最初、こども課になったので、生涯学習にかかわるものもこども課で行うというふうに考えていたのですが、生涯学習は文化スポーツ課になっていきました。学校化社会ですので。学校化社会というのは、問題の多い状況を言うのですけれども、学校化社会で非常に管理されていることを言って、その子供たちが閉塞感にあるということを言うのですけれども、現実的には、学校化社会であるので、学校以外の授業というのですか、青少年部門の学校以外の活動については、町長部局で行うというよりは、このこども課事業で変更していくほうが、展開としてはやりやすいのではないかなと思っています。このこども課にしたことに関しては、ふれあい交流センターに、菅谷出張所を、出張所機能をつけたわけです。その部分で、大人対応の地域交流に関しては、町長部局でもよいかなというふうに私自身も考えたのですが、実際にやってみますと、非常に難しい。例えばPTAの問題を話を持っていこうとしても、それはこども課ではなく、嵐山町のPTAは幼稚園と小中学校なのですから、それが文化スポーツ課になってきてしまう。放課後子ども教室に関しましても、これは今度逆に、学校で本来行うべきであるものだと考えているのですけれども、ふれあい交流センターで行っているために、文化スポーツ課になってしまふ。そういった事情があって、私はこれは非常に難しい問題を抱えているなと思います。

これは、今回、事務分掌の変更がないわけですが、今後に向けて事務分掌を変更していかないと、非常にこども課自身がやりにくい。こども課になったことによって、よい部分もあったと思うのです。子供のことにに関して全体的に行っていくという形で、私自身は、可能性としてはとてもいいものがあったと思っているのですが、その点について伺いたいと思います。

それと、もう一点。3年経過して、教育長が、こども課という、教育委員会サイドでずっと仕事をしていらっしゃって、福祉サイドのこと、それから健康サイドのこと

も一緒に抱えなくてはいけなくなったということと、逆にまた生涯学習部門も教育委員会部門でとても大きかったわけなのですけれども、その部分がなくなったことなどについての実際にやりにくかった部分、それからもっとこうしたほうがよかったのではないかというふうに思われた部分等についての、感想といいますか、コメントといいますか、今後どうしたらいいかというふうな形のものを伺えたらいいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えをさせていただきます。

私のほうからは、最初にご質問いただきましたクラウドの対象事業の関係、それから5番目にご質問いただきました人権施策基本方針の関係、この2点についてお答えをさせていただきます。

まず、ご質問のクラウドの対象事業と、そのクラウド化しないものの安全性についてということでございますけれども、平成25年10月に共同化に移行するということで嵐山町では予定を進めておりますが、ここで移行させていただきますシステムにつきましては、今回の共同化の18町村、この全団体に共通して利用する基幹的なシステム、これが22業務ございます。これについては22業務ございまして、それ以外に希望する団体のオプション的な業務、これについて嵐山町では5業務、これを10月に共同化するというので、27業務のシステムについて共同化、つまりクラウド化することになります。これにつきまして、その予算額でございますけれども、この27業務に関します経費については、24年度ベースで申し上げますと、およそ5,400万円の業務関係のシステム経費、これをクラウド化するというのでございます。

今後につきましては、基本的には、基幹系のシステム、残るシステムがまだあるわけなのですけれども、その9のシステム、これはその業者が決まりましてから、その業者との間でそれぞれの団体が個別に委託するかどうかというのを決めていくものになるのですけれども、それにつきましても、業者と協議をしながら、残りの9システムがございしますが、これも25年度、いわゆる26年度以降、できるものはクラウド化していきたいというように考えております。

そうしますと、基本的には、基幹系のシステムについてはほとんどクラウド化ができると。ただ、残るのは情報系のシステム、例えばこれはどういうものかといいます

と、庁内のLANのデスクネットでありますとか、例えば契約の管理システム、財務管理のシステム、積算システム等については、情報系のシステムというふうに言っておりますが、これについてはクラウド化はその後になるということでございまして、こういったものの安全管理については、今でもやっているところでございますが、庁内の情報のセキュリティポリシーというものがございまして、このポリシーの中に、例えばサーバー室の管理でありますとか、あるいは職員が情報系の基幹系の利用する場合のセキュリティ、例えば権限ですとか、そういったものには全て細かく決まっております、そういったものについて安全対策を行っているというものでございまして、これは現在も行っておりますし、また残りのクラウド化が進まなかったというか、おくれた部分についても、当然適用させながら安全性を今以上に確保していくという考え方でございます。

以上が、1番目のところで、クラウド化の関係でございます。

それから、続きまして、人権施策の基本方針と今後の予算措置ということについてお答えさせていただきます。

まず、人権施策基本方針につきましては、渋谷委員さんも今お話をいただきましたように、こちらにつきましては、今までは、こういった人権施策の基本方針というような分野別のもも含めた基本方針はございませんでした。人権に関するものとしては、同和対策の基本方針というものはございましたが、これにかわりまして、今回は埼玉県の人権施策基本方針、これが昨年度改正されました。そして、嵐山町の第5次の総合振興計画が策定されました。こういったものに合わせて町の基本的な人権施策の基本方針を定めると、そして今後の町民、それから企業、そして町と、その協働の態勢の中で、基本、人権に関する推進を行っていくというものを目的としてつくらせていただいたものでございまして、基本的に参考にさせていただきましたのは、県の人権施策の基本方針、これを重点的に参考にさせていただきまして、なおかつ人権施策の審議会でご審議をいただき、パブリックコメントをとらせていただいて、それについてもご審議をいただいた中で、今回の基本政策、方針が作成させていただいたというものでございます。

この中の、人権施策の推進の方向といたしまして、3点挙げさせていただいております。きのうは、清水委員さんに、基本理念ということでお答えをさせていただきましたが、推進方向ということで3点がございまして、その3点は、1点目が、あらゆ

る場を通じた人権教育、啓発の推進、これが1点目。2点目に、相談、支援の推進。そして、3点目が、町民、企業、NPOと協働した地域づくり。この3点を推進目標というふうにさせていただいております、きのうもちょっとお答えさせていただきましたが、さらに分野別に女性や子供、高齢者、障害のある方々、こういった10項目の、重点的に取り組んでいく課題ということで10項目を挙げさせていただいて、それぞれに今の推進目標に従って進んでいくというのが、この基本方針でございます。

それぞれの分野別の人権課題に、どれが重くてどれが軽いということはないわけございまして、町といたしましては、今までも取り組んでまいりましたけれども、さらにその目標を明確にして、こういった問題に、今申し上げたような推進の対応に基づいて行っていくということでございまして、予算との関係ということにつきましては、今でも相談ですとかそういったものに関しても予算措置をさせていただいておりますし、また今後のこの推進の目的に必要な予算あるいは要求事項等があれば、それを予算化をしていくということも、あわせて考えていく必要があろうというように考えております。

以上、お答えをさせていただきます。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 3番目の事業費補助につきましてお答えします。

平成21年度に団体補助金の検討委員会がございました。その報告書が出されまして、ご提言がございました。先ほどの渋谷委員さんがご指摘いただきましたように、5点についてのご提言でございました。これを受けまして、平成22年度以降に補助金適正化委員会も開催をし、検討がされてまいりました。

この中で、平成23年度末に、町適正化委員会の中では、事業費補助は移行するというような方向でいこうと。それから、各団体のヒアリングを実施してまいろうというふうに決めました。平成23年度末から平成24年度にかけまして、各団体とのヒアリングを実施したところでございます。その中で、大部分の団体につきましては、ご理解をいただいたというふうに思っております。

今年に入りまして適正化委員会を開いたわけでございますけれども、最終的に町の代替団体以外は基本的にはリセットをし、新たなに募集するということを基本的な考え方とするということにしました。今まで補助をしていた団体につきましても、一応リセットすると。そのほかに、昨日、総務の審議をいただいたときにお話ししました

ように、新たな公募をする団体として3団体を予算計上させていただいたところでございます。町の事業の代替団体につきましては、それぞれの補助要綱を作成いたしまして、補助対象事業も具体的にいたしまして、公正で公平な、そういったような規定をつくるということになりました。

団体設立にはいろんな経緯があるわけでございますけれども、町の代替団体以外については提案型事業費補助とすると、それで上限は10万円というふうに決めたところでございます。ただ、例外といたしましては、県補助金等の特定財源、これが絡むもの、それから補助基準がルール化されたもの、こういったものにつきましては、それがありますので、例外としております。

そのような形で、町の代替団体につきましても、それぞれの補助要綱を作成し、その事業費、事業申請をしていただいて、基本的には事業費補助ということでやらせていただくということでございまして、団体補助金が単なる事業費補助金として名称を変えたものではございません。

以上です。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 3点についてお答えをさせていただきます。

最初ですけれども、ふれあい交流センター、これが大変好評をいただいております、利用者も増加をしております。ちなみに、利用率を、利用状況を話をさせていただきたいと思います。22年度ですけれども、中央公民館を利用者数、総数が3万837人でありました。そして、23年度になりまして、ふれあい交流センターが4万1,168人で行いました。今年度、24年度、5万5,005人、そして出張所関係の仕事関係、ごみの証明書、ごみの受け付け、税務証明、住民票交付、税務関係、1万1,781件、そして今年度のふれあい交流センターに足を運んでいただいた方の総数が6万6,786人、これが交流センターでございます。

こういう経過を経てきまして、当初計画をした、予定をしたとおり、人口の中で交流センターを利用していただく方というのは、着実にふえてきている。そして、使っていただく内容を、この部屋を見て思うのですけれども、いろんな形で利用をいただいております。そういうものの利用者も、層というのものが広がっております。そういうことを考えますと、委員さんおっしゃるように、ふれあい交流センターが2年経過をして、町の施設の配置、事業配分の考え方、こういうことを考えていかなければ

ばいけない時期に来たなというふうに思います。

それで、交流センターを北部、南部、中部と、こうきたわけで、そのこのところも利用勝手のいいような形になりました。特に南部がまだ使い方がちょっと少ないわけですが、それでも、駐車場がないというふうに頭の中に思っている方も多いので。駐車場は、幼稚園の駐車場の奥りの前の庭に駐車ができるわけですし、利用勝手とすると、以前に比べると、幼稚園と一緒にというようなことでなくて駐車場もしっかり整備ができています。それで、エアコンとかそういう状況も整備ができています。全ての交流センター、利用の仕方が上がってきております。

そういう中で、基本的な考え方ですけれども、これはこの後の都市公園、スポーツ広場、児童公園、こちらとも関係するのですが、基本的に嵐山町の人口構成というのがどういうふうになっていくのか、これが一番大きな問題だと思うのです。近い将来、5年、10年、20年、ここのところでどういうふうに変わっていくのか。この地域はどういう人が多く住んで、どういう人が少なくなるのかというのが、5年、10年、20年、ここのところの将来で大分変わってくるのかなと。

というのは、嵐山町が人口が減っているわけですが、区画整理等を行って、あるいはおうちが建っているところというのは、人口がふえているのです。ふえているところと減っているところ、総体的には減っているということですが、ふえているところというのは、若い層、子供たちも多くなるでしょうし、そうでないところというのは、高齢者、特にひとり住まいのご家庭がふえてくるかな。そうすると、そういう人たちにどういった対応をこれから迫られてくるのか、していかなければいけないのか、配慮はどういうふうにしたらいいのかというようなことが、この近未来の嵐山町の課題として上がってくる。

そういうものを踏まえて、交流センターもどういった方これから使うのがふえていくのか、あるいはそういう人たちに使ってもらうようにこちらからいろんな形でお願いをすべきなのかということで、事業配分の仕方、ここのところまではまだどうかわかりませんが、今のこの状況の中では、特段今の状況を大幅に変えてやるということではなくて、小幅な状況に対応するような形でいけるのではないかなというふうに、ふれあい交流センターの近未来、近い将来にはそんなふうに考えております。

それと、都市公園、スポーツ広場、児童遊園地、地区遊園地、ゲートボール、こういうものの総合的な把握、整備ということでございます。これも今話をしたようなこ

とが基本的に一番中心に考えていかなければいけないと思うのですが、例えば地区公園等を見た場合に、鉄棒があります、滑り台があります。そういうものの鉄棒の下ところが草がぼうぼう、滑り台がおりてきたとこに草が生えているというような形で、そこの滑り台は余り使われてないのだなというのはすぐわかるわけですが、そういうようなこと。それと、都市公園、スポーツ広場、ゲートボール場、そういうようなところが、どういう利用がされているのか。そして、今言ったように、近い将来どういう方向で行くのか、それで今一番必要とされているのはどういうものなのか、そしてどういうものが、要らなくなるという言葉がちょっと足りませんが、利用率が下がってくるというようなものはどういうものなのか。こういうものを見た中で、総合的な整備というものをやっていかなければいけないというふうに思っております。

そして、その一つとして、今進めている公園の整備というのがあるわけですが、でも、志賀の堂沼公園、それからフィットネスパーク21、それから、きのうも話が出ましたけれども、川島の天沼の公園を整備をしていこうとかいうような、人、子供たちがふえそうな地域、それと今ある公園なり、ゲートボールだとか、グラウンドゴルフだとかいろいろやっているところで、施設がちょっと困っているようなところについては、これから総合的に考えた中で整備をしていく必要があるかなというふうに思っております。特にこういう都市公園、遊園地、スポーツ広場というようなことというのは、地域に出入りいただく一番大切な場所でもありますので、こういうものを意識をしてご提言をいただいたような方向性をしっかり持って、整備方針もしっかり固めていく必要があるというふうに考えております。

それから、こども課の事務分掌。これにつきましても、一番この機構改革をした基本というのは、町民サイドに立った形での機構改革というのが中心のことです。ですので、カウンターの中、外、外の人がどういうふうにとったら便利になるのか。カウンターの中というのは、いろいろ省庁をまたいだり、国は全く頭が違いのを一緒にのところでやるわけですから、当然混乱というような、困難なことというのは起こってくるのは最初からわかっていたわけですが、それを超えてカウンターの外の人、町民の人たち、その人たちが、余り来ない役場の中でできるだけやりやすいような状況を町の中でつくりたい。これが最大のコンセプトでやったのが機構改革であるし、今行っている内容であります。

ですので、そういうものに対応する仕事のない部門、カウンターの中では、どうい

うところできて、どういうところできないかというのは、今の状況も、あるいはこれから法律が変わったり方向が変わったりしていく中で、対応をその都度とって、カウンターの外の人を使いやすいような、気持ちよく庁舎の中で用が足せるような状況を今後もつくっていききたいというふうに思っています。

ですので、この事務分掌というのが、文化スポーツ課あるいはこども課との中で、いろんな入り組んで、あるいはごちゃごちゃしてするのではないかなというようなことがあると思うのですが、そういうものはそれぞれが知恵を、あるいは汗を流していただいて、内部の中でできるだけ解決をして、カウンターの外、町民の人に迷惑がかからないように。コンセプトは町民の人たちが便利かなような形でやっていきたいというのが基本的な考え方でございますので、困難はあると思いますが、そういうものをできるだけクリアをしていきたいなというふうに思っているのが基本でございます。

○吉場道雄委員長 では、所管の関係で、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 渋谷委員さんから、機構改革、事務分掌等について、生涯学習、社会教育含めての、この事務分掌の改編によってやりにくかったこと、もっとこうしてほしいこと等、あるいは今後の方向について感想ということですので、述べさせていただきます。

大きく2点になろうと思うのですが、1つは、民生費を扱うようになって、要するに子育て部分、これについてと、それから青少年教育についての2つの局面でお話します。

1つは、町長から今お話あったように、教育委員会の中に民生費の子育て部門ということ、これについては、町民目線に立って、子供のことは1つのところで足りるよなということ而努力をさせていただきましたが、いかんせん民生費、衛生費等、今まで経験のない、教育行政しか扱ってきていない一つのセクションでやることですから、非常に難しい面もありましたけれども、勉強にもなりました。

2つ目の文化スポーツ課関係、地教業法という教育委員会の職務権限というのは、法では19項あって、半分が学校教育に関すること、半分は社会教育、青少年教育、スポーツ、文化に関することがありまして、その部分が文化スポーツ課、部局長の職員ということで補助執行になったわけです。青少年教育については、社会教育法で、市町村教育委員会の事務として、青少年教育、女性教育、これらに対してのボランティア、とにかく青少年に対するボランティア活動を推進する場を提供したり、奨励した

りする事業ということで、教育委員会も今までそれをやってきたわけであります。成果があったかどうかは、まだ自信がないわけでありますが。法的なことは、さっきお話しした厚労省関係があり、文科省関係があり、また文化庁関係の文化財のことがありとか、もういろいろごちゃごちゃしている中で、まだ2年しかたっていないので、いろいろ課題もあるし、成果もあります。

総じて言えば、私も市町村の教育委員会勤務だけでも、富士見市、東松山市、嵐山町、3つございます。あと県が長かったわけですがそれでも。いずれにしても、初めての経験なので戸惑う面もありますけれども、今後の方向としては、いろいろな町民、住民サイドからのニーズが多様してくる中で、行政がこれを施策として打っていくためには、セクト式ではだめだということです。いわゆる役場でいえば、部局横断的な対応をしていかないと、だめなのだろうと。かつて部局横断的な施策ということで一般質問でもご提案いただいたけれども、そのとおりだと思うのです。まさに今教育委員会では、民生費部門も扱っているけれども、これには教育と直接関係ある部門もたくさんあり、課題としては、幼保小の連携であるとか、それから今子育て支援のところでは、保育所、幼稚園との新しい設置につけての国の動きとか、全く関係ないわけではないわけです。ほかについても全てそうだと思います。

ですから、これから町長さんの方針に沿ってまちづくりをしていく上で、ニーズが多様化して、これに对应していくためには、役場内部としては、それぞれの課所間で、セクト主義ではなくて部局横断的に対応していく。そのためには、やっぱり連携と情報の共有をしていかなければならないだろうと。教育長の立場ではそんな大げさなこととも言えませんが、町の対応としてどうなんだいと聞かれたら、全ての職員がそれに答えられるような、そういうような時代になってきているのかなというふうに思います。

県でも、毎年毎年新しい課が出てきます。人事を扱う課、学校教育を扱う課、社会教育を扱う課、いろいろ出てきます。最近では、教育局の中に、家庭地域連携課という新しい課が出てきました。これはどんなことをやるかといったら、親の学習講座だとか、放課後子ども教室とか、学校ファームであるとか。そういうのがなぜ出てきたかということ、教育は、教育だけのセクトだけでできないと、地域や家庭との連携で、今そういう立ち位置でやらないと教育行政は成り立たないよという認識のもとに、新しい課が設置しました。また、なくなる課も出てきました。そういうふうに時代の二

ーズに合わせて、課の設置だとか、組織改編というのをやっていくべきだろうというふうに思っております。

一方では、学校教育行政の上では、社会教育と学校教育というのは車の両輪であります。したがって、学校教育については、学校教育法というのがあります。社会教育には、社会法というのがあります。この2つで教育行政が成り立っていると。その部分について、今後、文化スポーツ課に分かれたけれども、どういうふうに連携で情報を共有していくかというのは、課題であろうかというふうに思います。

教育長の力がなくて、十分に町長さんの機構改革にこの2年間治えたかどうかわかりませんが、今後、ぜひ連携と情報を共有して、町全体としての施策に生きていくように進めていければなと、行っていただきたいというような感想でございます。

ちょっと長くなりましたけれども。

○吉場道雄委員長 渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 最初のクラウドの点から再質問していきますけれども。

昨日、町民課のほうで、戸籍に関しては法務省のほうになっていくというふうな形でした。そういった情報というのは、嵐山町で、住基ネット情報のほかの22事業のほかに希望業務が5業務ということでしたけれども、そういったものはほかにはもうないのですか。これは一般会計の質疑なのですけれども、多分国保会計とか、それから後期高齢とか、下水道なんかは入っていないのかなと思ったりするのですけれども、そういった部分でのクラウド化はどのような形で進んでいくのか、伺いたいと思います。

それから、次、2番目です。ふれあい交流センターのことなのですが。私が特に気になっていますのは、北部交流センターも利用者が少なくなってきたというふうに聞きました。それはどうなのかわからないのですけれども、私自身はその数字を調べてないのでわからないのですが。あと、昨日は、アイプラザの奥が利用者が少なくなっているという話を伺いました。

それと、私自身が住民の方たちと話し合いをしていますと、図書館の下の部分がとてももったいないというような形があります。特に、図書館自体は無料で使用しなくてはいけないために、視聴覚室が非常に使いにくい。視聴覚室というのは、映画をしようと思ったら、ちょっとした会合をしようと思ったら、200円、300円、あるいは4～500円ぐらい取らないとできないような、個人でやる分には、無料なもの以外では

きないわけなのですけれども、そういった問題があって、図書館の視聴覚室は、子供を持った人たちにとっては、小さな多目的室を使えばよいので便利なのですけれども、逆に言えばお金を取ることができなので、皆さん、女性教育会館を使わざるを得ない。女性教育会館は不便なのです。研修棟と子供のいる場所とが離れていますので、とても使いにくいというのが言われていて、特に図書館は、視聴覚室もそうなのですが、大きい多目的室はほとんど使われていない。あれはもったいないというふうに言われていまして、アイプラザに関しても、駅に近いのに、奥の部屋はほとんど使われていない。それは、多少利用の方法は、使っていच्छる方があって、あることはあるのだけれども、そういった形の利用ではない方法をもう少し考えていかなければいけないかなと思うのですけれども。

総合的に、北部交流センター、南部交流センター、アイプラザ、図書館多目的室、それからもう一つ、なごみ。やすらぎは、今しっかりした形になっていますけれども、なごみ等も含めて、もう一度、施設のあり方というものを考え直すべきではないかと思うのですが、その点について伺いたいと思います。特に図書館は、非常に使いにくいです。アイプラザに関しては、駐車場がないから使いにくいというふうに言われています。アイプラザに関しては駅にあるので、ほんとに一番使いやすい場所なのです。だけれども使えないというふうに言われていますので、もう一度考え直してみる必要があること。

それに加えて、これは嵐山町の直接的な問題とは言えないのですが、社会福祉協議会が今後移転せざるを得ない。そうすると、おもちゃ図書館も移転せざるを得ない。そういった部分も含めて、総合的な形で、図書館の、全ての施設の配置などを考えていくべきであると考えますが、それについてのお答えを伺いたいと思います。

それから、次の団体補助金のあり方ですけれども。私は今後、今回、ないのですけれども、とりあえず補助要綱をつくってきたというふうな形で言われています。町の代替事業を補助要綱をつくってきたと。でも、実際に、町の代替事業かなんかというのはよくわからんなと思ってずっと見ていたのですけれども、これは何で代替事業になるのだろう、そういうふなものが、私が見ている部分ではそうです。ほかの部分に関しては、区長さんのものなんかは、そのものですから特に問題はないと思うのですが、町の代替事業というものをやっていくのならば、人件費などを、特に補助で言っている研修費を補助するのであるならば、これは本来は条例化すべきものであると考

えるのです。条例化して、初めて人件費を支出できると考えるのです。それをしないで要綱でやっていくということに大きな問題があると思うのです。

それを含めて、補助金適正化委員会に関しては、3年後にもう一度見直すべき、こういった団体補助金要綱に関しては、住民の方も含めて評価をして見直すべきだと思うのです。実際に報告書の中では、事業費を対象にした補助と、それに対しての事業評価を行っていく。評価基準シートを作成していくというふうになっているのですが、これに関しては、評価基準シートというのは、21年、22年、22、23、24で3年間かかってはまだできていないですね。だから、全然評価がされていない。実際には評価をしていないということになっていて、それで団体補助金が事業補助にかわってきているというふうにはしか見られないのです。その点をどのように考えていくか。特に職員だけでこの補助金適正化委員会をやっていて、実際に補助金の内容をチェックしていないですね。チェックしていなかったなというのよくわかったので、チェックする機構をつくっていったら、本当に嵐山町にとって必要な補助金なのかどうか。提案型の補助金に関しては、3年が周期になってました。3年をめぐにしてこの補助要綱も見直していく、そういった形が必要だと思うのです。その点について伺いたいと思います。

私は、国や県からの基準があるものに関しては、それは支出していくべきだし、それは利用するべきだと思うのですが、そうではない嵐山町独自のものに関しては、しっかりした補助基準と要綱、そして評価基準が必要だと思います。

ですから、2点です。評価基準の要綱、3年後にこの補助金の要綱を見直していく。それも、職員だけではなく、住民も入った段階での補助金適正化委員会をつくって見直していくという方向が必要だと思いますので、その点について伺いたいと思います。

すみません。それと、都市公園、スポーツ広場、児童遊園、地区公園、ゲートボール場についても、同じように考え直すということなのですが、これに関して言いますと、私自身も高齢者の部類になってきてますので、子供とつき合うということが余りないのです、嵐山町の子供と。ですけれども、嵐山町の子供とつき合ってみると、子供はゲームが好きだから、家の中で遊ぶのが好きだから、外で遊ばないということではなくて、外で遊ぶ場所がないから外で遊んでいないということに気づいたのです。あと、これに関して言いますと、女性教育会館の運動広場というのが、嵐山町が管理するようになりました。これに関して言いますと、嵐山町の子供たちはここで自由に

遊べないということがわかりました。そういった問題。

それから、嵐山町には立派な歴史資料館、今名前が違いますけれども、歴史資料館でも遊ぶことができますけれども、実際にはそこに入って遊ぶことが非常に難しい。子供たちです。小さい子ではなくて、いわゆる自分で外に行って、出かけて行って遊ぶことができる人たちが、遊ぶことができない。そういったものに対しての整備を全面的に直していかなくてはいけない。小さな子供に関してもそうなのですけども、お母さんと話してみたら、どこで遊んだらいいのかわからないというふうに言われて、まだ行ってないのですけれども、江南町の公園のようなものが嵐山町に欲しいと言われたのですが、お弁当を持って出かけて遊べる場所が嵐山町にない。実際に見てもそうなのですけども、菅谷公園では遊べないです。そういった問題がありますので、そういった点も含めて、嵐山町の外遊び、運動場、総合的な広場をつくっていく考え方を構築していくべきだと思いますので、その点について伺いたいと思います。

それから、人権施策の基本方針と今後の展開についてですけども。私は今回の予算に関しては、非常に大きな不満を持っています。というのは、人権基本方針の中で、自殺問題や、それから子供の貧困といった問題に対しても出していただきました。ですけども、それがどこの段階で予算に入ってくるのかわからないし、今の現状の中では、この予算の展開の仕方では、吉田集会所事業でしか、ほかにやる場所がないのです。それをどのようにしてやっていくのか。吉田1区、2区の人たちを中心にしただけの事業にしていくのか、嵐山町全体の事業に展開していくのか。

そうしますと、今ある人権施策の事業費として、報償費が71万円出ています。その71万円の事業を、吉田集会所事業ではなくて、ほかのところにも使っていけるわけです。ふれあい塾は七郷小だけでやっています。だけれども、そうではなくて、菅谷小でやることもできるし、志賀小でやることもできる。具体的な政策の施策の展開については、細かいところまで出ていません。そういった部分に展開していくことで、初めてこの嵐山町人権施策の基本方針というものが生きてくると思うのです。人権施策基本方針に合わせることで、これが部落解放同盟埼玉県連合会との嵐山町の第1次交渉、第2次交渉、第3次交渉との関係の中で、部落解放同盟埼玉県連合会の活動拠点として位置づける。それから、部落解放同盟埼玉県連合会の研修に嵐山町の職員が出ていく、教員が出ていく、そういうふうな形での展開ではないものができると思うのです。そうしていかないと、嵐山町の人権施策というのは、いつまでもいつまでもこの同和

一つに集中していく。同和一つでなくて、部落解放同盟埼玉県連合会というのは、ドメスティックバイオレンスや、企業での差別や、そういった研修もしています。ですけども、その研修に嵐山町の職員が入っていくことでこの人権政策をしていこうというふうな方向が見えてくるのです。そうではない形で、独自にアンテナを張って、実際にやって見てみますと、例えば私ですと、貧困ネットとかにも加わっています。貧困ネットには、いろいろな自治体の職員が一緒に加わっています。その中に入ってきて情報を得ています。児童虐待にしてもそうです。そういった虐待のネットがあります。そういった部分がありまして、DVに関してはいろいろなシェルター部分もあります。そういったものを、嵐山町は独自に、そして埼玉県がそういったシェルターの問題を実際にやってする人たちもいます。そこの部分を抜きにして、部落解放同盟埼玉県連合会がこういうふうなメニューをつくって行って、その中に入っていって人権政策の研修をしていくというのは、私は間違いだと思っているのです。ここの部分が、嵐山町の人権政策の大きな間違いだと思います。

人権政策に関しては、同和問題にはまだ問題があると思います。ですけども、同和問題から発する人権政策ではなくて、それぞれの問題が持っている人権、各自で、各団体が、各団体といいますか、人権を損なわれている人たちのグループがあって、それぞれが発している。そういったものをキャッチしてやっていく政策展開にしていかなないと、この問題は、いつまでたっても嵐山町と部落解放同盟埼玉県連合会の相互依存関係でしか人権政策が進んでいきません。そこの問題について、予算展開で今の24年度までの人権政策、吉田集会所事業を展開していくのか、それとも新しい人権政策を展開していくのか、そこの部分を伺いたいと思います。

それと、こども課の事務分掌についてなのですが、こども課の事務分掌で私は一番問題が大きかったなと思っているのは、子供部門の社会教育が文化スポーツ課に行ってしまうと、そしてそこのところの連携ができていないですね。こども課と文化スポーツ課との連携がうまくいっていないというふうに私自身は考えています。考えているというか、そういうふうに見ざるを得ない。それが一番大きな今後の課題なのかなというふうに考えています。

これに関しては、私は町長に一度、一般質問したことがあるのですけれども、こども課に子供の社会教育部門は持ってきたほうがよいのではないかというふうに言いましたら、町長のそのときの答えは、「こども課の職員は非常に事務分掌が多いので、

これ以上のことを持ってくることができない」というような答えでした。私は、こども課というふうな形にくくる以上、やはりこども課の子供にかかわる問題ですね、放課後子ども教室とか、そういったさまざまなものがありますけれども、そこに関してはやっぱりこども課である程度処理できて、特に文科省予算のものでですね、それが文化スポーツ課でまた町長部局に入っていくというのはやりにくいなのというのが、私の。町民サイドからして、窓口対応としては、それはとても便利だったのだと思うのです。そこのところは、私はよかったなと思っているのです。実際にやってみて、小さい子供のことから全部入っていくので、総合的な部分ではとてもいい形で進んでいると思うのですけれども、学校教育以外のところで、実際に子供たちの部分が少しずつふえていかなくてはいけないと思うのですけれども、その部分との連携がうまくいかないので、この子供にかかわる生涯学習の部分に関しては、こども課のほうに一部移譲していくというふうな形のほうが、やりやすいのではないかなと思うのですけれども。それも今後の展開というふうな形になってきますと、今度は教育長もかわりますので、また難しくなってくるなというのが私は感じているところなのですが、その点についてはいかがでしょう。この事務分掌の変更の議案は議案としても出ていないので、事務分掌自体は変更できないのですけれども、その部分はもう少し融通つけられるような形で、25年度を政策として展開していくべきだと思うのですが、その点について伺います。

以上です。

○吉場道雄委員長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えをさせていただきます。

まず、クラウドの関係でございます。今、委員さんからお話がありましたように、戸籍の関係につきましては、これは自町のサーバーでというのが、今の法の縛りになっておりまして、これがクラウド化は今ではできないということがございます。ただ、基本的な情報でもありますし、法の縛りが今後解けるようであれば、クラウド化は進めたいというふうに町としては考えております。

それから、その中でも、例えば住民基本台帳ですとか印鑑証明、こういったものは、今回クラウド化、共同化を進めさせていただきます。

それと、特別会計の関係、お話がございましたように、今回についても、参加団体

の統一的な形でやるものの中に、国保税ですとか国保の資格、あるいは後期高齢者医療のシステム、介護保険関係のシステム等も入っておりまして、それについては25年の10月で進めさせていただくというものでございます。

戸籍に関しては、そういうことで、法で自町のサーバーでなければだめだという縛りになっているので。

○渋谷登美子委員 自町の……。

○中嶋秀雄地域支援課長 自町というのは、その町のことです。嵐山町のサーバーに置きなさい、外へ出すなという、そういった縛りになっているので。

○渋谷登美子委員 それで法務省なの。

○中嶋秀雄地域支援課長 そうなのです。それで、その法の縛りが解ければ、当然共同化を進める。そういうことでございます。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 事業費補助につきましては、先ほども申し上げましたように、検討委員会の提言を受けまして、各団体のヒアリングを実施し、そして平成25年度事業費補助ということで、そういったような段階を踏んでやってまいりました。

そういうことで、その間のチェック機構というものがないのではないかというお話もございましたが、各団体、補助金を支出するに当たりましては、交付申請をさせていただきます。交付申請は、それぞれの各課でございまして、そこでまず第一のチェックがある。最終的には実績報告も出しております。そこでもチェックをしております。そういったチェック機構がないというようなお話でございましたけれども、それはきちんとしているというふうに私どものほうは認識しています。

また、ご提案の中には、補助金については3年を周期に見直したほうがいいのではないか、そういうようなご提言もございましたので、25年度について補助をさせていただいて、3年も一つの目安ということにもなるとお思いますので、そのときには、今ご提案では、住民参加もしていただきながら検討したらどうかというような話もございました。そのことも含めて、補助金の適正委員会に入らせていただくということではないと思いますけれども、ご意見を聞かせていただくというご提言は大変いいことだと思いますので、そういったことも含めて今後進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ふれあいプラザ、それから南北の交流センター、図書館、こういうものが利用がしづらいとか、利用率が少ないとかということで、施設のあり方、配置、こういうものを考えていくべきだというご意見でございます。考えるべきは考えなければいけないし、配置も当然考えていかなければいけない、もし変える必要があれば。しかし、それぞれつくったもののコンセプトというのは変わらないわけですから、それでそれを変わるとなると、根本から変えなければいけないわけで、そのコンセプト、アイプラザ、南北の交流センター、図書館、そして図書館をつくったコンセプトというのは何なのかということがあって、それを変える必要があるのか、ないのか。それが施設のあり方。そして、そのほかに、使う人が少なくなったとか、使い勝手が悪くなったとかということがあって、配置だとか、構造だとかということになってくると思うのですが。

図書館の中で、視聴覚室、それからアイプラザで奥の部屋というようなものが使われていないということなのですが、そういう場所を嵐山町で皆さんの考え方でつくって、そういうものがあるわけですから、そこのところをぜひ使ってもらいたいのです。町が、それではそこのところをどうしたらいいのか。駅に駐車場がないからそこが使えないという話ですけども、それでは、駅に行く人はみんな駐車場が必要な人が行っているのかということになるわけです。何で駅にあれなのかといたら、駅に歩いていく人が多いから、駅で何かをつくっていくのではないかと思います。駅に駐車場をつくらなければ駅が利用者が少なくなるということであれば、これはまた別ですけども、そういうことではなくて、駅に歩いていく人が多いので、駅につくる施設というのは、どこでも、嵐山町以外でもそういうような状況のことを考えてやるのではないかと思います。

それから、図書館の視聴覚室。これももし、図書館の運営委員会の人たちが、この使い方というものを制約をしたり、あるいは使い勝手が悪いような状況があるとすれば、そういうものは図書館の委員会で検討していただいて、より町民が使いやすいような状況をとっていけばいいというふうに思います。それ以前にやっぱりコンセプトがあるわけです。図書館というものをどうするのだ。

きょうも、三郷市だったですか、どこですか、図書、本を読むこと、これを市を挙げて宣言をしてやってこう。それで、子供たちにも図書館にもっと行ってもらおう。そ

れで、入学前のところで、本を読むということの習慣、癖をつけるといいますか、そういうようなことを、市を挙げてやっていこう。要するに入学前ということになってくると、子供ももちろんですけども、親の教育。だから、そういうことも含めて、三郷市だったですか、間違っていたらごめんなさい。そういうことで、市で取り組んでいくというようなこと。これも、だから図書館をいかに使うかという、一番最初つくったときのコンセプトに合わせて、利用者が少ないからより上げていこうという考え方があるのかもしれないし、本を読むことの大切さというものを町、市を挙げて取り組んでいくので、そういうことを取り組むのかもわかりませんが。

今の話ですと、やっぱりコンセプトに沿った形で、どうやって町民の人に足を運んでもらうか、そういうことを行政としてやれることはやっていかないと。今までできなかったことがあるとすれば、そういうものは変えていかなければいけない。図書館の運営委員会の皆さんのご意見もしっかりお伺いをしながら、図書館が、大勢の人がさらに行くような態勢をつくっていかなければいけないというふうに思います。行政の至らないところは勉強していかなければいけないというふうに思っています。

○渋谷登美子委員 至らないよ。

○岩澤 勝町長 それから、公園の関係ですけども、遊ぶ場所がないから外で遊ばないというお話がございました。私たちが子供のころというのは、遊んではいけないところも遊んだりなんかして怒られたりもしたもののなのです。子供というのは遊び方の天才だと、こう言いますけれども、外で遊ぶ気になれば、子供たちもどこでも遊ぶわけなのです。そういう遊ぶ文化というのがなくなってきてしまっているのです。小さいときから遊ぶ文化というのがなくなってきてしまっている。ですから、遊び方が下手なのです。これこれこのところでこういう場所をつくったから、では、右へ向いてこういうふうに動きなさい、こっちへ向いて左へ向いてこっちへ行きなさいというような、そういうふうなことをしないと遊べないような状況にもなってしまうと、これは公園の問題ではなくて、その以前の問題だと思うのです。

○渋谷登美子委員 そういう以前の問題をやっていたのでしょうか。

○岩澤 勝町長 話を聞いてくださいよ。

○渋谷登美子委員 怒りますよ、私だって聞いていたら。

○岩澤 勝町長 こっちも我慢してずっと聞いているのだから。

○渋谷登美子委員 わかりました。では、我慢同士です。

○吉場道雄委員長 静かに。

○岩澤 勝町長 そういうことで、遊び方がちょっと得意でない場合が多いのかもしれないし、ただ遊ぶ場所がない、狭い、サッカーがやれない、野球がする場所がないということもあるとしたら、そういうものもしっかりこれから嵐山町の財政状況を考えながら整備をしていかなければいけないというふうに思います。

ですので、これからの総合的な整備の方向というのは、さきもお答えさせていただきましたけれども、基本的には嵐山町の人口構造が地域によって大きく変わってくると思いますので、そういうものも踏まえた上で、それと財政も考慮した上で、それと今あるものをどうグレードアップできるか、そういうものも考えた中で、整備方向も検討していきたいというふうに思っています。

それから、もう一つ、こども課のことです。

○渋谷登美子委員 人権政策についていかがですか。

○岩澤 勝町長 こども課については、今のお話の中で、こども課と文化スポーツ課の連携がうまくいっていないと思うと、変えたほうがいいものになってやりやすくなるのではないかというお話がございました。そういうものがあるとしたら、両方の課題、さらに今、教育長のほうから話ありましたように、連携、情報の共有化も図る中で、さらに努力をして、うまくいっていない部分をうまくいくような形にさせていただきたい、努力していただきたい。最初のコンセプトがそういうことですので、どうしてもできないということであれば、これはどうしようもないことから、変えていかなければいけないというふうに思います。

それと、委員さんの今のお考え、それと町民の方々のお考えというのが、どういうふうに合っているのか違っているのかわかりませんが、今町民の皆さんが、こども課と文化スポーツ課で行ってる行政で何を困っているのか。そういう困っているものがあるとしたら、すぐ対応して直していなければいけないのは、これは当然のことなです。それが町民のご意見を受けるやり方というのはいっぱいあるわけでありまして、そういうところにも上がってきていない、窓口も直接そういうことは言われていないということですので、町とすると、委員さんがおっしゃるように、変えたほうがいい、そのほうがやりやすいというようなこと、すぐに、今喫緊の課題とはなっていないというふうに町とすると判断をしております。

ですので、ただそれでよしとしているわけでありませんが、今おっしゃったような

内容が、もし思っている人がいたり、そういうことがあるとしたらいけませんから、係としてもしっかり勉強しなければいけない。それは今も同じですけども、これからもさらに取り組んでいくように努力をしたいというふうに思っています。

以上です。

○渋谷登美子委員 答弁漏れです。人権政策についての問題が答弁漏れです。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 すみませんでした。それでは、人権施策の基本方針の予算化のところについて私のほうで答えさせていただいて、吉田集会所の事業展開等については、町長のほうにお答えをいただけるというようにしたいと思います。

まず、人権施策の基本方針策定されて、それについての具体的な予算化、それを25年度はどうか、今後についてはどうかということでお答えをさせていただきたいと思うのですけれども。人権施策の基本方針の中には、先ほども申し上げましたように、今回パブリックコメントの中でも出していただきました、自殺の対策、こういったものも組み込みさせていただきました。自殺問題一つ考えましても、その背景となるものは、委員さんもお承知のとおりでございます、非常に多くのものが絡み合っている。例えば医療的な必要があるものもそうですし、またその中には児童虐待やDV、いろんな問題が絡んでいるということで、それをどのように予算化していくかということは総合的な話になってくるのかなというふうに思います。

今までも、具体的に予算にあらわれていなくても、例えばDVの対策については町民課のほうでの対応もありますし、福祉の対応もある。それから、迷惑相談等の中で、そういった人権にかかわるような問題があれば、それぞれの担当分野と共同をして、あるいは必要であれば県のほうと、保健所等も入っていただいて、そうして共同の中でのその対応をしているというのが現実でございます、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、そういった今後の基本方針を実施していく中、あるいは今まで実施してきた中で、予算化が必要なものについてはそれぞれの分野に分けて予算化をしている、あるいは必要があれば統合的な予算化をするということはあろうかと思うのですが、今この人権施策の基本方針ができたからといって、その中で、これとこれとこれを例えば自殺対策というような形で予算化をするということは、ちょっとできなかったということでございます。

今後については、そういったものを予算化していく必要があれば、当然予算化をし

ていくというような形になろうかというふうに考えております。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 人権施策で、計画の中の施策で予算がついていないものがあるではないか。それで、新しい事業展開をすべきだというお話ですね。

〔「吉田集会所の関係ですかね」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 そうそう、吉田集会所の展開についてどうするのかということで。

○岩澤 勝町長 吉田集会所の事業展開、今後についてはどうかというご質問のようです。それで、委員さんがおっしゃるのは、この吉田集会所の事業というのは嵐山支部の事業ということで、基地化というのか、そこを基地としてやっているようなもので、それに予算を町がつけているのではないかというお考えのようでございます。

それで、これはもう前々からも言っていますように、同和教育も含めた人権教育というのは、嵐山町だけがやったら成果が出るものではないというのがはっきりしていて、国を含めて全体でやっていく。ですから、地域の中で、行政で連携をとって、地域ぐるみで取り組んでいる部分もある。そういうものがあるから、それらと一緒にこれから対応をとっていきたいというふうに、今までも答弁をさせてきていただいています。

ですから、嵐山町だけこういうふうにする、今度はこういう意見が出たからこうしますということではなくて、皆さんと相談をしながらやっていく。それで、そのやってきた成果として、きのうも話をしましたように、大変な成果が出ていて、嵐山町では大きな人権問題の問題も起きていないというのは、これは成果の一つだというふうに、大きな成果だというふうに思っています。

ですので、今の状況を様子を見ながら、変えるべきは変える、守るべきは守る、そういうことをやりながら、これからも粛々と事業を展開をしていききたいというふうに答弁をさせていただきました。

ですので、今までの事業につきましては、議会の皆様の同意をいただいて、予算どりの中で事業を進めさせていただきたいというふうに基本的に考えておりますので、ぜひご了解をいただきたいと思います。

○吉場道雄委員長 質疑者と答弁者に申し上げたいのですけれども、3回目でございますので、簡潔にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 休憩なしでやるのですか。

クラウドに関しては、自治事務以外はクラウド化するということで、戸籍なんかは自治事務にならないということですね。実証対象のものになって、住基ネットも自治事務ではないからクラウド化になって、戸籍は自治事務だからクラウド化はできなくて法務省の対応になっていくと。私はほとんど自治事務だと思っていたのですけれども。そうすると、クラウド化というのは、自治事務というのは戸籍だけが自治事務ということになって、あとは自治事務ではないということになってくるのですか。国保に関しても、後期高齢に関しても、全て自治事務だと思っていたのですけれども、住基ネットに関しても自治事務だと思っていたのですが、これは自治事務ではないという形になってくるのですか、その点伺いたいと思うのです。

だから、法務省に関しては、戸籍事務は法務省関係にクラウドして、法務省のほうに行って法務省のクラウドと言ったらいいのですか、のほうで安全性を守っていくというふうに思ったのですけれども、そうではなくて、ほかのものは自治事務ではないからクラウド化できるというふうに解釈したのですけれども、その点について伺いたいと思います。私、全部自治事務だと思ったのですけれども。

それから、ふれあい交流センターのことですけれども、私が言っているのは、図書館にしても、アイプラザにしても、非常に使い勝手が悪いというのは、それは使い勝手が悪いような状況になっているのです。駐車場がないから使いにくい、駅に来る人は歩いてくる人も多いかもしれませんけれども、自転車に乗ったり、学生とか通勤の人ですよ、そういう人たちはアイプラザ使いません、悪いのですけれども。アイプラザを使わないというのは、夜7時、8時、9時に帰ってきますから、アイプラザは使わないです。土日に使うのだったら、やっぱり駐車場が必要です。でも、駅を中心にあって、駐車場があったらそこが使えるのに、駐車場がないからみんな使えないというふうに言っているわけです。ですから、駐車場があったほうがいいのではないかということ言っているのです。

図書館のコンセプトです。図書館のコンセプト、いろいろなコンセプトがあります。特に、生涯学習を進めていくというコンセプトがあります。ですけれども、嵐山町の図書館というのは、図書館の本の貸し出し、それだけです。読書会をする。やっとなら、読書会なら始めることができるかもしれない。でも、図書館のコンセプトっ

ていろいろありまして、視聴覚室もあります。特に視聴覚室が問題なのは、視聴覚室は無料ではないと使えないから、実際にフィルムを持っている人たちが上映しようと思っても、その上映権を買うために2～3万かかるとすると、その上映権を個人で支出しなくてはいけないので、上映会ができない。そういった問題があつて、それで婦人協議会館で使っていくというふうな形になっている。それを先ほども説明したわけなのですけども。図書館、視聴覚室があるわけですから、必ず上映会したいと思ったりします。でも、無料でなくてはいけないから、嵐山町の図書館で借りられるものか、自分がつくって使ってもいいよと言われるものしか上映できないのです。そういった部分のことが、では図書館運営協議会で話し合ったらどうかというのですけれども、この前、食事をするのが図書館運営協議会で話し合われて、やっとロビーのところで食事ができるようになりました。でも、そのぐらい、図書館運営協議会というか、図書館というのは、住民の方の情報をとろうとしない。そういった状況があります。

アイプラザにしてもそうです。それから、ふれあい交流センターに関しては、開かれていますから、皆さん、割と情報を発信するし、ボランティアセンターもあるから、情報を出していくと思うのです。でも、図書館に関してはそういった状況にあると考えます。なので、図書館のコンセプトというのを重々承知していて言っているわけです。

アイプラザにしても、使いにくいのはなぜかということ言われているから言っていて、そのコンセプトがないから、そういう言い方はどうなのですか、行政として、議員として提案していて。そういうことです。そしたら、もう一度、検討してみますとか、調査してみてそれをやっていきましょう、そういうふうな展開にならないのですか。そういう問題が、今の行政にあるということです。町の声を聞かない、議員の声も聞かない、一部の人の声しか聞かない。そういう状況が、今、嵐山町の行政の中にあるのです。町長の中にそういうことがあることで問題なので、図書館のコンセプトをつくるのならば、もう一回、今の嵐山町の現在の状況に合わせたコンセプトをつくり直して条例改正しないと、図書館運営協議会の人たちは条例の中でやっていくわけですから、それはできないわけです。そこのところを、もう一回、検討し直していく。アイプラザにしてもそうです。そういったものがないと、行政の側にそういった耳がないと、それができないです。

- 吉場道雄委員長 渋谷委員、簡潔をお願いします。
- 渋谷登美子委員 簡潔に言っています。
- 吉場道雄委員長 言っていないから言っているのだから、お願いします。
- 渋谷登美子委員 そうしたことなのです。それが伝わらないのです、町長に。
- 吉場道雄委員長 簡潔をお願いします。
- 渋谷登美子委員 では、簡潔に言います。きちんと聞いてください、耳をいっぱい大きくして。

それから、次、団体補助金です。団体補助金に関しては、人件費とか研修費が入っている部分が問題になっていると思っています。それが、ここで言われているのが、報告の第一番の問題は、補助金の長期化による既得権化です。既得権化については、今回の問題では解決されていません。問題を解決するために、3年後にもう一度、これは補助金適正化委員会が行政でなくて住民の意見を聞くというのではなくて、多くの先進的な自治体の中では、こういった問題に関しては、補助金団体に関しては、特に住民サイドで検討していくという機会、場を持っています。そしてやっていくのに、嵐山町の場合は、行政のみでやっている。そのために、行政が既得権化を防ぐことができないという現状があります。それを考えるために、しっかりした機関を持っていたきたいと思うのです。評価シートを持って、しっかり内容をチェックしていくという必要があると思うのですが、その点について再度伺います。

それから、子供の問題です。昔、子供は遊びの天才で外遊びしていた、今は子供に遊ぶ力がないから。これをやってきたのは嵐山町の大人たちでしょう。教育行政でしょう。私たち大人でしょう。それを子供のせいにはできません。だからそれを言っているので、それで、いろいろなところで、子供たちが外で遊べるようないろんな工夫をしています。知らないのですかというふうな形で言いたいですが、私はむしろ。外遊びをするために、子供たちが、羽根木公園、プレーパークとか、今いろんな冒険広場とかをつくっています。そういった視点が嵐山町の行政の中にない。それで、やっと子供が、遊びたいけれども遊ぶ場所がない、サッカーする場所がない、野球する場所がない、そしてドッジボールする場所がない、やっと言ったのです。それを、子供が遊ぶ力がないからそんな場所がないというふうに答えというのは、子供の意見を聞くというか、やっと子供が、そういうふうな場が初めてあって言ったわけなのです。それをそういうふうな形で返していくということ自体に問題があると思うので

す。だから、耳をしっかり立てて聞くという態勢がないのです。これについてはどうしていくのか、伺いたいと思います。

24年度の人権施策の基本方針と部落解放同盟の各埼玉県連合会との関係を見てみますと、何度も言いますが、これは部落解放同盟埼玉連合会、その議事録を見たらわかるのですが、実際にそういうふうな言葉が入ってきているのです。そして、その中で、部落解放同盟埼玉県連合会の嵐山支部長が議員として、議員であるにもかかわらず、そういった団体交渉をしているわけです。団体交渉をしていて、それを予算化していく。それがこの要望書の中に要請事項として入ってきて、それを嵐山町がやっているということなのです。そういった3重のシステムがあって、なおかつ吉田集会所事業というのが行われている現実があります。

特に、比企郡市協議会に関して言いますと、その中に、部落解放同盟嵐山支部の支部長である議員がそこに入っていて、その比企郡市協議会に入っていて、そこでやっていて、比企郡市協議会との関係をつくっているわけです。それに対して、嵐山町はこの吉田集会所事業を嵐山町の人権施策としてやっていくことに問題性があるので、それはもう吉田集会所事業の予算の使い方を考えていくべきではないかということを行っているので、それを粛々としてやっています、そしてソフトランディングしていきますと、きのうのお答えです。ソフトランディングしていくというのは、同和事業の問題ではない、部落解放同盟埼玉県連合会と嵐山町との関係をソフトランディングしていくということでしょう。だから、そうではない形で人権政策を展開していくことが必要なので、人権政策のための予算化をお願いしているということなのです。

次です。こども課の事務分掌です。私は、まちづくりは人づくりであるというふうに考えています。まちづくりは人づくりであるにもかかわらず、学校教育は学校教育であります。ですけれども、子供というのは、人づくりの部分でつくっていかなくてはいけない。そこは、町政が行っていく重要な部分であると思うのですけれども、今の状況だと、住民要望に応えて、その窓口でも何も対応がないから、そこでいいというふうに言っていますけれども、社会教育というのは、公民館教育に関しても、何にしても、一つ、公教育、公民をつくっていくという重要な使命があります。その部分が、嵐山町の場合はないのです、社会教育の中、特に子供たちに関して。それをどういうふうにして展開していくかということの中で、こども課の中に、文化スポーツ課の部分の子供の部分を加えていかないと難しいであろうというふうに思っているの

で言っているわけで、まちづくりは人づくりなのです。それは町長の言葉ですね。それを展開していくのに、ある程度、事務分掌の部分で融通をさせていくという方向が必要だということで、その点を伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。おおむね10分。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時13分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計予算の議定についての総括質疑を続行いたします。

渋谷委員の3回目の質疑に対し、答弁を求めます。

新井町民課長。

○新井益男町民課長 それでは、戸籍事務の関係につきましてお答えいたします。

戸籍法の第1条で、戸籍に関する事務は、市町村長がこれを所管するというふうになっております。地方自治法の第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とするというふうに規定されております。

戸籍システムにつきましては、嵐山町単独で日常業務で行っております事務でございまして、他の市町村とネットワーク化されているというようなものではありません。日々、戸籍の届け出として、婚姻だとか出生、死亡、離婚、転籍、転居、こんな届け出があるわけですが、それがあつた場合に、戸籍システムにより、入力作業が行われております。これは機関委任事務として行っているわけですが、今回の戸籍副本データ管理システム業務委託、これにつきましては法務省から委任を受けて実施している戸籍の業務につきまして、その日々行っているデータが喪失される、これがないように、毎日、戸籍データの更新がされたものを法務省とそれぞれの市町村とで共有していくというのが狙いでございまして。これは、東日本大震災において戸籍データが失われた、そういう事実があつたことから、危機管理の一環としてデータの保管方法を、国が考えて、国の方針で行われるというものでございまして、データを送信することにつきましては、一定の条件により行われて、それにつきましては安全性が確保されているというふうに認識しております。

以上です。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 補助金の支出が長期化することによって、既得権化されていると。それが防ぐことができないのではないかなというようにもお話をいただきました。それを防ぐための事業費補助でもあるわけでございまして、今回補助対象とならないものに、会議費、研修会費、補助団体構成員の慰労が主目的なものに限るわけでございますけれども、懇親会費、慶弔費、会合の食糧費、基金の積み立て等、そういったものを認められない経費ということで定めております。そういったこともございますので、事業費補助をすることによって、それぞれの団体の事業が適正化されるであろうというふうに思っております。

また、チェックにつきましても、今後も適正に実施してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えをさせていただきます。

図書館、アイプラザ、使い勝手が悪いということでございます。アイプラザにつきましては、駐車場がない。それから、図書館のほうにつきましては、いろいろとお話がありました。そういうことで使い勝手が悪い。コンセプトというのはいろいろあるのだという話でございますが、全くそのとおりでございまして、本だけ読めばいいというものではないわけでございますので、そういうようなものを運営協議会の中でしっかり練っていただいて、行政のほうに上げていただく。

そして、先ほどお話ありました交流センターのほうも運営協議会というのがあるわけですが、そのところで、窓口が、いろいろ注文というか、苦情というか、そういうようなものが上がってくる。そういうものをきちんと控えておきまして、それを委員会のほうに提出をする。それで、委員会の中で練って、こうしたらいい、ああしたらいいというようなことで、今のところ、そういう苦情も大変少なくなってきた。それで、利用率がこういうふうに上がってきているというのもありますので。

図書館のほうも、いろんな苦情が、事務のサイド、また運営委員会の中でも練っていただいて、より使い勝手がいいように、そしてコンセプトに沿った形で利用、活用がしやすいような方向を、しっかりこれからもとっていきたいというふうに思っております。委員さん、おっしゃるとおりでございます。

それから、子供の公園、スポーツとか、子供についての考え方、何かお叱りもいた

だいてしまいましたが、ちょっと考え方が違う部分があったかと思うので、大変申しわけないのですが。いろいろこういう事業展開をしていくものに、当然ですけども、嵐山町ではいろいろご意見をお伺いをして、どうする、こうする、それで計画をつくって、それで予算化、予算をつける場合には議会の皆さんのご承認をいただいて、それで事業展開をしていく。こういう流れに沿ってやっております。そういう中で、こういうふうにしたほうがいいのかというようなことというのは、今もいろいろご意見を出していただきましたが、多少考え方が違う部分もありますが、そういうようなところも十分お聞きをいたしまして、取り入れていくべきというようなものを、皆さんの意見が多いということであれば、それを、当然ですけども取り入れてやっていく。それにやぶさかではございません。

こどもの事務分掌についてでございます。もう一度言わせていただきますが、町民の不平不満というのが、ここのところで行政のほうに届いてきていない。ですので、現状の中でやらせていただく。ただ、今も話がありましたが、職員の中の事務を行っていくのには大変不便なところがあると思うのです、頭が違うのですから。そのところで流れてくるものも違うわけですし。そういう中で、同じところで同じようにやっていくというのは、問題というか、やりづらい部分というのはたくさんあると思うのです。しかし、カウンターの外の人に、少しでも利便性というか、町に来て、仕事というか、いろいろな目的が早く達成して、そして達成しやすい状況、そしてそれに対応する職員の態度がよければなおいいわけですので、そういうことを狙って機構改革を行ってここまで来たということでございます。

委員さんおっしゃるように、ちょっと連携がうまくいっていないのではないかなというようなことが、お気づきというか、お考えのようでございますので、そういうことがもしあるとしたら、そういうことがなくなるように、課の中でもしっかり連携をとっていただいて、情報を共有をしていただいて、スムーズに仕事はかどるように、これからも直すべきは直していきたいというふうに考えております。

何か足りないところがありましたら。

○渋谷登美子委員 人権政策と部落解放同盟埼玉県連合会との関係の予算の問題です。

○岩澤 勝町長 人権施策につきましてご意見がございました。これは、お答えをしているように、嵐山町では、予算がつくものにつきましては予算を提示をして議会の皆様方のご意見をお伺いをして、コンプライアンスといいますか、法のルールにのっと

って事業を粛々と展開をして、そして少しでも人権の問題が、侵害問題が起きないような事業を展開をし、効果を上げていきたいということでございますので、何かまずいことがあれば、皆さんからご意見を出していただく中で、直すべきは直すというふうにしていきたいというふうに思います。

今のところ、そういうような特別なあれもありませので、幾分考え方が違う部分があるかと思いますが、委員さんとは。予定をして予算が通ったものについては、粛々と事業を進めさせていただきたいというふうに思っております。

○吉場道雄委員長 次に、第8番委員、川口浩史委員。

○川口浩史委員 初めに、クラウドについて私もお質問したいと思います。私が質問した中では、地震に遭った場合に、クラウド化は強いのだと。したがって、セキュリティが保たれるのだというお話でした。加えて、町長の施政方針では、年間600万円の軽減になるということでありました。この2つとも、私は大変大事なことでありというふうに思っております。

ただ、だからといって、本当の意味のセキュリティが保たれるのかということでは、前にもお話しましたように、昨年12月には、三菱東京銀行が顧客名簿が流失してしまった、あるいは国会や防衛省にも入られた。日本の名立たる大企業にどんどん入り込まれているという状況を考えてみますと、やっぱりこのクラウドに入っていくということはよくないのではないかとというふうに思わざるを得ないのです。

なぜ、それでも入ってってしまうのかということを考えてみますと、先ほどのようないい面もあるでしょうけれども、少しぐらいの情報を漏えいしたって別に問題ないではないかという、そういう意識が、私は皆さん方にあるのだと思うのです。皆さん方だけの問題ではない。我々にも、個人情報が大変だというのはまだ日本人には根づいていけませんので、個人情報保護法ができて10年余ですか、まだまだ根づいていけませんので、それは仕方ない面があるわけですが。しかし、個人情報を得て、このうちはお年寄り1人しかいないのか、では襲って金品を盗んでやろうと。入って、そのうちの人を殺害したというのが、名古屋のほうで事件がありました。長野でもありましたけれども。そういった事件が実際に起きているわけです。

そういう点で、やはり皆さんは、町民の生命、財産を預かっているという、意識、認識が必要だと私は思うのです。絶対にこれは漏えいさせてはいけないのだという意識が必要だと思うのです。私は、そこが欠けているので、みんなが入るから入ってし

まって、地震には強いから、お金も軽減になるからということであるのではないかと考えているのですけれども。町民の生命、財産を預かっているという意識をしっかり持っていくことが大事だと思うのですけれども、まずちょっとその点を伺いたいと思います。

それから、人事評価制度、4月から課長についてやっていくということですが、これも意義としてはわかるのです。やる気のある職員、頑張っている職員と、そうでもない職員が、同じことではおかしいではないかということで、それは私もわかります。ただ、今までの日本は、そういったことをしなくて伸びてきているわけです。全協の中で、議員の中に、どこももう企業はやっているのだということでお話がありました。90年代の後半から、こういったことが、大企業は取り入れてきているのかなと思うのですけれども。こういった評価制度を取り入れてきて、私は、経済が伸びているのなら、こういう制度もなるほどいいのかなと思うのですけれども、こういった制度を取り入れてきても一向に景気はよくなっていないわけです。逆に、社員はストレスを抱えてしまって、心の病をたくさん引き起こしているという。

前に一般質問もしたのですけれども、日立製作所のあいう大会社、中に医師がいますので、そこにもうかかりっきりだと。重要な部署を預かっている社員が、心の病になってしまったと。社としても本当に困っているというようなことがあるのだということをお話ししたことがあるのですけれども。比較をすれば、多分嵐山のは軽易なのだと思うのですけれども。しかし、やっぱり職員にとっては、一つ一つが、自分とほかの職員との差別化をいかにしていつてよく見られようとするかということにつながっていくと思うのです。そうすると、一番大事な連帯といいますか、グループで力を出す。1人ではそんな大した知恵もないことが、その一言で、ほかの職員がそれを生かし切るという、その力がなくなってくるのではないかというふうに私は危惧をします。

この前も、雑誌に載っていたのを見たのですけれども、やっぱりグループでの力が弱まってきてしまっていると、評価制度を取り入れた会社では。そういうことが実際にあるわけです。そういう方向を惹起させるといえるか、引き起こす、やっぱりこれはまずいのではないかというふうに、私は言わざるを得ないのです。何でもアメリカ型のやり方がいいのではなくて、今までの日本のやり方がいい面というのはたくさんあるわけで、そこは残すものは残す。先ほど町長が、残すものと変えるものということ

でおっしゃっていましたが、残すものは残していくということが、私は大事だというふうに思うのですけれども、お考えを伺いたいと思います。

それから、3点目ですが、最近、損害賠償がちょっと多いなというふうに感じております。今議会にも、強風によって事故が起きたということで損害賠償、発生いたしました。橋の点検というのは行われて、これしっかりした対策がとられるのだろうというふうに思うのですけれども、同じように、気候変動によって、強風というのが、前とはまた違った面があるのではないかと思います。加えて、桜のソメイヨシノというのは、平均的な寿命が60～70年というふうに記載しておりましたけれども、長いのはもっと長いらしいのですけれども、人でも100歳を超える人がいるように。そういうことを考えますと、人にけがが、あるいは生命が失われるようなことがないようにするためには、樹木あるいは建物、そういったものが風で影響を受けないように、しっかり調査をすべきだというふうに思うのですけれども、考え方を伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 1 番目のクラウド化に関することについてお答えをさせていただきます。今、委員さんのご質問にもございましたように、現在嵐山町で行っております事務事業につきましては、ネットワークコンピューターを取り扱って行う事務事業が非常に多くなっております。昔は台帳管理で情報管理をしておったものが、今ではそのような形でさまざまなインターネットを利用したネットワーク管理というようなシステム管理になっております。そういった中で、今お話いただきましたように、町が有している情報、これをいかに安全に確保するか、流出を防ぐか、そういったことについては、最大限に注意を払うべきことだと。もしこれが流出をするようなことがあれば、非常に住民との関係の中で行政関係との信頼関係が損なわれる。これは大きな問題になるわけでございます。つまり、基本的な考え方としますと、町が有している情報をいかに安全に確保して、それを向上させるかというのが基本的な考え方でございます。

先ほど渋谷委員さんのご質問にもございましたけれども、その中でも、町といたしましては、今の現在の状況の中では、情報の管理のポリシー、そういったものを定めながら行っておりますが、今回のクラウド化に関しましては、町村会の共同化ということもありまして、それを進める上でクラウド化を図るということでございます。この中には、18の町村が今回共同化をいたしますけれども、参加をしないところもござ

います。これはなぜかという、自町で既にクラウド化をしているというところ等が参加をしなかったということもあるわけでございます。

今回の共同化におきましては、当然のことですけれども、データを今度はクラウド化するということになりますので、そのデータセンターの仕様、こういったものについてもその業者の選定基準の中で厳格に定めておりまして、例えばデータセンターのファシリティ要件という中では、所在地の要件、これは原発に近くないとかいろんな要件がございます。それから、建物に係る要件、例えば地震対策でありますとか、火災対策、風水害、落雷対策、それから建物の設備等に係る要件、空調から防火消火設備、それからサーバー設置の専用室に係る要件、それからセキュリティに係る要件、サーバー設置室の要件、管理の要件、その他の要件、そしてシステム全体のセキュリティに関する要件、事細かに仕様書でうたっておりまして、こういったものに適用する、あるいはこれに応えられる業者を選定をしている。

この選定に関しましても、町村会のほうで専門的な業者を委託しまして、その提案の中身も、この要件に合致してするかどうか、そういったことを検討した、あるいは内容を審査した上で、今回の業者が決まっているということでございます、このような条件を満たした業者にいわゆるクラウド化を進めるということについては、今以上にこの町の持っている情報の安全性を高めるということにつながるというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 いろいろお話をいただいたわけですが、人事評価制度の目的をまずは申し上げたいと思いますが、3つほどございます。職員の主体的な職務遂行や自己啓発を促し、職員の人材育成と組織の活性化を図る。これが1つでございます。2つ目は、適材適所の人事配置や給与等への反映などで、能力、実績に基づく人事管理を推進する。それから、分権時代の自治体職員を育成し、行政サービスの向上を図ると。こういうことを目的とするものでございまして、川口委員が先ほどお話のありましたような、職員の差別化をするためのものではないというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 3番目ですけれども、最近、損害賠償のそういった件数が多いのではないかというご質問の中で、橋の点検の話が出ました。自転車が突っかったとか、それから桜が倒れた、枝が飛んだというようなことで、樹木の管理、いろんなお話がございました。全くそのとおりだと思うのです。役場の職員としても、担当、注意を払ってきたわけですが、そういうような状況になってしまいました。

先日、新聞にトヨタの看板方式、これをやった副社長さんなんですか、何かそういうような役職の人が言っていたそうですけれども、車で油が漏れた、そうすると漏れたところをふさげば済むのではなくて、何で漏れたのか、どこかが摩耗してそこが出てきたという、ほかのところは摩耗していないのに何でそこが摩耗したのかとか、あるいはほかのところでこういう故障が起きた、それは何で起きたのかということを5つ書いてありましたが、それだけ何か一つ一つのことが起きたときに点検をしているかというのが、トヨタの看板方式の原点だと書いてありました。そういうことだと思うのです。

橋のところで、グレーダというのですか、何というのですか、あれがちょっとずれて自転車が突っ込んだ。古くなったのでそういうふうになってしまったと言ったらそれで終わってしまうのですけれども、それでは、そのところを事故がこれから起きないようにするにはどうすることが考えられるのか。今あいたところをふさげばいいかというのではなくて、ほかのところにそういうものがもしあるとしたら、どこかのトンネルではないですけれども、叩いてみる、あるいは目視でいいのか、どうするかというような、トヨタの役員さんが言うように、5つのチェックをしっかりとやってくような意識、こういうものが職員の中で共有できるように、これからも気を引き締めて、職員全体で取り組んでいくようにやっていきたいというふうに思います。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 クラウドについてなのですが、初めにも申しましたように、地震には強いでしょう、それはここに置いておくよりは。それは専門の建物をつくって、まさに堅固な建物の中でやるのですから。問題は、狙われたら、初めにも申しましたように、日本の名立たる大企業が防ぎ切れないのです。日本の国家機関が防ぎ切れないわけです。そういう中に、嵐山が入っていきこうとしているわけです。情報漏えいがあるとは町民との信頼関係にかかわるということをおっしゃったわけですが、かかわってしまうわけですね、もし狙われたら、もう防ぎようがないという状況の中で。

これ町長のほうがいいですね、もう課長では大変ですね。そういうことを考えますと、現状で入っていくのは、私はいかがなものかということと言わざるを得ないのです。地震に強い、お金が安くなる、でもほんとの町民の生命、財産を守る情報が漏えいしないのかというそのセキュリティーでは、やはり問題を残しているというふうにいえますので、そのご判断をいただければと思います。

人事評価制度、課長がうたい文句で3つ目的があるのだということでお話があったわけですが、大企業が人事評価制度を取り入れてきたのも、それは目的があったわけですが、でも、実際にはそういうふうにはならなかった。机上の空論と普通言いますが、でも、机上でのそういったものであったのでしょうか、あるいはアメリカのものを、そんなに研究しないでまねてしまったのだということも言えると思います。まだ日本人には、この評価制度というのが、私は定着する時期ではないなというふうに思うのです。ですので、こういうのはやめていって、時期が来ればいいことがあるかもしれないですが、現状では、逆にグループ間で共同していこうというものが私はなくなっていくということを危惧せざるを得ないのです。もう一度答弁をいただきたいと思います。

それから、3番目なのですが、トヨタの例を出されて、なるほどと思って、さすがに世界一の企業のやってきたことだなというふうに思って、お聞きしました。具体的にどうなのでしょう。この点は、少し強化してやっていこうということでもあるのでしょうか。意識をしたいというだけではなくて、具体的なことでお答えをいただければと思います。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えします。

いろんなお話をいただきました。実際にはなじまないのではないですかとか、定着ができない。過去のいろんな今までのいきさつというのも当然だろうかと思います。しかしながら、やはりこの人事評価制度というのは、職員の人材育成をする上でも、分権型社会に対応する職員の育成、これはほんとに大事なことでございまして、嵐山町が生き残っていくに当たっては、ぜひともやらなくてはいけない、そういったものであるというふうに私は確信をしております。

昨年の4月に松川町を視察をさせていただきました。その中で、松川町、今は本格実施をし、アンケート等もっております。職員のアンケート等の中でも、大体7割

ぐらいの職員は、その制度について肯定的であり、賛成であり、ある程度満足はしているというような結果も出ております。一部の職員が、やや不満だということも当然あるわけでございますけれども。そういったことも考え合わせ、また県内の自治体でも、この間の全協のときにお話をしたと思いますが、約85%の自治体が、しっかりした評価制度ではない、試行も含めてですけれども、85%の市町村がこの制度を実施している。近隣では、滑川町、東秩父村がまだ未実施でございますけれども。そういうような状況をトータル的に考えて、やはりこのことについてはしっかりやっていかななくてはいけないというふうに思っております。

以上です。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、2点について答えをさせていただきたいと思います。

クラウドについて、いろいろご意見いただきました。情報漏えいというのが大きな問題でございます。日本だけではない広がりを見ております。しかし、この情報の今の状況というものをもとに戻すということは、もうできないと思うのです。そうすると、今の状況をさらによくするにはどうしたらいいかということになっていくと思うのです。

それで、嵐山の状況に戻りますけれども、それでは、今の状況でいいのかということが原点だと思うのです。大震災を受けて、あちこちのところで今のままでいいのかということが、クラウド化、あるいはコンピューター、この情報を扱っている者とすると、現状でいいのかというのが、いろんな考え方のベース、基本、出発点になっているわけです。そういうところに、町村会でのクラウド化の話が出てまいりました。そして、町村長だけが集まって考えたわけではなくて、担当者が何度も何度もいろんな専門のところから話を聞いたり、いろんな情報をとったりいうことで、検討を重ねてきた。そういう中で、現状でいいのかという中から、現状よりこれに取り組んだほうがさらに数段、情報漏えいも含めて、それからこれから先、この情報をいろんな形で扱っていく、利用していく、活用していく中で、そのほうがよかろうという結論に、ほとんどの町村がなったわけです。

しかし、今、課長から答弁がありましたように、もう既にクラウド化をして、お金を払って、そこのところに対応してしまっているところもありますので、そこのところは、期限といいますか、契約の更改だとか、そういうようなところで、町村会のほ

うに切りかえるというようなところもあるようですが、入らなかったというのは、今のままでよくて、クラウド化というものを必要としないというので入らないのではなくて、もう既に入っている。こういうことで、今回町村会に入らなかったということでございますので、現状よりさらにクラウド化に取り組んでいったほうが、情報漏えいも含めて、それから普段の管理というようなものについてもよからうという結論でございます。嵐山町もそういう判断を、大局的に、総合的に判断をいたしました。

それから、損害賠償の件でございますが、ただいま申しましたように、これは、このところでけがをして、橋のところの手前のところで穴があいているからそのところをふさいでくださいという、さっきの子供の話ではないですが、そういったレベルの課長からの指示で直していったのでは、この問題は解決をしないと思うのです。ですから、先ほど言ったように、何で油が漏れるのだ。ほかのところは、こすれたり何かしても漏れていないのに、何でここだけ漏れるのだとか、このねじの材質はどうかとか、どこか余計にこすれる部分があるのかとか、油の材質は、ねじの材質は、いろんなこと5つチェックしなさいというあれがありました。ですので、このところで自転車の事故が起きたということは、あそこへ行ってこいというのではなくて、管理職のほうから、そういう意識をしっかりとって、そのところがそういう問題が起きた、ですので、そのところも含めてしっかり対応がとれるように頑張ってもらいたい。そういうふうに職員全体として取り組んでいきたい。ですので、この話は、そういった形で課長会等にしっかりと流して、管理職のほうからまたどういう形で流れるか、末端までしっかりと届くようにしていきたいというふうに思います。

ソメイヨシノの寿命は、50～60年の話もありました。そういうことも含めて、何もしないのに、風が吹いたら枝が落ちた。ただそれを拾ってくればいいのではなくて、どうすればいいのかということを自分で考えて対応してもらおう職員、要するに意識のアップ、スキルアップ、考え方のアップ、そういうことも含めて、対応をこれから図っていきたいというふうに考えております。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 1番、2番はすれ違いですね。ここにいる人は、何か問題が起きた場合には、責任というのがかかってくるわけなのでですけども、当然それを考えてこれを取り入れていくということでよろしいのでしょうか。

3番はわかりましたけれども、ちょっとその確認だけさせていただきたいというふ

うに思います。

○吉場道雄委員長 川口委員、今の再度お願いします、わからなかったの。

○川口浩史委員 1 番について言えば、狙われて、漏えいがあった場合には、当然責任というのはお考えになって、入っていくのですねということをお聞きしたわけなのですけれども。

2 番目も、評価制度でまずい面が出てきてしまったというときには、当然責任というのが出てくるだろうと、そう思うのです。その辺をちょっと確認をしておきたいと思うのです。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 責任ということでございますが、現状でももちろんそういうふうに感じておりますし、考えておりますし、さらにそういう状況が起こらないようにどうしたらいいのかということも含めて、ただいま申しましたように、総合的な判断のもとに、クラウド、町村会の中に参加をした。ですので、当然責任というのは、どこまでいってもある。当然のことでございます。

人事評価制度につきましても、職員の意識ということですから、百人百様、十人十色あるわけで、これを入れたほうがいい、入れないほうがいい。今、委員さんの話では、日本人にはまだなじまないのではないかというお話ございましたが。そういう中で、今ほとんどのところが、これはアメリカをまねするとか、日本のものを守るとかということではなくて、こういう時代になってしまったのだということだと思うのです。

それで、今、私たちに課せられているのは、限られた人数でいかにこの町民サービスに対応していくか、これに尽きるわけでありまして、町民サービスの向上をどう図っていったらいいのか。それには、職員のスキルアップ、意識も、それから考え方を勉強してもらい、そういうようなものも含めて全体的に考えた中で、こういう人事評価制度を取り入れて、それで先ほど言ったように、自分で仕事をしていく中で、しっかり考えながらしてもらいということが一番大切ではないかなと思うのです。

今やっている事業は、国からの金は何割あるのか、県からどれだけもらっているのか、町がどれだけ入っているのか、住民の皆さんはどれだけご負担を願っているのかというような意識、そういうものを持って事業に取り組むか取り組まないか、その仕事を考えるか考えないか、そしてそれをどう変えていくか変えていかないのかということが出てくると思うのです。そういうものを持たないで、ただただ言われた仕事を、

桜の木が落ちたから拾ってこいというだけでは話にならないのであって、そういう意識がしっかり持てるための人事評価制度でもあるわけですので、そういう形で取り組んでいきたい。

それで、これも導入までの経過はいろいろお話がしてありますが、職員の皆さん、組合の皆さん、管理職の皆さん、いろんな人たちが入った検討会、そして説明会を重ねてきて、それで管理職を導入をして、それで全体を、職員に導入をしていくという形のこの経過、それからこれからの進みぐあいというもの、これも話し合いの上で決めてきたことでありまして、無理にやってくる状況というのはありませんので、ぜひご理解をいただいて、さらにご指導いただければというふうに思います。

○吉場道雄委員長 この際、暫時休憩いたします。午後の再開は、1時30分といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時25分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計予算議定についての総括質疑を続行いたします。

次に、第9番委員、清水正之委員。

○清水正之委員 1点目は、新規事業の立ち上げの問題です。新規事業については、国や県が制度を新たにつくった場合、これはもういろんな形で行われるのだろうなというふうに思うのです。もう一つは、町費単独の事業の立ち上げについては、ハード事業については、これは、ある面だと、住民要望に基づいた立ち上げをせざるを得ないというふうに思うのですけれども、もう一つ、ソフト事業についての立ち上げの問題で、今回、提案型の団体についての補助金の立ち上げがありました。そういう面では、ハード事業の中にも、住民要望に基づくもの、あるいはこれから町長が進めていこうという方針の中で立ち上げてくるものがあるのだと思うのですけれども、特にこうしたソフト事業の今回のような新事業についての立ち上げについて、どういう目的を持って立ち上げていくのか、またどういう形で推進をしながら町政の中で生かしていこうとしているのか、その辺を最初にお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、2点目については、職員の適正化の問題です。予算書の中では、前年と比べて3名の減ということで、4,800万の削減になっているという形で、今後この適

正化の問題が目標年度との比較で25年度はどうか、またその後の適正化目標がどう設定をされているのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、課の連携の問題ですけれども、午前中にも話があったわけですが、町長は、課の連携をしっかりと持つのだというふうに話がありました。同時に、今、町長が進めている方針の中でも、予防医療をもう少し設定をしていきたいというお話があったわけですが、とりわけ予防医療については、実施をする部分が健康いきいき課という形で、計画する部分というか、補助申請あるいは予算を見積もっていく段階では、例えば国民健康保険を持っている町民課、あるいは介護保険を持っている長寿生きがい課、こういったところの連携というのがどういうふうにとられているのでしょうか。

3点についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 新規事業の立ち上げ、ソフト事業の立ち上げ、住民要望に基づくもの、こういったものに、町長の提案事業も含めてというようなことでございますけれども。今度の提案型団体補助金のことにしまして言えば、まちづくりを行う、自主的で主体的に公益的な事業を実施する団体に対して事業費補助を行いますよというような目的で行っております。それを推進していくに当たりましては、総務課の審議の中で、少し私どものほうが拙速な部分がございます、3月号の広報でお知らせしてしまったという安易な部分があったわけでございますけれども、あらゆる媒体を使いまして、そういった分では広報をしながら推進してまいりたいというふうに思っております。

それから、職員の適正化の関係でございますけれども、先ほどの清水委員ご指摘いただきましたように、24年度当初あるいは25年度当初と比較しまして、職員が3人ほど減っております。金額は4,600万円ほどでございますけれども。この中で、主に退職と採用の関係によりまして減でございます。減額の内容です。高額な職員が退職をし、新採用の賃金が安い職員が採用された関係もございまして、人数の減と、そういった差額の減、それで4,600万円ほどの減額になっております。

今後の定員管理の状況でございますけれども、定員管理計画につきましては、ご承知のように、平成18年度に計画をいたしまして、22年度に一応終了をしております。その後、職員採用については、定員管理をきちんとしなくてはいけないという意味も

ございまして、職員の採用計画というのを平成30年度まで一応考えております。退職する職員、採用する職員をどうしていくか、最終的な30年度までの計画でございます。

そういった中で、今計画でございますのは、最終的に平成30年度、目標は137人という形で、少しずつでございますけれども、だんだん減らしてまいろうということでございます。定員の適正化が終わった平成22年度、153人で行ったので、そこから比較しますと、16人ほどの減になろうかなと。計画的にそういうことも考えております。

しかしながら、再任用制度というのがございまして、雇用と年金の継続というのが今言われておりまして、来年度以降やめる職員につきましては、年金が引き下げられていくということでございます。そういった中で、国のほうの法案は流れてしまったわけでございますけれども、国では内閣が閣議決定をし、各省庁に再任用するようにという指示を出したそうでございます。ただ、市町村につきましては、その辺のことがまだ明確に決まっておりません。そういう中で、仮に新たな年度でおやめになる方がフルタイムの再任用を希望された場合には、定員の中に入ってしまうということもございます。そういったことになると、やっぱりこの計画の中身というのは少しずつ変わってくる部分もあろうかなというふうに思います。

それと、課の連携、私のほうで話していいかどうか。課の連携につきましては、予算編成を行う中で、とりあえずそれぞれの担当課が予算編成をするわけでございます。そこで、清水委員がご指摘ありましたように、事業実施課でないところが予算を組むというようなことが、今のお話以外にもあるわけでございます。例えば健康いきいき課の中で審議がありました、養育者の医療費の関係。歳入については、健康いきいき課の中であって、こども課のほうが事業主体というようなこともございます。そういった部分では、それぞれの課の中で、予算編成を行う中で、連携を密にし、漏れがないように。その際には、打ち合わせを当然密にして連携を図っているというのが現状でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 清水委員。

○清水正之委員 新規事業の関係なのですが、今、町長が3期目を迎えて、施政方針をする中で、どう地域の力を引き出していく施策を展開をしていくのかなというふうに感じたわけですが、そういう点では、今持っているそれぞれの地域の力をどう町政に

反映をさせていくかという事業展開の中のこの提案型補助金というのが、一つの目玉になってくるのかなというふうに思うのです。そういう面では、この間、地域のボランティアも含めて進めてきたそういったものも、もっと違う形で町政に反映をさせていくという点が、ここの部分にあらわれているのかなというふうに聞いたわけですが、そういう点では、広報を見る限りでは、事業内容そのものが非常に広範囲に設定がされていると。同時に、そういうところをどう拾い上げるかというのが、一つの大きなこの事業の特徴なのだろうとは思いますが、審議の中では、要望に応じて補正もしていくのだという話がありましたけれども、だとすれば、これをどう地域の中におろしていくか。その中で、どういう地域力を町長そのものが期待をしているのか、その辺が問われてくるのかなというふうに思っているのですが、その辺の考え方というものを町長にお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、人員の適正化の問題ですけれども、人数的には、ほぼ現状のまま推移をするということになっていくのだと思うのです、137人ということですから。そういう中で、採用計画の中の、再任用もそこに含まれてくるという形になってきて、ほぼ現状のまま推移するということになっていくわけですが、そういう中で、確かに再任用というのは、今の持っている、具体的には、課長になると思うのですが、課長の人たちの知識をそのまま町政に反映していくという点では、いい方法ではあるとは思いますが、同時に、新たに雇用を生み出すという面では、新しい人たちを採用していくということもあるのだと思うのです。

一つは、再任用を採用計画の中の30年度後の計画の中に入れていく必要があるのかどうか、入れなければならないという必要性があるのかどうか。また、私、先輩の人に「仕事は余裕がないといい発想が生まれないよ」という話もされたこともあったのですが、そういう面で、この課の連携も含めて、そういう点での計画の中で、現状のまま推移するという計画になっているわけですが、今回の審議の中でも、一括法によって仕事が市町村におりてくると。それこそ地域の力を引き出すというのは、それだけ職員が地域に入っていかなければ引き出せないわけで、そういう面で、現状のまま推移していく人数で、十分住民要望に応えられるのだろうか。その辺の考え方はどう考えているのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、課の連携については、確かに今課長が話をしてくれたとおり、機構改革によって、ちょっと弊害も出てきているのかなと。そういう面では、計画をしたとこ

ろが直接事業実施を進めていくという方法のほうが、よりサービスが充実してくるのではないかなというふうに考えられるのですけれども、ましてそのほうが、住民の人たちからの要望等も含めて、それを町政に反映していくという点においては、そのほうがむしろベターではないかなというふうに私は考えるのですが、町のほうの考え方をお聞きをしておきたいと思うのです。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 まず、職員計画の中に、再任用、含まれてくるのかということでございますけれども、先ほどちょっと申し上げましたように、国のほうは閣議決定をし、各省庁に指示を出したということで、再任用をしていけよという指示だと思えます。地方のほうはと申しますと、まだそこまでいっておりません。今後どうなるかわかりません。今の状態ではそういう状態です。

先ほど、フルタイムの再任用の場合には、定員の中に含まれるであろうと思っているわけなのですけれども、これも正式に決まっているわけではございません。そういったまだ不確定要素がたくさんあるわけでございまして、それがはっきりした段階では、この職員採用計画の中に考えていかなくはいけない部分であろうというふうには思っております。

分権一括法の関係で、今回もご審議いただいた議案もたくさんあったわけでございますけれども、権限移譲により、法律改正により、町のほうにいろんな事務が移ってくる中で、職員は減っていく。そういったこともあるわけですが、そういったことのひとつとして人事評価のこともあるわけでございまして、そういったことに備えて人材を育成していくのだということが、人事評価の目標の一つでございます。そういったことで、住民要望には応えていけるのではないかなというふうに思っています。

それから、機構改革の弊害も出ているのではないかなというふうなお話でございました。確かに予算化と事業化、これが同一というのが普通のことでございまして、そういう中で仕事をしていくのが一番ベストであろうというふうには思っております。しかしながら、こども課をつくったには、子供の施策を一元化するという大きな目標もございます。ワンストップの窓口提供ということで、町民の皆様にご不便をかけないということもございます。そういった中で、町のほうとしては、それぞれの課が確実に密接な打ち合わせを行いながら連携を図っていくことで、サービスに、町民の皆さんに不満足を与えるようなことはないというふうに思っています。

以上です。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、新規事業という提案型の件ですけれども、今まで、これと似たようなというか、似てないようなというか、考え方はいろいろとられてしまっているわけなのですが、地域コミュニティ事業というのが、私がお世話になってから一番最初に事業計画をしたものであるわけです。これは、今までは、地域づくりの何かをやるというのも、行政のほうで、大まかな部分もあるし、きっちりした部分もあるのですが、計画をつくって、事業を実施をしていただいて成果を出していこうというのが多かったと思うのですが、この地域コミュニティ事業というのは、企画、提案、実施、これを地域の中で、それぞれ地域性があるでしょうから考えてやってくださいよというのが、一番のスタートだったのです。しかし、これが年数を経てきた中で、実施をする内容というのが、独創性というようなのがだんだん少なくなってきた、同じような事業をどこもやってくるというような状況になってきました。

しかし、これはこれで成果が出ております。地域によっては、それぞれやるものをも決めて、しかも、班というか、小さい会をつくって、そここのところのリーダーをつくって、いろんなものに取り組んでいただいているというようなところまで出てきております。こういうものが、最初狙ったものより何か固定化してきてしまっている部分が見られます。

それで、これはちょっと話それてしまいますけれども、庁内で魅力アッププロジェクトチームをつくりました。それで、若い人たちがいろいろ模索をしながら、ああだこうだというようなことだと思のですが、いろいろやっていただいている。そういう考え方がいろいろ出てきている。時々委員さんからも意見出ますけれども、地域の中でやれることはないのかというような話があるわけです。そういうものを、町のほうが提案するのではなくて、地域の中でそういったものが考えられるものというのではないものだろうか。嵐山町の中に今必要な事業というのが、俺はこう思っているのだよ、この地区ではこうなんだよというのはありはしないだろうかというようなことを、提案型事業の中でそれこそ提案をしていただいて、企画、計画、実施をしていただけるような、そして計画したとおりの成果が出してもらえような形にいかないものだろうかというのが、一番のコンセプトです。そういうものが地域の中で吸収をしていただけると、今委員さんおっしゃるように、地域の力もみんなでも出していこう、この

公園はこういうふうに使っていこうというようなことも、いろいろ出てくるのではないだろうか。そういうことが、一番の狙いといいますか、目標、お願いでございます。

○吉場道雄委員長 清水委員。

○清水正之委員 町長が目指しているもの、非常に具体的になってきたのかなという感じはしています。そういう面では、今後、そうした面でのソフト事業を取り上げていくという面に対して、何を主眼に取り上げていくのか、地域の要望そのものをどうするのか、あるいはそれぞれの地域が持っている力をどう取り上げていくのか、私はその部分が、これからの嵐山町政の中で非常に大切になってくるのかなと。そういう面では、ソフト事業の取り上げ方というのは、非常に難しい面もあるのだと思うのですけれども、そういう一つの大きな考え方を示していただきたいというふうに思うのです。

あとは、いいです。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃるように、今もその人員の適正化の話もございました。課の連携というのはどうなのか、とれているのかというような話もございました。そういう中で、職員は努力をしてくれているわけですが、人数が減ってくる中で、職員もそのままでいいという状況は許されない状況で、やっぱり適正化計画、どこのどこにどう落ちついていこうということになってくると思うのですが、それはそれとして、やっぱり地域の人たちが、一般質問でもいろいろご指導いただきましたけれども、独身の人が参加したほうがいいのか、老人会の人たちがいろいろ参加する老人会がちょっと弱ってきているのではないかと、地域の中はどうだとかというような話が出ました。そういう中で、いかにこの地域力というものを上げていくのかというのが、これからの行政の一番の大きな狙いというか、課せられている内容ではないかなというふうに思っています。それには、この地域力を上げていくというのは、行政のほうで、ああやってください、こうやってくださいというのでは、なかなか力強さが出てきづらい。

先日も、ボランティアの講習会が、100人から集まって講習会がありました。しかし、そのときに集まっていたく人がどういう形で集まっていたのかというので、この間ちょっとした、反省会ではないのですが、意見の出す場があって、行ったのですが、ある人は、もっと広報で各家庭に入るようなものを配ったらいいのではな

いかとか、広報にもっと目立つように大きく書いたらいいのではないかとかというような意見が出ました。しかし、実施をした役員の人、特にじかに取り組んでいただいた人は、参加をして、役員さん等の口コミ、これが一番効果があった。そういうふうには、参加をした人からいろいろ聞くと、そういうことであったと。

ということは、やっぱりそここのところに関心を持ってもらう人をどうやってふやしていくか。それで、その人がそれぞれから情報を発信をして、考え方を出していただいて、協力をとりつける。そして、地域の中で事業をやっていくというところに広げていくのが、やっぱり必要なのではないか、一番強いのではないのだろうか。そういう中で、この地域の地域力を上げていくその一助として、提案型新規事業が効果を出してもらいたいように思うのですが。

課長からもちらっと話がありましたが、数も余り出ないのではないだろうかという心配しているという話あったのですが、そうではなくて、あっちもこっちもというような感じになると、それこそ地域力が上がってきた成果、証拠、そしてその中に、若い人、独身の人、お年寄りの人、子供たちというようなことになったとき、そのときこそ嵐山の力が発揮をして、みんなが幸せになれるまちづくりができるのではないかというふうに思っております。そういう形で進んでいくといいなというふうに思っている事業でございます。

○吉場道雄委員長 最後に、第4番委員、青柳賢治委員。

○青柳賢治委員 それでは、4点ほど質問させていただきますけれども。

けさからも出ていましたけれども、クラウド化でございます。これは、これだけの予算が今回は投入されていくわけです。町長の施政方針にも経常経費が600万減額になっているという中で、この3年後、5年後ぐらいの節減の経費が出ているのではないかと思うのですけれども、その辺のところからお聞きしたいと思います。1点目。

それから、2点目については、今回、杉山城の公有地化が進んでいくわけですが、その辺を、堂沼公園から連携させながら、そして菅谷の館、そしてオオムラサキの森、蝶の里、それから3号地、このような地域資源をどのように活用して、町としては進めていきたいのか。これが2点目です。

3点目は、きのうもちょっと健康福祉課等で出て子育て支援の中で、教育長が答えていただきましたけれども、整理していかなくてはならない部分があるのではないかと考えています。健康福祉課で予算をとってきた中で、こども課に使っているとい

うようなもの、そのような子供支援、この辺が、やっているほうはなかなか大変であると同時に、参加していく立場にある人たちも、なかなかわからないところがあるのではないかということで、その辺を含めてお聞きしておきたいと思います。

4点目は、今回のこの予算を、町長は非常に強い覚悟でつくられたのだろうと。やはりプライマリーバランスというのを維持をした予算になったと。町長が、よく、転機とはどこかであるのだとおっしゃっていますけれども、嵐山町のこの小さな自治体で、4年ぶりのプライマリーバランスを守った予算ができたということは、これからかなり厳しいこの状態が続いていくのだという中で、いろんな予算の中で、例えば民生費含めると、非常に実績値に近い予算がつけられています。そのような中で、町民の皆さんに迷惑のかかることのないような予算になっているのかどうかということを含めて、お尋ねしておきたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 私のほうからは、1点目のクラウド化に伴う財政的な見込みということでお答えをさせていただきます。

平成25年の10月に、今切りかえを考えておりますシステムにつきましては、先ほど渋谷委員のご質問にお答えしましたとおり、27業務システムを25年10月に切りかえるというふうに予定しております。実際の契約に関しましては、25年度、4月に入ってからということなので、契約額ではございませんが、今後の見込額ということでちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

まず、この27システムの平成24年度における必要経費、これは約5,400万円でございます。これが25年度に切りかえまして26年度になった場合、落ちついた後の経費ということになるわけですが、この27システムに関しまして、一応見込みでは約3,700万円になるだろうというふうに見込んでおりまして、つまり切りかえ前の5,400万から切りかえ後の3,700万円を引きますと、年間約1,700万円の削減になるだろうということでございます。

この5年間ということを考えますと、1,700万円の5年間で約8,500万円の軽減になる。しかしながら、25年度に切りかえ経費がございまして、その中で、その切りかえに要する経費、システムのデータの移行費用、あるいは新たなシステムの構築費用、あるいはそのオプション部分の切りかえ費用、そういったものが約2,800万円かかる

ということで予算計上をしております。としますと、5年間で8,500万円から2,800万円を引きますと、約5,700万円、計算上は5年間で削減になるという計算でございます。確定数字ではございませんので、最低でも5,000万程度は削減できるのではないかとということで見込んでいるところでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 私のほうからは、2点目の杉山城跡の公有化に伴う今後の地域資源の有効活用についてお答えさせていただきます。

史跡の文化財指定の趣旨は、土地に残された遺構の恒久的な保存ということが第一でございます。同時に、その有効的な活用ということが挙げられます。史跡の活用を地域資源という視点で見た場合、次のような要素がございます。第1に、学習の場としての資源。これは、城の歴史や地域の歴史を学ぶ場としての意味。それから、里山としての自然学習や環境学習を学ぶ場としての面がございます。第2には、レクリエーションを提供する場としての資源。これは、四季折々の自然を楽しんだり、また散歩やハイキングを楽しむ場。第3には、史跡の環境整備の副産物としての物的資源として、間伐材や間伐竹の活用、タケノコ掘りやシイタケの栽培などがあります。それぞれの資源を重複した活用が有効であり、また相乗効果が期待できます。

次に、周辺地域の地域資源との連携による新たな地域資源化の創造という視点で見た場合には、次の要素がございます。第1に、周辺の文化財や観光資源、産業資源との連携により、観光、ハイキング、史跡めぐり等のコース等に位置づけることでございます。また、史跡にちなんだ特産品の開発なども挙げられます。第2に、地域の人的資源の活用や連携があります。例えば観光協会や史跡保存会のボランティアガイドの活用や、将来的には史跡の整備などの諸活動を担うNPOなどの組織化も視野に入れることができます。

また、特に杉山城跡の今後につきましては、保存整備計画や保存活用検討委員会以上のような内容について具体的な検討を行い、また観光協会や商工会、学校、文化団体など、幅広い意見交換や連携を通じて、地域資源の有効活用について有効な方策を模索していきたいと考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 プライマリーバランスのことに關しましてお答えします。

プライマリーバランス、基礎的財政収支というふうに言われておりますけれども、平成25年度は、公債費の元利償還分でございますけれども、これから町債を差し引きますと、2億8,513万1,000円の黒字になると、そういうことでございます。先ほどお話いただきましたように、黒字化は久しぶりだということでございます。今後、毎年の借り入れを4億円、これを仮定いたしますと、現在34億3,000万円ほど普通債がでございます。それが、5年後の30年には約21億2,000万円というふうになりまして、約13億1,000万円ほどの減額となります。このような状態を堅持しながら、財政の健全化をこれからも図ってまいりたいと思いますし、それに伴って町民の皆様にご不便、ご迷惑をかけることはないというふうに考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、子育て支援、子供支援ということでお答えをさせていただきますと思います。

施政方針の話もございました。この中にも述べさせていただきましたけれども、いろいろな子供支援というものを実施していきたいということで書かせていただきました。子ども医療費の窓口払いを協力をいただいているということで、そのお金をいろんな形で活用をしていきたいということで、それらを実施をしてまいりました。そして、特に予防接種の関係では、嵐山町が先行しておりまして、医師会のほうからも、ぜひ嵐山に合わせていただきたいという話の申し入れがあったらしいのですが、ほかのところと歩調が合わないということで、嵐山だけ現状でも先行しているというようなことがございます。これは、ワクチン接種をするというだけではなくて、いろいろご心配いただいております国保会計等も含めて、医療費の抑制のほうに何らかの形で貢献をするのではないだろうかというようなことで取り組みを強めているわけですが、そういうようなこと。

それから、各学校の施設整備、これもきょうお話もございました。体育館も仕上がり、管理等々も含めて、あとは内部のものについてのご心配の提案もございました。今後は、それらについて関心を持って整備をしていきたいということでございます。

それから、ふれあい交流センターが、先ほども話がございまして、大変大勢の人に活用をいただいております。その中にも、子供事業、子供が行える事業ということで、

木工教室ですとか、将棋の教室ですとか、子供が参加をできるような事業も、昨年度も計画をいたしました。今後も、活用しやすいような状況のものを取り入れていきたい。それから、夏休みに理科の教室というのを昨年度も計画をしていただきまして、大妻の高校の科学部というのですか、そういうところと一緒に交流をしたりということもございました。また、小さなお子さんも相手のフィットネス21、それから志賀の公園、そういうようなものも整備を進めて、嵐山町は子育てしやすい町なのだというような発信ができるような子供支援というものも、これから引き続いてやっていきたいというふうに思っております。ご提言もいろいろいただいておりますので、そういうものをもう一度精査をいたしまして、嵐山町で取り入れていったほうがよいというようなものがあったら、そういうものをさらにこれからも取り入れていって、子供たちの支援になるような事業を展開をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○吉場道雄委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 クラウド化の経費の効果というのは、これだけ出るのですね。国も挙げてe-Taxや、県もe-Taxです。その中で、町が吉見と並んで4月から開始になるということの効果というのは、やはり町民に今度逆にサービスとして戻ってくるわけですが、これだけの経費を節減したということは。これはやはり大きいことなので、やはり町の広報の中でも堂々と取り組んでいってもらいたいと思うのです。

ただ、けさから出ていた、情報の云々とかという中でも、これが一番いいシステムだということで進んでいるのだということですね。それで、今の経費の件はわかりましたけれども、心配されるようなことがあるとすればどのようなことがあるのか、その点についてはお聞きしておきたいと思うのです。

それと、杉山城を含めた観光資源の活用ということなのです。やはり町長の施政方針の中には、毎年のように、この地域資源を生かしてやっていくのだというふうな形でおっしゃっていただいているのですけれども、そこを束ねていくといいますか、嵐山にある菅谷の館は館、トラスト地にある3号地は3号地というような形で、それを一つまとめたような。さっきから出てくるような、横断した、観光協会が中心になるのもいいのでしょうけれども、やはりこれは町が公有地化してやっていくことだから、町が積極的に人を呼び込む、そして人口減少に臨んでいくのだということから考えると、もっともっと町はそこの部分はイニシアチブをとって進めていくべきことが

あるのではないかというふうには私は考えるのですが、その点いかがでしょうか。

それと、プライマリーバランスの件でございますけれども、これも要綱にはいろいろ書いてありますけれども、いずれにしても財政における公債金の収入が、その以外の租税等の収入によって、公債費を除く歳出等の収支になるわけです。これは、この均衡であるということは、公債金の収入が過去に発行した公債の償還費の利払い費に充てられるのみで、一般歳出には支出されるものがないと、そういう状態を言うのです。それはかなり厳しいことなのです。やはりこれをもう一度、我々町民もそうすけれども、役場の職員の皆さんにもしっかりとその辺のところを持ってもらうというか、嵐山町が厳しい状況の中で住民サービスをしていくのだということを、しっかりと踏みしめるというか、考えてもらうということだと思いますので。なかなか事業展開厳しいと思うのですけれども、頑張ってもらいたいというふうに思っています。この点は結構でございます。

それと、子育ての支援なのですけれども、町長からいろいろ答えていただきましたけれども、いずれにしても今の子供たちを持つお母さんたちは、やはり嵐山だけではなくて町外にも行って、けさも出ていましたけれども、江南にある公園はいいよとかという情報を言うてくれることは言うてくれます。ただ、町もそれを手をくわえて見ているわけではないのだと、きちんとこども課は一生懸命やっているのだということを、子供たちを持つお母さんにどんどん、どんどんアピールしていくということが必要だというふうに思うのです。

そういう意味では、きのうの審議の中でありましたね、障害の発達の関係のことで、予算が健康福祉課で、それを使うのはこども課だったという。そういうような中で、ここについては、子育ての分はこども課なのだというようなことで、しっかりその辺の部分が町民にも理解してもらえるような組織づくりというのでしょうか、役場の仕事というような形でなってくるのではないかと思うのですが、その辺についてはもう一度お答えいただきたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 クラウド化についての関係についてお答えをさせていただきます。

今、委員さんからいろいろとお話をさせていただきましたとおり、このクラウド化に

よりまして、今の経費面だけではなくて、災害対策の充実あるいは法改正等があった場合のスケールメリット、運用経費の削減、それから人的な体制、そういったものの専門性が図れるということでの人的な経費の削減。そして、例えば法改正があった場合に、嵐山町だけが乗りおくれるということはないということで、相互の共通理解のもとで法整備の改正の対応が図れるというようなメリットが共同化にはございます。

その中で、広報等で十分周知すべきということでございました。大変ありがたいことでございまして、そのような形で周知をさせていただきたいというふうに今後考えたいと思います。

その中で、特に危険というか、心配な部分はあるかということでございます。きょう、川口委員さんのほうからもご質問がございました。それでは、クラウド化をすれば、そういった情報管理に関して100%安全性が確保できるのかということとは、今の状況の中では、100%ということはないのだろうというふうに思っております。しかしながら、今、町でこの管理をしているこのシステムから言えば、このクラウド化をすることによりまして、より安全性が高められるというふうに考えております。そういった中での判断ということでご理解いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 質問の内容が込み入ってきましたので、漏れていたらまた言ってください。

杉山城の関係で、いろんな資源をグレードアップといいますか、そういうふうにしていったらいいのではないかというお話ございました。そのとおりだと思うのです。ご承知のように、嵐山町の場合には、大きな観光資源というのが、滝があるよとか、何とか湖があるよみたいなものがないわけでした、小さい観光資源が丘陵地なりにいっぱいあるわけです。ですから、そういうものを個々にグレードアップをしていく必要があろう。それで、今も課長が答弁したように、新たな地域資源の創造というふうに答弁させていただいたかと思うのですが、こういうことだと思うのです。やっぱり新たな地域資源をつくっていくのだと。そういうことで、小さいものの積み上げ、連続というのですか、そういうようなことでも考えて。今年、観光案内ができ上がったのまだ見てないのですが、そういうものもでき上がった。金を払うのだというのだけ回ってきましたので、でき上がったのだと思うのですが。そういうのも一つだけでは

なくて、並んで回って見て、それで「ああ」というような感じになるのかな。

これも、都幾川の改修、槻川の改修の中で、松山とときがわが頑張ってやって、嵐山町もそこにオプザーバーで入れてもらってというようなことで、今事業進んでいるようですけれども。その中で、班溪寺橋の上流のところの竹林を整備をしよう。それで、そこのところの受け持ちといいますか、掃除した後の整備はときがわが持ちますよということらしいのですけれども。そういうような形で、うちのほうとすると、今も川の中に整備、バーベキューの上のところ、川をいじっていますけれども、そういうようなことからつながって、下から上まで行く、点が線になり、線を面にして、それで広がりを持たせて嵐山町のをさらに広めていくというような形で、それぞれの小さい資源をグレードアップして大きくしていく、そういうことが必要だなというふうに思っております。

それから、健康事業等で課の連携というのがどうもというような話がありました。健康いきいき課、町民課、こども課、長寿生きがい、いろいろ課の中で、それぞれ受け持っている仕事があるわけですが、以前に比べると、数段にわたって、それらの課の中での連携、話し合い、このことはこっちの課でやったほうがいいのではないかと、これはこっちでやろうということなのだけれども、知らないでそっちでやっているということではなくて、話し合いの上で、ここの課のほうがこれはいいでしょうというような取り組みが進んできております。

そういう状況で、先ほど来、いろいろ課の連携というような話がありましたけれども、大変なのは最初からもうわかっていたというか、予想はしていたことですが、カウンターの中が、内側で努力できることはやって、カウンターの外の町民の皆様にも少しでも町民サービスが上がったと見られるような形をつくっていかうというのが一番の出発点だったわけですので、それらをもう一度再確認をし合う形で進めていければというふうに思っています。

子供支援というものをもっとアピールしたらいいのではないかということです。このアピールというのが、嵐山町、下手で、広報をやるのがいま一つかなというように感じがしております。それで、窓口払いもやって、それでその後こういうことを考えてやっているのですよというようなものも診療所に張ったらいいのではないかというのは、医師会の先生方から言っていただいて、それで、うちの診療所も張っていいよ、うちもいいよ、ということで医師会の先生方にご理解、ご協力をいただいて、ああい

うことができるようになりました。それで、町民のご父兄の皆様にもわかりやすくなってきたかな。そういうような町民への情報の提供、アピールということは、委員さんおっしゃるように、これからもいろんなことで気をつけてやっていけたらというふうに考えておりますので、さらにご指導をいただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○吉場道雄委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 クラウドのことは、順調に移行することを期待していると思います。

そして、今、町長の答弁いただいた観光資源のことなのですけども、この辺のところを、杉山城の公有地化にかけながら、嵐山町の人が嵐山溪谷に行ったことがないということのないようにやる必要があるのではないかと。杉山城ってどこにあるんだいというのではなくて、杉山城、ここにあるのだよと、今度一回連れていくからというふうな形で、ぜひ、嵐山溪谷にある秋に紅葉するもみじの木なんか見てほしいです。それを見るだけでも、すごいな、嵐山にはこんなものがあるのだということを実感するのです。そういうことで、ぜひ、公有地化にかけて、もう一度、いろいろとある観光資源を一つにまとめたような働きかけが欲しいなと思うのですが、その辺についてひとつお答えしていただければありがたいですけども。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 観光資源の、特に身近な町民へのアピールをしたらいいのではないかな、全くそのとおりだと思うのです。それで、先ほど地域のコミュニティ事業、あるいはそのほかの町の事業、社協の事業等を使って、嵐山町を知ろうということで、ハイキングを重ねている区もあるのです。それで、この嵐山町を実際企画をして歩いてみると、ああ、俺もやっぱりあそこへ行ってなかった、知らなかった、見なかったというようなことを地域の人が言って、大変勉強になるよ。それで、職員に案内役を頼んで町内を散歩、これを第1回、第2回。それで、そこの区のほかの人も参加するようになったりとかということで、大変好評な事業を行っている区もございます。さらに今度の提案型の事業の中にもそんなようなものが出てくるといいかなと思っているのですが、そういうことをやって、町を知ったり、知らせたり、それでそこからまた一歩進んだ何かができるかできないかというようなことにもできますので、そんな形で、今、委員さんおっしゃるように、特に嵐山町の町民に嵐山の資源をさらによく知ってもらうようなことをやっていったらいいというふうに、提案を感謝いたします。

○吉場道雄委員長 以上で総括的な質疑を終了いたします。

これにて全ての質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 討論を終結いたします。

これより議案第23号 平成25年度嵐山町一般会計予算の議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○吉場道雄委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

この際、暫時休憩いたします。おおむね10分間。

休 憩 午後 2時25分

再 開 午後 2時36分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○吉場道雄委員長 次に、議案第24号 平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計予算の議定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

それでは、どうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 2件あるのですけれども。

229ページの一般被保険者国民健康保険税ですが、資産割と平等割だけの世帯数、それから6割軽減と4割軽減の世帯数、退職者被保険者の資産割、平等割だけの世帯数、それとやはり6割軽減と4割軽減の世帯数を伺いたいと思います。

241ページです。一般被保険者療養給付費の中で、就学前児をどのぐらい、子供の

金額見込んでいるか。それから、70歳から74歳の1割負担をどの程度見込んでいるか。5歳児未満をどの程度、6歳からの負担をどの程度見込んでいるか。ここに書いてありますけれども、6歳から70歳までの方の医療費をどの程度見込んでいるか、伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えいたします。

まず、一般被保険者の医療給付分と後期高齢者支援金分の人数ですけれども、4,886人、平等割の世帯数ですけれども、2,790世帯。それと、6割軽減が589世帯、843人、4割軽減が127世帯、293人を見ております。

それと、一般被保険者の介護給付分ですが、均等割の人数が1,461人、6割軽減が276人、4割軽減が83人です。

続きまして、退職被保険者の医療給付分と後期高齢者支援分ですけれども、均等割の人数が539人、平等割の世帯数が245世帯、6割軽減が32世帯で52人、4割軽減が10世帯で28人。介護給付分ですが、均等割の人数が436人、6割軽減41人、4割軽減22人です。

以上です。

○吉場道雄委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 私のほうからは、241ページの一般被保険者療養給付費負担金のところを算定しましてお答えいたします。

一般被保険者は4,970人ということで、前年が4,900人、70人増ということで予算額を見込んでおります。それで、ゼロ歳から6歳までの人数ですけれども、120人。このゼロ歳から6歳までの1人当たりの医療費というのですか、平成21年、22年、23年、それから24年の途中までの過去3年間プラス今年度の医療費を計算しまして、17万462円、この金額で、伸び率が1.04というような形を見させていただいております。同じように、7歳から64歳の人数が2,690人、この金額につきましては12万4,862円、伸び率1.04というものです。それから、65歳から69歳、この人数を1,110人、金額につきましては24万4,493円、伸び率1.04です。それから、70歳から74歳の人数につきましては1,050人、35万1,057円、伸び率1.04という形にさせていただいております。前年度比較で、ゼロ歳から6歳につきましては、人数の増減はない見込みでおります。120人です。7歳から64歳につきましては、90人ほどの減人数で見込んでおります。65歳

から69歳につきましては10人の増、70歳から74歳につきましては150人の増ということで、それぞれ見込んだものでございます。

以上です。

〔「すみません、数字を言うときはもうちょっと
ゆっくり言っていただけますか。とても書き
とめられないから」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 いいですか。

○渋谷登美子委員 はい。

ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 232、3 ページの前期高齢者交付金が、昨年と比較すると2,500万円の減となっているわけです。説明欄に、加入率が、全国平均に比べて上回る場合、調整金として交付されると。つまり、加入率が低いということでこれだけの減額になったということなのでしょうか。全国平均が幾つぐらいで、嵐山どのぐらいで低くなったのか、伺えればと思います。

それから、ちょっと細かいのですが、244、5の葬祭費なのですが、人口の高齢化で昨年よりマイナスをしているわけです。亡くなる方が少ないだろうという見方をしたわけですが、35人という説明であったわけですが、その根拠を伺いたいと思います。

それから、医療費の伸びがかなり高く驚くのですが、やっぱり健診というものをしっかり受けてもらわないと。健診を受けたから今年の医療費に反映するかというほど簡単ではないわけですが、これから何年か先を見越しても、健診はしっかり受けてもらわないとならないわけですので。

一つは、人間ドックは、昨年、国保の関係しかお答えできないのかなとは思いますが、あとは健康いきいき課になるので。実際、何人ぐらい受けたのか。もしおわかりであれば伺いたいと思うのです。それを根拠にして350人にしたのか。伺えれば思うのですけれども。

それと、併診なのですが、併診は申し込みがちょっとおくれるともういっぱいになってしまうというふうに聞いているのですが、それは事実なのでしょうか。

それから、特定健診、これをどうやって引き上げていこうとしているのか。伺えれ

ばと思います。

○吉場道雄委員長 村上副課長。

○村上伸二町民課保険・年金担当副課長 232ページ、前期高齢者交付金の2,514万8,000円の減、こちらについてご説明申し上げます。歳入概要のところに、全国平均12%となっております。嵐山町の平成25年2月末現在の前期高齢者の加入率は39.1%と、非常に高いものになっております。この前期高齢者交付金の内訳でございしますが、当該年度の概算分、つまり平成25年度の概算分を5億1,091万と見込んでおります。昨年度の平成24年度の概算が4億8,857万4,844円ということで、単年度の概算分につきましては、プラスの2,233万8,000円の増となっております。

この前期高齢者交付金に関しましては、前々年度の精算額、こちらのほうが当該年度の概算分と合わせて交付されておりました、平成24年度におきましては、平成22年度の精算分、こちらが5,714万9,693円、こちらが概算分と合わせて5億4,572万4,537円、これが平成24年度の交付金の額でございしますが、平成25年度につきましては、平成23年度の精算分、こちらの見込みが1,326万4,844円を見込んでおります。この精算分につきましては、平成20年度からの制度でございしますので、制度開始当初は概算見込みと実際の精算の差が大きく、昨年につきましては5,700万という精算金が概算分と合わせて交付されておりましたが、年度がへるに従って、徐々に概算分と実質の確定分の差が減ってきております。その関係で、平成25年度につきましては、精算分として1,326万ということで、精算分の金額だけで平成24年度と25年度で4,388万5,000円減という形になっております。その関係で、両者合わせました額がマイナス2,514万8,000円という数値になっておりますので、当該年度の交付金自体は上がっているということでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 それでは、245ページの葬祭費の関係につきましてお答えいたします。

今年度、前年度と比較しまして15人の減ということで、35人の予算を組ませていただいております。過去の実績につきまして申し上げますと、平成22年度が45人でございました。その後、平成23年度が25人、平成24年度2月末現在で28人ということで、ここの葬祭費の件数を見て減額をしたところでございます。

それから、人間ドックの関係につきましてお答えいたします。23年度の関係についてのお尋ねだったと思うのですが、35歳以上の人間ドックにつきましては255人、併診ドックが38人というのが23年度の結果だと思います。今年度、人間ドックにつきましては、人間ドックそのものが350人、併診ドックが50人という形で、個別検診の件数の予算を見ております。

それから、特定健診の受診率を上げていく方策についてお尋ねがあったかと思えますけれども、やはりご自分の健康はご自分で守っていただくというのが基本的な考え方でございまして、家族のために自分の健康を自分たちで守るのだというのが基本的なものがないと、お忙しい間に、なかなか対応ができないというか、医者に行く時間がないというような働く世代の方のご意見の方も多し、あるいは現実にはお医者さんにかかっていて、もうお医者さんである程度定期的な検査も受けているから、かえって特定健診には行かなくてもいいというような考えの方もいらっしゃる。そういう方をどのようにして特定健診に結びつけていくかというのが大きな課題ではあるのですが、いずれにしても自分の健康を家族のために自分たちで守るのだというようなものをアピールしていけばいいかなというふうに思っているのですが、ただそれがどの程度特定健診の向上のために結びつくかというのはなかなか難しい。農協さんで実施していただいているものや、それから商工会館で実施していただいているものについても、その報告をいただくようなシステムには変えていくわけですが、それだけでどの程度率が上がっていくかというのは、ちょっとわからない状況ではございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 葬祭とその前のは、わかりました。

そうすると、説明がこれだけではないのですね。これだけを読むと、嵐山の加入の率が下がったのかなというふうに見てしまうのですが、いいです、わかりました。

人間ドックの関係なのですが、350人のたくさんの人数の枠をとってもらっているというのは、昨年からでしたか、受ける希望のある人は全員受けられるようにするのだということで、そういう政策になったわけです。実際、そこで何人ぐらい受けたのかなと思ったのですが、決算ではないので、それはいいです。

問題は併診なのですが、そうすると、併診の枠を広げたのでしょうか。何とかこの人数だと、予算の絡みもあるわけですが、いいだろうということで50人にしたのかどうか。ちょっと伺えればと思います。

予算の絡みもあるのですが、医療費を何としても抑えようということを考えていったら、この辺は、広げることが大事ではないかなというふうに思うのですが、あわせて伺えればと思います。

特定健診、確かに自分の健康は自分でということで、みんなそう思っているのだと思うのです。でも、受けてないというのが実態です。健康いきいき課では、2回ぐらいはがきを出して受診を促すということをやっているようなのですが、町民課のほうでは、何か特別なお考えというのは、そうするとないということなののでしょうか。確認なのですが。

○吉場道雄委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 併診ドックにつきましてお答えさせていただきます。併診ドックにつきましては、23年度が38人という実績でございましたので、それに見合うだけの予算ということで、併診ドックが50人の予算を出させていただいたという状況です。

それから、特定健診のアピールの関係ですが、毎年、嵐山まつり等には、そういう特定健診のことにつきましてもアピールするようなコーナーを設けて、嵐山まつりにも参加させていただいていますし、それから保険証の切りかえ、更新のときに、特定健診のものについても入れさせていただきながらアピールをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 参考資料では、前年度比、医療費が下がってすると思うのですが、予算書ではそういう反映がされていないような感じがするのですが、医療費そのものは、24年度と比べて下がってきているという認識でいいのでしょうか。

当初見込みが下がっていると。25年度の見込みそのものは、こういう形で前年度比で下がっているという形で推移をするのだという見込みを持っているのですか。特定疾患の部分によって随分影響するというのが今までの通例だったのですが、その辺の見込みというのはどういうふうに考えているのでしょうか。

○吉場道雄委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 23年度の決算と比較しまして、予算額は、前年度の予算と今年度の予算というようなつくり方をするのが多いものですから。それから、24年度の実績を見て、25年度の予算がどの程度できているかというところは、また難しいところがあるわけですが、23年度決算は、特に決算上は低かったわけですが、予算と比較しましても低く済んだという状況でございまして、25年度の予算を立てるに当たっては、24年度の伸びが余りにも大きいものですから、24年度の伸びをそのままストレートに見込んだ場合には、ちょっと予算的に難しいということがありまして、先ほど渋谷委員のご質問にもありましたけれども、21年度、22年度、23年度を含めた4年間のトータルを考えた階層別の医療費をもって予算を立てさせていただいたというところでございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 討論を終結いたします。

これより議案第24号 平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○吉場道雄委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。

休 憩 午後 2時58分

再 開 午後 2時59分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○吉場道雄委員長 議案第25号 平成25年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算の議定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は一括して行います。

それでは、どうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 267ページになるのですが、特別徴収の保険料と普通徴収の保険料があります。これそれぞれ人数はどの程度で予算を組んでいるのか、伺います。

○吉場道雄委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 お答えいたします。

特別徴収の保険料の被保険者対象数ですけれども、1,657人でございます。それから、普通徴収の対象被保険者数は407人でございます。24年度と比較しまして、24年度が特別徴収が1,581人、25年度が1,657人ということで、76人の増で見込んでおります。それから、普通徴収につきましては、407人と申し上げました。24年度が396人の予算でございました。そちらにつきましては、11人の増です。合わせて87人の増でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 その保険料なのですが、収納率は説明なかったと思うのですが、特徴、普通徴収、2点。

あと、271の広域連合納付金のこの伸びの分というのは、医療費の伸びの分というふうに理解してよろしいのでしょうか。それを伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 収納率につきましてお答えいたします。収納率につきましては、特別徴収の収納率は、過去、ずっと100%というような形でできております。普通徴収の収納率も98%以上という収納率でできておりますので、同じような収納率で見込んでおります。

それから、271ページ、後期高齢者医療広域連合納付金の関係でございます。これにつきましては、特別徴収、普通徴収の納付された金額、それプラス低所得者軽減分、

それから滞納繰り越し分の収入分、合わせまして1億5,819万8,000円というのが予算額でございまして、特別徴収と普通徴収の収納分につきましては1億2,713万1,515円、それから滞納繰り越し分の収納分を50万円、それから低所得者軽減分、これにつきまして3,056万5,560円、合わせて1億5,819万7,075円になりますので、この予算にさせていただきます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 納付金のほうなのですが、そうすると、医療費が向こうで伸びているかどうかというのは、こちらではつかめないということなのでしょうか。

○吉場道雄委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 後期高齢者医療につきましては、2年ごとに医療費の伸びを見込んだ保険料の改定というのが行われているかと思うのですけれども、平成24年度に改定されたのは、平成24年度と平成25年度の医療費を見込んで平成24年度に料金改定がされたものだというふうに認識しておりまして、その間、被保険者数の伸びを見込んで平成24年度に保険料の改定が行われたということだというふうに考えておりまして、それが広域連合で見込んだ伸びの中でおさまっているかどうかというのは、今の状況ではまだわかりません。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 平均保険料というのはどのくらいになるのでしょうか、前年度比でどういう推移をしているのでしょうか。

それと、滞納繰り越し分が50万のっているのですが、資格証明証あるいは短期保険証の発行の該当になるというような部分が、嵐山町では出てきているのでしょうか。

2点だけ。

○吉場道雄委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 お答えいたします。

平成24年度改定したのが、24年度と25年度の2年間にわたっての平均保険料ということになっているかと思います。その保険料の額につきましてお答えいたします。均等割額が4万1,860円、所得割額が8.25%というのが、この2年間の保険料です。

それから、後期高齢者医療に該当する方で、短期証あるいは資格証の発行がしてあるかということですが、嵐山町においてはそのような方はいらっしゃいません。

以上です。

○吉場道雄委員長 清水委員。

○清水正之委員 保険料額というのはわかるのですか、平均保険料額。

○吉場道雄委員長 村上副課長。

○村上伸二町民課保険・年金担当副課長 1人当たりの平均調定額でございますが、これは広域の見込みでございます。平成25年度につきましては、5万6,821円となっております。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 討論を終結いたします。

これより議案第25号 平成25年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○吉場道雄委員長 挙手多数。

よって、本案を可決すべきものと決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

◎散会の宣告

○吉場道雄委員長 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時07分)

予算特別委員会

3月14日（木）午前9時30分開議

- 議題1 「議案第26号 平成25年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について」の審査について
- 2 「議案第27号 平成25年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について」の審査について
- 3 「議案第28号 平成25年度嵐山町水道事業会計予算議定について」の審査について

○出席委員（１３名）

1番	森	一	人	委員	2番	大	野	敏	行	委員	
3番	佐久間	孝	光	委員	4番	青	柳	賢	治	委員	
5番	小	林	朝	光	委員	6番	畠	山	美	幸	委員
7番	河	井	勝	久	委員	8番	川	口	浩	史	委員
9番	清	水	正	之	委員	10番	安	藤	欣	男	委員
11番	松	本	美	子	委員	12番	渋谷	登	美子	委員	
13番	吉	場	道	雄	委員						

○欠席委員（なし）

○委員外議員

長 島 邦 夫 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事 務 局 長	杉 田 豊
主 席 主 査	岡 野 富 春

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
青 木 務	長寿生きがい課長
戸 野 倉 弘 美	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
近 藤 久 代	長寿生きがい課包括支援担当副課長
大 澤 雄 二	上下水道課長
奥 平 清 人	上下水道課管理担当副課長
深 澤 清 之	上下水道課施設担当副課長
山 下 隆 志	上下水道課下水道担当副課長
加 藤 信 幸	教 育 長

◎開議の宣告

○吉場道雄委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま出席委員は、13名であります。定足数に達しておりますので、予算特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時27分)

◎諸般の報告

○吉場道雄委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○吉場道雄委員長 議案第26号 平成25年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、一括して行います。

それでは、どうぞ。

畠山委員。

○畠山美幸委員 すみません。では、4点お伺いします。

まず、ページ数が307ページ、元気はつらつ体操教室事業、元気はつらつ口腔教室事業の2点でございますが、去年は、栄養改善のプログラムを実施するための経費というものはついておりませんでして、本年度からこの2カ所の事業についておりますので、内容をお伺いしたいと思います。

それと、309ページ、ちょっとすみません、私309ページと310ページのほうに、めざせ100歳元気元気事業がまず108ページのほうに載っておりまして、310ページのほうには(自主地区)事業ということになっておりますけれども、まずこの違いも、ちょっと今さらながらで申しわけないですけれども、ちょっと教えていただきたいのと、あと309ページのほうが拡大分として、ボール体操指導者養成講座ということで入っ

ておりますので、この拡大分についてお伺いしたいと思います。

そして、311ページのやすらぎトレーニング事業、活き活きふれあいプラザのやすらぎのトレーニングルームの要介護状態になることを防ぐための経費ということで、皆さんあの器具を使っていらっしゃると思うのですけれども、どういう形でご利用になっているのか、ちょっとこの辺お伺いしたいと思います。

それと、311ページの脳の健康教室事業、こちらは、簡単な読み書きや計算を行うことにより高齢者の認知症を予防する経費ということで、これある学習塾でもこういうのをやっていたみたいですが、一応どういうことをやるのか、内容をお聞きしたいのと、あと時間は何分ぐらいを月何回やるのか教えていただきたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 ちょっといいですか。ちょっとやすらぎの器具とか……

○畠山美幸委員 やすらぎだって入っているよ。311ページ。

○青木 務長寿生きがい課長 わかる範囲内で答えさせていただきます。

○吉場道雄委員長 いいですか。課が違うのですけれども。

○畠山美幸委員 長寿生きがい課って書いてある。311ページ。ただ、介護予防のための内容なのだけれども。

○吉場道雄委員長 わかる範囲で、ではわかりましたか。わかる範囲でお願いします。

近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えいたします。

まず、元気はつらつ体操教室と口腔教室の栄養改善のプログラムなのですが、元気はつらつ体操教室は1コース10回ありまして、その中に栄養講座の日を設けて、栄養士さんが来て、栄養のバランスとか、カルシウムのとり方とか、栄養のとり方の講義をしております。

また、口腔教室も全6回なのですが、その中で栄養士さんが入りまして、栄養の講座のお話が入っております。

次に、めざせ100歳元気元気事業の自主グループとの違いということなのですが、これは、めざせ100歳元気元気事業は各地区で実施をしておりますが、その教室が終了した後に自主グループ活動ということで自主的に活動を行うグループが出てきておりまして、そのグループへの講師の派遣等の指導を行っております。

ボール体操の指導者講習会なのですが、これも、めざせ100歳元気元気事業

の自主グループ活動を継続していくために、ボランティアという形で指導者を養成する講座となっております。平成18年度から20年度までに養成を行いまして、その後、しばらくたちまして、指導者が年齢的な理由から減ってきているということもありまして、また再度開催させていただきたいと思っております。

それから、やすらぎトレーニングルームの器具をどういう形で利用しているかということなのですが、まず最初に、申し込みをやすらぎトレーニングルームのほうにいただきまして、マシンの使い方とか体力測定ということで講習会を1回行います。その後、会員の登録という形になりまして、トレーニングルーム開催されている日に都合のいい時間に行っていただいてトレーニング器具を使ってトレーニングをしていただくという形になっております。

それから、脳の健康教室の内容なのですが、まず認知症を予防するために、読み、書き、計算、それから指先を動かすという内容をプログラムしておりまして、1人30分、週に1回、6カ月間を予定しております。その週に1回教室に来て学習していただく以外にも、宿題を持って帰っていただいて、おうちで続けていただくという内容になっております。

以上です。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 再質問させていただきます。

307ページの栄養の部分が入って、栄養講座をやるとのことなのですが、調理実習とかではなくて講座になるのか。あと何かこういう塩分を控えたほうがいいですよ、糖分はこうやって控えてやるほうがいいですよというようなレシピみたいなものもお配りをしているのか、教えていただきたいと思います。

309ページと310ページのほうは大丈夫です。

311ページのやすらぎの件なのですが、これ健康いきいき課でも提案させていただいたのですが、やはり高齢者介護状態、要介護状態になることを防ぐということで、やっぱり高齢者になると下半身が衰えるのが早いので、なるべく最初に申し込みして、マシンの説明をして会員登録するときに、これはこういうふうを使うというふうに全部説明をされて、診断した結果、あなたは下肢が弱いですよとか、上肢が弱いですよという診断が出て、あなたに合ったメニューという形で提案してくださると思うのですが、やはりその提案の仕方が本人任せになっている部分があ

るので、ある程度こういうメニューみたいなものをつくってくれるとなお親切だなというのを健康いきいき課でも言わせていただいたので、その辺のお考えを。いつもトレーナーの方がいらっしゃるのだけれども、なかなかトレーナーの方に一々聞けない場合もあるので、そういうメニューみたいなものをつくっていただけるとありがたいのですけれども、その辺お伺いしたいと思います。

あと、簡単な読み、書き、計算のところなのですけれども、こちらはほかの市町村でも始まっておりまして、会費を取っているところがあるのですけれども、嵐山町においては、この6カ月間の1カ月、毎週1回の月に4回ないし5回くらいあるのかな。そのときに費用がかかるのかどうなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○吉場道雄委員長 近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 まず、栄養教室に関してお答えします。

このメニューは、調理実習は特に含まれておりませんで、レシピというか、「栄養のとり方」というパンフレットはお渡しして説明をさせていただいております。

続きまして、脳健康教室の会費なのですけれども、嵐山町では会費はいただく予定はございません。

私からは以上です。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、私からは、やすらぎのトレーニングルームに関しまして、お答えをさせていただきたいと思います。

実は、こちらの会報、特会のほうに計上させていただいておるのは、やすらぎのトレーニングルームにかかる費用の一部分、実は1週間のうちの2日分を計上させていただいております。それ以外の3日分については、一般会計の衛生費に計上してございます。主として、この事業につきましては、健康いきいき課が主体となっている事業でございますので、今後議員さんのご提案に関しては、健康いきいき課のほうと相談をして進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 そうしましたら、栄養のとり方のパンフレットを差し上げているということで、やっぱり高齢者になると、なるべく油物とりたくないとか、お肉は食べないようにして魚に切りかえたとか、何かちょっと間違っただけを覚えているという

のかな。何か意外とたんぱく質の多いものを食べると長生きで元気でいられるというようなこともあるようなので、内容的には、そういったたんぱく質を多くとりましようとか、そういう形で、そこまで気使わなくてもいいのかなと思いますけれども、一応どんな内容なのか、すみません、教えていただきたいと思います。

やすらぎの件は、健康いきいき課でも言わせていただきましたので、よろしくお願いします。

脳のほうは、では会費はなしということで。宿題もよその市町村によりますと、やはり自宅で10分程度の時間でできるものということで、何か徒然草を読む何かこう1枚のぺらのものとか、あと算数の本当に簡単なものとか、あと漢字の書き方とか、そういうものがありましたけれども、内容的にはそういう形でやるのか、再度伺いたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、お答えいたします。

調理の栄養のパフレットなのですけれども、主食、主菜、副菜に分けて、その主食、主菜、副菜にはどういう食べ物があるのだよということを説明して、それをバランスよく食べられるように、偏らないように食べましょうという形で説明をさせていただいております。

それから、脳の健康教室なのですけれども、議員さんおっしゃるとおり、家庭で10分程度ですでに読み書きのプリントとか計算のプリントをお渡しして、やってきていただくという形になっております。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 この参考資料の42ページに給付額の推移が載っているわけですが、でも、大変大きいなと思ってこの数字見たのですけれども、何か考えられることがあるのか、伺いたいと思います。

それから、課長が説明の中で今年の2月に高齢化率が26%になったというお話がありましたけれども、今後の推移、もしわかっているようでしたら、伺えればと思います。

それと、在宅介護者、在宅介護で、要介護者で在宅介護の人、この方はショートステイ、デイサービスよりはショートステイだね。ショートステイは、全員受けているのかどうか、利用しているのかどうか、伺えればと思います。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の参考資料の42ページの給付額の推移でございます。こちらをごらんいただきますと、23年度に比較をいたしますと24年度はかなりふえているような状況が見てとれます。考えられる理由の一つとしては、介護報酬の改定に伴いまして、これまでこの地域では算定がなかった地域区分というものが割増になっているということがございます。これは、今までこの地域は0%だったのですけれども、今回の改定で3%介護報酬上乘せをするというような形になりましたので、その影響はあるのかなというふうに思います。

ただ、それは3%ということでございますので、それほど大きなものではないというふうに思っています。やはり主なものは、通常の利用される方が増加をしていると。やはり対象となる方がふえている、介護保険制度が浸透してきている、こういったことから利用がふえている。また、その利用するサービスの基盤というんでしょうかね。そういったものも徐々に整えられてきている。こういった理由から、給付額がかなりふえているのではないかとということが予想されます。

今後についても、今5期の計画で24年度からやっているわけでございますが、5期の計画上は4期に比べてはかなりの率で伸ばしております。これは、嵐山だけではなくて、よその市町村も、やはり高齢化が進んでいるということを勘案しまして伸ばしている状況でございます。

2点目の今後の高齢化率の見通しということでございます。ちょっと大変申しわけございませんが、今手元に資料がなくて、正確な数字は申し上げられないのですけれども、たしか前調べたときには、平成30年にはかなり高くなるなど。28とか、そういった8とか9とかという数字になってくるのではないかなと。そういった数字がたしか出ていたと思います。総振の中にも何かそういった数値が出てきたかと思います。当分の間は、まだまだこういう形というものは高まっていくと思われます。

また、ただ高齢化率ということだけではなくて、前期高齢者、後期高齢者という区分があるわけでございますが、埼玉県は比較的后期高齢者の率はまだ低いのですね。

介護保険というのは、どうしてもその後期高齢者の方が利用する率が高いということがございます。ですから、まだいいのですけれども、今後、例えば10年間、埼玉県というのは全国で一番増加率、後期高齢者の増加率というものが高まっているというような推計が出ているというようなことは承知はしております。

3番目の在宅、要介護をとられている方で、在宅生活をされている方が全ての方がショートステイを利用されているかというようなご質問かと思いますが、全ての方が利用されているということは、これは当然その方の介護者の状況だとか、その方自身の要介護の度合いだとか、こういったものによって利用される、されないというのはあるかと思います。当然、全ての方が利用されるということはないというふうに思っています。

参考までに申し上げますと、これは平成24年の11月の利用者ということで申し上げますと、ショートステイを利用された方が全部で61名の方が利用されています。それに対して、要介護、要支援をとられている方は692名、大体1割弱でしょうか、の方がショートステイを利用されたということでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうすると、給付額が伸びているわけですが、さらに今後伸びるというお話のようなので、これは当然保険料にはね返ってくるのだらうと思うのですが、次は第6期になるのですか、来年度からもうその作業が始まるのですか。まだ現段階で判断するのは難しいのでしょうか、やっぱり値上げというのがかなり高いのかなと、高いというふうに判断しているのか、伺いたいと思います。

それから、高齢化率の今後は、総振に載っていますか。載っているのであればいいのですが、私もちょっと記憶がなくて、いただければありがたいなと思うのですが。

それと、在宅介護のショートステイ、在宅介護者が691人ということですか。そうではないですよ、これは。要介護者の認定が、これは一応692人となっていますので、施設介護に入っている人は除いた数字でないと正確なパーセントは出ないと思うのですが。

それで、要はここで何が言いたいかというと、家族が介護をするわけですよ。その人の負担が一度ももし利用していないということであれば、かなり負担が重いので

はないかなと。確かに度合いがあるので、一律には言えないのですが、介護度の重い人がもし利用していないのであれば、ちょっとそこは状況の家族間でうまくいっているのかとか、少しその辺は探っていかないと、変な事件も起きていますので、その辺をよろしくお願ひしたいということなのですが、ちょっと答弁をいただければと思います。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

まず、1点目の給付費と保険料、こういった関係でございます。これは、国ベースでちょっとお話をさせていただきますが、現在嵐山町の保険料というのは、月額でいえば基準額が4,000円になっています。全国平均で見ますと、たしか4,972円というのが平均の額になっています。国が、では6期はどういうふうになるかというのを今出しているのですが、今4,972円というのが8,200円になるというふうに国は今出しています。ただ、8,200円を年金だけの収入の高齢者に負担をいただくというのは、これはどうなのだろうということも国は申しています。そういったことにならないために、次の6期に向けての介護報酬、介護保険法等の改正を国は考えているわけですが、その基本というのが、給付の重点化と効率化というようなことをキーワードにしています。今後こういった改正がなされるかというのは、これから社会保障審議会の中で検討がされて決まっていくことになると思いますが、今議員さんが心配されるような高額な保険料とならないがために、今後制度がつくられていくのかなというふうには思っています。町としてできることは、国の動向を注視することしかないのかなというふうには現在思っております。

次の在宅介護者の関係でございます。先ほど私692人というのは、大変申しわけございませんでしたが、要介護の認定者数の総数のことを申し上げました。このうち施設介護のサービスをお使いになっている方が126名いらっしゃいます。この差額が、その数字が居宅のサービスを使っている方、あるいは地域密着型サービスを使っている方、それとサービスを何も使っていない方、何もというか、給付ではなくて住宅改修だけの方だとか、福祉用具の購入だけの方、こういった方は給付ということに入らないのですが、こういった方がいらっしゃるわけです。そういった方の中で61名の方がお使いになっているということかと思えます。

3番目の家族介護の関係でございます。確かに要介護重度の要介護をとられている

方で、現在サービスをお使いになっていない方もいらっしゃいます。そういった方に対して、以前も川口委員さんのご質問の中でもいただいたこともございましたが、制度としましては、家族介護者に対する慰労金という制度もございます。そういった制度を町としては用意をしていると。ただ、今議員さんが心配されているように、重度の介護者で家族で介護していて果たしてうまくいっているのかどうなのだとすることを町は把握しているのかというお話かと思います。当然、例えば、今要介護をとられるときには、申請をいただいたりということがございます。そういったその介護者と町とが会う機会もございます。そういった機会を捉えたり、あるいはこちらとしてはいつでも相談に来てくださいということをきちんとお伝えをすると。何かあれば、すぐに対応ができるような態勢を整えているというふうに思っております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 286ページです。この第1号の保険料です、被保険者の。先ほど説明にもありました24年の料金のところで、嵐山の場合4,100円というものを用意していただいた中で、これが去年と比べて現年度が約900万ほど、それから基礎徴収分というのが約300万円ぐらいですか。これだけふえているということは、所得の変動のようによ因があって上がっているものかどうか。その点を確認させてもらいたいのが1点。

それと、予算ですので294ページ、この先ほども出ている保険給付費が相当の勢いで23年から出ているわけです。その説明は、3%の介護報酬の改定やら、利用度がサービスの基盤ができてきたというような説明でありましたけれども、ここの財源になってくる部分、一般財源がこれ8,136万9,000円、そして繰入金が5,816万7,000円と。去年の予算書でいくと、一般財源は1億2,016万なのです。そして、繰入金は508万7,000円、これ当然町からの一般会計から入っていますけれども、この辺がこのような数字に大きくなってきたのはどうしてなのでしょう。

以上、2点お伺いします。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず1点目の保険料の関係でございます。今年度、議員さんのお話のとおり、特別

徴収分、普通徴収分、ふえているわけでございます。こちらに関しましては、被保険者数が増加しているということでございます。ご案内のとおり、こちらの第1号被保険者保険料につきましては、65歳以上の方が対象ということでございます。団塊の世代が既に65歳に突入しているわけでございます。ここ数年、この第1号被保険者数については増加の一途をたどるというふうに思っております。

参考までに申し上げますと、特別徴収の方が前年度当初予算に比べまして188人、普通徴収の方が59人増加をしているということがございますので、このような結果になっております。

次に、294ページ以降の、これは財源の、一般財源のところでございます。こちらにつきましても、介護保険の場合には、全て法律で財源の割合というものが決まっております。基本的には、給付費の50%保険料、第1号保険料で賄うと。それ以外の残りを国、県、第2号被保険者の保険料、それと町で賄うというような形になってございます。

これは、サービスによりまして、その負担割合というものが異なっております。基本的に町は、12.5%を持つということになっております。財源内訳の記載のところの一般財源が昨年と比べて減っているというご指摘でございます。実は、こちらに関しまして、その他のところをごらん、その他のところと比較をしていただければと思うのですが、繰入金金額は大変昨年に比べますとふえてございます。実は、昨年24年度当初予算につきましては、一般会計からの繰り入れ分を特定財源扱いしてございませんでした。今年度から、やはり内容としては、特定財源として扱うのが適切ではないかというような判断がございましたので、昨年は町の一般会計からの繰り入れ分については、今年度からは一般財源ではなく特定財源のその他分に計上させていただいたということで、数字が大きく変動しているものでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 それで、ここの教育費に行くわけですがけれども、今の川口委員さんも質問されていましたが、これだけのふえ方をしていると、月々で1,000万とか800万とか900万の増加になっているわけですよ。その3億8,281万6,000円という給付費の予算というのはどうなのですか。私に言わせると、この金額で間に合っていくのかどうかということが心配だという話なのですよ。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

まず1点ですね。先ほど参考資料の折れ線グラフの表につきましては、23年度の数字というのは、これは決算ベースでございます。23年度までは予算の額に対して決算が比較的こう予算までは届かなくて、そこまで給付が伸びなかったということがございます。

そして、24年、今これ執行しているわけでございますが、予算と決算見込みを比較をいたしますと、大体執行率が98%から98.5%ぐらいの間の執行率ということになっていまして、ちょっと23年度の状態とはかなり異なってきていると思います。この24年も25年の予算については、第5期の介護保険事業計画をもとに予算のほうは編成づけさせていただいています。ということで、何とか、こう24年度については予算の範囲内でおさまりそうだと。25年についても、介護保険計画上はかなりの率である対24年で、25年目は伸ばしておりますので、何とかこの予算で現状ではいけるのではないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 ちょっとわからないのですけれども、297ページなのですが、施設介護サービス給付費負担金が4億2,373万2,000円、これなののですけれども、希望して、まだ入所で待機していらっしゃる方、どのくらいいらっしゃるのか。

それと、実績による町内の施設と町外の施設の利用者の割合。町内施設というのは、介護老人福祉施設のみだと思うのですが、これはどの程度になっているのか、伺いたいと思います。ショートステイは、割と早く入っていけるのかなと思うのですけれども、実際に施設の方はどのくらいいらっしゃるのか。

それと、居宅介護サービスプランとか介護予防サービス計画プランというのですけれども、ケアプランの策定件数というのは、どのくらい予定されているのか。

次に、303ページになるのですが、ごめんなさい、ページ数言っていないでごめんなさいね。高額介護サービスとか高額介護予防サービスがあります。これに関しましては、介護保険の限度額以上に使われる方の予定の人数、そうすると主として使われるサービスメニューはどのようなものを予定されているのか、伺いたいと思うのです。

ね。

それと、もう一つ、同じ304ページになるのですが、高額医療合算介護サービス、高額医療合算介護予防サービス、それぞれ金額としては医療との合算サービスが253万6,000円、そして介護予防サービスが12万4,000円になっているのですが、大体この医療と介護を使われる世帯数というのはどのくらいあるのか、伺いたいと思うのですね。

それと、もう一つ、307ページになるのですが、二次予防事業対象者把握事業が307万ですが、報償費が90万から36万円になっているのですが、これは報償費ではない形で職員がやるような形になってくるといことなのかどうか、伺いたいと思います。

それと、もう一つなのですが、これどこというふうなことはないのですが、304ページになるのか、特定入所者とかいろいろありますよね。要するに低所得者の方をどのくらい予定されて、そのサービスメニューに対してどのくらいの感じているのか。これもかなり大きな問題だと思っていますので、それで伺いたいと思います。書き切れなかった。待機予定者だよ。待機者数なのです。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、すみません、大変数が多いので、わかるところからお答えさせていただきます。

まず、1点目の待機者数でございます。待機者数につきましては、実は本当の細かい待機者というのは町では把握はできないのですね。これというのは、例えば待機をする場合には、複数の施設に申し込みをしたりしますので、そのところがきちんと把握ができないということになっておるのですが、県で2年に1度調査をします。そちらについては、全ての施設も対象に調査をしますので、ある程度正確な数字が出ます。直近ですと、23年の7月1日現在ということで調査をしています。このときの数字は嵐山町は29人でした。この数字というのは、近隣の市町村の中でも、郡内ではたしか一番少ない数字でした。東秩父が28で嵐山よりは少ないのですが、それ以外のところだと大変多かったのですね。

というのは、嵐山町は、この人口に対して2つの特別養護老人ホームがあるということでございますので、定員も80、80、160ということでございますので、ある程度需要に対しては応えられているのかなというふうには思っております。

ただ、この29人の内訳を見ますと、要介護度が例えば1であったりとか2であったりとか、通常であれば、重度の方優先ですから、ちょっと入所が難しいなという方も申し込みだけはされているという方がございますので、実質的な本当にどうしても緊急性を要するという方は本当にいらっしゃったとしてもごくわずかなというふうには思っております。

2点目の施設介護サービスの町内外の割合ということでございます。

これは、昨年(2019年)の12月現在の数字で申し上げますと、特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設ですね。こちらにつきましては、全体で93名の利用です。そのうちの町内の69名。ですから、8割ぐらいでしょうか、が町内の施設をご利用をいただいているということでございます。介護老人保健施設と介護療養型医療施設につきましては、町内には施設はございませんので、全て町外の施設ということでございます。

すみません。3点目のケアプランの件数ということでございます。これは、年間を通しては、延べ人数ということで申し上げます。12で割るのですけれども、要介護の方が年間で延べ3,660人、要支援の方が1,320人ということでございます。

申しわけございません。3点目の高額介護サービス費の対象となる人数ということでございます。大変申しわけございませんが、25年の人数についてちょっと資料がなくて申し上げられないのですが、これは23年の決算のベースなのですけれども、件数で申し上げますと、高額介護サービス費が1,313件、これも延べ件数です。介護予防のほう(要介護)が8件。ほとんどが要介護の方というような形になってございます。それと、合算のほうも人数ないでしょう。

それと、次の合算の、介護と医療の合算のサービスの関係でございます。こちらも件数で把握をしてございまして、これも23年ですと56件ということでございます。こういった件数については、それほど大きなサービスを使う方は継続的に使っていらっしゃいますので、それほど年度年度で大きな変動、増減というのでしょうか、というのはないかというふうに思っています。ただ、対象者がふえていきますので、増傾向にあるというようには把握はしてございます。

〔「307ページの報償費の減」と言う人あり〕

○青木 務長寿生きがい課長 それと、2次予防事業対象者把握事業の報償費の関係でございます。

この報償費につきましては、アンケートをこちらから郵送で送らせていただくわ

けてございますが、そちらのアンケートの返信がなかった方に対して訪問という形をとっております。未返信者訪問ということでやっておるわけでございますが、こちらは昨年は140回訪問するということで傾聴しておりましたが、実績がそこまでいきませんでしたので、今年度の実績を勘案をいたしまして、25年度は減額をして60回分を見させていただいたというものでございます。

ですから、それだけ回収ができたということ。

〔「回収ができたということ」と言う人あり〕

○青木 務長寿生きがい課長 回収ができたので、そこまでのものが必要がなかったということでございます。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 低所得者の利用料の助成です。特定入所とか、そういうので。304ページからになると思うのですけれども、その具体的な人数が知りたいのですけれども。特定入所者介護サービスとか、そういう分です。

○青木 務長寿生きがい課長 すみません。最後の特定入所者介護サービスの関係でございますが……

〔「低所得者なのよ」と言う人あり〕

○青木 務長寿生きがい課長 こちらについても、大変申しわけございません。件数で把握をしているのですけれども、延べ件数で1,165件というようなことで把握をしてございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。いいですか。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 大変申しわけございません。先ほどの特定入所者介護サービスの人数でございますが、24年の11月の対象者でございますと103人が対象者ということでございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 渋谷委員、お願いします。

○渋谷登美子委員 すみません。まず最初に、待機者数なののですけれども、待機者数というのは、ケアプランを作成する段階である程度私は把握できるかなと思ったのです

けれども、そういうふうなものは把握できないで、全部県の施設の利用状況のアンケート調査からしか把握できないのか、その点伺いたいと思うのですね。

当然、要介護1とか介護2の方で、家庭的な問題の少ない方は入らないと思う、入所を希望なさらないと思うのですけれども、介護度が重くなってくると、入所を希望なさって、それで29人、そのうちの幾つということになってくると、どのぐらいの方が待っていらっしゃるのかということが把握できる。ケアプラン策定の段階で把握できないのかどうか伺いたいと思うので、実際に29人というのはありがたい数字ですよ、と思うのですけれども、それを伺います。

それと、高額介護サービス費というのは、施設利用を求めているながらも、結局施設利用できない方がホームヘルプサービスとか、そういったものを使われるために出てくる金額かなと思っているのですけれども、そのサービスメニューとしては、どういうふうな形で予算計上を、これ実績で、23年度の実績でプラスアルファで出しているということなのか、24年度11月の実績で出していращやるのか。ここら辺がちょっと件数で言われるとわからないのですけれども。

もう一つ、高額医療合算、介護合算サービスですけれども、多分これ使われているのは、訪問介護とか、訪問リハビリとか、そういった形と、あと私はこれにがんの利用の方もあるのかなというふうに感じていたのですけれども、そこら辺はどのようなサービスメニューが使われていて、ここは今後ふえていく部分なのかなというふうに感じているのですけれども、その辺の予定というのはどうなのでしょう。

低所得者の部分というのは、件数でいくと103人ということなのですが、嵐山町では特養に入っている方が93人ということですよ。あとの方は108人で、93引く108は、そんなことってあり得るのかなというふうに、今108引く93だと何人ですか。ちょっと考えられないのだけれども、低所得者数の方で施設介護の方と、それから、あると思うのですが、それどうなのですか。低所得者の方のどのくらい介護保険を実際に使われていて、その利用料の伸びをどのぐらい見込んでいるのか。利用料の助成はどの程度見込んでいるのかということ伺いたいのですけれども、今回の当然26年度の問題になってきますけれども、生活保護基準の切り下げになってくると、当然そこもかわってくるので、その点を伺いたいと思うのですね。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

まず1点目の待機者の関係でございます。ケアプランで確認ができるのではないかというお話でございますが、確かにケアプランを全件確認すれば、その方の状況を把握ができるかと思えます。

町は、要支援の方については、包括のほうで基本的には行うということになっておりますが、要介護者につきましては、これはいろんな事業者の方が行っておりますので、現実的にそれは全件を確認をするということは、ちょっと難しいのかなというふうに思っています。

実は、その29人という数字を県から示されたときにも、その名簿をいただきましたので、それぞれの方がどういった例えばサービスを使っているのだとかということは、そのとき確認はさせていただきました。

そういったような形で、もし必要があれば、例えば特定の方、こういった方はどうなのだろうというような形で個々のケアプランを確認はさせていただいています。

2点目でございますが、在宅の方が、全ての方が施設を求めているかといったら、当然そうではないのですよね。国が言っている、国が申しているように、今後の高齢者の生活というのは、住みなれた地域で生活をしていく、その本人の意思を尊重をして、住みなれた地域で生きていくのだということが基本なわけですから、その方の意思を尊重して、私は例えば施設で生きたいのだと、あるいは自宅で生きたいのだというようなことを選択ができるのだと思うのですね。

〔「ごめん、サービスメニューはどんなものを
使っているということなのです、メニュー」
と言う人あり〕

○青木 務長寿生きがい課長 申しわけございません。2点目の高額介護の関係ですが、高額介護と次の合算のサービスについては、これはもとは5期の計画をもとに予算のほうつくっております。この5期の計画については、4期の実績から今後の伸び等を推計をして見込んでいるものでございます。

ですから、24年11月の実績かというお話でございますが、実はもう少し前の実績をもとに出している数字でございます。

それと、3点目の合算のサービスの中でがんの方ですね。がんの方の利用はあるかというお話でございますが、当然、最近多い例としては、末期がんの方がこういった病院から最後は自宅でということでお帰りになって介護保険サービスをお使いになる

ということはかなりふえている状況にあると思います。

今後こういった傾向というのが続いていくのかなと。サービスメニューとしては、主に訪問看護であったり、訪問介護であったり、こういったサービスが中心になってくるのかなというふうには思います。

それとあと、最後の低所得者の関係でございますが、先ほど103人というふうに申し上げました、特養は93人と申し上げました。それ以外に老健もありますので、その人数もありますので……

〔「162引く103は。192から103引くのかな」と言う人あり〕

○青木 務長寿生きがい課長 老健が最新ですと34人の方がご利用されていますので、あとすみません。介護療養型医療施設については、お1人が最新ですと利用という形になっていますので。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。入所者の待機者数なのですけれども、これは把握してなくてもいいのですけれども、把握というよりも、正確に把握できないということなので、具体的に言うとこれは入所している方が亡くならないと入れないのですね。という状況になってきますよね。

現実はそのようなので、そうするとどのくらい、29人の方でどのくらい年数として待っていらっしゃるのですか。そのその間のあれというのがあって、嵐山町は割といいという、ほかの市町村に比べていいということなのですけれども、その間に亡くなっていく方もいらっしゃると思うのですが、それ伺いたいと思うのです。

それと、今、現在で高額医療介護サービスというのは、武蔵嵐山病院のおおむらさきがほとんど利用されているか、それともほかの病院でも使われているかと思うのですけれども、今は、その充足率というのは、需要に対しての充足率はこれで大体何とか嵐山町圏内で、町内でやっていける状況なのかどうか、伺いたいと思います。

それと、低所得者関係の助成率の利用料割合というのは、今計算したら128人になるのですかね。介護施設を利用している方が128人で、103人の方がというと、25人の方が所得者の関係のことを利用されていない方というふうに把握していいのですか。こんなに少ないものなのかなというのが今私のちょっと驚きなのですけれども、その

点確認させていただきたいと思います。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

最初の待機者の関係でございますが、先ほど29人ということで申し上げました。これは、23年7月現在ということでの数字なのですけれども、この要介護の内訳が要介護1の方がお二人、2の方が4人、3の方が12人、4の方が6人、5の方が5人というような割合になっています。前回21年のときの待機者が40人、その前の2年前、19年が50人という形になっていまして、嵐山町は毎回毎回少なくなっているというような状況になっております。

入所に関しては、先ほども申し上げましたが、その方の置かれている状況だとか、介護者の状況だとか、そういったものに依じて優先度を決めて入所ができてくるということになりますので、例えば本人の状態が比較的よい、介護者もしっかりしている、そういった方で申し込まれている方については、やはりなかなか入所ができないというのは、これは現実的にはあろうかなというふうには思っています。一概に長く待っているから、では3年待っているからどうだとかという、そういった年数だけでなかなか全てを決めていくというのは難しいのかなというふうには思います。

2点目のそのおおむらさきというお話でございますから、訪問看護のお話かと思いますが、現状こういったサービスについては、必要とされる方については提供ができる環境にあるのかなというふうには思っております。3番目、……。

○吉場道雄委員長 渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 低所得者の助成なのですけれども。違うのではないのかなと思う、数字的に。

○吉場道雄委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 この制度につきましては、あくまでも対象者は比較的所得の少ない方ということでございまして、所得段階で言えば8段階まであるのですけれども、第1段階から第3段階までの方が対象ということでございますので、こういったサービスを利用されている方全てが対象になるということではありません。全体で128人の利用に対して103人が対象、それ以外の方は少し所得が多い方というのでしょうか。そういう対象にならないということでございます。

以上です。

〔「第5段階があれだから」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 討論を終結いたします。

これより議案第26号 平成25年度嵐山町介護保険特別会計予算の議定についての件
を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○吉場道雄委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

この際、暫時休憩いたします。おおむね10分間。

休 憩 午前10時34分

再 開 午前10時43分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○吉場道雄委員長 議案第27号 平成25年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について
の件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、一括して行います。

それでは、どうぞ。

青柳委員。

○青柳賢治委員 1点だけお聞きします。

332ページ、この下水道使用料の前年比で2,401万7,000円収入ふえていますけれども、どのようなことによってこれだけ増となってくるのでしょうか。

○吉場道雄委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えさせていただきます。

下水道使用料の増につきましては、下水道を使用いただいている方の使用水量が増加ということで、あと毎年公共下水道に切りかえていただくご家庭も当然ございますので、そういうふうなことで毎年件数もふえておりますので、そういうふうなことでございます。あと企業等によりましては、企業の受け入れの状況によりまして条件当然出てくるわけですが、そういうふうなことで増を組み込ませていただいております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

小林委員。

○小林朝光委員 町設置型の浄化槽ですね。これ既に工事を見受けますけれども、既に町設置型になってから何基ぐらい設置されたのでしょうか。

○吉場道雄委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えさせていただきます。

町設置型の浄化槽の設置基数ですか、申請基数でございますが、今約100基ぐらいの申請が出ていて、今年度中に予定をさせていただいているのは、P F I 事業者と最終打ち合わせをさせていただいて、国に補助金の要求を出しておりますのは、転換の基数で申し上げますと112基になる予定で、P F I 事業者も鋭意今設置工事を実施をさせていただいている、そういうことでございます。

そのほかに、集会所につきましても、地区の区長さんとか相談の上でできるものについては、それにつきましても実施をさせていただいております。そのほかに、新築だとか増改築に伴うもの、これにつきましてもそのほかに実施をさせていただいております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 小林委員。

○小林朝光委員 その転換の中には、くみ取りも入っているということですか。

○吉場道雄委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

転換の中には、くみ取りと単独浄化槽からの転換、その2つからの基数の合計でござ

ざいます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 討論を終結いたします。

これより議案第27号 平成25年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件
を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○吉場道雄委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前10時49分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○吉場道雄委員長 議案第28号 平成25年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件
を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に
入ります。

質疑は、一括して行います。

それでは、どうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 375ページなのですが、1,100万円の第2浄水場紫外線照射設備基本
設計及び変更認可設計業務委託ということで、これ認可までに1,100万円ということ

になるのだと思うのですけれども、この認可後、大体どのくらいのクリプトスポリジウム対策としての紫外線業務の設備はどのくらいになる予定で組まれているのか、伺いたいと思います。

それと、以前、ろ過装置の問題とかで調査研究したときには、まだ日本で紫外線照射の水道事業でクリプトやっているところがたしかなかったのですね。今はどの程度嵐山町規模ではかの市町村でやられるようになったのか、伺いたいと思うのですが。

〔何事か言う人あり〕

○吉場道雄委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

紫外線の対策も考えられるが、これ事業費はどのくらいかと、そういうことでよろしいのですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○大澤雄二上下水道課長 この紫外線照射の設備につきましては、予算的には予定をさせていただくというのは2億2,000万の、以前、当初、今委員さんがお話になったとき、最初に検討したときは、この費用が恐らく5億近くだった、その辺のお話をさせていただいたらなと思います。

そのころは、それと、あとの質問の答えにもなるかと思うのですけれども、この施設が厚労省から認定をされていなかったということで、その後、認定をされ実施をしている市町村、全国のかかなりの数があると思います。全国的な箇所数についてはちょっと承知はしておらないのですけれども、この近隣ですと、毛呂山町が2年ぐらい前に実施をしていただいております。毛呂山町も嵐山町と同規模ぐらいの事業体だと思いますので、これにつきましては、担当職員も研修にも行かせていただいております。そういうふうなことで金額的には2億2,000万。実際にはだから、これで基礎の委託をして、認可をいただいて、実際に実施をする予定は27年度ということで、県に改善計画書というのを昨年度提出をしております。今年度から準備も始めて、認可申請の書類等を整えて、来年度認可を、知事認可なものですから、知事に認可申請を届けると。この認可申請につきましては変更でやるわけですが、浄水方法は今は塩素滅菌だけのそういう浄水方法ということで認可をいただいておりますので、そのほかに紫外線の照射というのにも入りますので、その辺の変更を認めていただく。それと、施設が当然ふえますので、そういうふうな変更手続を済ませた上で27年度に事業実施

する、その予定で計画を立てていただいております。

○吉場道雄委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 370ページの有価証券売却益があるのですが、この時点で売却をするというのは、何か意味があるのか、お伺いします。

それから、今の紫外線の関係なのですが、これ2億2,000万ということでありましたが、実際そうすると設置されるのは、来年認可を受けて来年度に設置されるという理解でよろしいのですか。すみません。ちょっと聞いていなかったもので。では、すみません、もう一度ではお願いしたいので。

それと、補助金は何かつくのかどうか伺いたいと思います。

それと、給水車の件なのですが、災害時に使うというのは当然ですけれども、ほかの理由といたしますか、災害時や断水時はわかるのですけれども、そうしょっちゅう断水もあるわけではないですよね。ですので、そのまま買って放置したのでは、いろいろな部品が傷むと思いますので、使用をしたほうが良いと思うのですけれども、何か考えられているのか、お尋ねします。

○吉場道雄委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

まず初めの有価証券の売り払い売却益の件でございます。これにつきましては、国債等の償還期限がこの年度に、25年度に参りますので、そのときの売却益ということで計上をさせていただいております。24年度においても、そのような時期に来ているものについてはそのような形で処理をさせていただいておりますので、その予定で予算計上をさせていただいております。

次に、紫外線の照射設備の実施の時期でございますが、これにつきましては、平成27年度に実施をする予定で計画をさせていただいております。

それと、それに伴う補助があるのかというご質問ですが、これにつきましては、補助を国に厚労省に補助申請をしていきたいと、補助制度はございますので、それも含めてその準備も当然してまいります。

それと、給水車の件でございますが、給水車は、今委員さんお話しのように、通常災害時、あるいは断水事故、計画的な断水で工事等を行う場合には当然利用するわけですが、それ以外のときにはどうするのかというご質問ですが、これにつきま

しては、当然維持管理、いざというときに出勤ができるよう準備もしておかないと給水車の意味をなしませんので、当然定期的に点検あるいは清掃等、今考えておるのは、通常の日常点検、水質の点検等を業者に委託をしておるわけですが、そういうふうなときに給水車も走らせて、実際に走ったり水も入れて、それで使用しながら、機能の状況の確認というのですか、保守点検もしていければと、そういうふうに思っております。

今、業者にというお話をさせていただきましたが、当然災害時には職員対応等するわけですので、担当する職員、水道担当の職員には、当然その使用ができるように、職員についてもだから定期的にというか、そういうふうな形で実際に使用させるようにしていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。売却益、株価が上がっていて、こっちも上がっているのかな。上がっていて、それを見て売却するのかなと思ったのですが、そうではないのですね。でも、利益としては今いいのでしょうか。もし答えられるのであれば伺いたいと思います。

それから、紫外線の関係はわかりました。27年度設置したということで、よろしくお願いしたいと思います。

給水車なのですが、給水車の購入、これは補助金がつくのですか。上に国庫補助金1,500万円があるわけですが、この中の一部が入っているのかどうか、伺えればと思うのですが。

それと、最初に聞くわけだったのですが、この時点でこの給水車を購入しようとしたのは何かあるのか。それを伺えればと思います。

○吉場道雄委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

有価証券の関係でございますが、これにつきましては、以前に購入していたものでございまして、今は有価証券の購入するときの町の内規の中に、改定額が100円以下と。アンダーパーのものでないと購入はしない、そういうふうになっていまして、今現在ではそういうふうなことで、90円台、99円まで、そういう短期というのですか、期間が短い国債等今出ておりませんので、この後は今は買えていないというような状

況でございます。

ですので、今後はだから有価証券狙っているのだから、定期預金とかそういうふうなところに切りかえていかざるを得ないのかなと、そういうふうに思っております。

それから、給水車の補助の関係でございますが、これにつきましては補助の対象にはなっておりません。先ほど委員さんが歳入の1,500万円の補助金ということがありましたが、これの補助金につきましては、導配水管、送配水管の布設替え、耐震化の布設替えの事業に対する補助金でございます。24年度も同様に計上させていただいておりますが、配水の管の耐震化工事に伴う補助金でございます。給水車に対する補助金は見込んでおりません。

それでよろしいですか。

○吉場道雄委員長 川口浩史委員。

○川口浩史委員 この時期に購入するのですか。

○吉場道雄委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 給水車をこの時期にというのは、当然、東日本大震災とか、そういうふうなことの非常に大きな災害ということと、町の防災計画、県の防災計画等も見直しもされている時期でございますので、そういうふうな意味でこの時期に購入をさせていただくと。そういうふうなことに備えるために、なかなかこう予算的にも見ていただいたとおり、かなり高額なものでございますので、以前にも委員会等でそのようなご質問もいただいたこともあろうかと思います。なかなか高価なもので、そうすぐすぐには対応ができないかなというふうなご回答を以前はさせていただいておりましたが、この際、災害等に備えて購入をさせていただくと、そういうことで今年度お願いをするものでございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

小林委員。

○小林朝光委員 緊急用として発電機はそろえていると思うのですが、これは、導水、送水とも全てのところに発電機を設置したわけですが、それで実際にこの発電機を回してポンプを操作したというようなことは、していないとすれば、それはしなくても絶対するという自信があるでしょうか。

○吉場道雄委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

発電機の件でございますが、発電機は、今発電機を設置をしているところが第1浄水場、平成樓の反対側ですか。今工事をさせていただいています。あそこにあるのと、それともの水道庁舎にもございます。

それと、第二水源、槻川橋の上流側のところ。それと、槻川橋の下流側に第三水源がありますが、そのところに発電機を設置をさせていただいております。

発電機につきましては、毎月、電気点検、機能点検等を実施をしております。

それと、実際に稼動させたことがあるのかというご質問でございますが、これにつきましては、東日本大震災のときの計画停電、最近ですと停電のときに発電機を使用して、水の送水、配水については、町民の皆様方に不便をかけないようにということで、断水もなく実施をさせていただいております。

あと、時には電気点検のときに実際に負荷運転も実施をさせていただいております。

先ほどのご質問のとおり、非常時に動かないということになると、何のための発電機かということになりますので、当然その辺については十分検証しながら、機能状況についても常々チェックをさせていただいております。そういう状況でございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 小林委員。

○小林朝光委員 ぜひその対応願いますので、耐用年数的にはまだ十分大丈夫なのですね。

〔「予算だよ」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 耐用年数的には十分大丈夫だと。第三水源につきましては、昨年度23年度に新たに取りかえもさせていただいております。その他のものにつきましても、耐用年数的には十分耐え得るものになります。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 この嵐山町で初めて入る高価な給水車ですけれども、どうなのですか。

1年間にこれかかるメンテナンスというか、入れて、どのくらいを予定して、何年ぐらいでこの車が水道関係の中で償却がされていくというふうにお考えになっているの

でしょうか。

○吉場道雄委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えさせていただきます。

給水車につきましては、年間にどのくらいのランニングコストか。これにつきましては、通常ですと燃料費代ぐらいかなと思っております。機能的には特別に土木作業車みたいにダンプだとか、そういうのとちょっと違いますので、そんなにメンテナンスも必要ではないのかなと。車検程度かなと、そういうふうにしております。

あとは、耐用年数につきましては、通常の車と同じぐらい、相当数乗っているのかな。年数的には、ちょっともう一度資料がないので申しわけないのですが、そのように考えております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 初めての嵐山でも用意できた車ですから、大事にしてもらうのは当然、そして町の人たちの安心・安全ということで、やはり大事に使ってってもらいたいと思います。

○吉場道雄委員長 ほかに。

安藤委員。

○安藤欣男委員 379の……

〔「379ページはない」と言う人あり〕

○安藤欣男委員 ごめんなさい、375だね。工事請負費ですが、6路線で2億1,800万という事業費が組まれます。この中で、当然町道改良、あるいは県道の改良の工事の関係ですが、補正のときにも県道大野―東松山線の配水管布設工事が不調に終わったということで繰り越されているということが出されました。今工事を進めているところだと思うのですが、これについては、不調、不調の理由がこの受け手がなかった、参加者がなかったということだったですね。今年度新しく組むわけですが、この上のこの説明書の5番と6番にもかかわりが出てくるのでしょうか。これは、5番が鎌形だけではないのだと思いますけれども、3,500万で長さは400メートル。今工事をやっている、工事が終わってからやるということなのかもしれませんが、それやはり経費が余計にかかってしまうとか、逆に、そういうことはないのでしょうか。

それから、一番初めの（1）の町道1―1号の関係ですが、3,600万の予算措置を

していました。これについては、24年にも工事しておりますが、これで嵐山郷のほうからのこの循環が完了するのでしょうか。その2点お伺いしておきます。

○吉場道雄委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えさせていただきます。

まず初めに、大野一東松山線の配水管の布設工事の関係でございますが、この工事区域につきましては、今、歩道の整備工事が実施をされておりますが、その部分につきましては、今24年度のところで該当する部分のところでにつきましては、伏せ替えが終わっております、今回25年度にお願いする部分につきましては、あさひ屋さんのところに県道の交差点があるかと思うのですけれども、あそこからときがわ町に向かっていくところですね。木曽園川を渡って、そちら側ですので、現在工事がされていないほうというのですか。そちら側のほうに今現在は水道管の配管がされておられませんので、新たに布設をしていくということで、中島地区のほうからの町道からのをつなぐと、そういうふうな場所でございますので、今回の県道工事と重複するような部分はございませんので、予算の使い方としますと、だから無駄にはならないかなと、そういうふうなことでございます。

それと、もう一つの町道の1－1号線の関係でございますが、これにつきましては、この工事を実施をさせていただきますと、嵐山郷の入り口まで、安藤委員さんのご自宅のほうから入ってくる進入ルートのところ、あちらのところから、今はそちら側から一方通行だけなので、以前にも断水事故等で嵐山郷が一晩中断水になったと、そういうふうなことございますので、それを改善するためにバイパスで管網整備をしていくと。それで、その後、だからそちら側の新たな今ある管のほうについては、耐震化工事をその後引き続き実施をしていくと、そういう予定でございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 そうですか。(1)の町道1－1の関係については、管網整備ができるということで、ちょっとよかったなと思います。

この(5)の県道大野一東松山線の関係は、不調、ちょっと聞き漏らしてしまったのですが、不調になったところなのですか、24年度。そのことと、結局県道でこの工事の複雑さというものがあるので、予算的には大変高額な予算計上をされているのです。ほかのところと比べると、大変金額的には150ミリが入るところもあるようです。

が、工事的にはどうなのでしょう。150ミリがほとんどなのですか。内容的にちょっとお伺いします。

○吉場道雄委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

工事の内容でございますが、今ご質問のとおり50ミリから150ミリということですが、150ミリにつきましては、3分の1程度かなと思います。それと、木曽園川のところがありますので、水管橋も150ミリにする必要がありますので、ちょっと単価的には上がっていると、そういうこともあります。

それと、県道でございますので、県道占用の条件といたしまして、舗装復旧をするときは片側1車線ですので、1車線半分の車線分は本復旧をして終わると、そういう条件になっておりますので、町道の工事と比べると、そういうふうな復旧の面でもかなりの費用がかかってくる、そういう状況でございますので、距離からすると割高というのですか、予算が必要になってきているという、そういう状況でございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

河井委員。

○河井勝久委員 1点質問いたします。

371ページの13節の関係で受給水の関係、これ県水だと思うのですけれども、県水からの受給率下がっているのだらうと思うのですね。この下がってくることによって、県は供給しているわけでありましてけれども、何らかの形で需要を求めるようなことが出ているのでしょうか。浄化槽等が設置されれば、それなりの需要はふえてくるのだらうと思うのですけれども、その辺のところである程度県水が量的には、もう町に供給する量が決められてくるのかなというふうに思っているのですけれども、その辺のところがどういうふうになっているのか。

それから、県水が入ってくるわけでありましてけれども、これで配水管の耐震化、これは、具体的にどういうふうになっているのでしょうか。その2点お聞きしたいと思います。

○吉場道雄委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

県水の受水量の関係でございますが、県水につきましては、県から毎年2月ごろ、

受水量の増量についての要請というのは毎年来ております。ただし、その中でうちのほうも回答するわけですが、配水量等が減少している、人口減等に伴ってという部分のときには、それなりに見合った受水量、受水率で対応させていただければということで、県においても受水率、嵐山町の全体の配水量に対する県水の受水量の率でございますが、その辺については前年と同程度の受水率を保っていただけるように、増量が無理であれば、そのようなところはぜひ考慮していただきたいという、そういうことを毎年県の県水を担当する部署からそのような要請はされております。

それですので、受水量の限度額というのは、計画上は3,500トンまではだから受水ができるというふうなことでございまして、それ日量の話ですが、今が2,000トン弱ぐらいまでしか最大でも通っていないかなと思うのですが、そういうふうなことでございまして、その受水をしようとするれば、そこまでは受水ができるというふうなことで、各事業体もこの辺については事業体の事情によりまして、受水率はだから、契約の受水量満額とっているところというのはそうはだからないのかな。大きい自治体は別でしょうけれども、と思います。量については、そのような状況でございます。

それと、配水管の耐震の関係でございますが、耐震につきましては、今24年度の予測で申し上げますと、まず基幹管路、重要な管路につきましては、嵐山町が重要管路として指定を考えておりますのは、導水管、送水管と配水本管でございます。配水本管につきましては、口径が250ミリ以上のものを基幹の管路として位置づけておるわけですが、それがその延長が、全体延長が24.1キロほどございます。そのうちの耐震化がされたものは23.9%になる予定でございます。今24年度工事中のものもございまして、実際工事が終わりますと若干の変動はあろうかと思うのですが、そのようなことで。ちなみに23年度末の耐震化率が19.1%でございました。だから、4ポイントほどふえるかなと、そういう状況でございます。

これが今、基幹管路の耐震率でございますが、町全体のそのほかの配水管等を含めますと、町内にはこれも24年度末の予定でございますが、175.6キロほど配管、全体的にはございます。それに対する耐震化率でいきますと7.6%になる予定でございます。耐震化につきましては、以上のような状況です。

○吉場道雄委員長 河井委員。

○河井勝久委員 県水ずっとこう余り使用料がふえていないわけですね。そうすると、

県のほうはどうしても買ってもらいたいという要望は強いのだらうと思うのですね。
今、県水、嵐山町これ以上伸ばすというあれはほとんどできないのだらうというふう
に思っているのですけれども、そこら辺でいくと、もうこれ以上はもうずっと町のほ
うは、これ以上はもう使えないよという形でのこだわりというのがずっと続くと思う
のですけれども、その辺のところでは、県のほう何とかもって拡大するための方法を
考えるとかというのは出ているのでしょうか。

それから、給水管の関係、これは今課長の答弁ですと、私は県水の関係もちょっと
聞くのですけれども、そこら辺のことではなくて、これは町全体の関係なのでしょう
か。県水の耐震化は、嵐山町に入っている耐震化はどのくらい進んでいるのか、それ
も聞いたのですけれども。

○吉場道雄委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

県水の受水量でございますが、今ご質問のとおり、嵐山町は今受水している量をふ
やすというか、増量する状況にはないと思っております。ですので、先ほど言いまし
たように、今年、県のほうからの要請があるということで、だから受水率、町のだか
ら配水量に応じた率については、だから実際の受水率が減少するとしても、率は前年
度と同じぐらいの率の受水はしてほしい。そういうふうなお話が毎年されております。
そういうふうなことで県にも理解をしていただいているということでございます。

それと、県水の供給してくる管の耐震化につきましては、これにつきましては、ち
よっと私どもも県のほうに改めて確認をしたことがないのですけれども、それは耐震
化がされているものとは思っておるのですが、それについては改めて確認もしてみたい
と思います。すみません。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 討論を終結いたします。

これより議案第28号 平成25年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を採決
いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○吉場道雄委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎委員長閉会の挨拶

○吉場道雄委員長 以上をもちまして、予算特別委員会に付託されました予算議案6件の審査は、全て終了いたしました。

4日間にわたりまして慎重審査をされ、大変ご苦労さまでした。

また、町長、教育長をはじめとする説明員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 では、そのようにさせていただきます。

◎閉会の宣告

○吉場道雄委員長 これをもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前11時26分)